

平成 21 年度経済産業省委託調査
化学物質安全確保・国際規制対策推進等

化管法対象物質の選定基準改正のための
基礎的調査
報告書

平成 22 年 2 月

財団法人 化学物質評価研究機構

目 次

第1章	調査の背景と目的	1
第2章	調査項目と取りまとめ方法	2
2.1	調査項目	2
2.2	取りまとめ方法	2
第3章	調査結果	4
3.1	化管法指定物質選定のための有害性の評価基準の検討：GHS分類基準による化管法指定物質の選定基準	4
3.2	「環境中での存在に関する基準」の検討	25
3.3	その他の現行化管法物質選定基準の課題の整理	30
第4章	化管法対象物質選定基準の改正案（素案）と選定作業フロー（案）の作成	36
4.1	化管法対象物質選定基準の改正案（素案）	36
4.2	化管法対象物質の選定作業フロー（案）	37
第5章	専門家へのヒアリング調査	38
5.1	ヒアリング調査の目的	38
5.2	ヒアリングを行った専門家	38
5.3	ヒアリング調査の実施方法	39
5.4	ヒアリング調査結果	40
第6章	調査結果のまとめ	57
6.1	化管法指定物質選定のための有害性の評価基準の検討：GHS分類基準による化管法指定物質の選定基準	57
6.2	「環境中での存在に関する基準」の検討	58
6.3	その他の現行化管法選定基準の課題の整理	58
6.4	専門家へのヒアリング結果	59

添付資料：専門家へのヒアリング資料

資料-1 調査の目的と概要	添付-1
資料-2 答申の指摘事項	添付-4
資料-3 現行化管法指定物質の選定基準の課題	添付-7
資料-4 現行化管法物質選定基準と GHS 分類基準の比較	添付-10
資料-5 現行化管法指定物質選定時の有害性と GHS 分類結果の比較	添付-20
資料-6 有害性情報の収集・評価のための情報源	添付-22
資料-7 環境での存在に関する調査	添付-30
資料-8 国内法規制状況	添付-37
資料-9 リスク評価結果による物質選定	添付-38
資料-10 その他の課題	添付-41
物質リスト-1 化管法物質選定時の有害分類と GHS 分類結果の比較	物質リスト-1
物質リスト-2 エコ調査結果一覧	物質リスト-2
物質リスト-3 法規制状況一覧	物質リスト-3
物質リスト-4-1 低リスク物質（生態毒性）	物質リスト-4-1
物質リスト-4-2 低リスク物質（ヒト健康：経口経路）	物質リスト-4-2
物質リスト-4-3 低リスク物質（ヒト健康：吸入経路）	物質リスト-4-3
専門家へのヒアリング項目	ヒアリング-1
化管法指定物質の選定基準の改定案（素案）	添付：素案-1
化管法指定物質の選定作業フロー（案）	添付：フロー-1

参考資料

参考資料 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律に基づく
第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（答申）

第1章 調査の背景と目的

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(以下化管法と略す)は、日本において1999年に施行され、第一種および第二種指定化学物質が合計435物質指定された。その後、2008年に政令の改正が行われ、現行対象物質は合計562物質である。2008年の政令改正時においては、「薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会PRTR対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保険部会PRTR対象物質等専門委員会合同会合」により「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて(答申)」が作成された。答申においては、対象物質の見直しにおける今後の課題として以下の点が指摘されている。

今回の対象物質の見直しにおいては、対象除外物質の確認の際、初期リスク評価の結果を部分的に用いることとしたが、次回の見直しにおいては、今後の評価作業の進展に応じて、初期リスク評価の結果のより一層の活用を検討することとする。

また、次回の見直しにおいては、物質選定基準とGHSとの一層の整合化を目指すとともに、付随的生成物の選定に向けた排出量把握方法の確立などの課題にも取り組む必要がある。

そこで、本調査においては、上記の課題を解決するために参考となるべき情報の収集と解析を実施した。

また、新たな科学的知見の蓄積や、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(以下化審法と略す)の改正に伴い、化学物質に関する新たな情報の追加が期待されることから、これらの知見や情報を有効に利用した化管法物質選定を行うことは有意義であると考えられる。

上記の背景を踏まえ、本調査業務においては「GHS分類基準による化管法指定物質の選定基準の改定」を行う場合の課題の整理を実施した。

また、回りの化管法指定物質の見直しの際の参考情報として、化審法等における化学物質の評価の進捗等における情報を考慮した「環境での存在に関する基準についての検討」、その他に、「化管法指定物質の国内法規制状況の調査」、「初期リスク評価結果を活用した化管法指定物質の選定」、「天然物・付随的生成物の取扱い」、「構造異性体、群化合物での指定の見直し」、「PBTの性状を有する物質の適正管理」等について調査を実施した。

以上の調査の結果より、本調査では「GHS分類基準による化管法指定物質の選定基準(素案)」、「選定のための作業フロー(案)」を予備的に作成し、回りの化管法指定物質の見直しのための基礎的情報を提供することを目的とした。

さらに、今回の調査結果について国内の専門家にヒアリングを実施した。

第2章 調査項目と取りまとめ方法

本調査における主な調査項目と調査方法の概要を以下に示す。()内の番号は本報告書における章番号に対応する。

2.1 調査項目

- (1) 化管法指定物質選定のための有害性の評価基準の検討：GHS分類基準による化管法指定物質の選定基準（第3章 3.1）
 - 現行の化管法指定物質の選定基準の課題(不明瞭な点)の整理(第3章 3.1.1)
 - 現行の化管法物質選定基準と GHS分類基準との違いの整理：有害性エンドポイント毎の基準の比較（第3章 3.1.2）
 - GHS分類基準による物質選定を行う際の課題の整理（第3章 3.1.3）
 - ・ 現行指定物質の化管法選定時の有害性評価結果と GHS分類結果の比較（第3章 3.1.3.1）
 - ・ 有害性情報の収集のための情報源と優先順位（第3章 3.1.3.2）
- (2) 「環境中での存在に関する基準」の検討（第3章 3.2）
 - 環境モニタリング結果の詳細検討（第3章 3.2.2）
 - 化審法における暴露評価への取り組みの整理（第3章 3.2.3、3.2.4）
- (3) その他の現行化管法物質選定基準の課題の整理（第3章 3.3）
 - 化管法指定物質の国内法規制状況の調査（第3章 3.3.1）
 - 初期リスク評価結果を活用した化管法指定物質の選定（第3章 3.3.2）
 - 天然物・付随的生成物の取扱い（第3章 3.3.3）
 - 構造異性体、xxx化合物等の群化合物での指定（第3章 3.3.4）
 - PBTの性状を有する物質の適正管理（第3章 3.3.5）

2.2 取りまとめ方法

上記調査結果より、GHS分類基準による化管法指定物質の選定基準改定案(素案)(添付資料:素案を参照)および対象物質の選定作業フロー(案)(添付資料:選定作業フロー(案)を参照)を作成した(図 2-1 参照)。

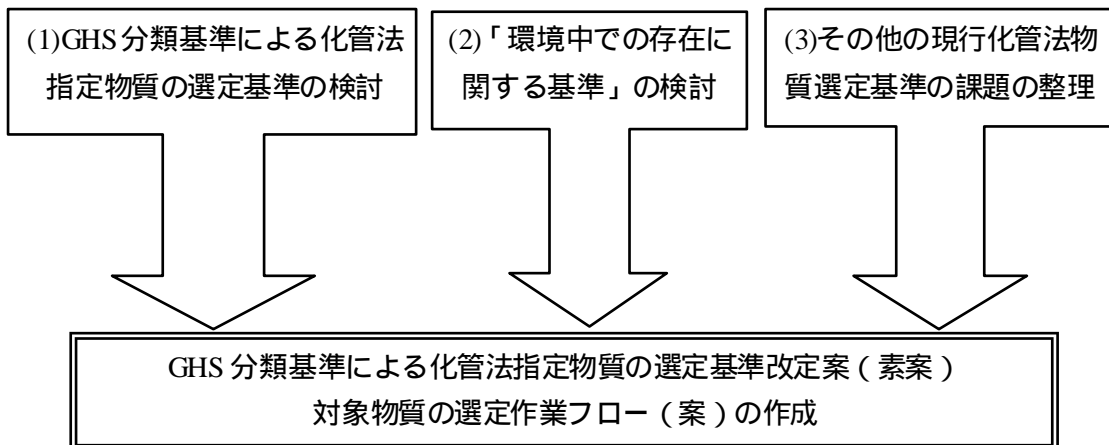


図 2-1 本調査の取りまとめ方法（イメージ）

さらに、上記で作成した化管法指定物質の選定基準の改定案（素案）および対象物質の選定作業フロー（案）について、国内の専門家よりヒアリング調査を実施した。

第3章 調査結果

3.1 化管法指定物質選定のための有害性の評価基準の検討：GHS 分類基準による化管法指定物質の選定基準

化管法指定物質の選定に用いられる有害性項目について、以下の検討を行った。

現行の化管法指定物質選定基準の課題（判断に迷う点）の整理

現行の化管法指定物質選定基準と GHS 分類基準の比較

- ・ 有害性項目（エンドポイント）毎の基準の比較

GHS 分類基準による物質選定を行う際の課題の整理

- ・ 現行指定物質の化管法選定時の有害性評価結果と GHS 分類結果の比較
- ・ 有害性情報の収集のための情報源と優先順位

3.1.1 現行の化管法指定物質選定基準の課題（判断に迷う点）の整理

現行の化管法指定物質の選定における課題（判断に迷う点）とその課題に対する GHS 分類における考え方¹を有害性項目（エンドポイント）別に整理した（表 3-1）。

表 3-1 現行化管法指定物質選定基準の課題と GHS での考え方

番号	有害性項目 (エンドポイント)	課題と考えられる内容	GHS 分類での考え方
1	共通項目	発がん性、生殖毒性、変異原性等の有害性で、動物試験で影響が報告されているが、ヒトでは有害性が無いことが明らかな物質の取扱い。	ヒトで影響がないことが明らかな場合、分類から除外される。
2	発がん性	国際機関等での発がん性の評価結果のみから判断している。国際的な評価がなく、信頼性のある動物試験結果、またはヒトでのデータが入手可能な場合であっても物質選定に利用されない。	国際機関での発がん性の評価結果が無くても、信頼がある試験データから分類を実施。
3	変異原性	「異なるエンドポイント（異なる 3 つのエンドポイント：遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性）をみる <i>in vitro</i> 試験のいくつかにおいて明確に（低濃度での陽性や多数の試験での陽性など）陽性の場合」"いくつか"、"明確に"の基準が明らかでない。	<i>In vitro</i> 試験結果のみでは分類できない。
4		「 <i>in vivo</i> 試験において陽性であるもの」とあるが、複数の <i>in vivo</i> 試験結果が入手可能な場合の優先順位が明確で	評価フローによる試験の優先順位が示されている。

¹ 「国連 GHS 文書」、「政府向け GHS 分類ガイダンス」（添付参考資料-2）、「JIS Z 7252: 2009 GHS に基づく化学物質等の分類方法」より記述

表 3-1 現行化管法指定物質選定基準の課題と GHS での考え方

番号	有害性項目 (エンドポイント)	課題と考えられる内容	GHS 分類での考え方
		ない。	
5		(例えば、in vivo 試験の) 複数の試験で陽性 / 陰性両方のデータがある場合、データ (情報源) の信頼性の判断基準が明確でない。	試験の種類、情報源により優先順位が示されている。
6	経口 / 吸入慢性毒性 作業環境基準	NOAEL や環境基準等の定量的データが入手できない場合、疫学等でヒトへの明確な有害性を示す物質は分類されない。	(特定標的臓器(反復暴露)と比較して) ヒトに重大な毒性を示した場合、GHS 区分 1 に分類される。
7		「原則として投与期間 1 年以上の試験結果を用いた。」の“原則”の判断基準が明確でない。	試験 (投与) 期間は 90 日が基本だが、14 日以上 の試験データを採用可能。
8		化管法物質の選定基準ではクラス 1,2,3 が設定されているが、化管法での取り扱いには違いが無く、クラス (分類) を 3 つに細分する必要性があいまい。	-
9		NOAEL(NOEL) / LOAEL(LOEL)等は、除外すべき軽微な影響 (体重増加や臓器重量の一時的な抑制等) の判断基準が明確でなく、物質選定 (見直し) 時に判断に迷う場合がある。	「軽微な毒性症状(微熱など)のみの場合は区分外とする」
10	生殖発生毒性	EU リスク警告 R60-63 がない物質は、信頼性がある試験データが入手可能でも選定されない場合がある。	-
11		NOAEL 等の定量的データが入手可能な場合、一定用量以上での試験 (例えば 1000mg/kg/day) についての判断 (分類の除外) 基準が明確でない。	基準なし
12		通常の試験方法と異なる投与経路 (例えば静脈注射や子宮内投与等) でのデータ取扱いや信頼性の評価基準が明確でない。	GHS 分類では採用しない。
13		化管法物質の選定基準ではクラス 1,2,3 が設定されているが、化管法での取り扱いにはクラス 2 と 3 で違いが無く、クラス (分類) を細分する必要性があいまい。	-
13	感作性	日本産業衛生学会、EU 分類、ACGIH に感作性の記述がない物質は、疫学データで感作性の報告があっても分類されない。	疫学等でデータがあれば分類される。
14	生態毒性	「揮発性物質のうち明らかに環境中に継続して存在することは無い判断され	GHS 国連文書付属書 9 の試験困難物質のガイ

表 3-1 現行化管法指定物質選定基準の課題と GHS での考え方

番号	有害性項目 (エンドポイント)	課題と考えられる内容	GHS 分類での考え方
		る」の判断基準が明確でない。	ダンスを参照。
15		(答申の 28 ページ)「加水分解・光分解および生分解性物質(半減期が目安として概ね 1 日以下の物質)、、」と定められているが、生分解性における半減期を 1 日以下とすることは試験設計上困難である。	急速分解性の判断基準は、28 日で 70%(BOD)、60%(DOC)が基準
16		急性毒性 LC50<10mg/L かつ慢性毒性 NOEC > 1mg/L の場合は除外可能?	慢性分類は除外(区分外)となる。

表 3-1 に示した課題に対して、GHS 分類基準において判断基準が定められている項目ではその基準を利用することが有効であると考えられる。一方、GHS 分類基準においても、試験結果の信頼性の評価等では専門家による判断が必要となる場合があり、全ての物質やデータに共通した基準を定めることが困難な課題も含まれている。これらの課題については、本報告書の第 5 章における専門家へのヒアリング調査を実施し、考え方の整理を行った。

3.1.2 現行の化管法指定物質選定基準と GHS 分類基準の比較：有害性項目（エンドポイント）毎の基準の比較

3.1.2.1 化管法物質選定基準と GHS 分類の比較

現行の化管法物質選定基準（区分）に対応する（と考えられる）GHS 分類基準（区分）の比較を表 3-2 に示す。

表 3-2 化管法物質選定基準（区分）に対応する GHS 分類基準（区分）

化管法での有害性項目	現行の化管法分類に対応した GHS 分類
発がん性	発がん性 区分 1A（化管法特定第一種）、区分 1B、区分 2
変異原性	生殖細胞変異原性 区分 1A（化管法特定第一種）、区分 1B、区分 2
経口/吸入慢性毒性 作業環境基準	特定標的臓器（反復投与） 区分 1
生殖発生毒性	生殖毒性 区分 1A（化管法特定第一種）、区分 1B、区分 2
感作性	呼吸器感作性 区分 1（区分 1A または区分 1B）
生態毒性	水生環境慢性有害性 慢性区分 1、区分 2
オゾン層破壊物質	オゾン層への有害性（GHS 改定 3 版より） 区分 1

表 3-2 に示したとおり、化管法での有害性項目と GHS 分類（区分）は一致しているようであるが、分類基準や考え方の詳細は必ずしも共通ではない。以下に有害性項目毎に分類基準（基準値）の比較を示す。

3.1.2.2 有害性項目別の選定（分類）基準の比較

(1) 発がん性

発がん性の現行化管法物質選定基準と、それに対応する GHS 分類基準の比較結果を表 3-3 に、国際機関における発がん性評価結果との比較を表 3-4、分類結果の比較を図 3-1 に示す。

現行化管法クラス 1（特定第一種指定化学物質）と GHS 区分 1A は一致（答申に明記）。化管法クラス 2 は、そのほとんどが GHS 区分 1B または区分 2 に該当するが、一部一致しない場合がある（化管法がより多い物質を指定する可能性）。区分（数）では、化管法はクラス 1 または 2 に対して、GHS では細区分を含めると区分 1A、1B、2 の 3 区分としている。

表 3-3 現行化管法物質選定基準と GHS 分類基準の比較（発がん性）

現行化管法基準 発がん性	GHS 基準（改定 3 版） 発がん性
クラス 1（特定第一種指定化学物質） ヒトに対して発がん性有り（GHS：区分 1A） 以下のいずれかに該当する物質 IARC: 1, EPA: A/CaH/K, EU: 1, NTP: K, ACGIH: A1, 産衛学会: 1	区分 1：人に対する発がん性が知られている あるいはおそらく発がん性がある 区分 1A：人に対する発がん性が知られている：主として人での証拠により化学物質をここに分類する 区分 1B：人に対しておそらく発がん性がある：主として動物での証拠により化学物質をここに分類する
クラス 2（第一種または第二種指定化学物質） 以下のいずれかに該当する物質 IARC: 2A/2B, EPA: B1/B2/L, EU: 2, NTP: R, ACGIH: A2/A3, 産衛学会: 2A/2B	区分 2：人に対する発がん性が疑われる 国際機関での分類との関係は表 3-4 に示す。

表 3-4 化管法発がん性クラスと GHS 区分、国際機関での発がん性評価結果の比較

化管法	GHS	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	産衛学会
クラス 1	区分 1A	1	A, CaH, K	1	K	A1	1
クラス 2	区分 1B, 区分 2	2A, 2B	B1, B2, L	2	R	A2, A3	2A, 2B
-	区分 2	-	S	3	-	-	-

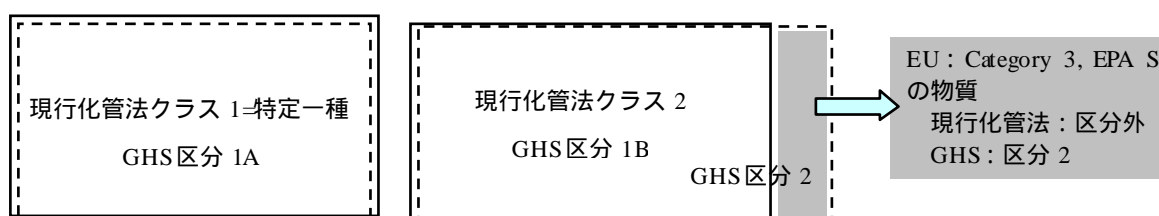


図 3-1 現行化管法クラスと GHS 区分の比較（発がん性）

□：化管法基準、□：GHS 基準、■：一致しない（現行化管法 GHS）

(2) 変異原性 (GHSでは生殖細胞変異原性)

現行の化管法物質選定基準と、それに対応する GHS 分類基準の比較結果を表 3-5、分類結果の比較を図 3-2 に示す。有害性の項目名は、現行化管法では“変異原性”(特定第一種では生殖細胞変異原性)、GHSでは“生殖細胞変異原性”としている。化管法での特定第一種指定化学物質と GHS 区分 1A は一致(答申に明記)。分類基準の主な相違点として、以下の3点が考えられる。

- ・ GHS では“生殖細胞”変異原性と定めており、GHSの各区分は“ヒト生殖細胞への突然変異の誘発の証拠の重み付けの差による。一方、化管法では証拠の重み付けに関する区別(基準)が明確でない。
- ・ 化管法クラス 1(第一種または第二種指定化学物質)では GHS と異なり、体細胞/生殖細胞の区別がないと考えられる。
- ・ 現行化管法では *in vitro* 試験結果よりクラス 1 に判定される可能性があるが、GHS では基本的に *in vitro* 試験結果での分類はできない。

分類基準の比較では、強度(複数)の *in vitro* 試験陽性物質の場合、化管法では分類(選定)されるが、GHSでは“分類できない”と区分される。

表 3-5 現行化管法物質選定基準と GHS分類基準の比較(変異原性/生殖細胞変異原性)

現行化管法基準 変異原性	GHS 基準(改定 3 版) 生殖細胞変異原性
特定第一種指定化学物質 ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する (GHS: 区分 1A)	区分 1: ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発することが知られているかまたは遺伝的突然変異を誘発すると見なされている化学物質
クラス 1 1. <i>in vivo</i> 試験において陽性であるもの 2. 細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験が陽性であるもの 3. ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験のD ₂₀ 値が0.01 mg/ml以下であり、かつ、細菌を用いる復帰突然変異試験が陽性であるもの 4. 細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が100 rev/mg以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験のD ₂₀ 値が0.1 mg/ml以下のもの。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの 5. 異なるエンドポイント(遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、損傷 DNA 性)をみる <i>in vitro</i> 試験のいくつかにおいて陽性の結果が得られている等により 1~4 と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの	区分 1A: ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発することが知られている化学物質 判定基準: 人の疫学的調査による陽性である証拠。 区分 1B: ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発すると見なされるべき化学物質 判定基準: 哺乳類での <i>in vivo</i> 経世代生殖細胞変異原性試験で陽性、哺乳類 <i>in vivo</i> 体細胞変異原性陽性+生殖細胞に突然変異を誘発する証拠、次世代に受継がれる証拠は無いが、ヒト生殖細胞に変異原性を示す。 区分 2: ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する可能性がある化学物質 判定基準: 哺乳類を用いた <i>in vivo</i> 体細胞変異原性試験陽性、他の <i>in vivo</i> 体細胞遺伝毒性陽性+ <i>in vitro</i> 変異原性陽性

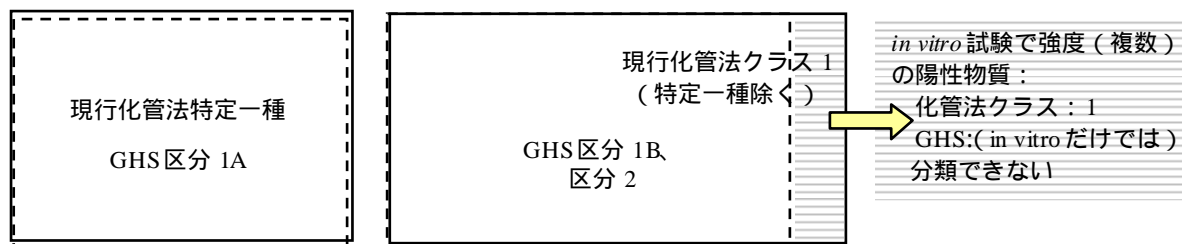


図 3-2 現行化管法クラスと GHS 区分の比較 ((生殖細胞) 変異原性)

□ : 化管法基準、□ : GHS 基準、≡ : 一致しない (現行化管法 GHS)

(3) 経口 / 吸入慢性毒性 (GHS では特定標的臓器毒性 (反復暴露))

現行の化管法物質選定基準と、それに対応する (と考えられる) GHS 分類基準の比較を表 3-6 に、分類結果の比較を図 3-3 に示す。

有害性の項目名は、現行化管法では“経口慢性毒性”、“吸入慢性毒性”、“作業環境基準から得られる慢性毒性”の 3 つの項目に分けられており、それぞれに基準が設定されているが、それに対応する GHS での有害性は“特定標的臓器・全身毒性 (反復暴露)”である。項目名以外での主な相違点を以下に示す。

- ・ GHS では、ヒトにおける明らかな有害性が認められる物質は区分 1 と分類されるが、化管法ヒトでは有害性データがあっても作業環境基準が設定されていない場合は分類されない。
- ・ GHS では、動物実験における有害性が認められた最低用量 (LOAEL) より分類を行うが、化管法では有害性が認められない最高用量 (NO(A)EL) も判定 (分類) に使用する。
- ・ GHS では“ADI”や“大気基準”、“作業環境基準”等のヒトに対する許容量 (濃度) (リスク評価結果) により分類を行う場合があるが、GHS ではこれらの値は直接分類には使用せず、ヒトへの (定性的な) 有害性の有無、動物実験での (定量的な) 有害性データより分類を行う。
- ・ 判定 (分類) に用いることができる試験期間は、化管法が原則 1 年以上に対し、GHS では 90 日が基準であり、14 日以上試験から分類に利用可能。
- ・ 分類結果 (区分) 数が化管法ではクラス 1-3、GHS では区分 1 および 2 である。
- ・ 吸入暴露における LOAEL の基準値 (ガイダンス値) は、GHS では蒸気の場合 $200\text{mg}/\text{m}^3/\text{day}$ ($0.2\text{mg}/\text{L}$)、粉じん/ミスト/ヒュームの場合 $20\text{mg}/\text{m}^3/\text{day}$ であるが、化管法では $100\text{mg}/\text{m}^3$ (おそらく、蒸気と考えられるが明確でない) である。

上記の通り、化管法と GHS との相違点は多いが、現状では、化管法クラス 1~3 は GHS 区分 1 に該当することが妥当と考えられる。

表 3-6 現行化管法物質選定基準と GHS分類基準の比較（経口/吸入慢性毒性）

現行化管法基準	GHS 基準（改定 3 版）
<p>経口/吸入慢性毒性、 作業環境許容濃度からの吸入 慢性毒性</p>	<p>特定標的臓器毒性（反復暴露）</p>
<p>クラス 1~3 （経口投与） 水質基準値：0.1mg/kg/day 以下 NO(A)EL：1mg/kg/day 以下 LO(A)EL：10mg/kg/day 以下 ADI：0.01mg/kg/day 以下</p> <p>（吸入投与） 大気基準：0.1 mg/m³ 以下 NOAEL(NOEL):10 mg/m³ 以下 LOAEL(LOEL):100 mg/m³ 以下</p> <p>（作業環境基準） TWA：10 mg/m³ 以下（気体又 は蒸気） TWA：1 mg/m³ 以下（粒子状物 質）</p> <p>原則として、1年以上の試験結 果を用いる。</p>	<p>区分 1：人に重大な毒性を示した物質、または実験動物で の試験の証拠に基づいて反復ばく露によって人に重大な 毒性を示す可能性があると考えられる物質 物質を区分 1 に分類するのは、次に基づいて行う： ・ 経口ガイダンス値（LO(A)EL）：10mg/kg/day 以下 ・ 吸入ガイダンス値（LO(A)EL）：50ppm/6h/day 以下（気体）、0.2mg/L/6h/day 以下（蒸気）、0.02mg/L/6h/day 以下（粉塵、ミスト、ヒューム）</p> <p>区分 2：動物実験の証拠に基づき反復ばく露によって人の 健康に有害である可能性があると考えられる物質 ・ 経口ガイダンス値（LO(A)EL）：10～100mg/kg/day ・ 吸入ガイダンス値（LO(A)EL）：50～250ppm/6h/day（気体）、0.2～1.0mg/L/6h/day（蒸気）、0.02～0.2mg/L/6h/day（粉塵、ミスト、ヒューム）</p> <p>90日（6h/day）暴露（投与）が基本、14日以上以上の試験を採 用可</p>

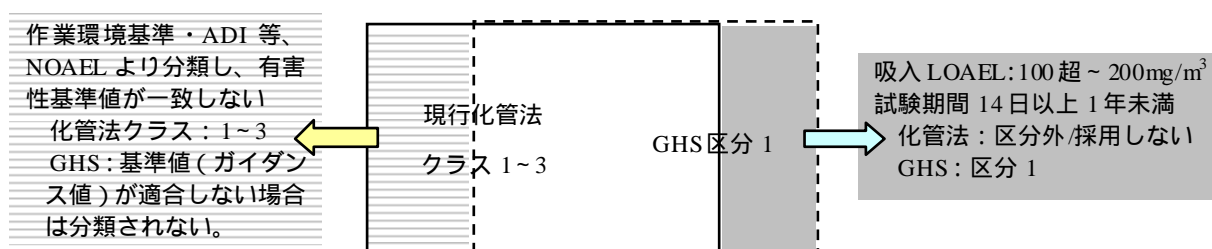


図 3-3 現行化管法クラスと GHS 区分の比較（慢性/特定標的臓器毒性）

: 化管法基準、 : GHS 基準
 : 一致しない（現行化管法 GHS）
 : 一致しない（現行化管法 GHS）

(4) 生殖発生毒性 (GHSでは生殖毒性)

現行の化管法物質選定基準と、それに対応する GHS 分類基準の比較結果を表 3-7、分類結果の比較を図 3-4 に示す。有害性の項目名は、現行化管法では“生殖発生毒性”、GHSでは“生殖毒性”としているが、GHS における“生殖毒性”は発生毒性を含んでおり、有害性の内容は同一である。化管法での特定第一種指定化学物質と GHS 区分 1A は一致 (答申に明記) 化管法と GHS における分類基準はほぼ一致していると考えられるが、化管法では EU 分類 R60-63 指定物質、かつ根拠データより分類しているが、GHS ではヒトまたは動物試験データからの分類が基本であり、EU 分類結果は参考としている。また、GHS では授乳による影響の区分があるが、化管法では採用していない。さらに、GHS ではヒトに対する有害性の証拠の強さにより、分類結果が異なる。

表 3-7 現行化管法物質選定基準と GHS 分類基準の比較 (生殖 (発生) 毒性)

現行化管法基準	GHS 基準 (改定 3 版)
生殖発生毒性	生殖毒性
(特定第一種指定化学物質) 人の生殖能力を害する又は発生毒性を引き起こす (GHS 区分 1A)	区分 1: 人に対して生殖毒性があることが知られている、あるいはあると考えられる物質 区分 1A: 人に対して生殖毒性があることが知られている物質 この区分への物質の分類は、主に人における証拠をもとにして行われる。
クラス 1: EU 分類 R60 (カテゴリー 1、2) 生殖機能を損なう	区分 1B: 人に対して生殖毒性があると考えられる物質 この区分への物質の分類は、主に実験動物による証拠をもとにして行われる。
クラス 2: EU 分類 R61 (カテゴリー 1、2) 胎児に害を及ぼす	区分 2: 人に対する生殖毒性が疑われる物質 人または実験動物から、他の毒性作用のない状態で生殖機能および受精能力あるいは発生に対する悪影響についてある程度の証拠が得られている物質、または、他の毒性作用も同時に生じている場合には、他の毒性作用が原因となった二次的な非特異的影響ではないと見なされるが、当該物質を区分 1 に分類するにはまだ証拠が充分でないような物質。例えば、試験に欠陥があり、証拠の信頼性が低いため、区分 2 とした方がより適切な分類であると思われる場合がある。
クラス 3: R62、63 (カテゴリー 3) 生殖機能や胎児への影響が疑われる	
上記のうち、証拠となりうるデータがあるもの。	

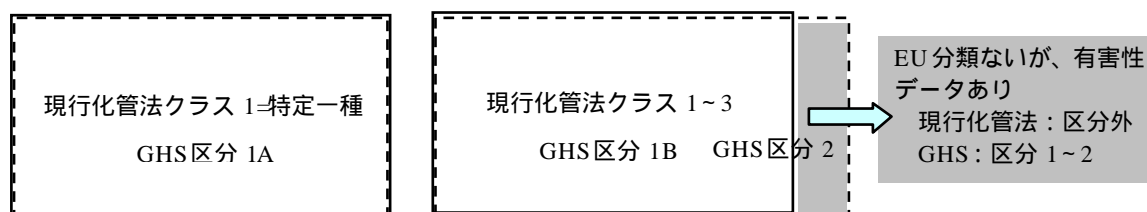


図 3-4 現行化管法クラスと GHS 区分の比較 (慢性/特定標的臓器毒性)

□: 化管法基準、[]: GHS 基準、■: 一致しない (現行化管法 GHS)

(5) 感作性

現行の化管法物質選定基準と、それに対応する GHS 分類基準の比較結果を表 3-8、分類結果の比較を図 3-5 に示す。有害性の項目名は、現行化管法では感作性であるが、GHS では呼吸器感作性に相当すると考えられる。化管法では ACGIH-SEN, Sensitization、または EU 分類 R42 かつ根拠データより分類しているが、GHS ではヒトまたは動物試験データからの分類が基本であり、ACGIH、EU 等の分類結果は参考としている。このため、EU、ACGIH で感作性の分類がない物質では、ヒトや動物実験で感作性陽性のデータが入手できても分類されない場合がある。なお、GHS においては、改定 3 版より陽性の頻度より、従来の区分 1 から、区分 1A および 1B への細区分を行うことができる。

表 3-8 現行化管法物質選定基準と GHS 分類基準の比較 ((呼吸器) 感作性)

現行化管法基準	GHS 基準 (改定 3 版)
感作性	呼吸器感作性
日本産業衛生学会気道感作性物質 (第 1 群、第 2 群) ACGIH の SEN、Sensitization 表示または EU のリスク警告 R42 指定物質で、根拠となるデータがあるもの。	呼吸器感作性区分 1: ヒトまたは動物実験の結果より、呼吸器感作性を示すと判断される物質 区分 1A: ヒトまたは動物実験の結果より、高頻度で感作性を示すと考えられる物質 区分 1B: ヒトまたは動物実験の結果より、中程度の頻度で感作性を示すと考えられる物質

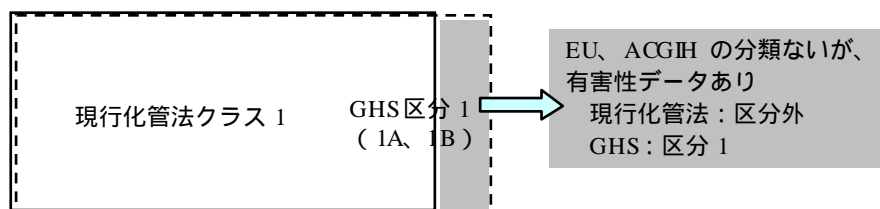


図 3-5 現行化管法クラスと GHS 区分の比較 ((呼吸器) 感作性)

□: 化管法基準、┌─┐: GHS 基準、■: 一致しない (現行化管法 GHS)

(6) 生態毒性

現行の化管法物質選定基準と、それに対応する GHS 分類基準の比較結果を表 3-9、分類結果の比較を図 3-6 に示す。有害性の項目名は、現行化管法では生態毒性であるが、GHS では水生環境有害性としている。現行化管法と GHS 分類基準および分類結果は、ほぼ一致していると考えられる。相違点としては、GHS では生物濃縮性の有無で分類結果が異なる場合があり、急速分解性があっても生物濃縮性が高い(疑われる)場合は慢性分類される場合がある。一方、現行化管法では濃縮性の有無は判定(分類)に使用されない。

なお、GHS では改定 3 版より、慢性(長期)データを優先的に用いた慢性分類を実施することとなっており、その場合、分類方法(基準)が変更となる。

表 3-9 現行化管法物質選定基準と GHS 分類基準の比較(生態毒性)

現行化管法基準 生態毒性	GHS 基準(改定 3 版) 水生環境有害性
クラス 1 NOEC: 0.1mg/L 以下 L(E)C ₅₀ : 1mg/L 以下 EU 分類: R50(根拠データ有)	区分: 慢性 1 L(E)C ₅₀ : 1mg/L 以下、かつ、急速分解性なし、 又は logPow4 以上(BCF500 未満除く)
クラス 2 NOEC: 1mg/L 以下 L(E)C ₅₀ : 10mg/L 以下 EU 分類: R51(根拠データ有)	区分: 慢性 2 L(E)C ₅₀ : 1 超 ~ 10mg/L 以下、かつ、急速分解性 なし、又は logPow4 以上(BCF500 未満除く)、 NOEC > 1mg/L の場合を除く。
分解性がある物質の場合、分解生成物が 有害性基準に一致しない場合は除外。	

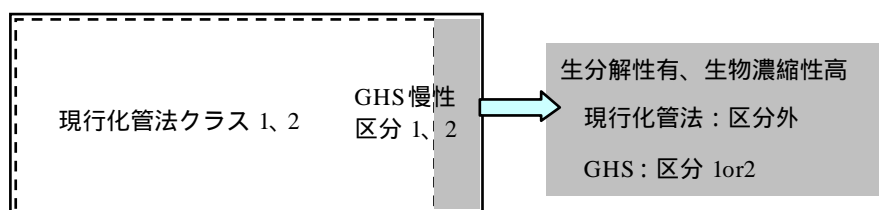


図 3-6 現行化管法クラスと GHS 区分の比較(生態毒性)

□: 化管法基準、□: GHS 基準、■: 一致しない(現行化管法 GHS)

(7) オゾン層破壊物質

オゾン層破壊物質は、GHS改定2版には定められていないが、GHS改定3版において追加となり、その基準は現行化管法基準と同一である(表3-10)。

表 3-10 現行化管法物質選定基準と GHS分類基準の比較(オゾン層破壊物質)

現行化管法基準	GHS 基準
オゾン層破壊物質	オゾン層への有害性
モントリオール議定書の規定に従った物質を指定	改定2版：基準なし 改定3版より 区分1：モントリオール議定書の何れかの ANNEX にリストされた物質(0.1%以上含む混合物を含む)。

3.1.2.3 GHSにおける発がん性・生殖細胞変異原性・生殖毒性区分1および2の違い

GHS分類基準における発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性は大きく区分1と2に分けられており、区分1および2の違いは、有害性の証拠の重み付けにより以下のように判断される。

- ・ 区分1：ヒトに有害性を示すことが知られている物質、または有害性があると考えられる物質
- ・ 区分2：ヒトに有害性を示す可能性がある(疑われる)物質

区分1については、さらに区分1Aと1Bに細分類されるが、その判断基準は以下の通りである。

- ・ 区分1A：ヒトでの証拠による(疫学調査等)
- ・ 区分1B：動物実験での証拠による

化管法における有害性の分類では、GHS分類基準による発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性のGHS区分1Aが特定第一種指定化学物質と指定されるが、GHS区分1Bおよび区分2間の違いは定められていない。上記の通り、GHS区分1と2はヒトに対する有害性を示す証拠の重み付けの違いにより区別されるが、区分1Aと1Bはヒトでの証拠か動物実験での証拠により分けることができる。このため、GHS区分1Aと1Bの違いと、区分1Bと区分2の違いは有害性の判断基準(データ)が異なる意味を持つ。

化管法における有害性の判断基準は、「当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定められており、化管法の指定物質選定基準にGHS区分2を含めることの妥当性については、今後の検討課題のひとつであると考えられる。

3.1.3 GHS 分類基準による物質選定を行う際の課題の整理

3.1.3.1 現行指定物質の化管法選定時の有害性評価結果と GHS 分類結果の比較

化管法指定物質の選定を GHS 分類基準で実施する場合の選定物質の相違を確認するため、現行化管法指定物質の選定時の有害性分類と、公表されている GHS 分類結果²との比較を行った。表 3-11 に比較結果の概要を示す。全物質の比較結果は、本報告書の添付資料：物質リスト-1 参照。

表 3-11 化管法選定時の有害性と GHS 分類結果の比較

比較結果	物質数	備考（不一致の例）
GHS 基準においても、少なくとも一つの化管法物質選定に用いる有害性のエンドポイントが分類される	420	-
化管法選定時の分類結果と GHS 分類結果が全ての有害性で一致していないが、GHS 基準においても何れかの有害性項目より選定される	94	<ul style="list-style-type: none"> 化管法では <i>in vitro</i> 試験の陽性より選定されたが、GHS では <i>in vivo</i> データがなく分類できない。 化管法では作業環境/水質基準より選定されたが、GHS では根拠データの LOAEL が基準を満たさないため、分類できない（区分外）。 群化合物中の CAS ベースの一部の物質のみ有害性データが入手可能
GHS 分類基準では選定されない物質	16	
化管法指定物質に含まれるオゾン層破壊物質（GHS 分類未実施）	21	・ GHS 分類が未実施
GHS 分類結果が未公表	11	H20 見直し時に追加となった農薬
合計	562	

上記の比較の結果、現行の化管法で指定されている 562 物質（第一種および第二種合計）中、420 物質（約 75%）では化管法指定物質選定時の有害性分類と GHS 分類結果が一致していた。また、有害性分類結果の全てが一致していないが、GHS においても何らかの有害性が分類される物質の合計は（オゾン層破壊物質を含め）535 物質（約 95%）であった。また、現行化管法指定物質中、GHS 基準では分類されない（選定されない）可能性がある物質は 16 物質であった（約 2.8%）。以上の結果より、GHS 分類基準による物質の選定を行った場合においても、ほとんどの物質で同様の選定結果となると考えられた。

上記の比較において、GHS 分類基準では選定されない可能性がある 16 物質（表 3-11 の）の主な理由は以下の通りであった。

- ・ 変異原性における *in vitro* 試験陽性データ有、かつ *in vivo* 試験での陽性データが入

² 次のホームページを参照した。 <http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html>

手できない物質

- ・ 現行化管法では作業環境基準 / 水質基準より選定されたが、試験データの有害性基準値 (LOAEL/NOAEL) が GHS におけるガイダンス値を満たさない物質
- ・ 現行化管法物質選定では群化合物として有害性が整理・評価された物質中、CAS 番号ベースでの物質に分けた場合、GHS 分類基準を満たす有害性データが入手できない (基準を満たさない) 物質

なお、オゾン層破壊物質については、これまで国による GHS 分類が実施されていないが、GHS 改定 3 版による分類を実施した場合、現行化管法と GHS 改定 3 版の分類基準が一致していることから、分類結果も一致すると考えられる。上記で GHS 分類結果が未公表の 11 物質 (表 5-1 の、全て H20 見直しで追加された農薬) は、現行化管法での有害性分類結果は入手可能であったが、国による GHS 分類結果の入手が困難であったため、比較ができなかった。

上記のとおり、化管法対象物質の選定に GHS 分類基準を適用した場合、選定される物質はほぼ同一になると予想される。一方、仮に化管法指定物質の選定基準を GHS 区分 1A および 1B とし、区分 2 を含めない基準に改定した場合、多くの現行指定物質が除外される可能性があり、これまでの指定物質との整合性の観点から慎重な検討が必要である。

3.1.3.2 有害性情報の収集のための情報源とその優先順位

H20 答申における情報源を表 3-12、「政府向け GHS 分類ガイダンス」における情報源を表 3-13、3-14 に示す。

二つの情報源のリストを比較すると、化管法では有害性のエンドポイント毎に区別した情報源が記載されているが、GHS では ヒト健康有害性、水生環境有害性の二つに分かれている。また、化管法では作業環境、水質基準に関する情報源が記載されているが、GHS では情報源に指定されていない。さらに、優先順位のつけ方 (Priority、List) と情報源による優先順位の一部に相違が見られた。

表 3-12 現行化管法物質選定のための情報源

エンドポイント	前回答申の情報源	GHS 危険有害性分類事業の情報源	今回の対象物質選定に用いた情報源
発がん性	<ul style="list-style-type: none"> WHO : International Agency for Research on Cancer (IARC : 国際がん研究機関) 米国 EPA (米国環境保護庁) European Union (欧州連合) National Toxicological Program (NTP : 米国国家毒性プログラム) American Conference of Governmental Industrial Hygienists (ACGIH : 米国産業衛生専門家会議) 日本産業衛生学会 	<p>Priority-1</p> <ul style="list-style-type: none"> (財)化学物質評価研究機構(CERI) : 「化学物質安全性(ハザード)データ集」 CERI・(独)製品評価技術基盤機構(NITE) : 「化学物質有害性評価書」 NITE : 「化学物質の初期リスク評価書」 厚労省試験報告 : 「化学物質毒性試験報告」化学物質点検推進連絡協議会 環境省 : 「化学物質の環境リスク評価」 OECD SIDS Initial Assessment Report 	<p>【優先順位 1】 「前回答申の情報源」</p>
変異原性	<ul style="list-style-type: none"> EU WHO/IPCS : Environmental Health Criteria (EHC : 環境保健クライテリア) German Chemical Society-Advisory Committee on Existing Chemicals of Environmental Relevance (BUA) report European Center for Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals (ECETOC) OECD SIDS (Screening Information Data Set) Initial Assessment Report 厚労省試験報告 : 「化学物質毒性試験報告」 厚労省 : 「労働安全衛生法有害性調査制度に基づく既存化学物質変異原性試験データ集」 	<ul style="list-style-type: none"> WHO/IPCS : EHC WHO/IPCS : Concise International Chemical Assessment Documents (CICAD : 国際簡潔評価文書) ACGIH : Documentation of the threshold limit values for chemical substances ドイツ学術振興会 (DFG) : Occupational Toxicants Critical Data Evaluation for MAK Values and Classification of Carcinogens EU リスク評価書 カナダ環境省 : Priority Substance Assessment Reports オーストラリア NICNAS : Assessment Report ECETOC 	<p>【優先順位 1】 「前回答申の情報源」</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業(当時)の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位 2】 「GHS 危険有害性分類事業(当時)の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>
慢性毒性	<ul style="list-style-type: none"> WHO 飲料水質ガイドライン EPA 水質クライテリア 日本の水質汚濁に係る環境基準値と要監視項目指針値 米国 EPA : Integrated Risk Information System (IRIS) WHO 欧州地域事務局大気質ガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> Patty's Toxicology WHO : IARC 米国 EPA : IRIS NTP 日本産業衛生学会 : 「許容濃度の勧告」 ATSDR: Toxicological Profile <p>Priority-2</p>	<p>【優先順位 1】 「前回答申の情報源」</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業(当時)の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の水質汚濁に係る環境基準値

表 3-12 現行化管法物質選定のための情報源

エンドポイント	前回答申の情報源	GHS 危険有害性分類事業の情報源	今回の対象物質選定に用いた情報源
	<ul style="list-style-type: none"> ACGIH 日本産業衛生学会 登録農薬 ADI 	<ul style="list-style-type: none"> 米国国立労働衛生研究所 (NIOSH): RTECS WHO/IPCS : 「ICSC カード (International Chemical Safety Cards)」 EU European Chemicals Bureau (ECB) : International Uniform Chemical Information Database (IUCLID) EU 第7次修正指令 Annex (EU 分類) HSDB: Hazardous Substance Data Bank New Jersey Department of Health and Senior Services : Hazardous Substance Fact Sheet Sittig's Handbook of Toxic and Hazardous Chemicals and Carcinogens 	<p>と要監視項目指針値、食品安全委員会評価書</p> <ul style="list-style-type: none"> FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議 : Joint Meeting on Pesticide Residues (JMPR) FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議 : Joint Expert Committee on Food Additives (JECFA) <p>【優先順位 2】 「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>
生殖 / 発生毒性	EU リスク警句 (EHC、BUA、ECETOC、SIDS 等で根拠となりうるデータか確認)	<ul style="list-style-type: none"> BUA Report Dreisbach's Handbook of Poisoning 	<p>【優先順位 1】 「前回答申の情報源」</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位 2】 「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>
感作性	<ul style="list-style-type: none"> 日本産業衛生学会 (気道感作性第 1、2 群) ACGIH (EHC、BUA、ECETOC、SIDS 等で根拠となりうるデータか確認) EU リスク警句 (EHC、BUA、ECETOC、SIDS 等で根拠となりうるデータを確 認) 		<p>【優先順位 1】 「前回答申の情報源」 「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位 2】 「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>
生態毒性	<ul style="list-style-type: none"> ECETOC 環境省において実施して評価した生態 	<p>Priority-1</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省「化学物質の生態影響試験について」 	<p>【優先順位 1】 「前回答申の情報源」</p>

表 3-12 現行化管法物質選定のための情報源

エンドポイント	前回答申の情報源	GHS 危険有害性分類事業の情報源	今回の対象物質選定に用いた情報源
	<p>影響試験報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本において登録されている農薬に関する公表データ ・ EU リスク警句（根拠となりうるデータを確認） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省：「化学物質の環境リスク評価」 ・ OECD SIDS Initial Assessment Report ・ WHO/IPCS：EHC、CICAD ・ EU リスク評価書 ・ カナダ環境省：Priority Substance Assessment Reports ・ オーストラリア NICNAS：Assessment Report ・ ECETOC：Technical Report シリーズ・TR91（Aquatic Hazard Assessment） ・ WHO/FAO Pesticide Data Sheets ・ CERI：「化学物質安全性（ハザード）データ集」 ・ CERI・NITE：「化学物質有害性評価書」 <p>Priority-2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ AQUIRE(Aquatic Toxicity Information Retrieval) ・ HSDB ・ ECB：ESIS（European chemical Substances Information System）IUCLID ・ ECB：The N-CLASS Database on Environmental Hazard Classification ・ BUA Report 	<p>「GHS 危険有害性分類事業（当時）の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位 2】</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業（当時）の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>

表 3-13 政府向け GHS分類ガイドンスにおける情報源（ヒト健康有害性）

List-1		
1-1	機関	機関（独）製品評価技術基盤機構（NITE）
	情報源名	化学物質の初期リスク評価書
1-2	機関	厚生労働省
	情報源名	試験報告「化学物質毒性試験報告」化学物質点検推進連絡協議会
1-3	機関	厚生労働省
	情報源名	労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に関する公示
1-4	機関	日本バイオアッセイ研究センター
	情報源名	厚生労働省委託がん原性試験結果
1-5	機関	環境省環境リスク評価室
	情報源名	化学物質の環境リスク評価（第 1 巻～第 6 巻）
1-6	機関	日本産業衛生学会（JSOH）
	情報源名	許容濃度提案理由書および許容濃度等の勧告（毎年発行）
1-7	機関	OECD
	情報源名	SIDS レポート（SIDS）
1-8	機関	WHO/IPCS
	情報源名	環境保健クライテリア（EHC）（2008/9 現在、No.1～No.237）
1-9	機関	WHO/IPCS
	情報源名	国際簡潔評価文書（CICAD） （Concise International Chemical Assessment Documents）
1-10	機関	WHO 国際がん研究機関（IARC）
	情報源名	IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans（IARC Monographs）
1-11	機関	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）
	情報源名	FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives - Monographs（JECFA モノグラフ（食品添加物等））（JECFA Monographs）
1-12	機関	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）
	情報源名	FAO/WHO Joint Meeting on Pesticide Residues - Monographs of toxicological evaluations（JMPR モノグラフ（残留農薬））（JMPR Monographs）
1-13	機関	EU European Chemicals Bureau（ECB：欧州化学品局）
	情報源名	EU リスク評価書（EU Risk Assessment Report：EU RAR） （2008/9 現在 1 巻～91 巻）
1-14	機関	European Center of Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals（ECETOC）
	情報源名	Technical Report シリーズおよび JACC Report シリーズ
1-15	機関	米国産業衛生専門家会議（ACGIH）
	情報源名	ACGIH Documentation of the threshold limit values for chemical substances（化学物質許容濃度文書）（7th edition, 2001）（2008 supplement, 2008）および“TLVs and BEIs”（ACGIH、毎年発行）
1-16	機関	米国 EPA
	情報源名	Integrated Risk Information System（IRIS）
1-17	機関	米国国家毒性プログラム（NTP）
	情報源名	NTP Database Search Home Page: Report on Carcinogens（11th, 2005） 発がん性テクニカルレポート
1-18	機関	米国毒性物質疾病登録局（ATSDR）
	情報源名	Toxicological Profile
1-19	機関	カナダ環境省/保健省
	情報源名	Assessment Report Environment Canada：Priority Substance

表 3-13 政府向け GHS分類ガイドスにおける情報源（ヒト健康有害性）

		Assessment Reports（優先物質評価報告書）
1-20	機関	Australia NICNAS
	情報源名	Priority Existing Chemical Assessment Reports
1-21	機関	ドイツ学術振興会(DFG)
	情報源名	MAK Collection for Occupational Health and Safety, MAK Values Documentations
1-22	機関	Patty's Toxicology (5th edition, 2001) (Patty)
	情報源名	E. Bingham, B. Cohnsen, C.H. Powell (Eds), John Wiley & Sons, Inc.全9巻
List-2		
2-1	機関	EU
	情報源名	EU 第7次修正指令 Annex (EU AnnexI) (最新版:委員会指令第29次適応化指令): Annex 1 の分類結果
2-2	機関	EU European Chemicals Bureau (ECB: 欧州化学品局)
	情報源名	International Uniform Chemical Information Database (IUCLID) IUCLID CD-ROM (Update 版 Edition 2 - 2000)
2-3	機関	米国国立医学図書館 (NLM)
	情報源名	Hazardous Substance Data Bank (HSDB)
2-4	機関	German Chemical Society-Advisory Committee on Existing Chemicals of Environmental Relevance
	情報源名	BUA Report (BUA)
2-5	情報源名	Dreisbach's Handbook of Poisoning (DHP, 13th edition, 2002)
2-6	機関	農林水産省消費技術安全センター
	情報源名	農薬抄録および評価書
2-7	機関	農薬工業会
	情報源名	農薬安全性情報(公開情報一覧)
2-8	機関	内閣府食品安全委員会
	情報源名	食品健康影響評価
2-9	機関	厚生労働省
	情報源名	既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究
List-3		
3-1	文献データベース	<ul style="list-style-type: none"> • Pub-Med/NLM • NLM TOXNET (TOXLINE) • JICST 科学技術(医学)文献ファイル(JOIS オンライン検索)
3-2	化学物質に関する総合情報データベース	<ul style="list-style-type: none"> • (独)製品評価技術基盤機構「化学物質総合情報提供システム」(CHRIP) • ドイツ労働安全研究所(BIA)「GESTIS-database on hazardous substances」 • 環境省「化学物質ファクトシート」 • (独)国立環境研究所「WebKis-Plus 化学物質データベース」(WebKis-Plus) • (独)産業技術総合研究所「詳細リスク評価書」 • (財)化学物質評価研究機構(CERI)「化学物質安全性(ハザード)データ集」 • Hazardous Substance Fact Sheet (New Jersey Department of Health and Senior Services) • 「Sittig's Handbook of Toxic and Hazardous Chemicals and Carcinogens (4th edition, 2002)」 • 米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)「RTECS [Registry of Toxic Effects of Chemical Substances]」 • WHO/IPCS「ICSC カード(International Chemical Safety Cards)」(ICSC)

表 3-13 政府向け GHS分類ガイドスにおける情報源（ヒト健康有害性）

3-3	EU 分類	
-----	-------	--

表 3-14 政府向け GHS分類ガイドスにおける情報源（水生環境有害性）

List-1		
1-1	機関	環境省
	情報源名	化学物質の生態影響試験について
1-2	機関	環境省環境リスク評価室
	情報源名	化学物質の初期リスク評価書
1-3	機関	(独)製品評価技術基盤機構 (NITE)
	情報源名	化学物質の初期リスク評価書
1-4	機関	OECD
	情報源名	SIDS レポート (SIDS)
1-5	機関	WHO/IPCS
	情報源名	環境保健クライテリア (EHC)
1-6	機関	WHO/IPCS
	情報源名	国際簡潔評価文書 (CICAD)
1-7	機関	EU European Chemicals Bureau (ECB : 欧州化学品局)
	情報源名	EU リスク評価書 (EU Risk Assessment Report : EU RAR)
1-8	機関	カナダ環境省/保健省
	情報源名	Assessment Report Environment Canada : Priority Substance Assessment Reports (優先物質評価報告書)
1-9	機関	Australia NICNAS
	情報源名	Priority Existing Chemical Assessment Reports
1-10	機関	European Center of Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals (ECETOC)
	情報源名	Technical Report シリーズ・TR91 (Aquatic Hazard Assessment)
1-11	機関	WHO/FAO
	情報源名	Pesticide Data Sheets (PDSs)
List-2		
2-1	機関	AQUIRE
	情報源名	Aquatic Toxicity Information Retrieval (AQUIRE)
2-2	機関	EU European Chemicals Bureau (ECB : 欧州化学品局)
	情報源名	International Uniform Chemical Information Database (IUCLID)
2-3	機関	米国国立医学図書館 (NLM)
	情報源名	Hazardous Substance Data Bank (HSDB)
2-4	機関	EU European Chemicals Bureau (ECB : 欧州化学品局)
	情報源名	The N-CLASS Database on Environmental Hazard Classification (N-Class)
2-5	機関	German Chemical Society-Advisory Committee on Existing Chemicals of Environmental Relevance
	情報源名	BUA Report (BUA)
2-6	機関	
	情報源名	
List-3		
3-1	文献データベース	<ul style="list-style-type: none"> • Pub-Med/NLM • NLM TOXNET (TOXLINE) • JICST 科学技術(医学)文献ファイル (JOIS オンライン検索)
3-2	化学物質に関する総合	<ul style="list-style-type: none"> • (独)製品評価技術基盤機構「化学物質総合情報提供システム」(CHRIP)

表 3-14 政府向け GHS分類ガイドスにおける情報源（水生環境有害性）

3-3	情報データベース	<ul style="list-style-type: none"> ・ ドイツ労働安全研究所（BIA）「GESTIS-database on hazardous substances」 ・ 環境省「化学物質ファクトシート」 ・ (独)国立環境研究所「WebKis-Plus 化学物質データベース」(WebKis-Plus) ・ (独)産業技術総合研究所「詳細リスク評価書」 ・ (財)化学物質評価研究機構(CERI)「化学物質安全性(ハザード)データ集」 ・ Hazardous Substance Fact Sheet (New Jersey Department of Health and Senior Services) ・ 「Sittig's Handbook of Toxic and Hazardous Chemicals and Carcinogens (4th edition,2002)」 ・ 米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）「RTECS [Registry of Toxic Effects of Chemical Substances]」 ・ WHO/IPCS「ICSC カード（International Chemical Safety Cards）」(ICSC)
	EU 分類	

3.2 「環境中での存在に関する基準」の検討

3.2.1 現行化管法における環境中での存在の判断基準と方法

現行の化管法においては、第一種と第二種指定化学物質は環境中での存在により区別されており有害性の程度（強さまたは分類結果）からの区別はない。なお、H20 答申においては、<環境中での存在に関する判断基準>を以下のように定めている。

第一種指定化学物質については、1年間の製造輸入量が一定量（100トン、農薬および特定第一種指定化学物質は10トン、オゾン層破壊物質は累積製造輸入量が10トン）以上のもの又は一般環境中で最近10年間に複数地点から検出されたもの、…
第二種指定化学物質については、1年間の製造輸入量が1トン以上のもの又は一般環境中で最近10年間に1地点から検出されたもの、…
データについては、直近のものを用いた評価を行うこととする。

また、平成18年に実施された現行の化管法指定物質選定作業においては、上記の一般環境中での検出状況は以下の調査結果を用いて判断された。

化学物質環境実態調査（エコ調査）による検出状況

水質汚濁防止法による水域での環境基準値の超過状況の調査結果（健康項目：26物質、要監視項目：27物質）

大気汚染防止法による大気環境モニタリングの調査結果³（環境基準値が設定されている物質：4物質、健康リスク低減のための指針値が設定されている物質：4物質）

なお、は検出の有無、 と は基準値を超過した場合を「検出されたもの」として判断された。

3.2.2 環境モニタリング結果の解析

本調査においては、以下の項目についての解析を実施した。

- ・ エコ調査：(i)測定対象物質、(ii)検出下限値、(iii)検出濃度範囲
- ・ 水質および大気モニタリング：(i)測定対象物質、(ii)環境基準値（指針値）、(iii)超過状況

(1) エコ調査

表 3-15 に現行の化管法指定物質のエコ調査結果の概要を示す。

³ 大気汚染防止法では、「その他の有害大気汚染物質」として11物質のモニタリング調査を実施しているが、これらの物質は基準値（指針値）が示されていないため、化管法物質選定には利用されなかった。

表 3-15 化管法指定物質のエコ調査結果*1

環境コンパートメント	水域	底質	生物	大気
調査実施物質数	215	175	69	91
検出下限値*2	1ppt 未満：5 (最小値 = 0.05ppt)	1ng/g-dry 未満：26 (最小値 = 7.2pg/g-dry)	1ng/g-wet 未満：11 (最小値 = 18pg/g-dry)	1pg/m ³ 未満：0 (最小値 = 3pg/m ³)
	1ppt 以上 1ppb 未満：166	1ng 以上 1μg/g-dry 未満：145	1ng 以上 1μg/g-wet 未満：55	1pg 以上 1ng/m ³ 未満：15
	1ppb 以上 1ppm 未満：42	1μg 以上 1mg/g-dry 未満：3	1μg/g-wet 以上：3 (最大値 = 100μg/g-wet)	1ng/m ³ 以上 1μg/m ³ 未満：75
	1ppm 以上：2 (最大値 = 100ppm)	1mg/g-dry 以上：1 (最大値 = 1mg/g-dry)		1μg/m ³ 以上：1 (最大値 = 1.51μg/m ³)
検出状況*3	検出されず：156	検出されず：111	検出されず：46	検出されず：17
	1ppt 未満：2 (最小値 = 0.09ppt)	1ng/g-dry 未満：11 (最小値 = 0.02ng/g-dry)	1ng/g-wet 未満：6 (最小値 = 0.21ng/g-wet)	1pg/m ³ 未満：0
	1ppt ~ 1ppb 未満：47	1ng 以上 1μg/g-dry 未満：49	1ng 以上 1μg/g-wet 未満：16	1pg 以上 1ng/m ³ 未満：8 (最小値 = 20 pg/m ³)
	1ppb 以上：10 (最大値 = 260ppb)	1μg/g-dry 以上：4 (最大値 = 55μg/g-dry)	1μg/g-wet 以上：1 (最大値 = 100μg/g-wet)	1ng/m ³ 以上 1μg/m ³ 未満：63 1μg/m ³ 以上：3 (最大値 = 1.8μg/m ³)

*1：群化合物は、CAS 番号ベースで複数物質の測定の場合でも 1 物質とした。

*2：測定年で検出下限値が異なる場合は最小値より集計

*3：複数検出の物質では最小値より集計

表 3-15 に示したとおり、現行化管法指定物質のエコ調査における調査対象物質数は、過去に1回でも調査が実施された物質が、水域で 215 物質（約 33%）、底質で 175 物質（約 27%）、生物で 69 物質（約 11%）、大気で 91 物質（約 14%）であった。

検出下限値については、水域の最小値は 0.05ppt、最大値は 100ppm であり、最小値と最大値では約 2×10^9 倍の濃度差があった。同様に、底質での最小値は 7.2pg/g-dry_soil、最大値は 1mg/g-dry_soil であり、最小値と最大値では約 1.4×10^8 倍の濃度差、生物体内濃度での最小値は 18pg/g-wet_weight、最大値は 100 μ g/g-wet_weight であり、濃度差は約 6×10^6 倍、大気での最小値は 3pg/m³、最大値は 1.51 μ g/m³ であり、濃度差は 5×10^5 倍であった。

検出状況（濃度範囲）については、水域での最小値が 0.09ppt、最大値が 260ppm であった。同様に、底質での最小値は 0.02ng/g-dry、最大値は 55 μ g/g-dry、生体内濃度では最小値は 0.21ng/g-wet_weight、最大値は 100 μ g/g-wet_weight、大気では最小値は 20 pg/m³、最大値は 1.8 μ g/m³ であった。エコ調査の物質毎の全結果は、本報告書添付資料の物質リスト-2 参照。

なお、平成 18 年に実施された現行の化管法指定物質選定作業においては、エコ調査における検出濃度は考慮されず、検出の有無から「環境中での存在」に関する判断が行われている。

(2) 水域および大気モニタリング調査

表 3-16 に水域および大気モニタリング調査における測定対象物質、環境基本法に基づく水域および大気的环境基準値（指針値）を示す。

表 3-16 水域および大気モニタリング調査

物質名	現行化管法物質での指定状況	水域基準値（指針値）	大気基準値
カドミウム	特定第一種	0.01mg/L 以下	
全シアン	第一種	検出されないこと	
鉛	特定第一種、第一種	0.01mg/L 以下	
六価クロム	特定第一種	0.05mg/L 以下	
砒素	特定第一種	0.01mg/L 以下	
総水銀	第一種	0.0005 mg/L 以下	40ng/m ³ 以下
アルキル水銀	第一種	検出されないこと	
PCB	第一種	検出されないこと	
ジクロロメタン	第一種	0.02 mg/L 以下	150 μ g/m ³ 以下
四塩化炭素	第一種	0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	第一種	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	第一種	0.02 mg/L 以下	
Cis-1,2-ジクロロエチレン	第一種	0.04 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	第一種	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	第一種	0.006 mg/L 以下	
トリクロロエチレン	第一種	0.03 mg/L 以下	200 μ g/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	第一種	0.01 mg/L 以下	200 μ g/m ³ 以下
1,3-ジクロロプロペン	第一種	0.002 mg/L 以下	

表 3-16 水域および大気モニタリング調査

物質名	現行化管法物質 での指定状況	水域基準値 (指針値)	大気基準値
チウラム	第一種	0.006 mg/L 以下	
シマジン	-	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	第一種	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	特定第一種	0.01 mg/L 以下	3 μ g/m ³ 以下
セレン	第一種	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	-	10 mg/L 以下	
フッ素	第一種	0.8 mg/L 以下	
ホウ素	第一種	1 mg/L 以下	
クロロホルム	第一種	0.06 mg/L 以下	
Trans-1,-2-ジクロエチレン	第二種	0.04 mg/L 以下	
1,2-ジクロロプロパン	第一種	0.06 mg/L 以下	
p-ジクロロベンゼン	第一種	0.2 mg/L 以下	
イソキサチオン	第一種	0.008 mg/L 以下	
ダイアジノン	第一種	0.005 mg/L 以下	
フェントロチオン (MEP)	第一種	0.003 mg/L 以下	
イソプロチオラン	第一種	0.04 mg/L 以下	
オキシシン銅	第一種	0.04 mg/L 以下	
クロロタロニル (TPN)	第一種	0.05 mg/L 以下	
プロピサミド	第一種	0.008 mg/L 以下	
EPN	第一種	0.006 mg/L 以下	
ジクロルボス (DDVP)	第一種	0.008 mg/L 以下	
フェノカルブ (BPMC)	第一種	0.03 mg/L 以下	
イプロベンホス (IBP)	第一種	0.008 mg/L 以下	
クロルニトロフェン (CNP)	-	-	
トルエン	第一種	0.6 mg/L 以下	
キシレン	第一種	0.4 mg/L 以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	第一種	0.06 mg/L 以下	
ニッケル	特定第一種、 第一種	-	25 Ni-ng/m ³ 以下
モリブデン	第一種	0.07 mg/L 以下	
アンチモン	第一種	0.02 mg/L 以下	
塩化ビニルモノマー	特定第一種	0.002 mg/L 以下	10 μ g/m ³ 以下
エピクロロヒドリン	第一種	0.0004 mg/L 以下	
1,4-ジオキサソ	第一種	0.05 mg/L 以下	
全マンガン	第一種	0.2 mg/L 以下	
ウラン	-	0.002 mg/L 以下	
アクリロニトリル	第一種		2 μ g/m ³ 以下

環境基準等による水域・大気でのモニタリングでは表 3-16 に示した物質が実施されている。なお、水域・大気モニタリング結果においては、1年間の平均濃度が環境基準値(指針値)を超えた物質について、前回の化管法物質選定時に「検出された」と判断され、環境基準値(指針値)以下の場合は測定濃度の報告があっても「検出された」と判断されていない。

前述の通りエコ調査では検出濃度の数値によらず、検出下限以上の濃度が報告された場合に、「検出された」見なしたが、水域・大気モニタリングでは、年間の平均濃度が国の定めた環境基準値(指針値)を超えた物質のみを「検出された」としていることから、その内容は異なるものである。水域・大気モニタリングによる測定結果によると、ほぼ全ての物質が検出下限値を超えて測定されているが、年間平均濃度が環境基準値を超えて測定された物質

は多くはない。

3.2.3 現行化管法における環境中での存在の判断基準の課題

上記の通り、現行の化管法物質の選定における環境中での存在に関する基準の判定に使用されている環境モニタリング調査は、物質数が限られており、調査を実施していない物質との一律の比較は困難である。さらに、物質により検出下限値と検出された濃度が大きく異なることから、同じ「検出された」場合においても、環境中での存在濃度と環境中での存在の蓋然性の判断には注意が必要である。また、環境モニタリング調査において「検出されなかった」場合においても、化学品の製造・使用現場周辺における局所的かつ一時的な暴露の可能性と程度（濃度）、測定時期（年度）による濃度変化等を十分に把握することが困難であると考えられる。

以上の調査結果より、環境モニタリング結果を化管法対象物質の選定利用する場合、検出濃度および検出地点数等より、一定の判断基準により環境中での存在の蓋然性についてクラスを分ける方法等について、妥当性や実環境での存在との相関性についての検討を実施することも有意義であると考えられる。

3.2.4 化審法における暴露評価への取り組み

化審法においては、ヒトや環境生物に対するリスクに応じた評価体系を取り入れることが提案されており、原則全ての化学物質に対するリスクの評価手法(案)が提案されている⁴。

化審法では、最初にスクリーニング評価を実施し、その結果より“暴露評価”を実施する物質を選定する。その際に実施される暴露評価のための排出量推計のための情報として、製造量、用途情報（用途に応じた排出係数）、物理化学的性状等の情報が整備される。さらに、優先評価化学物質についてはPRTR届出情報、環境モニタリング情報、その他の情報の追加による詳細な“暴露評価”が実施される。このように、現行の化管法では利用していない用途情報や物理化学的性状等が化審法における新たな評価において得られることから、これらの情報を化管法対象物質の選定に有効に活用することが得策であると考えられる。これにより、より多くの物質に対する暴露評価の実施が可能になると同時に、現行での方法と比較して信頼性が向上すると期待される。

⁴ NITE, METI「化審法運用における新たな「リスク評価」スキームの提案（暫定版）」に詳細が紹介されている。

http://www.safe.nite.go.jp/risk/pdf/kasinn_scheme0906.pdf

3.3 その他の現行化管法物質選定基準の課題の整理

3.3.1 化管法指定物質の国内法規制状況の調査

化管法指定物質には、他の国内法規制においても管理・規制されている物質が含まれている。また、これらの国内法には、化学品の製造・使用を管理、規制する目的のものが含まれている。このため、それらの法律で管理・規制されている物質の場合、化管法の目的と重複することから、または化管法の対象とする必要が無いと考えることができるかもしれない。

そこで、現行の化管法指定物質について、国内の他の化学物質関連の法規制状況の調査を行った。表 3-17 に化管法指定物質の主な国内法規制における対象物質数を示す。また、本報告書添付資料の物質リスト-3 に化管法指定物質の国内法規制リストを示す。

表 3-17 化管法指定物質の法規制状況

	PRTR 第一種指定物質	PRTR 第二種指定物質
化審法 第一種特定化学物質	1	0
第二種特定化学物質	3	0
第一種監視物質	1	0
第二種監視物質	58	21
第三種監視物質	12	5
第二、三種監視物質	21	2
安衛法 表示対象物質	49	3
通知対象物質	227	36
農薬取締法 登録農薬	141	20
大気汚染防止法 特定/指定物質	18	0
オゾン層保護法	21	0

これらの法律で管理・規制されている物質については、化管法での指定を行う必要性についての検討を行う必要があるかもしれない。

3.3.2 初期リスク評価結果を活用した化管法指定物質の選定

3.3.2.1 化管法における初期リスク評価の活用

H20 答申において、「初期リスク評価結果のより一層の活用を検討すること」との指摘がなされた。国による初期リスク評価としては、NEDO および環境省が実施・公開されており、化学物質の暴露量（濃度）と有害性よりヒトまたは環境生物に対するリスクが評価されている。初期リスク評価の結果より、リスクが懸念される物質は、より詳細なリスク評価を実施するためのデータ収集等を行うべきであり、そのための基礎データとして PRTR 届出情報等は有用である。一方、低リスクと評価された物質については、現状では適正に使用され

ていると考えられることから、必ずしも PRTR 届出情報を把握しなくてもヒトや環境生物に対する影響を生じないと見なすことができると考えられる。

そこで、本調査においては NEDO および環境省による初期リスク評価において、ヒトまたは環境生物に対して「低リスク」であると評価された現行化管法指定物質について、有害性と暴露量(濃度)の比較から得られた定量的な指標である安全マージンについての調査を行った。

また、化管法の物質選定において選定基準を満たした有害性項目に対し、初期リスク評価で「低リスク」とされた評価対象および暴露経路(ヒトへの経口または吸入経路、水生生物への暴露)との比較を行った。

3.3.2.2 初期リスク評価における“低リスク”物質とリスクマージン

NEDO 初期リスク評価書においては、動物実験による無毒性量(NOAEL または NOEC 等)と推定摂取量(または推定環境中濃度)より暴露マージン(MOE)を算出し、MOE と不確実性係数積(UFs)の比較によりヒトまたは環境生物に対して「現時点でリスクが懸念されない(低リスク)」または「詳細な調査、解析、評価等が必要(リスクの懸念あり)」と評価されている。

環境省による環境リスク初期評価では、動物実験による無毒性量(NOAEL または NOEC 等)と予測最大暴露量(最大摂取量または予測環境中濃度 = PEC)との比より暴露マージン(MOE) または PEC/PNEC(予測無影響濃度)を算出し、得られたマージンの値から「詳細な評価を行う候補(リスクの懸念あり)」、「相対的にリスクは低いと考えられ、更なる作業を必要としない(低リスク)」物質として評価される。

本調査では、現行の化管法対象物質中、NEDO および環境省による初期リスク評価において、低リスクと評価された物質について解析を行った。表 3-18 に NEDO および環境省の初期リスク評価で共に低リスクと評価された物質のリスク評価結果の概要を示す。また、本報告書添付資料の物質リスト-4 に低リスクと評価された物質を示す。

NEDO および環境省リスク評価において、共に低リスクと判定された物質は、環境生物に対するリスク評価結果より 47 物質、ヒト健康(経口経路)が 37 物質、ヒト健康(吸入経路)が 17 物質であった。なお、この中には前回の化管法指定物質の見直し時に指定より除外された 2 物質を含む。

環境生物に対して低リスクと評価された物質での評価結果では、MOE/UF(NEDO 評価)が 1,000 を超える物質が 14、PEC/PNEC(環境省評価)が 0.01 以下の物質が 23 であった。同様に、ヒト健康リスク評価では、MOE/UF(NEDO 評価)が 1,000 を超える物質が 16(経口経路)および 6(吸入経路)、MOE(環境省評価)が 1,000 を超える物質が 20(経口経路)および 14(吸入経路)であった。

また、NEDO および環境省リスク評価で共に低リスクと判定された物質中、環境リスク評価で低リスクと評価された物質で環境有害性のみから化管法対象物質に指定された物質は 7 物質、ヒト健康有害性で低リスクと評価された物質では経口または吸入慢性毒性のみから指定された物質は 3 物質(1 物質は環境リスク評価と重複)であった。リスク評価結果を

化管法対象物質の選定に活用する場合、少数ではあるがこれらの物質が対象物質の除外を検討する候補物質とすることが考えられる。

表 3-18 NEDO および環境省初期リスク評価における低リスク物質

	低リスク物質数	リスクマージンと物質数	低リスクと評価された項目のみで有害性あり
環境リスク	47 物質	MOE/UF (NEDO) 100 以下：23 物質 101 ~ 1000 以下：10 物質 1000 超：14 物質 PEC/PNEC (環境省) (淡水) 0.01 以下：23 物質 0.01 超 ~ 0.1 以下：22 物質 0.1 超 ~ 1 未満：2 物質	7 物質
ヒト健康リスク (経口)	37 物質	MOE/UF (NEDO) 100 以下：7 物質 101 ~ 1000 以下：13 物質 1000 超：16 物質 MOE (環境省) 100 以下：0 物質 101 ~ 1000 以下：10 物質 1000 超：20 物質	3 物質
ヒト健康リスク (吸入)	17 物質	MOE/UF (NEDO) 100 以下：4 物質 101 ~ 1000 以下：7 物質 1000 超：6 物質 MOE (環境省) 100 以下：0 物質 101 ~ 1000 以下：3 物質 1000 超：14 物質	-

3.3.2.3 化管法におけるリスク評価結果の活用における課題

初期リスク評価結果を化管法に活用する場合、一定以上の安全マージンを有する化学物質について、化管法の対象物質から除外することが考えられる。または、製造・輸入量や有害性等の基準が一致しないために現行の化管法で指定されていない物質については、初期リスク評価の結果でリスクの懸念が明らかになった、又は疑われた場合には新たに化管法指定物質に追加する方法と基準についての検討が必要であると考えられる。

一方、現状では低リスクと評価された物質であっても、製造・輸入量の急激な増加、製造方法や用途の変更により環境への排出量が増加する場合が想定される。初期リスク評価結果を活用して化管法指定物質の選定、除外または追加を検討する場合、定量的な指標であるMOE/UFまたはPEC/PNEC等を用いることが考えられるが、その際にどの程度の安全マージンを判断基準とするべきかについて、これまで十分な議論が行われておらず、今後の検討が必要である。

3.3.2.4 化審法におけるリスク評価結果を活用した化管法対象物質の選定方法の検討

化管法対象物質の選定における「環境での存在」については、これまでは製造・輸入量、エコ調査、水質・大気における環境モニタリング調査結果より評価が実施されてきた。ただし、3.2.3に記述したとおり、環境モニタリング調査は物質数が限られていることや物質により検出下限値や検出濃度が異なることから、化管法対象物質の選定に利用する際は注意が必要である。

同様に、初期リスク評価の活用においても、リスク評価が実施される物質数は限られることから、その利用には限界がある。一方、化審法の改正に伴い新たに導入される新たなリスク評価スキームにおいては、原則として全ての化学物質に対して少なくともスクリーニングレベルでのリスク評価が実施されることが予想される。さらに、優先評価化学物質については、詳細な暴露評価、リスク評価を実施するための追加の有害性情報、暴露評価のための情報と暴露評価、リスク評価結果が整備されると期待される。

このため、化管法対象物質の選定においても、化審法におけるリスク評価より得られるこれらの情報や評価結果を有効に活用した対象物質の選定、または除外方法を検討することが望ましいと考えられる。さらに、化管法対象物質の選定基準においては、「その有する物理化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して在すると認められる化学物質」と定められていることから、環境中での存在に関する評価においては、製造輸入量等の個別の情報だけでなく、用途情報、物理化学的性状、分解性、環境モニタリング結果等を総合的に評価し、一定の基準を超える（基準に一致する）物質を化管法対象物質に選定する方法についての検討が必要であると考えられる。

3.3.3 天然物・付随的生成物の取扱い

環境中には工業的に製造・使用され、環境中へ排出される物質以外に、動植物または鉱物由来での化学物質が存在する。また、燃焼等により付随的に生成する物質も含まれている。これらの天然物や付随的生成物は、化管法の届出による排出量の把握や適正な使用、管理を行うことは目的と一致しない可能性がある。また、これらの天然物や付随的生成物は、その一部または多くが同時に工業的に製造・使用されている場合があり、管理の方法を検討する必要があると考えられる。

今後の化管法における天然物や付随的生成物に対する課題と課題克服のための考え方を以下に示す。

主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・輸入量によらず、環境中に存在 ・ 化管法指定物質とする場合、排出移動量の把握が困難
課題克服のための考え方	Option-1：化管法指定物質に含めない（除外する） Option-2：国による排出量の把握方法、排出量管理方法の検討を実施

3.3.4 構造異性体、xxx化合物等の群化合物での指定

現状の化管法指定物質は、物質名または化合物名で指定されており、一つの指定物質が複数の異性体、または同属化合物を含む場合がある。一方、有害性や製造、使用量は異性体間で必ずしも同一ではない。さらに、化審法等での物質指定においては、官報公示整理番号が使用されており、他の化学物質関連法との物質の同一性の確認が困難な場合がある。また、国際機関等ではCAS番号による物質の同定が一般的である。

今後の化管法において、これらの構造異性体や化合物群等での物質指定のあり方に関する考え方を以下に示す。

主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化審法や他の法規制における物質との整合性がない ・ 有害性調査等の場合、群化合物のままでは調査が困難であり、最初にCAS番号での物質の確認が必要 ・ 群化合物（複数化合物の合計）のため、製造・輸入量、届出対象事業所の評価方法が単一物質と異なる
課題克服のための考え方	Option-1：現状通り Option-2：CAS番号による物質指定の見直し Option-3：官報公示整理番号（化審法番号）による物質指定の見直し

3.3.5 難分解性の性状を有する物質の適正管理

現行の化管法においては、有害性と環境中での存在により指定物質の選定が行われている。一方、国際的には難分解性、高生物濃縮性の性状を有し、有害性示す物質に対しては PBT (Persistent Bioaccumulative Toxicant) または、vPvB(very Persistent and very Bioaccumulative) 物質として特別の基準や枠組みで管理・規制することが一般的となっている。現行の化管法においては、仮に難分解性と高生物濃縮性を示す物質であっても、有害性が明らかでない物質は指定されない場合がある。

今後の化管法における難分解性、極難分解性物質の適正管理の考え方を以下に示す。

主な課題	・ 現行化管法物質選定には難分解性物質であっても易分解性物質と同様の基準で選定されている。難分解性物質は、製造・輸入量が小さくても長期的に環境やヒトへのリスクを生じる可能性があることから、何らかの基準を追加すべきかもしれない
課題克服のための考え方	Option-1：現状通り Option-2：難分解性（または極難分解性）物質に対する新たな選定基準（製造・輸入量、有害性）を設ける

第4章 化管法対象物質選定基準の改定案（素案）と

選定作業フロー（案）の作成

4.1 化管法対象物質選定基準の改定案（素案）

上記の調査結果より、化管法対象物質選定基準の改定案（素案）を作成した。選定基準の改定案（素案）については、以下の点に留意して作成した。

化管法選定に用いる有害性項目
特定第一種指定化学物質の選定に関する有害性
有害性情報の収集フローと情報源
環境での存在に関する判断基準
有害性の項目別の選定基準
その他の検討課題

なお、今回の改定案（素案）については、国内専門家によるヒアリングを実施することから、必ずしも一つの判断基準を示さず、複数の考え方を記載した項目が含まれている。

また、本調査で作成した化管法対象物質選定基準の改定案（素案）においては、現行の化管法対象物質の選定基準をそのまま GHS 分類基準として利用することを前提とし、化管法対象物質の選定基準に適した有害性の程度（用量、濃度または証拠の重み）に関する検討は実施しなかった。例として、GHS における発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性では、区分 1A、1B 及び 2 の区分があり、それらはヒトに対する有害性を評価するデータの種類とヒトに対する有害性の証拠の重みにより判断される。GHS における区分 1A はヒトでのデータより有害性が確認された物質、1B は動物実験の結果よりヒトでの有害性が（おそらく）あると判断される物質、区分 2 はヒトでの有害性が疑われる物質である。なお、現行の化管法対象物質の選定においては、発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性が GHS 区分 1A に相当する物質では特定第一種指定化学物質、GHS 区分 1B および区分 2 に相当する物質は第一種または第二種指定化学物質に選定される。化管法においては、対象物質について「当該物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼす恐れがあるもの」としており、GHS 分類基準を用いた化管法対象物質の選定を行う場合、現行と同様の有害性の基準（区分）を適用すべきか、ヒトでの有害性が明らかではないが、疑われると評価される区分 2 を選定基準より除外すべきかについては、今後の慎重な検討が必要である。

専門家へのヒアリングに使用した化管法指定物質の選定基準の改定案（素案）は、添付資料（素案-1）を参照。

4.2 化管法対象物質の選定作業フロー（案）

現行の化管法指定物質においては、有害性の選定基準は定められているが、具体的な物質選定作業を実施する際の効率的な作業フローは明らかではない。そこで、次回の化管法指定物質の選定作業を行う際の参考となる物質選定作業フロー（案）を作成した。

作成した選定作業フロー（案）は添付資料（フロー-1）を参照。

第5章 専門家へのヒアリング調査

5.1 ヒアリング調査の目的

今回の調査により作成した化管法指定物質の選定基準の改定案(素案)は、一次調査による案である。このため、専門家にヒアリング調査を行い、改定の方向性や考え方に関する意見を伺った。

5.2 ヒアリングを行った専門家

表 5-1 に今回のヒアリング調査を実施した国内専門家を示す。専門家の選定においては、経済産業省と協議し、化管法、GHS、ヒト健康影響、生態影響、暴露/リスク評価において著名な専門家より幅広く対象とした。

表 5-1 ヒアリング実施対象の専門家

氏名	所属・役職	専門分野
江馬 眞	独立行政法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 招聘研究員	生殖発生毒性
亀屋 隆志	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 准教授	環境動態解析 環境影響評価・環境政策
城内 博	日本大学大学院理工学研究科 医療・福祉工学専攻 教授	産業保健
菅谷 芳雄	国立環境研究所 環境リスク研究センター 主任研究員	生態毒性
中杉 修身	元上智大学大学院 地球環境学研究科 教授	環境
中嶋 圓	財団法人 食品農医薬品安全性評価センター 試験部	変異原性
森田 健	国立医薬品食品衛生研究所 安全情報部 第四室室長	安全情報、毒性
吉田 喜久雄	独立行政法人 産業技術総合研究所 安全科学研究部門 主幹研究員	暴露評価等

*敬称略、あいうえお順

5.3 ヒアリング調査の実施方法

ヒアリング調査においては、本報告書の添付資料に示した以下の資料を提示して実施した。

- ・ 資料-1 調査の目的と概要
- ・ 資料-2 答申の指摘事項
- ・ 資料-3 現行化管法指定物質の選定基準の課題
- ・ 資料-4 現行化管法物質選定基準と GHS 分類基準の比較
- ・ 資料-5 現行化管法指定物質選定時の有害性と GHS 分類結果の比較
- ・ 資料-6 有害性情報の収集・評価のための情報源
- ・ 資料-7 環境での存在に関する調査
- ・ 資料-8 国内法規制状況
- ・ 資料-9 リスク評価結果による物質選定
- ・ 資料-10 その他の課題
- ・ 物質リスト-1 化管法物質選定時の有害分類と GHS 分類結果の比較
- ・ 物質リスト-2 エコ調査結果一覧
- ・ 物質リスト-3 法規制状況一覧
- ・ 物質リスト-4-1 低リスク物質（生態毒性）
- ・ 物質リスト-4-2 低リスク物質（ヒト健康：経口経路）
- ・ 物質リスト-4-3 低リスク物質（ヒト健康：吸入経路）
- ・ 化管法指定物質基準の改定案（素案）
- ・ 化管法物質選定フロー（案）

- ・ 参考資料-1 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（答申）
- ・ 参考資料-2 政府向け GHS 分類ガイダンス

ヒアリング調査では、あらかじめ以下の項目を記載した回答用紙を作成し、記述式での回答を頂いた。

- ・ GHS 分類基準による化管法指定物質の選定について（資料全般について）
- ・ 有害性データの情報源と優先順位について（資料-6）
- ・ 環境での存在に関する基準（資料-7、物質リスト-2）
- ・ 有害性の項目別の選定基準（素案）について（資料-3、4、5、物質リスト-1）
- ・ その他の課題（資料-8、資料-9、資料-10）
- ・ 化管法物質選定フロー（案）
- ・ その他の指摘事項

5.4 ヒアリング調査結果

専門家へのヒアリング調査結果は以下の通りであった。なお、本報告書に添付した化管法指定物質基準の改定案(素案)はヒアリングに用いた資料であり、以下の専門家からのヒアリング結果に対応したものではない。

(1) GHS分類基準による化管法指定物質の選定について(資料全般について)

	主な理由
基本的に賛成	国際的な分類との整合性、将来的に他の国内法との整合性を考慮して。環境毒性に関する GHS 分類で用いるべき試験法は、我が国の化学物質管理を目的とする他の制度・施策の試験法と同一であり、化管法においても同じ「根拠」データからの判断が望ましいと判断するため、基本的には賛成である。
	GHS 分類の分類システムを使用することには問題がないが、GHS 分類の結果をそのまま使用すると、データの透明性が問題になるかも知れない。GHS 分類は、本来、製造事業者が自主的に用いるものとして開発され、企業データが唯一のデータである場合がある場合、その値に責任をもつのはだれなのか、明確にする、自主的に実施した結果を利用することが不適切・問題がある場合には、政府が独自に GHS 分類を実施することになるが、そのような理解でよいのか。
	また、これまで実施されてきた GHS 分類に用いたデータが必ずしも、確認された試験法を用いて得られた毒性値ではない可能性がある。そのような場合には GHS 分類結果の利用にあっては注意が必要である(推奨する試験法の結果を用いた場合には別の判断となる可能性がある)。
	科学の発展、知見の集積を踏まえた、妥当な選定法と考えられる。
	現行選定基準とは完全に一致しないが、違いは大きくないと考えられ、GHS 分類基準に合わせることで、事業者や行政による管理が容易になる。細かい点は今後詰めるとして、基本的に GHS 分類基準による選定の方向に賛成。
	国際的な調和がなされつつある現状では、GHS 分類基準を利用することは重要と考える。
	GHS では毒性の各項目について化学物質が評価されているので。
基本的に反対	
更なる検討を要する	<p>GHS 分類で用いる試験法で得られた毒性値が最低値ではない場合の取扱についてどうするか決めておく必要がある。</p> <p>(1) 利用可能なデータが推奨された試験方法によるものではないことが明らかな場合(同一ではない)</p> <p>(2) 推奨された試験方法と同一ではないが、相当である場合</p> <p>(3) 推奨された試験方法と同一ではないが、評価書に信頼できる値として引用されている場合</p> <p>(4) 試験法が確認できない場合</p> <p>毒性値で区分が分類されている場合、特に毒性が高い物質について、特別な配慮が必要である。</p> <p>環境毒性分類では、急性毒性区分で、毒性値が 1mg/L 以下であればすべて区分 1 に分類されるが、0.1mg/L 以下、0.01mg/L 以下なども同じ区分に分類されるので、製造輸入量で除外する場合には特例が必要になる場合</p>

(1) GHS分類基準による化管法指定物質の選定について（資料全般について）

	主な理由
	<p>があると考える。</p> <p>細部についてはあるが、更なる検討が必要であろう。</p> <p>GHS では生殖細胞変異原性で分類されているが、生殖細胞変異原性は多くの化学物質では試験されていない。</p>
その他	<p>今回の素案では GHS分類は、「政府向け GHS分類ガイダンス」で実施するとなっているが、すでに公表されている GHS改訂 3 版マニュアルでは環境毒性・慢性毒性分類を慢性毒性値から分類することができるとしている。急性区分からの区分と、慢性毒性値からの区分の 2 通りがある。そのため、今回政府向けガイダンスと実際の GHS 分類に次第に乖離が生じる可能性がある。この点は明確にして置かねばならない。</p> <p>審議会の答申もあり、国際的な調和を図る観点から、GHS 分類基準による対象物質の選定を基本とすることは賛成する。GHS 分類と従来の判定基準との間のずれをどのように扱うかが課題となる。それぞれについて違いの内容から個別に判断することが必要となる。一般的には、違いの生ずる部分については、発生源周辺での高いばく露を考慮して、環境リスクの初期評価を実施し、その結果を活用して判断することになると考えられる。審議会の答申にもあるように、本来であれば、全て初期評価を行って選定すべきではあるが、実質上は不可能であるので、GHS 分類基準に基づく有害性評価を用いて判断し、より詳細な判断が必要なものについては、初期評価を行い、その結果を用いて判断するのが合理的と思われる。ただ、PRTR による環境排出量の把握は、曝露評価に対して重要な情報を提供するものであることから、GHS 基準との整合はできるだけ安全側でとることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・化管法の物質選定/見直しにおいても、GHS の分類基準等と参照しながら行ってきましたので、互いに共通点は多いものの、それぞれが目的とする趣旨も異なっており、化管法での物質選定という目的に対しては、必ずしも GHS 分類基準が絶対的なルールではなく、国ごとの事情を加味できる意味からも、完全準拠させる必要は必ずしもないものと考えます。一方、化管法の物質選定見直しの際の答申においては、「GHS との一層の整合化を目指す」ともありますので、さらなる見直しに向けた基本方針としては、GHS で具体化されている分類基準の化管法物質選定への採用の適否について、化管法の趣旨や経緯を良く考えた上で判断していくことが妥当と考えます。 ・このような考えから、上記の例にあるような「GHS 分類基準にない現行の化管法物質選定基準も利用すべき」や「GHS 分類基準の一部修正が必要」のいずれについても当てはまるケースがあると思いますので、単純に「基本的に賛成」「基本的に反対」との二者択一の立場での回答は致しかねますが、各項目について個別に意見を述べさせていただきます。

(2) 有害性データの情報源と優先順位について (関連資料: 資料-6)

	主な理由
リストに追加 / 削除すべき情報源	<ul style="list-style-type: none"> ヒト健康において、List-1 に「NTP-CERHR (NTP ヒト生殖リスク評価センター) モノグラフ」(http://cerhr.niehs.nih.gov/reports/index.html) を追加すべきである。生殖毒性情報 (付随的に変異原性情報) として有用である。 1-21 に MAK Collection があるが、本項に「List of MAK and BAT values」を追加すること。これは毎年発行され、1-15 にある ACGIH の「TLV and BEI」に相当する。CMR や感作性の分類がなされており、より詳細な調査の必要性の検討に有益である。 WHO/IPCS の ICSC が 3-2 に組み込まれているが、List-2 とすべきである。引用文献の記載がないため、GHS 分類ガイダンスにおいては List-3 とされているが、国際的ピアレビューを経て作成され信頼性が高く、また対象物質数も多い。詳細情報は記載されていないが、より詳細な調査の必要性の検討に有益である。他の List-3 文書の Hazardous Substance Fact Sheet や Sittig's Handbook などよりはるかに有用である。 ヒト健康 2-5 にある Dreisbach's は削除すべきである。総体的な毒性情報 (特定標的臓器や症状) を調査するにはよい資料だが、個別の物質の毒性情報には限界がある。 <p>生態毒性において、List-2 に、US EPA の ECOTOX (http://cfpub.epa.gov/ecotox/)、およびフィンランドの EnviChem (http://www.ymparisto.fi/default.asp?contentid=141944&lan=en) を追加すべきである。有用なデータベースである。</p> <p>主な情報源は、リストに網羅されていると思われる。</p>
	GHS は表示に関する指針であり、化管法では作業環境、水質基準に関する情報源も必要と考える
	<p>HSDB は priority1 でよいのではないか。 何れの資料でも誤記があることがあるので、複数の資料による確認が必要。</p> <p>生殖発生毒性では、Shepard TH and Lemire RJ (2004). Catalog of Teratogenic Agents, 11th edition, The Johns Hopkins University Press, Baltimore. が有用と思われる。</p>
更なる検討が必要	フローではリスト作成において、暴露評価後に有害性の検討を行うことになっており、情報源に優先順位をつける (限定) する理由がわからない。物質数は限られるのであるから広範囲のデータソースでの検討が可能と考える。
その他	<p>生態毒性の Priority-1,2,3 の情報源に関する留意点</p> <p>試験法に関して情報がある場合は問題がないものの、必ずしも評価書では明確にならないことがある。</p> <p>情報源リストのエディトリアルな整備をすること。例えば、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 素案 3.2 項情報源-1 では、発行巻数などの情報が記載されているものもあるが (1-5, 1-8, 1-13, など) 数年前の情報であったりするため古い うえ、必要でもないのを削除すること。 2) 3-2 にある Sittig's は 4th ed, 2002 が引用されているが、現在は 5th ed., 2008 が刊行されている。また、1-17 にある ROC では 11th, 2005 が引用されているが、12th が予定されている。このような付帯情報は削除すべき。 <p>・ GHS 有害性分類事業は、環境省や厚生労働省、経済産業省等の関係省庁連絡会議が、事業者が化学物質等安全データシート MSDS や表示を作成する際の参考となるよう行った化学品の分類事業であり、国が分類</p>

(2) 有害性データの情報源と優先順位について（関連資料：資料-6）

	主な理由
	<p>を試行するにあたって、限られた時間で統一して分類するために作成された「分類マニュアル」や分類事業を円滑に進めるための簡易ルールとして作成された「技術指針」に基づくものであると位置付けられています。事業者が MSDS 等を作成する際には、これを参考にしつつも、自らの責任の下で独自の基準と判断で分類することも可能であるとされています。これに対し、化管法の物質選定においては、環境基準値や作業環境基準なども利用し、化学物質の環境への排出量等を把握することや、その管理の改善の促進を行うために、信頼できる情報源に優先順位を設けながら国が対象化学物質を指定することとなっています。したがって、両者の位置づけはもともと同一のものではなく、情報源やその優先順位の不一致も、そうした目的や趣旨の違いに起因しているものと理解されます。このため、化管法の物質見直し選定の際にも、情報源としては GHS 有害性分類事業の情報源が母集団となり、化管法独自の優先順位が付けられました。よって、単なる不一致だけの理由から課題提起されるべきものではなく、情報源選定の考え方や優先順位の意味合いを再確認・再検証することが本調査において妥当な検討方法と考えます。</p>

(3) 環境での存在に関する基準（関連資料：資料-7、物質リスト-2）

	主な理由
今回の改定案に概ね賛成	概ね同意される。
更なる検討を要する	<p>環境での存在に関する基準の検討にはデータが必要なように思われる。</p> <p>環境中での存在に関して十分なデータがない場合には、見直し作業フローのプロセスも異なるのでは？</p>
	<p>概ね同意されるものであるが、使用している用語について再考を求める。すなわち、4 項（6 ページ）において、「<u>一定以上の</u>・・・リスク」とあるが、“一定以上”が極めて不明確である。より適切な用語とすること。また、「<u>重大な</u>・・・リスク」とする方が、許容できる。</p>
	<p>改正化審法の暴露評価は、「相当広範な地域」を念頭に置いているので、化審法の暴露評価結果を基準として用いることには賛成。</p> <p>しかし、モニタリングに代わり得るほどの精度はないと思われるため、現行の判断基準はそのまま残し、モニタリングデータがない場合等に化審法の暴露結果を補足的に併用して判断するようにした方が良いと思われる。</p>
現行の基準の修正は必要ない	<p>化管法は排出の自主削減により個別の排出源周辺の環境リスクを低減することが目標であり、化学物質の製造・使用の規制により全国的な環境リスクの低減を目指す化審法とは目標が異なるので、化審法とは異なり、全国平均の汚染の程度でなく、発生源周辺で見られる高濃度汚染の程度を把握することが必要である。全国的な製造・使用量からの類推では、全国平均の汚染状況しか把握できない。また、非意図的な発生源を有する化学物質の環境濃度は製造・使用量からは類推できない。非意図的な発生源を有する化学物質については、抑制が可能な意図的な発生源からの排出の把握がより重要となる。現行の方法は、環境調査結果を基本とし、環境調査結果が得られない場合に、製造・使用量からの類推を用</p>

(3) 環境での存在に関する基準（関連資料：資料-7、物質リスト-2）

	主な理由
	<p>いることとしているが、この考え方が適当と思われる。確かに、これまでの環境調査では発生源周辺の高濃度を把握できていないおそれが高かったが、化審法の改正により用途等の情報が得られることになるので、より発生源に近い情報が得られるものと考えられる。また、現行の基準値や指針値について、常時監視の結果などで、基準値等の超過が見られていない項目があるのは確かであるが、一般に環境基準の監視は発生源から一定の距離を持った地点で測定されており、敷地境界付近や排出口付近では、基準値等を超過している可能性が高い。化学物質の排出について、規制ではなく、自主管理を求める化管法の対象としては、これらの点を考慮する必要がある。</p>
その他	<p>現行の基準を、素案のような観点からの追加することは望ましいことではあるが、どこまで定量的な規定が可能か現段階では判断できない。</p> <p>資料-7、5ページの2の記述「化学品の製造・使用現場周辺における局所的かつ一時的・・・必要があるかもしれない」は、法律第2条第2項の「相当広範な地域・・・継続して存する・・・」とは一致しておらず、削除した方が良いと思われる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今回の改定案では、「検出」の判断が基準値等を越えたものか/検出下限以上のものかの違いについて着目した課題提起が中心となっています。これらの「検出」のもととなる調査は、もともと、基準値等が設定されている化学物質を中心に行われており、基準値等が設定されていない物質については「検出」のもととなる調査自体が少ないといった現状もあります。 ・このため、法第2条の「相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる（あるいは、継続して存することとなることが見込まれる）」に照らして考える際に「相当広範な地域の環境」をどう捉えるかが課題である。資料7p5の第2章の記述において、環境中濃度と有害性の比較を行い、リスクを生じる可能性についての評価を行うことが望ましい、との提案には基本的に賛同できるし、化学品の製造・使用現場周辺における局所的かつ一時的な暴露の可能性と程度に関する評価結果を反映させた物質選定基準の検討を行うことについても基本的に賛同できる。しかし、ここでp7に記述されている「化審法で採用する情報や評価方法（または化審法での評価結果を活用）」をそのまま利用するとなると、例えば、MITI-LISを用いた事業所周辺の大気濃度計算の条件設定で評価対象半径を1km-10kmと発生源からある程度離れた範囲を対象としているようであり、果たして、製造・使用現場周辺における局所的かつ一時的な暴露と見なせるか否かについての議論も必要になると思われます。 ・一方で、基準値・指針値等が設定されていない場合の「検出」の基準を有害性のクラスごとに設定するという考え方、国際機関や諸外国でのガイドライン値なども積極的に活用する考え方もあると思うので、是非ご検討いただきたい。 ・また、環境中での検出を判断するための情報源について、学術論文等の新たな情報源についても、検索・情報集積して、参考とすることは有効と考えられます。

(4) 有害性の項目別の選定基準(素案)について(関連資料:資料-3、資料-4、資料-5、物質リスト-1)

	指摘事項
共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3No.1: 当たり前の話ですが、「共通項目」「発がん性、生殖毒性、変異原性等の有害性」とありますが、ここで記載されている内容は、人の健康に対する影響に関する項目についてのみ(=オゾン層破壊性や生態毒性についてはここでの考え方の整理の対象外)と理解しました。 ・資料3No.1: これも当たり前の話ですが、変異原性は、もともと、人の傷病や臓器異常等の人そのものに対する毒性ではないので、「ヒトで影響がないことが明らか」との表現にそぐわないと思います。 ・資料3No.1: 信頼できる科学的データや歴史的な使用実績等により、これまでに想定されていない有害性も含めて「ヒトでは有害性が無いことが明らかな物質」と証明されている場合は、GHS 分類基準と同様に、化管法指定物質から除外して然るべきと考えます。ただし、難分解/高蓄積性の化学物質に関しては化審法の方で管理されることが前提ですが。
発がん性	<p>リスク評価のための重要な情報を確保するという観点からは、GHS 基準の区分2を採用することが望ましい。</p>
	<p>資料3-1にあるように、国際機関等による評価結果がなくとも選定は可能と考える。ただし、質のよいデータに基づき、専門家により妥当性を十分検討する必要がある。</p>
	<p>妥当と思われる。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3No.2: 発がん性は、国民的かつ世界的に注目度が高い有害性であり、国際機関等での評価がまだなされていない場合でも、信頼できる試験データがあればGHS分類基準と同様に分類するのが妥当と考えます。ただし、国際機関等において信頼できる試験データをもとに「発がん性はない」ことが科学的に証明されている場合には、それを優先的に物質選定に利用するのが妥当と考えます。 ・資料4p2 表4-3 図4-1 この図によれば、現行の化管法基準に比べ、GHS 基準では区分2の中味を分けてみていないように考えられます。すなわち、GHS 基準には現行の化管法基準に該当しない物質(区分2の一部)が含まれるので、p2の文中「(化管法がより多い物質を指定する可能性)」は逆ではないでしょうか? 化管法基準の合理性や継続性を考える上で、単に該当する/しないだけで判断するのではなく、GHS 基準で区分2の一部が現行の化管法基準に該当しない理由を整理した上で判断すべき素案と考えます。

(4) 有害性の項目別の選定基準(素案)について(関連資料:資料-3、資料-4、資料-5、物質リスト-1)

	指摘事項
生殖細胞変異原性	<p>現行の判定基準は生殖細胞に対する変異原性と限定していないと考えられる。発がん性の可能性の一つの指標として変異原性を見てきたと考えられ、生殖細胞だけに限定してよいかは議論が必要と思われる。まず、in vivo の生殖細胞変異原性による GHS 基準で選定を行い、in vitro 試験で強い陽性(化審法における判定基準が参考になる)を有するもの、又は、哺乳類を用いる in vitro 変異原性試験で陽性となり、さらに既知の生殖細胞変異原性物質と化学的構造活性相関を示す化学物質(GHS 改訂第3版 Figure3.5.1Note 参照)については、採用するのがよいのではないかと。</p>
	<p>発がん性の場合との整合がとれないが、生殖細胞変異原性に関する GHS 区分 2 は、化管法物質選定に利用しないのが良い。(発がん性は、これまでの化管法の経緯や社会的背景から、GHS 区分 2 を考慮してもよいと考える。)その理由は、1) 同区分はいわゆる in vivo における体細胞変異原物質であり、その多く(ほとんど)が発がん性と関連しており、それでカバーされること、2) 本来の趣旨である「生殖細胞」への影響がある程度明確とされるのは GHS 区分 1B からであること、3) REACH においても CMR で制限されるのは EU 分類の Category 1,2 (GHS 分類での区分 1A,1B)であること、による。なお、現時点では、GHS 区分 1A に分類される物質は認定されていない。</p>
	<p>In vitro の試験結果のみでも、GHS 分類で専門家が『区分 2』としたものは、その結果を尊重すべきと考える。</p>
	<p>現行基準通り、強度(複数)の in vitro 陽性データによる分類(選定)も行うべき。</p>
	<p>・資料4p3: GHS 分類基準では「生殖細胞」での変異原性に限定されていますが、わが国においてもこの限定を設けるべきかどうか、いま一度、他法令との関係を整理して判断するのがわが国にとって妥当であろうと考えます。GHS 分類基準は「分類できない」と言っているのであって「分類しない」とは言及しておらず、各国の事情に応じた対応に任されている部分であると考えますので。</p> <p>・資料3No.4、No.5: in vivo 試験や複数の試験の間での優先順位については、GHS 分類基準と同様の評価フロー等における優先順位があつて然るべきと考えます。その方が新たに試験を実施して有害性情報を得ようとする場合にも効率的な対応が可能になると考えますので。</p> <p>・資料4p3: そもそも、化管法基準ではクラスは特一とクラス1の2つしかなく、GHS との整合化という観点からは、専門家による根本的な再検討を要する事案だと思えます。この際、GHS が何故の生殖細胞だけを対象としているのか/何故に体細胞を含め(ることができ)ていないのか、また、わが国の他法令における変異原性物質の取扱いとの整合性などを含めて、ご検討いただくことが妥当と考えます。</p>

(4) 有害性の項目別の選定基準(素案)について(関連資料:資料-3、資料-4、資料-5、物質リスト-1)

	指摘事項
特定標的臓器毒性(反復暴露)	<p>化管法は大防法や水濁法の排出規制の前段階として自主管理を求める制度であり、大気や水質の基準値は、一定程度のリスクが懸念されるものについて設定されている。基準値の値の大きなものは、環境濃度が高く、曝露が大きいことから、基準値が設定されているのであり、基準値の設定されている項目については、基準値の大小による区別を設けるべきでない。</p> <p>複数の LO(A)EL や NO(A)EL の値が存在する場合は、安全側にたつて最も低い値を採用して評価を行うのがよいと考える。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> NOAEL の設定値を LOAEL の 1/10 とすることは、科学的根拠はないが、妥当なものと判断される。ただ、本項では臓器毒性として「重大な影響」を考慮するものであるため、A(Adverse)は重要項目である。当該項目例をリストする必要があるのではないかと。すなわち、LOEL や NOEL を基準とすると、体重増加抑制、血液学的パラメータの変動など軽微な影響に翻弄されることとなりかねない。化管法において、「A」として考慮すべき事項(あるいは逆に考慮しない事項)を明確にしておく必要がある。 GHS では例えば、刺激性物質の吸入による呼吸器への影響などが含まれることがあり、「局所影響」を排除していない。化管法では、局所影響を明確に排除するのがいいのではないかと。 <p>「1年間/90日(のデータ)」の意味が不明確である。「/」は「または」の意味か、それとも「から(～)」の意味か。6か月データの扱いは?また、28日試験の扱いは要検討事項であり、ガイダンス数値を補正使用することも考えられるが、過剰評価になりやすい。よって、少なくとも14日試験データは採用すべきではない。法律規定は自主規定のGHS分類とは異なる。</p>
	<p>LOAEL で分類する。</p> <p>28日反復毒性試験でも明確な特異な毒性が認められている場合は、分類に用いる。</p> <p>作業環境/水域・大気環境基準や農薬 ADI に関する資料を積極的に利用すべき。</p>
	<ul style="list-style-type: none"> 資料3No.6: <p>これまでの化管法での物質選定基準の経口/吸入慢性毒性および作業環境基準に対応する部分と理解します。NOAEL や環境基準等の定量的データが入手できない物質および疫学調査等でヒトへの明確な有害性を示す物質がヒトに重大な毒性を示すことを根拠にGHS 区分1 に分類される場合には、化管法の物質選定基準においても考慮できるようにするのが妥当と考えます。これまでの、化管法の物質選定基準においても考慮されてきたこともあり、また、化管法対象物質が有害大気汚染物質の候補リストに収録される方向で検討されていることもあり、国内の他法令との整合性にも配慮することが妥当と考えます。なお、疫学調査の情報源やデータ等の信頼性については不勉強で不案内なのですが、わかりやすい採用基準が整理されることが妥当と考えます。</p>

(4) 有害性の項目別の選定基準(素案)について(関連資料:資料-3、資料-4、資料-5、物質リスト-1)

	指摘事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・資料3No.8 : 化管法の物質選定基準において、クラス1、2、3の分類を行っていることは、リスクベースでの管理の考え方に基づき、化管法の大きな目的である「管理の改善の促進」を推進していくために、極めて重要な分類であると考えます。GHS 分類基準の区分も同様に、実際に化学物質管理を推進するにおいて極めて重要であり、異なるラベリングや対応が行われているところです。 また、これらの化学物質の有害性のクラスの考え方をういて、リスクベースの管理を進めている自治体等もあり、有用なツール・考え方として活用されています。よって「3つに細分する必要性があいまい」とする課題設定は極めて不適切であると考えます。 ・資料3No.9: 軽微な影響については、毒性学の専門家による精査と判断、できればその基準作りが必要と思われます。化管法物質選定見直しの際にも「口臭」といった影響が含まれていた物質(Ta?)が除外されたと記憶しています。 ・資料4p5 の箇条書き1つめの項目 : 「化管法ヒトでは有害性データがあっても作業環境基準が設定されていない場合は分類されない」という考えは、これまでどこに明記されていたものでしょうか? 不勉強のため、そのような認識が欠落していましたので、ご教示ください。 ・資料4p5の箇条書き2つめの項目 : わが国では、次の3つ目の項目にもあるように、無毒性量等により評価や管理を行うとする考え方もすでにあり、NOAEL データを採用することに特に違和感を感じられず、わざわざNOAEL を採用せずにLOAELのみで分類する方が不整合を生じるケースが多いのではないかと想像します。 ・資料4p5の箇条書き3つめの項目 : まず、冒頭の「GHS」は「化管法」の間違いだと思われます。内容的には、大気環境基準や ADI などを用いることは、わが国においてダブルスタンダードを回避する上で、ある程度必要な措置と理解していますので、GHS との一致/不一致だけを一概に課題とすべき事案ではないと考えます。 ・資料4p5の箇条書き4つめの項目 : 慢性影響を見る場合に、十分な試験期間の毒性試験結果と、14 日間のような短期間の毒性試験結果とでは、その精度や信頼性に違いが生じます。毒性の代表値を決定する考え方を整理して使うことが必要と考えます。 ・資料 4p5 の箇条書き 5つめの項目、6つ目の項目、その後ろのまとめ文章 : クラスあるいは区分の数よりも、それらの閾値を統一し、どこまでのクラスを化管法対象とするかといったことの議論の方が大事な課題であると考えます。また、箇条書き 3つ目の項目の ADI の採用とも関連

(4) 有害性の項目別の選定基準(素案)について(関連資料:資料-3、資料-4、資料-5、物質リスト-1)

	指摘事項
	<p>して、「現状では化管法クラス1~3はGHS区分1に該当することが妥当」とのまとめの根拠の議論が不十分で意味不明な文章となっています。今回のこの報告書で判断してしまうのではなく、専門家による議論が必要ではないでしょうか？</p>
生殖毒性	<p>GHSの方が基準が明確であり、GHS基準との整合をとることでよいと考える。</p>
	<p>発がん性の場合との整合がとれないが、生殖毒性に関するGHS区分2は、化管法物質選定に利用しないのが良い。その理由は、1)動物においても区分2は高用量曝露でのマイナーな変化、母体毒性時の影響などが含まれることがあること、2)ヒトと実験動物では生殖過程や発生過程が異なること、3)REACHにおいてもCMRで制限されるのはEU分類のCategory 1,2(GHS分類での区分1A,1B)であること、による。</p>
	<p>GHS基準の授乳による影響が明らかな場合、化管法物質選定にも利用すべき。</p>
	<p>・資料3No.10: 発がん性と同様に、EUリスク警句R60-63での評価がない場合でも、信頼できる試験データがあれば分類すべきと考えます。ただし、EUや国際機関等において信頼できる試験データをもとに「生殖発生毒性はない」ことが科学的に証明されている場合には、それを優先的に物質選定に利用するのが妥当と考えます。</p> <p>・資料3No.11: 極めてテクニカルな課題であり、当該分野の専門家による精査と判断、できればその基準作りが必要と思われる。</p> <p>・資料3No.12: 極めてテクニカルな課題であり、当該分野の専門家による精査と判断、できればその基準作りが必要と思われるが、国内の他法令があれば、そこの整合性にも配慮することが妥当と考えます。その際には、もちろん、GHS分類基準との関連も検討されることと思っております。</p> <p>・資料3No.13(1つ目): 資料3No.8でのコメントと同様に、化管法の物質選定基準において、クラス1、2、3の分類を行っていることは、リスクベースでの管理の考え方に基づき、化管法の大きな目的である「管理の改善の促進」を推進していくために、極めて重要な分類であると考えます。GHS分類基準の区分も同様に、実際に化学物質管理を推進するにおいて極めて重要であり、異なるラベリングや対応が行われているところです。よって「3つに細分する必要性がいまい」とする課題設定は極めて不適切であると考えます。 なお、生殖発生毒性について、化管法の「クラス2とクラス3との違いが無く、クラスを細分する必要性がいまい」との記載がありますが、EUリスク警句のカテゴリーに基づいて、情報の確度により、細分されていることかと思われます。ヒトに対しては不十分な証拠しかないが、動物に対してはその影響が証明されている物質をクラス3としているのではないのでしょうか。</p>

(4) 有害性の項目別の選定基準(素案)について(関連資料:資料-3、資料-4、資料-5、物質リスト-1)

	指摘事項
	<p>・資料4p7: 化管法基準と GHS 基準の一致/不一致の整理はよくまとめられていると思いますが、他に比べて課題としての整理の内容が薄い印象を受けました。極めてテクニカルな課題であり、当該分野の専門家による精査と判断、できればその基準作りが必要と思われます。</p>
呼吸器感作性	<p>GHS 基準との整合をとることがよいと思う。また、化学物質に対する感受性が高い集団が存在する現状を考えると、区分 1B を対象に加えるのが適当と考える。</p>
	<p>国際機関等による評価結果がなくとも選定は可能と考える。ただし、質のよいデータに基づき、専門家によりその妥当性を十分検討する必要がある。</p>
	<p>ACGIH や日本産業衛生学会での分類があれば選定すべき。</p>
	<p>・資料3No.13(2つ目): 資料3No.6 にも関連しますが、疫学調査等の重要性について、情報源やデータ等の信頼性など、わかりやすい採用基準が整理されることが妥当と考えます。</p> <p>・資料4p8: 現行化管法の物質選定において EU あるいはACGIH での感作性の情報を限定的に使用している大きな理由は、当初は信頼できる関連情報が少なかったためと認識している。よって、GHS 分類基準等において新たな信頼できる情報が入手できる場合には、追加して考えることが妥当であると考えます。</p> <p>また、GHS 区分 1A と 1B の違いが「高頻度」「低頻度」となっているようですが、頻度の違いが表す意味をクラス分けに用いることが妥当かどうかについては、当該分野の専門家による判断が必要と思われます。</p>
生態毒性	<p>提案されているものは、GHS改訂 3 版の判定基準と異なっているように思われますが。</p>
	<p>(1) 素案の慢性毒性区分が、慢性毒性値からの分類であったとする場合(GHS分類改訂第3版)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・GHSの急性毒性分類も化管法物質選定に利用すべき。 (理由)十分なデータが入手できない場合は慢性区分の分類は慎重に行わなければならない。そのため、慢性区分だけを用いて選定するとしても、現実的ではない。 ・慢性区分 2 は化管法物質選定に用いる必要は無い。 (留意)十分なデータを用いて慢性区分 2 と分類された場合は、当該物質の環境への排出量が特に多い場合を除いて必要はないであろう。 ・慢性区分 4 は、別に判断されなければならない。 <p>(2) 素案の慢性毒性区分が、急性区分と急速分解性と生物蓄積性からの分類である場合(政府ガイダンス)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・慢性区分 1 を選定に利用することを基本としてよい。

(4) 有害性の項目別の選定基準(素案)について(関連資料:資料-3、資料-4、資料-5、物質リスト-1)

	指摘事項
	<p>提案されている判定基準には GHS 改定 3 版とのずれが見られるので、この点についての修正を行う必要があると考える。また、急速分解性については、定義をはっきりさせる必要がある。GHS 基準の判定は、化審法の難分解性物質の判定とほぼ同じと見られるが、化審法が難分解性物質だけでなく、易分解性物質へと対象を拡大したのに、化管法が易分解性物質を対象から除外するのは整合がとれない。水中の化学物質の人への曝露は、飲料水や食品を通じて起こるのに対し、生物へは直接的に曝露されることを考えると、人に対する影響との間でも、考え方に逆転現象を生ずることになる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資料3No.14 : 化管法の物質選定見直しの際の答申には、「揮発性物質については、毒性値と水溶解度との比が概ね3倍程度を超える試験結果は信頼性に懸念があると考えられ、判定に用いなかった。また、揮発性物質のうち明らかに環境中に継続して存することはないと判断される物質はクラス外とした。」とあります。これまでの数多くの知見から、ひとつの物性値によって環境中での存在状況を判断すること自体にもともと無理があり、そこで、ここは個別の専門家判断となっています。判断基準を明確にすることは大事であると考えますので、まずは、これまでの揮発性物質に関する判断基準を明文化していただくことが不可欠であると考えます。 ・資料4p9 : 化管法物質選定見直し後の対象物質をみると、562 物質のうち約400 物質弱が生態毒性を有する物質とされますが、これらの物質選定の根拠データとして急性毒性データが用いられているケースが多いと思われます。現行化管法の趣旨からすれば長期影響が対象となりますが、長期毒性データが少ないことは周知の事実です。GHS 分類においても急性毒性データが利用されており、急性毒性データを用いること自体は妥当と考えますが、情報が入手可能であれば、急性毒性データに環境中での分解性や生物濃縮性を加味して分類する GHS 分類の方が妥当であると考えます。PRTR によってできるだけ多くの物質の排出量を知ったり、MSDS によってできるだけ多くの物質の安全性情報を流通させることも大事ですが、新たな情報整備とともに環境中での分解性や生物濃縮性などを考慮して、管理の重要度が高い物質を中心に選定することも今後の課題として重要であると考えます。 ・素案 p8 の脚注No.12 : 一つのクラスに統一する考え方が議論されていない段階で、いきなりここで統一することの根拠が不明です。また、他の有害性の部分でも記述しているように、化管法の物質選定基準において、クラス 1、2、3 の分類を行っていることは、リスクベースでの管理の考え方に基づき、化管法の大きな目的である「管理の改善の促進」を推進していくために、極めて重要な分類であると考えます。GHS 分類基準の区分も同様に、実際に化学物質管理を推進するにおいて極めて重要であり、異なるラベリングや対応が行われているところです。よって「一つのクラスに統一する」とすることは、現段階では議論がまったくなされておらず、素案として極めて不適切であると考えます。

(4) 有害性の項目別の選定基準（素案）について（関連資料：資料-3、資料-4、資料-5、物質リスト-1）

	指摘事項
オゾン層破壊物質	GHS 基準を採用。
その他	素案では慢性毒性区分 1 および 2 を選定の要件としており、コメント例では、急性毒性区分について言及しておりましたので、素案の慢性毒性区分とは、改訂第 3 版の慢性毒性値からの分類と判断しましたが、それでよかったですでしょうか？それとも、ここで言う急性毒性分類は、急速分解性と生物蓄積性とは無関係にという事でこのような例を出しているのでしょうか？
	エディトリアルな整備をすること。例えば、「ヒト」と「人」が混在しており、整合をとること。

(5) その他の課題（関連資料：資料-8、資料-9、資料-10）

	主な指摘事項
国内法規制状況による選定基準について	例にあるように、物質の選定において他の法規でのリストを参照する理由が理解できない。 化学品を管理する目的や手段が他の法令とそれほど変わらないという理由で、重複物質をリストから除くというのであれば、化管法そのものが不要では？
	規制が行われている項目について、自主管理を行う必要はないという考え方もあるかと思うが、排出規制が行われていない項目もあり、排出規制の対象となっていない排出源もあることから、やはり化管法の対象とすべきと考える。
	それぞれの法律にはその規制目的があるのだからから、化管法においても、当該規制目的に合致するのであれば、重複指定であってもいいのではないかと感じる。この問題は、法律の専門家を含め、化学物質規制法体系全般で議論する必要があるのではないかと。
	他の法規で対象となっている物質であっても、法規毎に目的が違ふことを考えれば、あえて除外を検討する必要はないと思われる。
	化審法、農薬取締法で指定されている物質は除外する。
	・大気環境基準や ADI などを用いることは、わが国においてダブルスタンダードを回避する上で、ある程度必要な措置と理解していますので、GHS との一致 / 不一致だけを一概に課題とすべき事案ではないと考えます。
初期リスク評価結果による選定基準について	初期リスク評価結果の活用には賛成であるが、化学物質の種類・用途は日々変化しており、この評価結果がどのくらいの期間有効であるのか、また今後どのようにフォローしていくのかを検討する必要があると考える。
	初期リスク評価は、あくまでも暫定的な評価結果である。評価結果として「ばく露情報のさらなる情報収集が必要ない」との判断があった場合は、化管法の指定化学物質から除外できるのであり、MOE の数値そのものはその判断の参考であるべきである。

(5) その他の課題(関連資料:資料-8、資料-9、資料-10)

	主な指摘事項
	<p>発生源周辺での高い曝露を考慮した上で、初期リスク評価の結果は、積極的に活用すべき。とくに、現行基準と GHS 基準の間にずれが生ずるケースについては、初期評価を行い、その結果を用いて判断するのが適当と考える。</p> <p>MOE の数値は、毒性項目毎に考慮する必要がある。例えば、特定標的臓器では 1000 で妥当と考えられるが、遺伝毒性発がん物質では不十分であろう。MOE を考慮したリスクベースの選定基準の策定が必要である。「初期リスク評価の活用」に同意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期リスク評価済の物質数は限られており、選定の際も補助的に使用されることになると思われる。 ・用途が変わらず、製造・輸入量が増大した初期リスク評価済の物質については、MOE/UF や PEC/PNEC の値は、選定時に大いに参考になると思われる。 ・用途が大きく変わった場合、暴露状況も大きく変わると考えられるため、初期リスク評価結果は参考にならない。 <p>利用できるリスク評価の結果は大いに利用すべき。 MOE/UF 1000 以上の物質については、指定物質から除外しても良いは思いますが、MOE/UF を確認すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期リスク評価や今後の化審法のリスク評価結果なども積極的に利用していくことには基本的には賛同できます。 ・初期リスク評価は上記のような法規制に基づく基準値ではないので、厳密な意味での「ダブルスタンダード」には当てはまりませんが、基準値の設定されていないものについて行政が示した評価結果であり、すでにリスク評価において参考として利用されている場合もあると認識しています。このような誤解を回避する上でも、初期リスク評価結果に配慮することはある程度必要な措置と理解していますので、これも GHS との一致 / 不一致だけを一概に課題とすべき事案ではないと考えます。
天然物・付随的生成物の取扱いについて	<p>どのような化学品であれ、それに健康あるいは環境有害性があれば管理の対象とするべきである。</p> <p>付随的生成物が環境侵入の多くを占めている化学物質も多く見られる。また、自然由来の環境汚染がヒトの健康を阻害するおそれが多く見られる。それらの化学物質も自主的な排出削減の対象とすべきである。このような化学物質については別の枠組みを設けることも一つの考え方であるが、その場合でも化管法と同様なスキームになると考えられ、別途新たな枠組みを作成するのは、事業者にとっても、行政にとっても大きな負担となるので、これらの化学物質についても化管法の枠組みの中で取り扱うことが適当と考える。たとえば、フタル無水物は環境中ではそのままの形では容易にフタル酸に変化すると考えられる。もし、フタル酸が対象物質となるのであれば、フタル酸無水物も群化合物として対象に加える必要がある。</p> <p>まず、天然物・付随的生成物の定義付けが必要と思われる。例えば天然物では、一般食品(野菜やコメなど)や土壤中に含まれるものについて、その生産量等から総量を算出し、該当する場合規制するのか? 付随的生成物についても、調理の際のものなどを含むのか? すなわち、どのような作業/工程におけるものなのか明確にする必要がある。現時点では、時期尚早であろう。「除外」に同意する。</p>

(5) その他の課題(関連資料:資料-8、資料-9、資料-10)

	主な指摘事項
	<ul style="list-style-type: none"> ・天然に存在する物質であっても、それを工業的に製造、使用等するのであれば、選定対象の物質になると思われる。 ・付随的に生成する物質も、生成が既知であり、有害性等の情報があれば、個別の物質として、選定の枠組みの中で処理すべきと思われる
	天然物とはいえ、国内で流通が確認されているものは管理すべきと考える (Option-2)。
	天然物・付随的生成物の場合、製造・輸入実績がない物質は化管法で指定する必要は無い。
	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境から排出される天然物については、排出管理の責任主体が基本的には定義されないため、化管法の対象外にはし難いと考えますが、何らかの人為的行為から排出される天然物については、排出管理の責任主体が定義可能なため、PRTR やMSDS の対象となりうると考えます。 ・付随的生成物については、何の物質が生成しているかを分析測定により特定する必要があるため、現在はその作業が大変だという理由で基本的に対象外になっていると認識しています。しかし、燃焼プラントや塩素付加反応プラントにおける有機塩素化合物や多環芳香族化合物の発生など、新たな科学的知見が追加されたものについては、他の化学物質と比較的して同程度の分析測定が行えるもので有害性が強いためにリスクが懸念されるものなど、当面は業種や施設、物質を限定しつつも、管理の取り組みを拡大していく必要もあると考えます。
構造異性体、群化合物	他の法規制との整合性を図るべき。
	CAS 番号で物質を指定するべき。
	環境中での挙動や有害性を考慮して考える必要があると考える。極端に有害性が異なる化学物質を一つの群として扱うのは適当とは思われない。一方、環境中での反応によって同じ化学物質を生成させる化学物質についてはむしろ群化合物として扱う方が、環境リスクを正確に把握するのに役立つと考えられる。
	状況がよくわからないが、構造相関やカテゴリーアプローチなど、十分なサポートエビデンスが得られる場合、構造異性体や群化合物による指定を行うことは、合理的理由があると思われる。
	単独物質の選定を基本とし、Option 2 または 3 の CAS 番号/化審法番号で指定した方が良いと思われる。異性体や構成物質毎に有害性のエンドポイントが異なったりすると、結局は個別に評価せざるを得ないと思われる。
	CAS 番号で物質を指定するべき。
難分解性物質	新たに選定基準を設けるべき。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難分解性物質は、独自の有害性・暴露の基準を追加するべき。 ・ 難分解性物質の場合、製造・輸入量等の閾値をより厳しいものとするべき。
	水生生物を対象として生態毒性で、水環境中には短時間しか存在しないものを対象から外しているが、この考え方からすれば、難分解性についても考慮が必要と考える。具体的には、曝露濃度でこの点について考慮するのが適当と考える。
	REACH など諸外国の規制状況も考慮に入れてはどうか?

(5) その他の課題(関連資料:資料-8、資料-9、資料-10)

	主な指摘事項
	<p>難分解性物質については、モニタリング濃度や化審法の暴露評価結果に、難分解性であることが反映されるので、新たな判断基準を設ける必要は基本的でない。</p> <p>難分解性で蓄積性の物質については、食物連鎖による蓄積も考えられるので、何らかの追加基準を設ける方が良いと思われる。</p>
	<p>難分解性物質の基準は、その環境へのリスクを考えると、易分解性物質よりは厳しい基準を用いるべきと考える (Option-2)。</p>
	<p>難分解性物質の場合、製造・輸入量等の閾値をより厳しいものとするべき。</p>
	<p>・改正化審法においてはエッセンシャルユースの考え方も加わりましたが、環境残留性の高い難分解性物質をわざわざ使用したいと考えるユーザーは基本的にいないと考えますし、将来的に削減・撤廃の方向で検討すべき物質であると考えます。当面は BAT の考え方で管理することになるのだらうと思いますが、管理の改善の促進を促す意味でも、リスクベースの考え方に基づいても、その際の使用方法や排出条件等については他の物質よりも厳しい管理を求めることが妥当であり、PRTR 対象および MSDS 対象の物質選定において他の物質よりも厳しい基準を設定することが妥当と考えます。</p>

(6) 化管法物質選定フロー

項目	主な指摘事項
更なる検討を要する	<p>提案では暴露評価を先に行うことになっているが、そのためのデータが十分でないこともまた指摘されている。</p> <p>暴露評価と有害性データの収集との関係を明確にするべきである。</p>
	<p>一次候補物質リストを化審法の優先評価化学物質を中心に考えるのは賛成であるが、化審法が対象としていない意図的製造・使用物質や非意図的生成物質など、その他の化学物質についてどのような物質を対象にするのか具体的に示すべき。とくに、非意図的生成物質についても対象とすべき。</p> <p>二次候補物質リストの作成における環境中の存在に関する基準は、環境濃度を基本として、製造・使用量は補助とすべき。製造・使用量から選定されている化学物質の数が多いかと思われるが、発生源が製造・使用だけではないことを考えると、環境濃度が基本となる。</p>
	<p>「非指定物質」とされたものについて、「再評価」(QSAR など新基準による追加)とあるが、どのような基準で「再評価」に回すのか不明確である。全ての「非指定物質」が該当する可能性があり、そこを明確にしないとこのフローの意味がない。</p> <p>上記以外の内容はほぼ同意</p>
	<p>・二次リストの作成において、「環境中での存在に関する基準(暴露評価)」に該当しないものや「有害性データの収集・信頼性の評価」に該当しないものを「非該当」として「非指定物質」に一度入れた後、再評価で「新たな基準による候補物質への再追加」という流れがぎこちない。に該当しないものはに入れて検討し、その基準に該当しないものを に入れる流れ</p>

(6) 化管法物質選定フロー

項目	主な指摘事項
	<p>がフローとしては妥当なのではないでしょうか？</p> <ul style="list-style-type: none"> 製造・輸入量の少ない物質は、有害性に関わらず「非該当」となる流れとなっています。しかし、有害性が極めて高い物質に関しては、製造・輸入量が少なくてもある程度局所的に排出されるなどして、リスクが懸念される場合も想定されることから、注意が必要です。すそ切りの線引きを一つにできるだけ簡便なスクリーニングを行うメリットも理解できますが、有害性クラス毎に「非該当」とする基準を決めるなどの工夫も比較的容易にできるのではないかと考えます。
今回の案に概ね賛成	<p>個々の基準については、（微）調整が必要かと思われるが、基本的な選定の枠組みは今回の案で良いと思われる。</p> <p>物質選定フローの後半で、GHS との一層の整合化を図る当初の目的から乖離するのではないかという懸念がある</p>
その他	

(7) その他の指摘事項

項目	主な指摘事項
海外規制との整合性	<p>CLP 規則等でリスト化されている化学物質との比較検討を行う必要がある。</p>
全体的に	<ul style="list-style-type: none"> 現行化管法の物質選定基準は、そもそも、「ある程度の有害性」and「環境中での存在に関する基準」のそれぞれの条件に合致するものを対象物質として指定しようという、比較的理解しやすい考えの下にあると理解しています。これは、一般国民のリスク認知の仕方にも近いものだと考えます。 一方、詳細なリスク評価が進むことにより、選定の対象外となる化学物質も増えるものと思われませんが、有害性と環境での存在に関する基準についての十分な情報が得られていない物質についての扱いが課題になると考えます。これらについては、「せめて一度はきちんとした評価を行ってほしい」ということだろうと思いますので、改正化審法における優先評価化学物質のリスク評価結果と環境モニタリング結果が互いに補完し合って早期に積み上げられることが肝要だと考えます。

第6章 調査結果のまとめ

6.1 化管法指定物質選定のための有害性の評価基準の検討：GHS 分類基準による化管法指定物質の選定基準

6.1.1 現行の化管法指定物質選定基準の課題（判断に迷う点）の整理

現行の化管法指定物質の選定における課題（判断に迷う点）の整理を行い、それらの課題に対する GHS 分類における考え方の整理を行った。基本的に GHS 分類ではより明確な基準が定められている場合が多いことが明らかとなった。

6.1.2 現行の化管法指定物質の選定基準と GHS 分類基準との違いの整理

現行の化管法指定物質の選定基準と GHS 分類基準を比較した結果、有害性の項目により整合性に比較的問題が無い項目、現行の化管法基準がより多くの物質を選定する可能性がある項目、GHS 分類基準がより多くの物質を選定する可能性がある項目、入手できるデータの種類や情報源により化管法または GHS のどちらかがより多くの物質を選定する可能性がある項目が明らかとなった。

さらに、生殖細胞変異原性や特定標的臓器毒性（反復暴露）のように、考え方や基準値の取り方に大きな相違が見られるものがあつた。

6.1.3 GHS 分類基準による物質選定を行う際の課題の整理

(1) 現行の化管法指定物質選定時の有害性分類結果と GHS 分類結果の比較

現行の化管法指定物質について、選定時の有害性と GHS 分類結果を比較した結果、562 物質中 420 物質（約 75%）では分類結果が一致した。一方、分類結果が完全には一致しないが、何れかの有害性項目により化管法基準および GHS 基準の両方で選定（分類）されると考えられる物質を含めると、オゾン層破壊物質を含めて 535 物質（約 95%）であつた。この結果より、GHS 分類基準により化管法物質選定を行った場合においても、そのほとんどの物質が選定（分類）されるものと考えられた。

(2) 有害性情報の収集のための情報源と優先順位

現行の化管法選定に用いる有害性情報の情報源と、GHS 分類に用いられる情報源の比較を行った。GHS 分類に用いられる情報源がより網羅的であり、多くの情報源が記載されている。

(3) GHS 区分 2 と評価される物質の化管法対象物質としての妥当性

本報告書 3.1.2.3 および 4.1 に記述した通り、GHS における発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖毒性において区分 2 と分類される物質は、ヒトに対する有害性は明確ではないが、「疑われる」と評価される物質であると考えることができる。このため、化管法における他

の有害性項目における判断基準との比較及び法の目的等を考慮し、発がん性、生殖細胞変異原性及び生殖毒性が GHS 区分 2 と分類される物質を化管法対象物質に含めることの妥当性については検討の余地があると考えられる。一方、現行の化管法対象物質には GHS 区分 2 に相当する有害性データより選定された物質が多数含まれていると予想されることから、十分に慎重な議論が必要である。

6.2 「環境中での存在に関する基準」の検討

(1) エコ調査、水質・大気モニタリング結果の詳細検討

現行の化管法物質選定に用いられている、エコ調査、水質・大気モニタリング調査結果について情報の中身を整理した。その結果、エコ調査では“検出”または“検出されない(検出下限値以下)”による 2 通りの判断が行われており、検出された濃度は考慮されていなかった。また、同じ“検出されない(検出下限値以下)”であっても、物質の検出感度により、最大では 100,000 倍程度の差があることが明らかとなった。

水質・大気モニタリング調査においては、エコ調査とは異なり、環境基準値を超える場合を環境中での存在の基準としており、考え方に違いが見られた。

(2) 化審法における暴露評価への取り組みの整理

化審法における暴露評価の取り組みについて情報収集を行った。その結果、化審法での評価結果を利用した化管法での物質選定が有効である可能性が明らかとなった。

6.3 その他の現行化管法選定基準の課題の整理

(1) 化管法指定物質の国内法規制状況の調査

現行の化管法指定物質について、国内の他の法規制により規制・管理状況の調査を行った。多くの化管法指定物質が他の法令においても指定されていることが明らかとなったが、法律の目的や対象に応じた更なる検討が必要である。

(2) 初期リスク評価結果を活用した化管法指定物質の選定

環境省および NEDO において初期リスク評価が実施された物質中、“低リスク”と評価された物質の暴露マージン (MOE) 等の調査を行った。初期リスク評価が実施された物質の数は限られるが、複数の物質では現状での製造・使用状況において十分な暴露 (安全) マージンがあることが明らかとなった。

(4) 天然物・付随的生成物、構造異性体・群化合物、PBT 物質の取扱い

上記の物質について、現状では明確な判断基準を定めることは困難であるが、今後の検討課題と課題を解決するための方法について整理を行った。

6.4 専門家へのヒアリング結果

本調査で整理した課題、調査結果より作成した化管法指定物質の選定基準の改定案(素案)および選定作業フロー(案)に関して、専門家へのヒアリングを実施した。

専門家により意見が分かれた項目が見られ、現状では各課題や問題点に関する意見の集約や合意点を明らかにすることは得策ではないと考えられた。ただし、GHS分類基準を用いた化管法指定物質の選定においては、ほぼ全ての専門家が賛成であった。一方、有害性判断(分類)基準や環境中での存在に関する基準については、様々な意見が得られた。

今後の更なる調査、検討を実施するにあたり、これらの専門家からの貴重な意見を十分に生かす必要がある。

資料-1 調査の目的と概要

調査の目的と概要

1. 調査の背景と目的

日本においては、「特定化学物質の環境中への排出量の把握及び管理の促進に関する法律」(以下化管法と略す)が1999年に施行され、第一種および第二種指定化学物質が合計435物質指定された。その後、2008年に政令の改正が行われ、現行対象物質は合計562物質である。2008年の政令改正時においては、「薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会PRTR対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保険部会PRTR対象物質等専門委員会合同会合」により「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて(答申)」が作成され、以下の課題を指摘している。

「今後の評価作業の進展に応じて、初期リスク評価の結果のより一層の活用を検討すること」
「物質選定基準とGHSとの一層の整合化を目指すとともに、付随的生成物の選定に向けた排出量把握方法の確立などの課題にも取り組む必要があること」

本調査業務においては、上記の指摘事項を踏まえ、**GHS分類基準による化管法指定物質の選定基準の改定**を行う場合の課題の整理を行った。

また、化管法指定物質の見直しの際の参考情報として、化審法等における化学物質の評価の進捗等における情報を考慮した、

「環境での存在に関する基準についての検討」についても調査を実施した。

さらに、その他の検討課題として、

「化管法指定物質の国内法規制状況の調査」

「初期リスク評価結果を活用した化管法指定物質の選定」

「天然物・付随的生成物の取扱い」

「構造異性体、xxx化合物等の群化合物での指定の見直し」

「PBTの性状を有する物質の適正管理」

等について調査を実施した。以上の調査の結果より

「GHS分類基準による化管法指定物質の選定基準(素案)」

「選定のための作業フロー」

を予備的に作成し、次回の化管法指定物質の見直しのための基礎的情報を提供することを目的とした調査を行った。

さらに、今回の調査結果について国内の専門家にヒアリングを実施することとした。

資料-1 調査の目的と概要

2. 主な調査項目と方法

主な調査項目と調査方法の概要を以下に示す。

2.1 化管法指定物質選定のための有害性の評価基準の検討：GHS分類基準による化管法指定物質の選定基準

- (1) 現行の化管法指定物質の選定基準の課題（不明瞭な点）の整理（資料-3）
- (2) 現行の化管法物質選定基準と GHS 分類基準との違いの整理
 - ・ 有害性エンドポイント毎の基準の比較（資料-4）
- (3) GHS 分類基準による物質選定を行う際の課題の整理
 - ・ 現行指定物質の化管法選定時の有害性評価結果と GHS分類結果の比較（資料-5、物質リスト-1）
 - ・ 有害性情報の収集のための情報源と優先順位（資料-6）

2.2 「環境中での存在に関する基準」の検討（資料-7、物質リスト-2）

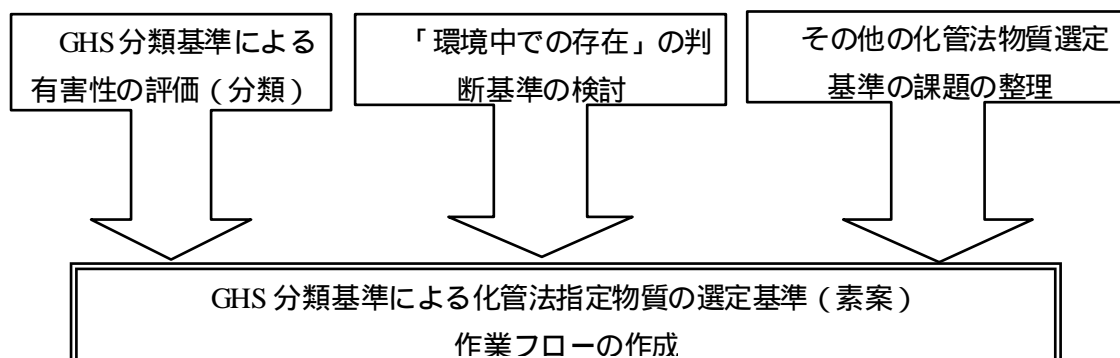
- (1) 環境モニタリング結果の詳細検討
- (2) 化審法における暴露評価への取り組み

2.3 その他の現行化管法物質選定基準の課題の整理

- ・ 化管法指定物質の国内法規制状況の調査（資料-8、物質リスト-3）
- ・ 初期リスク評価結果を活用した化管法指定物質の選定（資料-9、物質リスト-4）
- ・ 天然物・付随的生成物の取扱い（資料-10）
- ・ 構造異性体、xxx 化合物等の群化合物での指定（資料-10）
- ・ PBT の性状を有する物質の適正管理（資料-10）

3. 調査結果

3.1 GHS 分類基準を用いた化管法指定物質の選定基準（素案）と選定作業フローの作成
上記 2.1～2.3 の結果より、現行の化管法指定物質の選定基準の改定案（素案）および指定物質の見直しの作業フローを作成した。



化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

資料-1 調査の目的と概要

4. 期待される成果

今回の化管法指定物質見直しの際の基礎的情報（資料）を提供する。

5. 作成資料

今回の調査で以下の資料を作成し、専門家によるヒアリングを実施した。

資料一覧

調査資料	
資料-1	調査の目的と概要
資料-2	答申の指摘事項
資料-3	現行化管法指定物質の選定基準の課題
資料-4	現行化管法物質選定基準と GHS 分類基準の比較
資料-5	現行化管法指定物質選定時の有害性と GHS 分類結果の比較
資料-6	有害性情報の収集・評価のための情報源
資料-7	環境での存在に関する調査
資料-8	国内法規制状況
資料-9	リスク評価結果による物質選定
資料-10	その他の課題
物質リスト	
物質リスト-1	化管法物質選定時の有害分類と GHS 分類結果の比較
物質リスト-2	エコ調査結果一覧
物質リスト-3	法規制状況一覧
物質リスト-4	低リスク物質
化管法指定物質基準の改定案（素案）	
化管法物質選定フロー（案）	
参考資料	
参考資料-1	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて (答申)

資料-10 その他の検討課題

化管法物質選定におけるその他の検討課題

化管法指定物質の選定におけるその他の検討項目として、以下の課題が考えられる。各課題について、課題克服のための考え方を以下に示す。

1. 「天然物・付随的生成物」の化管法による取扱い

主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造・輸入量によらず、環境中に存在 ・ 化管法指定物質とする場合、排出移動量の把握が困難
課題克服のための考え方	Option-1：化管法指定物質に含めない（除外する） Option-2：排出量の把握方法、排出量管理方法の検討を実施

2. 構造異性体、xxx 化合物等の群化合物による物質指定

主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化審法や他の法規制における物質との整合性がない ・ 有害性調査等の場合、群化合物のままでは調査が困難であり、最初に CAS 番号での物質の確認が必要 ・ 群化合物（複数化合物の合計）のため、製造・輸入量、届出対象事業所の評価方法が単一物質と異なる
課題克服のための考え方	Option-1：現状通り Option-2：CAS 番号による物質指定の見直し Option-3：官報公示整理番号（化審法番号）による物質指定の見直し

3. 難分解性の性状を有する物質の化管法での適正管理

主な課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行化管法物質選定には難分解性物質であっても易分解性物質と同様の基準で選定されている。難分解性物質は、製造・輸入量が小さくても長期的に環境やヒトへのリスクを生じる可能性があることから、何らかの基準を追加すべきかもしれない
課題克服のための考え方	Option-1：現状通り Option-2：難分解性（または極難分解性）物質に対する新たな選定基準（製造・輸入量、有害性）を設ける

資料-2 答申における指摘事項

答申での指摘事項

平成 20 年 7 月に公表された、「薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 PRTR 対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保険部会 PRTR 対象物質等専門委員会合同会合」による「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善に関する法律に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて（答申）」（以下、答申と略す）（参考資料-1 参照）における指摘事項と見直しの考え方は以下の通りである。

1. 化管法指定物質の見直しに関する H20 答申での指摘事項（抜粋）

<ul style="list-style-type: none"> ・ PRTR 制度に基づく各物質の届出や推計の状況、環境リスク評価の結果等についても考慮することが必要である。 ・ 化学物質管理を巡る国際的な状況を踏まえつつ、GHSとの整合化を目指すべきである。 ・ 今後とも、化学物質の製造、輸入又は使用の動向や一般環境中での検出状況、新たな有害性情報の蓄積等を勘案し、必要に応じて指定化学物質の見直しを行うべきである。
<p>（今後の課題）</p> <p>今回、化管法対象から除外される現行対象物質のうち、環境での存在（製造・輸入量又は一般環境中での検出）にかかる判断基準を満たさなくなったものについても、有害性の観点からは引き続き注意を要する物質であり、除外に伴う製造量等の増加の可能性もある。このため、このような物質については、引き続き、製造・輸入状況の把握や一般環境中での存在の監視に努める必要がある。さらに、このような物質については、事業者による自主的な取組として、今後ともMSDSの提供を継続することが望まれる。</p> <p>今回の対象物質見直しにおいては、対象除外物質の確認の際、初期リスク評価の結果を部分的に用いることとしたが、次回の見直しにおいては、今後の評価作業の進展に応じて、初期リスク評価の結果のより一層の活用を検討することとする。また、次回の見直しにおいては、物質選定基準とGHS との一層の整合化を目指すとともに、付随的生成物の選定に向けた排出量把握方法の確立などの課題に引き続き取り組む必要がある。</p>

2. 化管法対象物質見直しの考え方（抜粋）

<p>< 有害性の判断基準 ></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1.発がん性、2.変異原性、3.経口慢性毒性、4.吸入慢性毒性、5.作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性、6.生殖発生毒性、7.感作性、8.生態毒性、9.オゾン層破壊物質、を対象項目として選定。
<p>< 特定第 1 種指定化学物質 ></p>	<p>以下のカテゴリーの物質を特定第一種指定化学物質の対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発がん性：人に対して発がん性あり（現行基準：クラス1、

資料-2 答申における指摘事項

	<p>GHS：区分1A）（現行対象と同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生殖細胞変異原性：ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する（GHS：区分1A） ・ 生殖発生毒性：人の生殖能力を害する又は人に対する発生毒性を引き起こす（現行基準：クラス1、GHS：区分1A）
<p>< 有害性の情報源 ></p>	<p>最新の科学的知見を踏まえた情報源に更新する。具体的には、前回の情報源に加え、GHS分類事業（平成18年2月～平成19年2月公表）において用いられた情報源を用いる。このうち、前回答申の情報源及びGHS分類事業におけるPriority-1 情報源の中から試験条件等の信頼性を確認できたものを優先順位1の情報源として用いる。当該情報源から情報が得られなかった場合、GHS 分類事業におけるPriority-2 情報源の情報を収集し、上述のデータと同等の試験条件等の信頼性を確認できたものを用いる。</p> <p>優先順位1の情報源のうち、発がん性におけるIARC 評価、経口慢性毒性におけるWHO 水道水質ガイドライン、EPA 水質クライテリア及び日本の水質汚濁にかかる環境基準値と要監視項目指針値、吸入慢性毒性におけるWHO 欧州地域事務局大気質ガイドライン及び日本の大気汚染に係る環境基準値については、優先的な取扱いを行うこととする。</p>
<p>< 環境での存在に関する判断基準 ></p>	<p>第一種指定化学物質については、1年間の製造輸入量が100トン（農薬および特定第一種は10トン、オゾン層破壊物質は累積製造輸入量が10トン）以上、又は一般環境中で最近10年間に複数地域から検出されたものであって現時点で製造・輸入等の取扱いがないことが明らかであるものを除いたものを対象。</p> <p>第二種指定化学物質については、1年間の製造輸入量が1トン以上、又は一般環境中で最近10年間に1地域から検出されたもの。</p> <p>データについては、直近のものを用いた評価とする。</p> <p>なお、現行の第一種指定化学物質については、環境での存在に関する情報として、製造輸入量及び一般環境中での検出に加えてPRTR に基づく排出・移動実績についても考慮することも場合によっては必要である。すなわち、現行第一種指定化学物質のうち、1年間の製造輸入量が一定量以上及び最近10年間で一般環境中複数地点の検出のいずれの条件も満たさなくなったものであっても、PRTR に基づく届出・推計実績がある場合には、初期リスク評価等におけるリスクの懸念等を踏まえ、引き続き第一種指定化学物質として残すこととする。</p>

資料-2 答申における指摘事項

3. 「相当広範な地域の環境での(将来の)継続的な存在」についての判断基準(抜粋)

3.1 法律における定義

(法第2条第2項)：

この法律において、「第一種指定化学物質」とは、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して在すると認められる化学物質で政令で定めるものをいう。

当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの

当該化学物質が前号に該当しない場合には、当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が同号に該当するものであること。

当該化学物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるものであること。

(法第2条第3項)：

この法律において「第二種指定化学物質」とは、前項各号のいずれかに該当し、かつ、その有する物理化学的性状から見て、その製造量、輸入量または使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して在することとなることを見込まれる化学物質(第一種指定化学物質を除く)で政令で定めるものをいう。

(法第2条第3項)：

前二項の政令は、環境の保全に係る化学物質の管理についての国際的動向、化学物質に関する科学的知見、化学物質の製造、使用その他の取扱いに関する状況等を踏まえ、化学物質による環境の汚染により生ずる人の健康に係る被害並びに動植物の生息および生育への支障が未然に防止されることとなるよう十分配慮してさだめるものとする。

3.2 答申による指摘事項

一般環境での検出状況による判断基準は、前回答申と同様にモニタリングデータを用いるものとし、引き続き「化学物質環境汚染実態調査」等を用いた。なお、モニタリングの検出媒体(水質、大気、底質等)と、当該物質の有害性情報のエンドポイントが一致していない場合、当該モニタリング結果は判定に用いなかった。具体的には、大気で検出されているがエンドポイントが経口慢性毒性又は生態毒性のみとなっている物質について、モニタリング結果は判定に用いなかった。

製造・輸入量による判断基準は、前回答申と同様に、公式統計や経済産業省の調査等を用いて第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質を判定した

資料-3 化管法物質選定の課題の整理

化管法指定物質選定基準の課題の整理

現行の化管法指定物質の選定基準における課題（判断に迷う点）について、有害性項目別に表 3-1 に示した。また、課題と考えられる内容に関する GHS 分類の考え方（ガイダンス¹）を示しめした。

表 3-1 に示したとおり、現行化管法物質の選定基準の課題と考えられる点について、GHS 分類では何らかの判断基準が示されている場合が多いと考えられた。

表 3-1 現行化管法指定物質選定基準の課題

番号	有害性項目 (エンドポイント)	課題と考えられる内容	GHS 分類での考え方
1	共通項目	発がん性、生殖毒性、変異原性等の有害性で、動物試験で影響が報告されているが、ヒトでは有害性が無いことが明らかな物質の取扱い。	ヒトで影響がないことが明らかな場合、分類から除外される。
2	発がん性	国際機関等での発がん性の評価結果のみから判断している。国際的な評価がなく、信頼性のある動物試験結果、またはヒトでのデータが入手可能な場合であっても物質選定に利用されない。	国際機関での発がん性の評価結果が無くても、信頼がある試験データから分類を実施。
3	変異原性	「異なるエンドポイント（異なる3つのエンドポイント：遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性）をみる <i>in vitro</i> 試験のいくつかにおいて明確に（低濃度での陽性や多数の試験での陽性など）陽性の場合」いくつか、「明確に」の基準が明らかでない。	<i>In vitro</i> 試験結果のみでは分類できない。
4		「 <i>in vivo</i> 試験において陽性であるもの」とあるが、複数の <i>in vivo</i> 試験結果が入手可能な場合の優先順位が明確でない。	評価フローによる試験の優先順位が示されている。

¹ 「国連 GHS 文書」、「政府向け GHS 分類ガイダンス」（添付参考資料-2）、「JIS Z 7252: 2009 GHS に基づく化学物質等の分類方法」より記述

資料-3 化管法物質選定の課題の整理

表 3-1 現行化管法指定物質選定基準の課題

番号	有害性項目 (エンドポイント)	課題と考えられる内容	GHS 分類での考え方
5		(例えば、in vivo 試験の) 複数の試験で陽性 / 陰性両方のデータがある場合、データ (情報源) の信頼性の判断基準が明確でない。	試験の種類、情報源により優先順位が示されている。
6	経口 / 吸入慢性毒性 作業環境基準	NOAEL や環境基準等の定量的データが入手できない場合、疫学等でヒトへの明確な有害性を示す物質は分類されない。	(特定標的臓器(反復暴露)と比較して) ヒトに重大な毒性を示した場合、GHS 区分 1 に分類される。
7		「原則として投与期間 1 年以上の試験結果を用いた。」の“原則”の判断基準が明確でない。	試験 (投与) 期間は 90 日が基本だが、14 日以上の試験データを採用可能。
8		化管法物質の選定基準ではクラス 1,2,3 が設定されているが、化管法での取り扱いには違いが無く、クラス (分類) を 3 つに細分する必要性があいまい。	-
9		NOAEL(NOEL) / LOAEL(LOEL)等は、除外すべき軽微な影響 (体重増加や臓器重量の一時的な抑制等) の判断基準が明確でなく、物質選定 (見直し) 時に判断に迷う場合がある。	「軽微な毒性症状(微熱など)のみの場合は区分外とする」
10		現行基準では、EU リスク警告 R60-63 がない物質は、信頼性がある試験データが入手可能でも選定されない場合がある。	-
11	生殖発生毒性	NOAEL 等の定量的データが入手可能な場合、一定用量以上での試験 (例えば 1000mg/kg/day) についての判断 (分類の除外) 基準が明確でない。	基準なし

資料-3 化管法物質選定の課題の整理

表 3-1 現行化管法指定物質選定基準の課題

番号	有害性項目 (エンドポイント)	課題と考えられる内容	GHS 分類での考え方
12		通常の試験方法と異なる投与経路（例えば静脈注射や子宮内投与等）でのデータ取扱いや信頼性の評価基準が明確でない。	GHS 分類では採用しない。
13		化管法物質の選定基準ではクラス 1,2,3 が設定されているが、化管法での取扱いにはクラス 2 と 3 で違いが無く、クラス（分類）を細分する必要性があまりない。	-
13	感作性	日本産業衛生学会、EU 分類、ACGIH に感作性の記述がない物質は、疫学データで感作性の報告があっても分類されない。	疫学等でデータがあれば分類される。
14		「揮発性物質のうち明らかに環境中に継続して存在することは無い判断される」の判断基準が明確でない。	GHS 国連文書付属書 9 の試験困難物質のガイダンスを参照。
15	生態毒性	（答申の 28 ページ）「加水分解・光分解および生分解性物質（半減期が目安として概ね 1 日以下の物質）」と定められているが、生分解性における半減期を 1 日以下とすることは試験設計上困難である。	急速分解性の判断基準は、28 日で 70%(BOD)、60% (DOC) が基準
16		急性毒性 LC50<10mg/L かつ慢性毒性 NOEC > 1mg/L の場合は除外可能？	慢性分類は除外（区分外）となる。

資料4 化管法と GHS 基準の比較

化管法選定基準と GHS 分類基準の比較

1. はじめに

ここでは、現行の化管法物質選定基準と、対応する GHS 分類基準の比較を行い、共通点・相違点を整理した。

2. 現行の化管法有害性分類基準（区分）に対応した GHS 分類基準（区分）

現行の化管法物質選定基準（区分）に対応する（と考えられる）GHS 分類基準（区分）の比較を表 4-1 に示す。

表 4-1 化管法と GHS の有害性分類の比較

有害性項目	現行の化管法分類に対応した GHS 分類
発がん性	発がん性 区分 1A（化管法特定第一種）、区分 1B、区分 2
変異原性	生殖細胞変異原性 区分 1A（化管法特定第一種）、区分 1B、区分 2
経口 / 吸入慢性毒性 作業環境基準	特定標的臓器（反復投与） 区分 1
生殖発生毒性	生殖毒性 区分 1A（化管法特定第一種）、区分 1B、区分 2
感作性	呼吸器感作性 区分 1（区分 1A または区分 1B）
生態毒性	水生環境慢性有害性 慢性区分 1、区分 2
オゾン層破壊物質	オゾン層への有害性（GHS 改定 3 版より） 区分 1

資料4 化管法と GHS 基準の比較

3. 現行の化管法の有害性分類基準と GHS 分類基準の比較

3.1 発がん性

発がん性の現行化管法物質選定基準と、それに対応する GHS 分類基準の比較結果を表 4-2 に、国際機関における発がん性評価結果との比較を表 4-3、分類結果の比較を図 4-1 に示す。

現行化管法クラス 1 (特定第一種指定化学物質) と GHS 区分 1A は一致 (答申に明記)、化管法クラス 2 は、そのほとんどが GHS 区分 1B または区分 2 に該当するが、一部一致しない場合がある (化管法がより多い物質を指定する可能性)。区分 (数) では、化管法はクラス 1 または 2 に対して、GHS では細区分を含めると区分 1A、1B、2 の 3 区分としている。

表 4-2 現行化管法物質選定基準と GHS 分類基準の比較 (発がん性)

現行化管法基準 発がん性	GHS 基準 (改定 3 版) 発がん性
クラス 1 (特定第一種指定化学物質) ヒトに対して発がん性有り (GHS: 区分 1A) 以下のいずれかに該当する物質 IARC: 1, EPA: A/CaH/K, EU: 1, NTP: K, ACGIH: A1, 産衛学会: 1	区分 1: 人に対する発がん性が知られている あるいはおそらく発がん性がある 区分 1A: 人に対する発がん性が知られている: 主として人での証拠により化学物質をここに分類する 区分 1B: 人に対しておそらく発がん性がある: 主として動物での証拠により化学物質をここに分類する
クラス 2 (第一種または第二種指定化学物質) 以下のいずれかに該当する物質 IARC: 2A/2B, EPA: B1/B2/L, EU: 2, NTP: R, ACGIH: A2/A3, 産衛学会: 2A/2B	区分 2: 人に対する発がん性が疑われる 国際機関での分類との関係は表 4-3 に示す。

表 4-3 化管法発がん性クラスと GHS 区分、国際機関での発がん性評価結果の比較

化管法	GHS	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	産衛学会
クラス 1	区分 1A	1	A, CaH, K	1	K	A1	1
クラス 2	区分 1B, 区分 2	2A, 2B	B1, B2, L	2	R	A2, A3	2A, 2B
-	区分 2	-	S	3	-	-	-

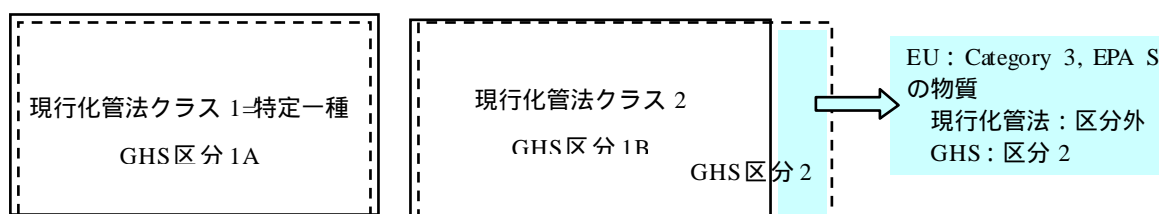


図 4-1 現行化管法クラスと GHS 区分の比較 (発がん性)

□: 化管法基準、□: GHS 基準、■: 一致しない (現行化管法 GHS)

資料-4 化管法と GHS 基準の比較

3.2 変異原性（GHS では生殖細胞変異原性）

現行の化管法物質選定基準と、それに対応する GHS 分類基準の比較結果を表 4-4、分類結果の比較を図 4-2 に示す。有害性の項目名は、現行化管法では“変異原性”（特定第一種では生殖細胞変異原性）、GHS では“生殖細胞変異原性”としている。化管法での特定第一種指定化学物質と GHS 区分 1A は一致（答申に明記）。分類基準の主な相違点として、以下の 3 点が考えられる。

- ・ GHS では“生殖細胞”変異原性と定めており、GHS の各区分は“ヒト生殖細胞への突然変異の誘発の証拠の重み付けの差による。一方、化管法では証拠の重み付けに関する区別（基準）が明確でない。
- ・ 化管法クラス 1（第一種または第二種指定化学物質）では GHS と異なり、体細胞 / 生殖細胞の区別がないと考えられる。
- ・ 現行化管法では *in vitro* 試験結果よりクラス 1 に判定される可能性があるが、GHS では基本的に *in vitro* 試験結果での分類はできない。

判定（分類）結果の比較では、強度（複数）の *in vitro* 試験陽性物質の場合、化管法では判定されるが、GHS では“分類できない”と区分される。

資料4 化管法と GHS 基準の比較

表 4-4 現行化管法物質選定基準と GHS分類基準の比較 (変異原性 / 生殖細胞変異原性)

現行化管法基準 変異原性	GHS 基準 (改定 3 版) 生殖細胞変異原性
<p>特定第一種指定化学物質 ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する (GHS: 区分 1A)</p> <p>クラス 1</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <i>in vivo</i> 試験において陽性であるもの 2. 細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験が陽性であるもの 3. ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験のD₂₀値が0.01 mg/ml以下であり、かつ、細菌を用いる復帰突然変異試験が陽性であるもの 4. 細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が100 rev/mg以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験のD₂₀値が0.1 mg/ml以下のもの。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの 5. 異なるエンドポイント(遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、損傷 DNA 性)をみる <i>in vitro</i> 試験のいくつかにおいて陽性の結果が得られている等により 1 ~ 4 と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの 	<p>区分 1: ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発することが知られているかまたは遺伝的突然変異を誘発すると見なされている化学物質</p> <p>区分 1 A: ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発することが知られている化学物質 判定基準: 人の疫学的調査による陽性である証拠。</p> <p>区分 1 B: ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発すると見なされるべき化学物質 判定基準: 哺乳類での <i>in vivo</i> 経世代生殖細胞変異原性試験で陽性、哺乳類 <i>in vivo</i> 体細胞変異原性陽性+生殖細胞に突然変異を誘発する証拠、次世代に受継がれる証拠は無いが、ヒト生殖細胞に変異原性を示す。</p> <p>区分 2: ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する可能性がある化学物質 判定基準: 哺乳類を用いた <i>in vivo</i> 体細胞変異原性試験陽性、他の <i>in vivo</i> 体細胞遺伝毒性陽性+<i>in vitro</i> 変異原性陽性</p>

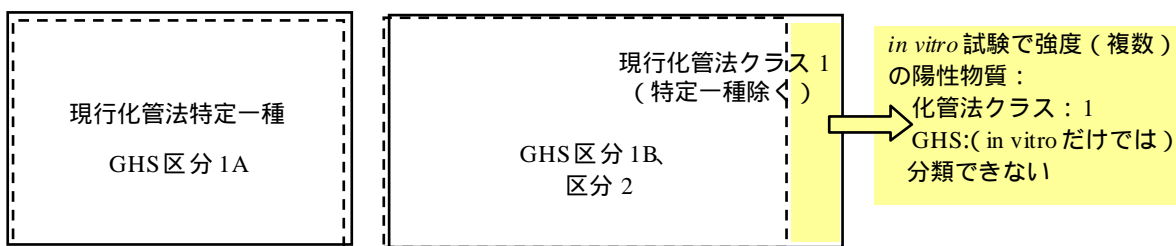


図 4-2 現行化管法クラスと GHS 区分の比較 ((生殖細胞) 変異原性)

□ 化管法基準、□ : GHS 基準、■ : 一致しない (現行化管法 GHS)

資料-4 化管法と GHS 基準の比較

3.3 経口/吸入慢性毒性（GHS では特定標的臓器毒性（反復暴露））

現行の化管法物質選定基準と、それに対応する（と考えられる）GHS 分類基準の比較を表 4-5 に、分類結果の比較を図 4-3 に示す。

有害性の項目名は、現行化管法では“経口慢性毒性”、“吸入慢性毒性”、“作業環境基準から得られる慢性毒性”の 3 つの項目に分けられており、それぞれに基準が設定されているが、それに対応する GHS での有害性は“特定標的臓器・全身毒性（反復暴露）”である。項目名以外での主な相違点を以下に示す。

- ・ GHS では、ヒトにおける明らかな有害性が認められる物質は区分 1 と分類されるが、化管法ヒトでは有害性データがあっても作業環境基準が設定されていない場合は分類されない。
- ・ GHS では、動物実験における有害性が認められた最低用量（LOAEL）より分類を行うが、化管法では有害性が認められない最高用量（NO(A)EL）も判定（分類）に使用する。
- ・ GHS では“ADI”や“大気基準”、“作業環境基準”等のヒトに対する許容量（濃度）（リスク評価結果）により分類を行う場合があるが、GHS ではこれらの値は直接分類には使用せず、ヒトへの（定性的な）有害性の有無、動物実験での（定量的な）有害性データより分類を行う。
- ・ 判定（分類）に用いることができる試験期間は、化管法が原則 1 年以上に対し、GHS では 90 日が基準であり、14 日以上試験から分類に利用可能。
- ・ 分類結果（区分）数が化管法ではクラス 1-3、GHS では区分 1 および 2 である。
- ・ 吸入暴露における LOAEL の基準値（ガイダンス値）は、GHS では蒸気の場合 $200\text{mg}/\text{m}^3/\text{day}$ （ $0.2\text{mg}/\text{L}$ ）、粉じん/ミスト/ヒュームの場合 $20\text{mg}/\text{m}^3/\text{day}$ であるが、化管法では $100\text{mg}/\text{m}^3$ （おそらく、蒸気と考えられるが明確でない）である。

上記の通り、化管法と GHS との相違点は多いが、現状では、化管法クラス 1~3 は GHS 区分 1 に該当することが妥当と考えられる。

資料4 化管法と GHS 基準の比較

表 4-5 現行化管法物質選定基準と GHS分類基準の比較（経口/吸入慢性毒性）

現行化管法基準	GHS 基準（改定 3 版）
経口/吸入慢性毒性、 作業環境許容濃度からの吸入 慢性毒性	特定標的臓器毒性（反復暴露）
クラス 1～3 （経口投与） 水質基準値：0.1mg/kg/day 以下 NO(A)EL：1mg/kg/day 以下 LO(A)EL：10mg/kg/day 以下 ADI：0.01mg/kg/day 以下 （吸入投与） 大気基準：0.1 mg/m ³ 以下 NOAEL(NOEL):10 mg/m ³ 以下 LOAEL(LOEL):100 mg/m ³ 以下 （作業環境基準） TWA：10 mg/m ³ 以下（気体又 は蒸気） TWA：1 mg/m ³ 以下（粒子状物 質） <u>原則として、1年以上の試験結 果を用いる。</u>	区分 1：人に重大な毒性を示した物質、または実験動物で の試験の証拠に基づいて反復ばく露によって人に重大な 毒性を示す可能性があると考えられる物質 物質を区分 1 に分類するのは、次に基づいて行う： ・ 経口ガイダンス値（LO(A)EL）：10mg/kg/day 以下 ・ 吸入ガイダンス値（LO(A)EL）：50ppm/6h/day 以下（気体）、 0.2mg/L/6h/day 以下（蒸気）、 0.02mg/L/6h/day 以下（粉塵、ミスト、ヒューム） 区分 2：動物実験の証拠に基づき反復ばく露によって人の 健康に有害である可能性があると考えられる物質 ・ 経口ガイダンス値（LO(A)EL）：10～100mg/kg/day ・ 吸入ガイダンス値（LO(A)EL）：50～250ppm/6h/day （気体）、0.2～1.0mg/L/6h/day（蒸気）、0.02～ 0.2mg/L/6h/day（粉塵、ミスト、ヒューム） <u>90日（6h/day）暴露（投与）が基本、14日以上</u> の試験を採 用可

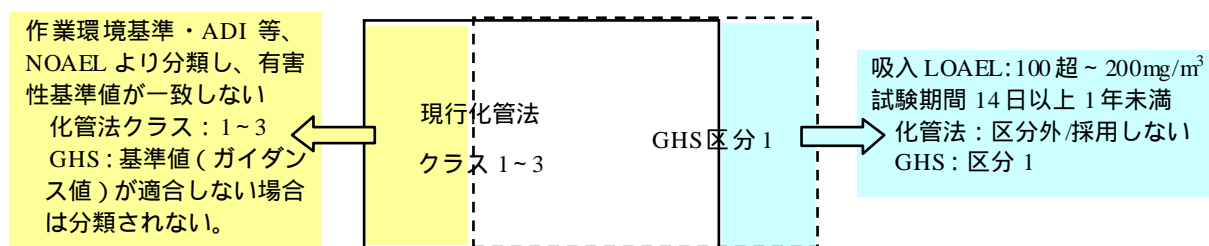


図 4-3 現行化管法クラスと GHS 区分の比較（慢性/特定標的臓器毒性）

□：化管法基準、[]：GHS 基準

■：一致しない（現行化管法 GHS）、■：一致しない（現行化管法 GHS）

資料-4 化管法と GHS 基準の比較

3.4 生殖発生毒性（GHS では生殖毒性）

現行の化管法物質選定基準と、それに対応する GHS 分類基準の比較結果を表 4-6、分類結果の比較を図 4-4 に示す。有害性の項目名は、現行化管法では“生殖発生毒性”、GHS では“生殖毒性”としている。化管法での特定第一種指定化学物質と GHS 区分 1A は一致（答申に明記）。化管法と GHS における分類基準はほぼ一致していると考えられるが、化管法では EU 分類 R60-63 指定物質、かつ根拠データより分類しているが、GHS ではヒトまたは動物試験データからの分類が基本であり、EU 分類結果は参考としている。また、GHS では授乳による影響の区分があるが、化管法では採用していない。さらに、GHS ではヒトに対する有害性の証拠の強さにより、分類結果が異なる。

表 4-6 現行化管法物質選定基準と GHS 分類基準の比較（生殖（発生）毒性）

現行化管法基準 生殖発生毒性	GHS 基準（改定 3 版） 生殖毒性
（特定第一種指定化学物質） 人の生殖能力を害する又は 発生毒性を引き起こす（GHS 区分 1A）	区分 1：人に対して生殖毒性があることが知られている、あ るいはあると考えられる物質 区分 1A：人に対して生殖毒性があることが知られている 物質 この区分への物質の分類は、主に人における証拠をもと にして行われる。
クラス 1：EU 分類 R60（カテ ゴリー 1、2）生殖機能を損な う	区分 1B：人に対して生殖毒性があると考えられる物質 この区分への物質の分類は、主に実験動物による証拠を もとにして行われる。
クラス 2：EU 分類 R61（カテ ゴリー 1、2）胎児に害を及ぼ す	区分 2：人に対する生殖毒性が疑われる物質 人または実験動物から、他の毒性作用のない状況で生殖機 能および受精能力あるいは発生に対する悪影響についてあ る程度の証拠が得られている物質、または、他の毒性作用も 同時に生じている場合には、他の毒性作用が原因となった二 次的な非特異的影響ではないと見なされるが、当該物質を区 分 1 に分類するにはまだ証拠が充分でないような物質。例え ば、試験に欠陥があり、証拠の信頼性が低いため、区分 2 と した方がより適切な分類であると思われる場合がある。
クラス 3：R62、63（カテ ゴリー 3）生殖機能や胎児への 影響が疑われる	
上記のうち、証拠となりうる データがあるもの。	

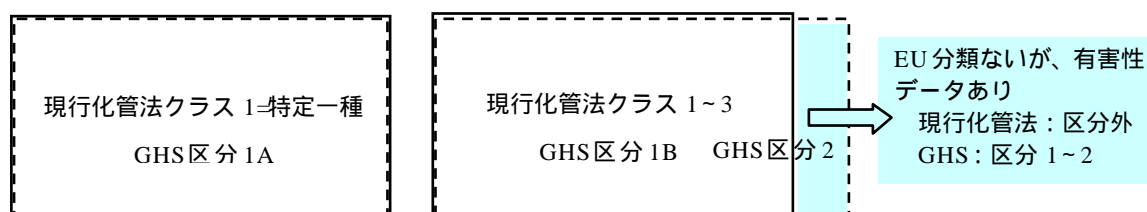


図 4-4 現行化管法クラスと GHS 区分の比較（慢性/特定標的臓器毒性）

□：化管法基準、┌──┐：GHS 基準、■：一致しない（現行化管法 GHS）

資料4 化管法と GHS 基準の比較

3.5 感作性

現行の化管法物質選定基準と、それに対応する GHS 分類基準の比較結果を表 4-7、分類結果の比較を図 4-5 に示す。有害性の項目名は、現行化管法では感作性であるが、GHS では呼吸器感作性に相当すると考えられる。化管法では ACGIH-SEN, Sensitization、または EU 分類 R42 かつ根拠データより分類しているが、GHS ではヒトまたは動物試験データからの分類が基本であり、ACGIH、EU 等の分類結果は参考としている。このため、EU、ACGIH で感作性の分類がない物質では、ヒトや動物実験で感作性陽性のデータが入手できても分類されない場合がある。なお、GHS においては、改定 3 版より陽性の頻度より、従来の区分 1 から、区分 1A および 1B への細区分を行うことができる。

表 4-7 現行化管法物質選定基準と GHS 分類基準の比較 ((呼吸器) 感作性)

現行化管法基準	GHS 基準 (改定 3 版)
感作性	呼吸器感作性
日本産業衛生学会気道感作性物質 (第 1 群、第 2 群) ACGIH の SEN、Sensitization 表示または EU のリスク警告 R42 指定物質で、根拠となるデータがあるもの。	呼吸器感作性区分 1: ヒトまたは動物実験の結果より、呼吸器感作性を示すと判断される物質 区分 1A: ヒトまたは動物実験の結果より、高頻度で感作性を示すと考えられる物質 区分 1B: ヒトまたは動物実験の結果より、中程度の頻度で感作性を示すと考えられる物質

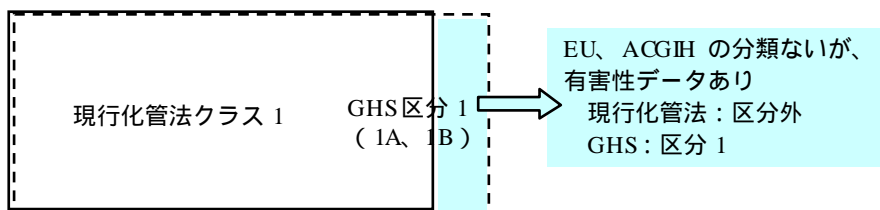


図 4-5 現行化管法クラスと GHS 区分の比較 ((呼吸器) 感作性)

□: 化管法基準、┌─┐: GHS 基準、■: 一致しない (現行化管法 GHS)

資料-4 化管法と GHS 基準の比較

3.6 生態毒性

現行の化管法物質選定基準と、それに対応する GHS 分類基準の比較結果を表 4-8、分類結果の比較を図 4-6 に示す。有害性の項目名は、現行化管法では生態毒性であるが、GHS では水生環境有害性としている。現行化管法と GHS 分類基準および分類結果は、ほぼ一致していると考えられる。相違点としては、GHS では生物濃縮性の有無で分類結果が異なる場合があり、急速分解性があっても生物濃縮性が高い（疑われる）場合は慢性分類される場合がある。一方、現行化管法では濃縮性の有無は判定（分類）に使用されない。

なお、GHS では改定 3 版より、慢性（長期）データを優先的に用いた慢性分類を実施することとなっており、その場合、分類方法（基準）が変更となる。

表 4-8 現行化管法物質選定基準と GHS 分類基準の比較（生態毒性）

現行化管法基準 生態毒性	GHS 基準（改定 3 版） 水生環境有害性
クラス 1 NOEC：0.1mg/L 以下 L(E)C ₅₀ ：1mg/L 以下 EU 分類：R50（根拠データ有）	区分：慢性 1 L(E)C ₅₀ ：1mg/L 以下、かつ、急速分解性なし、 又は logPow4 以上（BCF500 未満除く）
クラス 2 NOEC：1mg/L 以下 L(E)C ₅₀ ：10mg/L 以下 EU 分類：R51（根拠データ有）	区分：慢性 2 L(E)C ₅₀ ：1 超～10mg/L 以下、かつ、急速分解性 なし、又は logPow4 以上（BCF500 未満除く）、 NOEC>1mg/L の場合を除く。
分解性がある物質の場合、分解生成物が 有害性基準に一致しない場合は除外。	

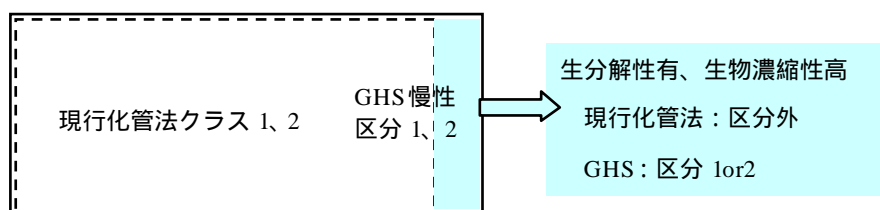


図 4-6 現行化管法クラスと GHS 区分の比較（生態毒性）

□：化管法基準、□：GHS 基準、■：一致しない（現行化管法 GHS）

資料-4 化管法と GHS 基準の比較

3.7 オゾン層破壊物質

オゾン層破壊物質は、GHS改定2版には定められていないが、GHS改定3版において追加となり、その基準は現行化管法基準と同一である（表4-9）。

表4-9 現行化管法物質選定基準とGHS分類基準の比較（オゾン層破壊物質）

現行化管法基準	GHS基準
オゾン層破壊物質	オゾン層への有害性
モンリオール議定書の規定に従った物質を指定	改定2版：基準なし 改定3版より 区分1：モンリオール議定書の何れかのANNEXにリストされた物質（0.1%以上含む混合物を含む）。

4. GHSにおける発がん性・生殖細胞変異原性・生殖毒性区分1および2の違い

GHS分類基準における発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性は大きく区分1と2に分けられており、区分1および2の違いは、有害性の証拠の重み付けにより以下のように判断される。

- ・ 区分1：ヒトに有害性を示すことが知られている物質、または有害性があると考えられる物質
- ・ 区分2：ヒトに有害性を示す可能性がある（疑われる）物質

区分1については、さらに区分1Aと1Bに細分類されるが、その判断基準は以下の通りである。

- ・ 区分1A：ヒトでの証拠による（疫学調査等）
- ・ 区分1B：動物実験での証拠による

化管法における有害性の分類では、GHS分類基準による発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性のGHS区分1Aが特定第一種指定化学物質と指定されるが、GHS区分1Bおよび区分2間の違いは定められていない。上記の通り、GHS区分1と2はヒトに対する有害性を示す証拠の重み付けの違いにより区別されるが、区分1Aと1Bはヒトでの証拠か動物実験での証拠により分けることができる。このため、GHS区分1Aと1Bの違いと、区分1Bと区分2の違いは判断基準（データ）が異なる意味を持つ。

化管法における有害性の判断基準は、「当該化学物質が人の健康を損なうおそれ」（資料-2、ページ3参照）と定められており、化管法の指定物質選定基準にGHS区分2を含めることの妥当性については、今後の検討課題のひとつであると考えられる。

資料-5 化管法選定時の有害性と GHS 分類結果の比較

現行化管法物質選定時の有害性分類と GHS 分類結果の比較

1. はじめに

ここでは、現行化管法指定物質の選定時の有害性分類と、公表されている GHS 分類結果¹との比較を行った。

2. 比較結果の概要

表 5-1 に比較結果の概要を示す（全物質の比較結果は、物質リスト-1 参照）。

表 5-1 化管法選定時の有害性と GHS 分類結果の比較

比較結果	物質数	備考（不一致の例）
GHS 基準においても、少なくとも一つの化管法物質選定に用いる有害性のエンドポイントが分類される	420	-
化管法選定時の分類結果と GHS 分類結果が全ての有害性で一致していないが、GHS 基準においても何れかの有害性項目より選定される	94	<ul style="list-style-type: none"> 化管法では <i>in vitro</i> 試験の陽性より選定されたが、GHS では <i>in vivo</i> データがなく分類できない。 化管法では作業環境/水質基準より選定されたが、GHS では根拠データの LOAEL が基準を満たさないため、分類できない（区分外）。 群化合物中の CAS ベースの一部の物質のみ有害性データが入手可能
GHS 分類基準では選定されない物質	16	
化管法指定物質に含まれるオゾン層破壊物質（GHS 分類未実施）	21	
GHS 分類結果が未公表	11	H20 見直し時に追加となった農薬
合計	562	

上記の比較の結果、現行の化管法で指定されている 562 物質（第一種および第二種合計）中、420 物質（約 75%）では化管法指定物質選定時の有害性分類と GHS 分類結果が一致していた。また、有害性分類結果の全てが一致していないが、GHS においても何らかの有害性が分類される物質の合計は（オゾン層破壊物質を含め）535 物質（約 95%）であった。ま

¹ 次のホームページを参照した。<http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html>

資料-5 化管法選定時の有害性と GHS 分類結果の比較

た、現行化管法指定物質中、GHS 基準では分類されない（選定されない）可能性がある物質は 16 物質であった（約 2.8%）。以上の結果より、GHS 分類基準による物質の選定を行った場合においても、ほとんどの物質で同様の選定結果となると考えられた。

上記の比較において、GHS 分類基準では選定されない可能性がある 16 物質（表 5-1 の ）の主な理由は以下の通りであった。

- ・ 変異原性における *in vitro* 試験陽性データ有、かつ *in vivo* 試験での陽性データが入手できない物質
- ・ 現行化管法では作業環境基準 / 水質基準より選定されたが、試験データの有害性基準値（LOAEL/NOAEL）が GHS におけるガイダンス値を満たさない物質
- ・ 現行化管法物質選定では群化合物として有害性が整理・評価された物質中、CAS 番号ベースでの物質に分けた場合、GHS 分類基準を満たす有害性データが入手できない（基準を満たさない）物質

なお、オゾン層破壊物質については、これまで国による GHS 分類が実施されていないが、GHS 改定 3 版による分類を実施した場合、現行化管法と GHS 改定 3 版の分類基準が一致していることから、分類結果も一致すると考えられる。上記で GHS 分類結果が未公表の 11 物質（表 5-1 の 、全て H20 見直しで追加された農薬）は、現行化管法での有害性分類結果は入手可能であったが、国による GHS 分類結果の入手が困難であったため、比較ができなかった。

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

資料-6 有害性データ収集のための情報源

1. 化管法物質選定における有害性の情報源とGHS分類のための情報源

H20答申における情報源を表6-1、「政府向けGHS分類ガイダンス」における情報源を表6-2、6-3に示す。

二つの情報源のリストを比較すると、化管法では有害性のエンドポイント毎に区別した情報源が記載されているが、GHSでは ヒト健康有害性、水生環境有害性の二つに分かれている。また、化管法では作業環境、水質基準に関する情報源が記載されているが、GHSでは情報源に指定されていない。さらに、優先順位のつけ方 (Priority、List) と情報源による優先順位の一部に相違が見られた。

表 6-1 現行化管法物質選定のための情報源

エンドポイント	前回答申の情報源	GHS 危険有害性分類事業の情報源	今回の対象物質選定に用いた情報源
発がん性	<ul style="list-style-type: none"> WHO : International Agency for Research on Cancer (IARC : 国際がん研究機関) 米国 EPA (米国環境保護庁) European Union (欧州連合) National Toxicological Program (NTP : 米国国家毒性プログラム) American Conference of Governmental Industrial Hygienists (ACGIH : 米国産業衛生専門家会議) 日本産業衛生学会 	Priority-1 <ul style="list-style-type: none"> (財)化学物質評価研究機構(CERI) : 「化学物質安全性(ハザード)データ集」 CERI・(独)製品評価技術基盤機構(NITE) : 「化学物質有害性評価書」 NITE : 「化学物質の初期リスク評価書」 厚労省試験報告 : 「化学物質毒性試験報告」 化学物質点検推進連絡協議会 環境省 : 「化学物質の環境リスク評価」 OECD SIDS Initial Assessment Report 	【優先順位 1】 「前回答申の情報源」
変異原性	<ul style="list-style-type: none"> EU WHO/IPCS : Environmental Health Criteria (EHC : 環境保健クライテリア) German Chemical Society-Advisory Committee on Existing Chemicals of Environmental Relevance (BUA) report European Center for Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals (ECETOC) OECD SIDS (Screening Information Data Set) Initial Assessment Report 厚労省試験報告 : 「化学物質毒性試験報告」 厚労省 : 「労働安全衛生法有害性調査制 	<ul style="list-style-type: none"> WHO/IPCS : EHC WHO/IPCS : Concise International Chemical Assessment Documents (CICAD : 国際簡潔評価文書) ACGIH : Documentation of the threshold limit values for chemical substances ドイツ学術振興会 (DFG) : Occupational Toxicants Critical Data Evaluation for MAK Values and Classification of Carcinogens EU リスク評価書 カナダ環境省 : Priority Substance Assessment Reports 	【優先順位 1】 「前回答申の情報源」 「GHS 危険有害性分類事業(当時)の情報源」のうち Priority-1 情報源 【優先順位 2】 「GHS 危険有害性分類事業(当時)の情報源」のうち Priority-2 情報源

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

資料-6 有害性データ収集のための情報源

表 6-1 現行化管法物質選定のための情報源

エンドポイント	前回答申の情報源	GHS 危険有害性分類事業の情報源	今回の対象物質選定に用いた情報源
	度に基づく既存化学物質変異原性試験データ集	<ul style="list-style-type: none"> オーストラリア NICNAS : Assessment Report ECETOC Patty's Toxicology WHO : IARC 米国 EPA : IRIS NTP 日本産業衛生学会 : 「許容濃度の勧告」 ATSDR: Toxicological Profile 	
慢性毒性	<ul style="list-style-type: none"> WHO 飲料水質ガイドライン EPA 水質クライテリア 日本の水質汚濁に係る環境基準値と要監視項目指針値 米国 EPA : Integrated Risk Information System (IRIS) WHO 欧州地域事務局大気質ガイドライン ACGIH 日本産業衛生学会 登録農薬 ADI 	<p>Priority-2</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国国立労働衛生研究所 (NIOSH): RTECS WHO/IPCS : 「 ICSC カード (International Chemical Safety Cards) 」 EU European Chemicals Bureau (ECB) : International Uniform Chemical Information Database (IUCLID) EU 第 7 次修正指令 Annex (EU 分類) HSDB: Hazardous Substance Data Bank New Jersey Department of Health and Senior Services : Hazardous Substance Fact Sheet Sittig's Handbook of Toxic and Hazardous Chemicals and Carcinogens 	<p>【優先順位 1】</p> <p>「前回答申の情報源」</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本の水質汚濁に係る環境基準値と要監視項目指針値、食品安全委員会評価書 FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議: Joint Meeting on Pesticide Residues (JMPR) FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議: Joint Expert Committee on Food Additives (JECFA) <p>【優先順位 2】</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>
生殖 / 発生毒性	EU リスク警句 (EHC、BUA、ECETOC、SIDS 等で根拠となりうるデータか確認)	<ul style="list-style-type: none"> BUA Report Dreisbach's Handbook of Poisoning 	<p>【優先順位 1】</p> <p>「前回答申の情報源」</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位 2】</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業 (当時) の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

資料-6 有害性データ収集のための情報源

表 6-1 現行化管法物質選定のための情報源

エンドポイント	前回答申の情報源	GHS 危険有害性分類事業の情報源	今回の対象物質選定に用いた情報源
感作性	<ul style="list-style-type: none"> 日本産業衛生学会（気道感作性第 1、2 群）ACGIH（EHC、BUA、ECETOC、SIDS 等で根拠となりうるデータを確認） EU リスク警句（EHC、BUA、ECETOC、SIDS 等で根拠となりうるデータを確認） 		<p>【優先順位 1】</p> <p>「前回答申の情報源」</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業（当時）の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位 2】</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業（当時）の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>
生態毒性	<ul style="list-style-type: none"> ECETOC 環境省において実施して評価した生態影響試験報告 日本において登録されている農薬に関する公表データ EU リスク警句（根拠となりうるデータを確認） 	<p>Priority-1</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境省「化学物質の生態影響試験について」 環境省：「化学物質の環境リスク評価」 OECD SIDS Initial Assessment Report WHO/IPCS：EHC、CICAD EU リスク評価書 カナダ環境省：Priority Substance Assessment Reports オーストラリア NICNAS：Assessment Report ECETOC：Technical Report シリーズ・TR91（Aquatic Hazard Assessment） WHO/FAO Pesticide Data Sheets CERI：「化学物質安全性（ハザード）データ集」 CERI・NITE：「化学物質有害性評価書」 <p>Priority-2</p> <ul style="list-style-type: none"> AQUIRE（Aquatic Toxicity Information Retrieval） HSDB ECB：ESIS（European chemical Substances Information System）、IUCLID 	<p>【優先順位 1】</p> <p>「前回答申の情報源」</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業（当時）の情報源」のうち Priority-1 情報源</p> <p>【優先順位 2】</p> <p>「GHS 危険有害性分類事業（当時）の情報源」のうち Priority-2 情報源</p>

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

資料-6 有害性データ収集のための情報源

表 6-1 現行化管法物質選定のための情報源

エンドポイント	前回答申の情報源	GHS 危険有害性分類事業の情報源	今回の対象物質選定に用いた情報源
		<ul style="list-style-type: none">• ECB :The N-CLASS Database on Environmental Hazard Classification• BUA Report	

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

資料-6 有害性データ収集のための情報源

表 7-2 政府向け GHS 分類ガイダンスにおける情報源（ヒト健康有害性）

List-1		
1-1	機関	機関（独）製品評価技術基盤機構（NITE）
	情報源名	化学物質の初期リスク評価書
1-2	機関	厚生労働省
	情報源名	試験報告「化学物質毒性試験報告」化学物質点検推進連絡協議会
1-3	機関	厚生労働省
	情報源名	労働安全衛生法第 28 条第 3 項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に関する公示
1-4	機関	日本バイオアッセイ研究センター
	情報源名	厚生労働省委託がん原性試験結果
1-5	機関	環境省環境リスク評価室
	情報源名	化学物質の環境リスク評価（第 1 巻～第 6 巻）
1-6	機関	日本産業衛生学会（JSOH）
	情報源名	許容濃度提案理由書および許容濃度等の勧告（毎年発行）
1-7	機関	OECD
	情報源名	SIDS レポート（SIDS）
1-8	機関	WHO/IPCS
	情報源名	環境保健クライテリア（EHC）（2008/9 現在、No.1～No.237）
1-9	機関	WHO/IPCS
	情報源名	国際簡潔評価文書（CICAD） （Concise International Chemical Assessment Documents）
1-10	機関	WHO 国際がん研究機関（IARC）
	情報源名	IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans（IARC Monographs）
1-11	機関	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）
	情報源名	FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives - Monographs（JECFA モノグラフ（食品添加物等））（JECFA Monographs）
1-12	機関	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）
	情報源名	FAO/WHO Joint Meeting on Pesticide Residues - Monographs of toxicological evaluations（JMPR モノグラフ（残留農薬））（JMPR Monographs）
1-13	機関	EU European Chemicals Bureau（ECB：欧州化学品局）
	情報源名	EU リスク評価書（EU Risk Assessment Report：EU RAR） （2008/9 現在 1 巻～91 巻）
1-14	機関	European Center of Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals（ECETOC）
	情報源名	Technical Report シリーズおよび JACC Report シリーズ
1-15	機関	米国産業衛生専門家会議（ACGIH）
	情報源名	ACGIH Documentation of the threshold limit values for chemical substances（化学物質許容濃度文書）（7th edition, 2001）（2008 supplement, 2008）および“TLVs and BEIs”（ACGIH、毎年発行）
1-16	機関	米国 EPA
	情報源名	Integrated Risk Information System（IRIS）
1-17	機関	米国国家毒性プログラム（NTP）
	情報源名	NTP Database Search Home Page: Report on Carcinogens（11th, 2005） 発がん性テクニカルレポート
1-18	機関	米国毒性物質疾病登録局（ATSDR）
	情報源名	Toxicological Profile
1-19	機関	カナダ環境省/保健省
	情報源名	Assessment Report Environment Canada：Priority Substance

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

資料-6 有害性データ収集のための情報源

表 7-2 政府向け GHS 分類ガイダンスにおける情報源 (ヒト健康有害性)

		Assessment Reports (優先物質評価報告書)
1-20	機関	Australia NICNAS
	情報源名	Priority Existing Chemical Assessment Reports
1-21	機関	ドイツ学術振興会(DFG)
	情報源名	MAK Collection for Occupational Health and Safety, MAK Values Documentations
1-22	機関	Patty's Toxicology (5th edition, 2001) (Patty)
	情報源名	E. Bingham, B. Cohrssen, C.H. Powell (Eds), John Wiley & Sons, Inc.全9巻
List-2		
2-1	機関	EU
	情報源名	EU 第7次修正指令 Annex (EU AnnexI) (最新版:委員会指令第29次適応化指令): Annex 1 の分類結果
2-2	機関	EU European Chemicals Bureau (ECB:欧州化学品局)
	情報源名	International Uniform Chemical Information Database (IUCLID) IUCLID CD-ROM (Update 版 Edition 2 - 2000)
2-3	機関	米国国立医学図書館 (NLM)
	情報源名	Hazardous Substance Data Bank (HSDB)
2-4	機関	German Chemical Society-Advisory Committee on Existing Chemicals of Environmental Relevance
	情報源名	BUA Report (BUA)
2-5	情報源名	Dreisbach's Handbook of Poisoning (DHP, 13th edition, 2002)
2-6	機関	農林水産省消費技術安全センター
	情報源名	農薬抄録および評価書
2-7	機関	農薬工業会
	情報源名	農薬安全性情報(公開情報一覧)
2-8	機関	内閣府食品安全委員会
	情報源名	食品健康影響評価
2-9	機関	厚生労働省
	情報源名	既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究
List-3		
3-1	文献データベース	<ul style="list-style-type: none"> • Pub-Med/NLM • NLM TOXNET (TOXLINE) • JICST 科学技術(医学)文献ファイル (JOIS オンライン検索)
3-2	化学物質に関する総合情報データベース	<ul style="list-style-type: none"> • (独)製品評価技術基盤機構「化学物質総合情報提供システム」(CHRIP) • ドイツ労働安全研究所(BIA)「GESTIS-database on hazardous substances」 • 環境省「化学物質ファクトシート」 • (独)国立環境研究所「WebKis-Plus 化学物質データベース」(WebKis-Plus) • (独)産業技術総合研究所「詳細リスク評価書」 • (財)化学物質評価研究機構(CERI)「化学物質安全性(ハザード)データ集」 • Hazardous Substance Fact Sheet (New Jersey Department of Health and Senior Services) • 「Sittig's Handbook of Toxic and Hazardous Chemicals and Carcinogens (4th edition, 2002)」 • 米国国立労働安全衛生研究所(NIOSH)「RTECS [Registry of Toxic Effects of Chemical Substances]」 • WHO/IPCS「ICSC カード(International Chemical Safety Cards)」(ICSC)
3-3	EU 分類	

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

資料-6 有害性データ収集のための情報源

表 7-3 政府向け GHS分類ガイダンスにおける情報源（水生環境有害性）

List-1		
1-1	機関	環境省
	情報源名	化学物質の生態影響試験について
1-2	機関	環境省環境リスク評価室
	情報源名	化学物質の初期リスク評価書
1-3	機関	(独)製品評価技術基盤機構 (NITE)
	情報源名	化学物質の初期リスク評価書
1-4	機関	OECD
	情報源名	SIDS レポート (SIDS)
1-5	機関	WHO/IPCS
	情報源名	環境保健クライテリア (EHC)
1-6	機関	WHO/IPCS
	情報源名	国際簡潔評価文書 (CICAD)
1-7	機関	EU European Chemicals Bureau (ECB: 欧州化学品局)
	情報源名	EU リスク評価書 (EU Risk Assessment Report: EU RAR)
1-8	機関	カナダ環境省/保健省
	情報源名	Assessment Report Environment Canada: Priority Substance Assessment Reports (優先物質評価報告書)
1-9	機関	Australia NICNAS
	情報源名	Priority Existing Chemical Assessment Reports
1-10	機関	European Center of Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals (ECETOC)
	情報源名	Technical Report シリーズ・TR91 (Aquatic Hazard Assessment)
1-11	機関	WHO/FAO
	情報源名	Pesticide Data Sheets (PDSs)
List-2		
2-1	機関	AQUIRE
	情報源名	Aquatic Toxicity Information Retrieval (AQUIRE)
2-2	機関	EU European Chemicals Bureau (ECB: 欧州化学品局)
	情報源名	International Uniform Chemical Information Database (IUCLID)
2-3	機関	米国国立医学図書館 (NLM)
	情報源名	Hazardous Substance Data Bank (HSDB)
2-4	機関	EU European Chemicals Bureau (ECB: 欧州化学品局)
	情報源名	The N-CLASS Database on Environmental Hazard Classification (N-Class)
2-5	機関	German Chemical Society-Advisory Committee on Existing Chemicals of Environmental Relevance
	情報源名	BUA Report (BUA)
2-6	機関	
	情報源名	
List-3		
3-1	文献データベース	<ul style="list-style-type: none"> Pub-Med/NLM NLM TOXNET (TOXLINE) JICST 科学技術(医学)文献ファイル (JOIS オンライン検索)
3-2	化学物質に関する総合情報データベース	<ul style="list-style-type: none"> (独)製品評価技術基盤機構「化学物質総合情報提供システム」(CHRIP) ドイツ労働安全研究所 (BIA)「GESTIS-database on hazardous substances」 環境省「化学物質ファクトシート」 (独)国立環境研究所「WebKis-Plus 化学物質データベース」

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

資料-6 有害性データ収集のための情報源

表 7-3 政府向け GHS 分類ガイダンスにおける情報源（水生環境有害性）

		<p>(WebKis-Plus)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (独) 産業技術総合研究所「詳細リスク評価書」 ・ (財) 化学物質評価研究機構(CERI)「化学物質安全性(ハザード)データ集」 ・ Hazardous Substance Fact Sheet (New Jersey Department of Health and Senior Services) ・ 「Sittig's Handbook of Toxic and Hazardous Chemicals and Carcinogens (4th edition,2002)」 ・ 米国国立労働安全衛生研究所 (NIOSH) 「 RTECS [Registry of Toxic Effects of Chemical Substances] ・ WHO/IPCS 「 ICSC カード (International Chemical Safety Cards) 」 (ICSC)
3-3	EU 分類	

資料-7 環境中での存在に関する基準の検討

環境中での存在に関する基準についての検討

1. 現行化管法における環境中での存在の判断基準

1.1 H20 答申における判断基準と情報源

化管法においては、第一種と第二種指定化学物質は環境中での存在により区別されており、H20 答申においては、<環境中での存在に関する判断基準>を以下のように定めている。

第一種指定化学物質については、1年間の製造輸入量が一定量（100トン、農薬および特定第一種指定化学物質は10トン、オゾン層破壊物質は累積製造輸入量が10トン）以上のもの又は一般環境中で最近10年間に複数地点から検出されたもの、、、
第二種指定化学物質については、1年間の製造輸入量が1トン以上のもの又は一般環境中で最近10年間に1地点から検出されたもの、、
データについては、直近のものを用いた評価を行うこととする。

なお、平成18年に実施された現行の化管法指定物質選定作業においては、上記の一般環境中での検出状況は以下の調査結果を用いて判断された。

化学物質環境実態調査（エコ調査）による検出状況

水質汚濁防止法による水域での環境基準値の超過状況の調査結果（健康項目：26物質、要監視項目：27物質）

大気汚染防止法による大気環境モニタリングの調査結果¹（環境基準値が設定されている物質：4物質、健康リスク低減のための指針値が設定されている物質：4物質）

なお、は検出の有無、とは基準値を超過した場合を「検出されたもの」として判断された。

1.2 環境モニタリング結果の解析

上記の環境モニタリングについて、以下の調査を行った。

- ・ エコ調査：(i)測定対象物質、(ii)検出下限値、(iii)検出濃度範囲
- ・ 水質および大気モニタリング：(i)測定対象物質、(ii)環境基準値（指針値）、(iii)超過状況

(1) エコ調査

表 7-1 に現行の化管法指定物質のエコ調査結果の概要を示す。

¹ 大気汚染防止法では、「その他の有害大気汚染物質」として11物質のモニタリング調査を実施しているが、これらの物質は基準値（指針値）が示されていないため、化管法物質選定には利用されなかった。

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

資料-7 環境中での存在に関する基準の検討

表 7-1 化管法指定物質のエコ調査結果*1

環境コンパートメント	水域	底質	生物	大気
調査実施物質数	215	175	69	91
検出下限値*2	1ppt 未満 : 5 (最小値 = 0.05ppt)	1ng/g-dry 未満 : 26 (最小値 = 7.2pg/g-dry)	1ng/g-wet 未満 : 11 (最小値 = 18pg/g-dry)	1pg/m ³ 未満 : 0 (最小値 = 3pg/m ³)
	1ppt 以上 1ppb 未満 : 166	1ng 以上 1 μg/g-dry 未満 : 145	1ng 以上 1 μg/g-wet 未満 : 55	1pg 以上 1ng/m ³ 未満 : 15
	1ppb 以上 1ppm 未満 : 42	1 μg 以上 1mg/g-dry 未満 : 3	1 μg/g-wet 以上 : 3 (最大値 = 100 μg/g-wet)	1ng/m ³ 以上 1 μg/m ³ 未満 : 75
	1ppm 以上 : 2 (最大値 = 100ppm)	1mg/g-dry 以上 : 1 (最大値 = 1mg/g-dry)		1 μg/m ³ 以上 : 1 (最大値 = 1.51 μg/m ³)
検出状況*3	検出されず : 156	検出されず : 111	検出されず : 46	検出されず : 17
	1ppt 未満 : 2 (最小値 = 0.09ppt)	1ng/g-dry 未満 : 11 (最小値 = 0.02ng/g-dry)	1ng/g-wet 未満 : 6 (最小値 = 0.21ng/g-wet)	1pg/m ³ 未満 : 0
	1ppt ~ 1ppb 未満 : 47	1ng 以上 1 μg/g-dry 未満 : 49	1ng 以上 1 μg/g-wet 未満 : 16	1pg 以上 1ng/m ³ 未満 : 8 (最小値 = 20 pg/m ³)
	1ppb 以上 : 10 (最大値 = 260ppb)	1 μg/g-dry 以上 : 4 (最大値 = 55 μg/g-dry)	1 μg/g-wet 以上 : 1 (最大値 = 100 μg/g-wet)	1ng/m ³ 以上 1 μg/m ³ 未満 : 63 1 μg/m ³ 以上 : 3 (最大値 = 1.8 μg/m ³)

*1 : 群化合物は、CAS 番号ベースで複数物質の測定の場合でも 1 物質とした。

*2 : 測定年で検出下限値が異なる場合は最小値より集計

*3 : 複数検出の物質では最小値より集計

資料-7 環境中での存在に関する基準の検討

表 7-1 に示したとおり、現行化管法指定物質のエコ調査における調査対象物質数は、過去に 1 回でも調査が実施された物質が、水域で 215 物質(約 33%)、底質で 175 物質(約 27%)、生物で 69 物質(約 11%)、大気で 91 物質(約 14%)であった。

検出下限値については、水域の最小値 = 0.05ppt、最大値 = 100ppm であり、最小値と最大値では約 2×10^9 の濃度差があった。同様に、底質での最小値 = 7.2pg/g-dry_soil、最大値 = 1mg/g-dry_soil で最小と最大の検出下限値では 1.4×10^8 の濃度差、生物体内濃度での最小値 = 18pg/g-wet_weight、最大値 = 100 μ g/g-wet_weight で濃度差は 6×10^6 、大気での最小値 = 3pg/m³、最大値 = 1.51 μ g/m³ で濃度差は 5×10^5 であった。

検出状況(濃度範囲)については、水域での最小値が 0.09ppt、最大値が 260ppm であった。同様に、底質での最小値 = 0.02ng/g-dry、最大値 = 55 μ g/g-dry、生体内濃度では最小値 = 0.21ng/g-wet_weight、最大値 = 100 μ g/g-wet_weight、大気では最小値 = 20pg/m³、最大値 = 1.8 μ g/m³ であった。

なお、平成 18 年に実施された現行の化管法指定物質選定作業においては、エコ調査における検出濃度は考慮されず、検出の有無から「環境中での存在」に関する判断が行われている。

(2) 水域および大気モニタリング調査

表 7-2 に水域および大気モニタリング調査における測定対象物質、水域・大気的环境基準値(指針値)を示す。

表 7-2 水域および大気モニタリング調査

物質名	現行化管法物質 での指定状況	水域基準値 (指針値)	大気基準値
カドミウム	特定第一種	0.01mg/L 以下	
全シアン	第一種	検出されないこと	
鉛	特定第一種、 第一種	0.01mg/L 以下	
六価クロム	特定第一種	0.05mg/L 以下	
砒素	特定第一種	0.01mg/L 以下	
総水銀	第一種	0.0005 mg/L 以下	40ng/m ³ 以下
アルキル水銀	第一種	検出されないこと	
PCB	第一種	検出されないこと	
ジクロロメタン	第一種	0.02 mg/L 以下	150 μ g/m ³ 以下
四塩化炭素	第一種	0.002 mg/L 以下	
1,2-ジクロロエタン	第一種	0.004 mg/L 以下	
1,1-ジクロロエチレン	第一種	0.02 mg/L 以下	
Cis-1,2-ジクロロエチレン	第一種	0.04 mg/L 以下	
1,1,1-トリクロロエタン	第一種	1 mg/L 以下	
1,1,2-トリクロロエタン	第一種	0.006 mg/L 以下	

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

資料-7 環境中での存在に関する基準の検討

表 7-2 水域および大気モニタリング調査

物質名	現行化管法物質 での指定状況	水域基準値 (指針値)	大気基準値
トリクロロエチレン	第一種	0.03 mg/L 以下	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
テトラクロロエチレン	第一種	0.01 mg/L 以下	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
1,3-ジクロロプロペン	第一種	0.002 mg/L 以下	
チウラム	第一種	0.006 mg/L 以下	
シマジン	-	0.003 mg/L 以下	
チオベンカルブ	第一種	0.02 mg/L 以下	
ベンゼン	特定第一種	0.01 mg/L 以下	3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
セレン	第一種	0.01 mg/L 以下	
硝酸性窒素および亜硝酸性窒素	-	10 mg/L 以下	
フッ素	第一種	0.8 mg/L 以下	
ホウ素	第一種	1 mg/L 以下	
クロロホルム	第一種	0.06 mg/L 以下	
Trans-1,2-ジクロロエチレン	第二種	0.04 mg/L 以下	
1,2-ジクロロプロパン	第一種	0.06 mg/L 以下	
p-ジクロロベンゼン	第一種	0.2 mg/L 以下	
イソキサチオン	第一種	0.008 mg/L 以下	
ダイアジノン	第一種	0.005 mg/L 以下	
フェニトロチオン (MEP)	第一種	0.003 mg/L 以下	
イソプロチオラン	第一種	0.04 mg/L 以下	
オキシ銅	第一種	0.04 mg/L 以下	
クロロタロニル (TPN)	第一種	0.05 mg/L 以下	
プロピサミド	第一種	0.008 mg/L 以下	
EPN	第一種	0.006 mg/L 以下	
ジクロルボス (DDVP)	第一種	0.008 mg/L 以下	
フェノプカルブ (BPMC)	第一種	0.03 mg/L 以下	
イプロベンホス (IBP)	第一種	0.008 mg/L 以下	
クロルニトロフェン (CNP)	-	-	
トルエン	第一種	0.6 mg/L 以下	
キシレン	第一種	0.4 mg/L 以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	第一種	0.06 mg/L 以下	
ニッケル	特定第一種、 第一種	-	25 Ni-ng/m ³ 以下
モリブデン	第一種	0.07 mg/L 以下	
アンチモン	第一種	0.02 mg/L 以下	
塩化ビニルモノマー	特定第一種	0.002 mg/L 以下	10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下
エピクロロヒドリン	第一種	0.0004 mg/L 以下	
1,4-ジオキサン	第一種	0.05 mg/L 以下	
全マンガン	第一種	0.2 mg/L 以下	
ウラン	-	0.002 mg/L 以下	
アクリロニトリル	第一種		2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

環境基準等による水域・大気でのモニタリングでは表 7-2 に示した物質が実施されている。なお、水域・大気モニタリング結果においては、1年間の平均濃度が環境基準値（指針値）を超えた物質について、前回の化管法物質選定時に「検出された」と判断され、環境基準値（指針値）以下の場合は測定濃度の報告があっても「検出された」と判断されていない。

資料-7 環境中での存在に関する基準の検討

前述の通りエコ調査では検出濃度の数値によらず、検出下限以上の濃度が報告された場合に、「検出された」見なしたが、水域・大気モニタリングでは、年間の平均濃度が国の定めた環境基準値（指針値）を超えた物質のみを「検出された」としていることから、その内容は異なるものである。水域・大気モニタリングによる測定結果によると、ほぼ全ての物質が検出下限値を超えて測定されているが、年間平均濃度が環境基準値を超えて測定された物質は多くはない。

2. 現行化管法における環境中での存在の判断基準の課題

上記の通り、現行の化管法物質の選定における環境中での存在に関する基準においては、情報が限られており、多数の化学物質に関する環境中での存在に関する評価を行うことは困難である。さらに、「検出された」場合においては、環境中濃度と有害性の比較を行い、ヒトや環境生物へのリスクを生じる可能性についての評価を行うことが望ましいと考えられる。また、モニタリング調査において「検出されなかった」場合においても、化学品の製造・使用現場周辺における局所的かつ一時的な暴露の可能性と程度（濃度）に関する評価結果を反映させた物質選定基準について、その妥当性と信頼性についての検討を行う必要があるかもしれない。

資料-7 環境中での存在に関する基準の検討

3. 化審法における暴露評価への取り組み

化審法においては、ヒトや環境生物に対するリスクに応じた評価体系を取り入れることが提案されており、平成 21 年の化審法の見直しにおいては、化学物質によるリスクの推計方法として、図 7-1 に示した暴露評価の方法（案）が提案されている²。

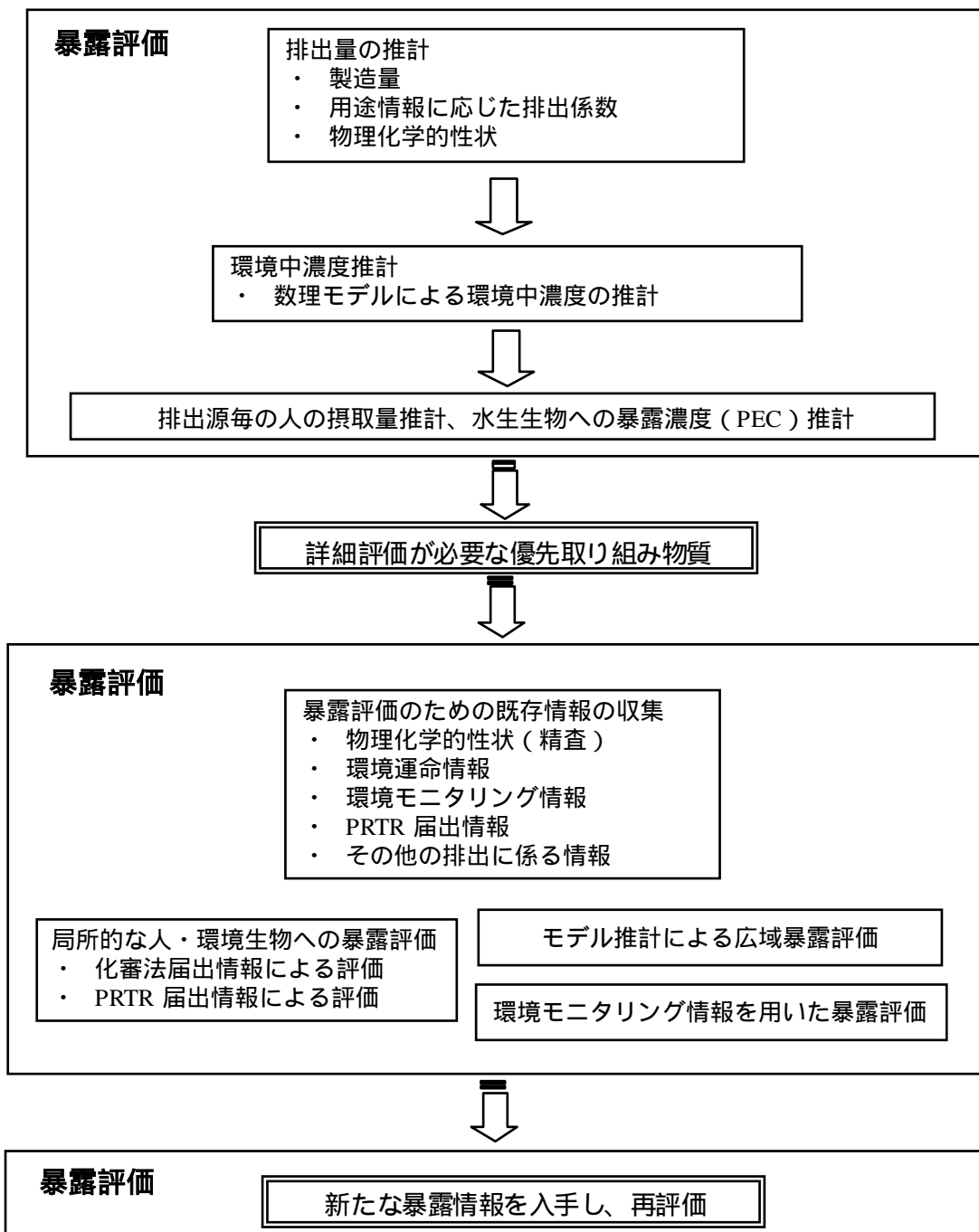


図 7-1 化審法における暴露評価

² NITE, METI 「化審法運用における新たな「リスク評価」スキームの提案（暫定版）」より加工
http://www.safe.nite.go.jp/risk/pdf/kasinn_scheme0906.pdf

資料-7 環境中での存在に関する基準の検討

図 7-1 に示したとおり、化審法での暴露評価では、優先評価化学物質の選定のためにスクリーニング的に実施される“暴露評価”において、排出量推計のための情報として、製造量、用途情報（用途に応じた排出係数）、物理化学的性状を用いている。さらに、スクリーニングの結果より、PRTR 届出情報、環境モニタリング情報、その他の情報の追加による詳細評価を実施するとしている。このように、化審法における新たな評価方法では、現行の化管法では利用していない用途情報や物理化学的性状の情報も活用することにより、より多くの物質に対する評価の適用が可能になると同時に、一定の信頼性が確保されると考えられる。

上記の化審法における新たな評価スキームでは、環境モニタリング等の実測データが無い物質についても、環境中への放出量を推計し、その結果より環境中濃度やヒトへの暴露量を見積もることができるとされている。化管法においても、現行の物質選定基準で使用されている製造・輸入量および環境モニタリングデータに加え、化審法で採用する情報や評価方法を採用（または化審法での評価結果を活用）した物質選定の方法に関する検討を行うことが望ましいと考えられる。

資料-8 化管法指定物質の国内法規制状況の整理

化管法指定物質の国内法規制状況の整理

化管法指定物質には、他の国内法規制においても管理・規制されている物質が含まれている。これらの国内法には、化学品の製造・使用を管理、規制する目的のものが含まれている。このため、それらの法律で管理・規制されている物質の場合、化管法の目的と重複することから、または化管法の対象とする必要が無いと考えることができるかもしれない。

そこで、現行の化管法指定物質について、国内の他の化学物質関連の法規制状況の調査を行った。表 8-1 に化管法指定物質の主な国内法規制における対象物質数を示す。また、物質リスト-3 に化管法指定物質の国内法規制リストを示す。

表 8-1 化管法指定物質の法規制状況

	PRTR 第一種指定物質	PRTR 第二種指定物質
化審法 第一種特定化学物質	1	0
第二種特定化学物質	3	0
第一種監視物質	1	0
第二種監視物質	58	21
第三種監視物質	12	5
第二、三種監視物質	21	2
安衛法 表示対象物質	49	3
通知対象物質	227	36
農薬取締法 登録農薬	141	20
大気汚染防止法 特定 / 指定物質	18	0
オゾン層保護法	21	0

これらの法律で管理・規制されている物質については、化管法での指定を行う必要性についての検討を行う必要があるかもしれない。

資料-9 リスクベースでの物質選定

リスクベースでの化管法指定物質の選定

1. はじめに

H20 答申において、「初期リスク評価結果のより一層の活用を検討すること」との指摘がなされた。国による初期リスク評価としては、NEDO および環境省が実施・公開されており、化学物質の暴露量（濃度）と有害性よりヒトまたは環境生物に対するリスクが評価されている。初期リスク評価の結果より、リスクが懸念される物質については、リスク削減を行う必要があり、そのための基礎データとして PRTR 届出情報等は有用である。一方、低リスクと評価された物質については、現状では適正に使用されていると考えられることから、必ずしも PRTR 届出情報を把握しなくてもヒトや環境生物に対する影響を生じないと見なすことができるかもしれない。

そこで、NEDO および環境省による初期リスク評価において、ヒトまたは環境生物に対して「低リスク」とであると評価された現行化管法指定物質について、有害性と暴露量（濃度）の比較から得られた定量的な指標である安全マージンについての調査を行った。

また、化管法物質選定における有害性のエンドポイントと暴露経路（ヒトへの経口または吸入経路、水生生物への暴露）の比較を行い、初期リスク評価において「低リスク」と判断された暴露経路での有害性より化管法物質に選定され、それ以外の経路やエンドポイントで有害性が確認されていない物質についての調査も行った。

2. 調査結果の概要

表 9-1 に NEDO および環境省の初期リスク評価で共に「低リスク」と評価された物質のリスク評価結果の概要を示す。また、物質リスト-4 に低リスクと評価された物質を示す。

NEDO および環境省リスク評価において、共に低リスクと判定された物質は、環境リスク評価 = 47 物質、ヒト健康（経口経路） = 37 物質、ヒト健康（吸入経路） = 17 物質であった。なお、この物質には、前回の化管法指定物質の見直し時に指定より除外された 2 物質を含む。

環境リスクに対するマージンでは、MOE/UF（NEDO 評価）が 1,000 を超える物質が 14、PEC/PNEC（環境省評価）が 0.01 以下の物質が 23 であった。同様に、ヒト健康リスクに対するマージンでは、MOE/UF（NEDO 評価）が 1,000 を超える物質が 16（経口経路） 6（吸入経路）、MOE（環境省評価）が 1,000 を超える物質が 20（経口経路） 14（吸入経路）であった。

また、NEDO および環境省リスク評価で共に低リスクと判定された物質中、低リスクと評価されたエンドポイント（暴露経路）以外の有害性が化管法物質選定基準に一致しない物質は、環境リスクで 7 物質、ヒト健康（吸入経路）で 3 物質（1 物質は環境リスク評価と重複）であった。

資料-9 リスクベースでの物質選定

表 9-1 NEDO および環境省初期リスク評価における低リスク物質

	低リスク物質	リスクマージンと物質数	低リスク以外のエンドポイントで有害性なし*
環境リスク	47 物質	MOE/UF (NEDO) 100 以下：23 物質 101～1000 以下：10 物質 1000 超：14 物質 PEC/PNEC (環境省) (淡水) 0.01 以下：23 物質 0.01 超～0.1 以下：22 物質 0.1 超～1 未満：2 物質	7 物質
ヒト健康リスク (経口)	37 物質	MOE/UF (NEDO) 100 以下：7 物質 101～1000 以下：13 物質 1000 超：16 物質 MOE (環境省) 100 以下：0 物質 101～1000 以下：10 物質 1000 超：20 物質	3 物質
ヒト健康リスク (吸入)	17 物質	MOE/UF (NEDO) 100 以下：4 物質 101～1000 以下：7 物質 1000 超：6 物質 MOE (環境省) 100 以下：0 物質 101～1000 以下：3 物質 1000 超：14 物質	-

* : 環境またはヒト健康リスク評価で低リスクかつ、低リスク評価以外のエンドポイント (暴露経路) で有害性が化管法物質選定基準を満たさない物質

資料-9 リスクベースでの物質選定

3. 化管法におけるリスク評価結果の活用における課題

初期リスク評価結果を化管法に活用する場合、一定以上の安全マージンを有する化学物質について、化管法の対象物質から除外することが考えられる。または、製造・輸入量や有害性等の基準が一致しないために現行の化管法で指定されていない物質については、初期リスク評価の結果でリスクの懸念が明らかになった、又は疑われた場合、には新たに化管法指定物質に追加する必要性があるかもしれない。

一方、現状では低リスクと評価された物質であっても、製造・輸入量の急激な増加、製造方法や用途の変更により環境への排出量が増加する場合が想定される。初期リスク評価結果を活用して化管法指定物質の選定、除外または追加を検討する場合、定量的な指標である MOE/UF または PEC/PNEC 等を用いることが考えられるが、その際にどの程度の安全マージンを判断基準とするべきかについて、これまで十分な議論が行われておらず、今後の検討が必要である。

さらに、初期リスク評価が実施される物質は限られることから、今後の化審法におけるスクリーニング的なリスク評価結果を活用した物質の選定や見直しを行うことが有用であるかもしれない。

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/ 個別	種類	政 令 番 号	物質名	CAS番号	製造・ 輸入 量*1	農 薬・ オゾ ン層 破 壊 物 質 等 の 区 分	環 境 検 出 実 績 * 2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性 とGHS分類結 果の比較	不一致の 項目				
								発 がん 性	変 異 原 性	経 口 慢 性 毒 性	吸 入 慢 性 毒 性	作 業 環 境 許 容 濃 度	生 殖 毒 性	感 作 性	生 態 毒 性	オ ゾ ン 層 破 壊 物	発 がん 性	生 殖 細 胞 変 異 原 性	特 定 標 的 臓 器 (反 復)	呼 吸 器 感 作 性	生 態 毒 性 (急 性)	生 態 毒 性 (慢 性)						
群	一種	1	亜鉛の水溶性化	-	1				1																			
個別	一種	2	アクリルアミド	79-06-1	1		*	2	1	1		2	3							1B	1B	1(神経系、精 単)	1B	-	3	外		
個別	一種	3	アクリル酸エチル	140-88-5	1		Y	2	1							2				2	2	1(神経系、呼 吸器)	-	-	2	外		
群	一種	4	アクリル酸及びその水溶性塩	-	1											1				外	外	1	外	-	1	外		
個別	一種	5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2439-35-2	1											1				-	外	-	2	-	1	外		
個別	一種	6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル	818-61-1	1				1							1				外	外	1(呼吸器系)	-	-	2	外		生殖細胞 変異原性
個別	一種	7	アクリル酸ナルマル-ブチル	141-32-2	1											1				外	外	-	2	-	2	外		
個別	一種	8	アクリル酸メチル	96-33-3	1		*		1							2				外	2	1(呼吸器)、 2(腎臓)	-	-	2	外		
個別	一種	9	アクリロニトリル	107-13-1	1		*	2	1	3	2	3				2				2	2	1(神経系、呼 吸器、血 液系、精 巢、腎)	2	-	2	外		
個別	一種	10	アクロレイン	107-02-8	1		Y Y			1	2	2				1				外	外	1(呼吸器、肝 臓、腎 臓)	外	-	1	1		
個別	一種	11	アジ化ナトリウム	26628-22-8	1											1				外	-	1(循環器系、 肝臓)	-	-	1	1		
個別	一種	12	アセトアルデヒド	75-07-0	1			2	1							2				2	2	1(呼吸器、神 経系)	-	-	2	外		
個別	一種	13	アセトニトリル	75-05-8	1		Y Y		1											外	2	2(中枢神経系、呼 吸器、 腎臓)	-	-	外	外		
個別	一種	14	アセトンシアノヒドリン	75-86-5	1											1				-	-	1(肝臓、腎 臓)	2	-	1	外		
個別	一種	15	アセナフテン	83-32-9	2		Y Y									1				外	-	-	-	-	1	1		
個別	一種	16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	78-67-1	1											2				-	外	2(肝臓)	2	-	外	外		生態毒性 なし
個別	一種	17	オルト-アニシジン	90-04-0	1		*	2	1			2				2				2	2	2(血液)	-	-	2	外		
個別	一種	18	アニリン	62-53-3	1		Y Y	2	1	3		3				1				2	2	1(血液系、神 経系、 呼吸器)	2	-	1	外		
個別	一種	19	1-アミノ-9,10-アントラキノン	82-45-1	1											1				外	-	2(腎臓、脾 臓、血	-	-	1	1		

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種別	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目		
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)	生殖毒性	呼吸器感作性	生態毒性(急性)			生態毒性(慢性)	
個別	一種	20	2-アミノエタノール	141-43-5	1										2			外	外	1(神経系、精巣、消化管、肝臓、腎臓)	2	1	2	外		
個別	一種	21	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジンを3(2H)-	1698-60-8	1	農薬									1		外	外	-	外	-	1	1			
個別	一種	22	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオ	120068-37-3	1	農薬			2					1		外	外	1(神経系)、2(甲状腺、肝臓)	2	-	1	1				
個別	一種	23	パラ-アミノフェノール	123-30-8	1		Y							1		-	-	1(腎臓、血	2	1	1	1				
個別	一種	24	メタ-アミノフェノール	591-27-5	1									1		-	外	2(血液系)	-	-	1	1				
個別	一種	25	4-アミノ-6-タ-シャリ-ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)	21087-64-9	1	農薬								1		外	外	外	外	外	1	1				
個別	一種	26	3-アミノ-1-プロペン	107-11-9	1									2		-	-	2(心臓)	-	-	2	外				
個別	一種	27	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5	41394-05-2	1	農薬								2		-	-	-	-	-	2	2				
個別	一種	28	アリルアルコール	107-18-6	1									1		外	外	1(腎臓、肝臓)	外	-	1	外				
個別	一種	29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロ	106-92-3	1				1					3		外	2	1(呼吸器)	2	-	3	3				
群	一種	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのも	-	1		Y							1		-	-	-	-	-	2	外				
群	一種	31	アンチモン及びその化合物	-	1		Y	2	2	2	2					1B	外	1	1B	-	3	3				
個別	一種	32	アントラセン	120-12-7	2		Y							1		2	外	-	-	-	1	1				
個別	特定一種	33	石綿	1332-21-4	5		Y	1	1		2					1A	2	1(肺)	-	-	-	-				
個別	一種	34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル-イソシアネート	4098-71-9	1					1	1					-	-	1(肺)	-	1	3	外				
個別	一種	35	イソブチルアルデヒド	78-84-2	1				1							外	2	-	-	-	2	外				
個別	一種	36	イソブレン	78-79-5	1		Y	2								2	2	1(呼吸器、神経系)、2(肝臓、血	-	-	2	2				
個別	一種	37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	80-05-7	1		Y						3	2		-	外	2(呼吸器、肝臓、腎臓)	2	-	2	2				

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種類	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果							GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目					
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃度	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原性(反復)	特定標的臓器			呼吸器感作性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)		
個別	一種	38	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニル)オキ	4162-45-2	1		*																			
個別	一種	39	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチ	22224-92-6	1					1				1		外	外	1(神経系)	2	-	1	1				
個別	一種	40	イソプロピル=2-(4-メトキシフェニル-3-イル)ヒド	149877-41-8	1	農薬				3						未	未	未	未	未	未	未	未	未	未	
個別	一種	41	3'-イソプロポキシ	66332-96-5	1	農薬								2		外	外	外	外	-	2	2				
個別	一種	42	2-イミダゾリジンチ	96-45-7	1			2	2		2					外	外	1(甲状腺、腎臓)、2(下垂	1B	-	3	3			発がん性なし	
個別	一種	43	1,1'-[イミゾ(オク	13516-27-3	1	農薬				3						-	-	-	-	-	-	-	x		特定標的臓器(反	
群	一種	44	インジウム及びその化合物	-	1						2					-	-	1	-	-	-	-				
個別	一種	45	エタンチオール	75-08-1	1									1		-	-	-	-	-	1	1				
個別	一種	46	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ	76578-14-8	1	農薬				3				1		外	外	2(肝臓、精巢)	外	-	1	1				
個別	一種	47	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタトリル)=セカンダリ	36335-67-8	1	農薬				3				1		外	外	-	外	-	1	1			特定標的臓器(反復)なし	
個別	一種	48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=	2104-64-5	1	農薬	*			2	2			1		外	外	1(神経系)	2	-	1	1				
個別	一種	49	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニ	40487-42-1	1	農薬				3				1		外	外	-	外	-	1	1			特定標的臓器(反復)なし	
個別	一種	50	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピ	2212-67-1	1	農薬				2				1		-	外	-	外	-	1	1			特定標的臓器(反復)なし	
個別	一種	51	2-エチルヘキサ	149-57-5	1									3		-	-	外	1B	-	3	3				
個別	一種	52	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデン	83130-01-2	1	農薬								1		外	外	2(全身性、神経系)	外	-	1	1				
個別	一種	53	エチルベンゼン	100-41-4	1		Y	2						2		2	外	-	1B	-	1	外				
個別	一種	54	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキソ-3-チ	98886-44-3	1	農薬				2						外	外	1(神経系、副腎)	1	-	外	外				
個別	一種	55	エチレンイミン	151-56-4	1			2	1							2	1B	1(腎臓、肝臓、呼吸器系)	2	1	3	3				

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種類	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目		
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)				
個別	特定一種	56	エチレンオキシド	75-21-8	1	農薬及びその他の用途	Y	1	1	3	3						1B	1B	1(中枢神経系、末梢神経系、血液)	1B	-	3	外			
個別	一種	57	エチレングリコールモノエチルエーテル	110-80-5	1		Y				2						-	外	1(精巣、造血系)	1B	-		外	外		
個別	一種	58	エチレングリコールモノメチルエーテル	109-86-4	1		Y	1			2	2					-	外	1(中枢神経系、造血系)	1B	-		外	外		生殖細胞変異原性なし
個別	一種	59	エチレンジアミン	107-15-3	1							1	2				外	外	2(肝臓、腎臓、胆)	-	1	2	外			
個別	一種	60	エチレンジアミン四酢酸	60-00-4	1		Y	1					2				-	-	1(腎臓)	2	-	2	2			生殖細胞変異原性なし
個別	一種	61	NN-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガ	12427-38-2	1	農薬*							1				外	外	2(甲状腺、呼吸器、血液系)	外	-	1	1			
個別	一種	62	NN-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガとNN-エチレンビス(ジチオカルバミ	8018-01-7	1	農薬*							1				外	外	2(神経系、甲状腺、肝、副腎)	外	-	1	1			
個別	一種	63	1,1'-エチレン-2,2'-ビビリジニウムジプロミド	85-00-7	1	農薬			3	2							外	外	2(眼)	外	-	1	1			
個別	一種	64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジ	80844-07-1	1	農薬及びその他の用途							1				外	外	外	外	-	1	1			
個別	一種	65	エピクロロヒドリン	106-89-8	1		Y	2	1	1	3						1B	2	1(呼吸器、腎臓、心臓、中枢神経)	2	1	3	外			
個別	一種	66	1,2-エポキシブタン	106-88-7	1			2		2							2	外	2(神経系、呼吸器系、腎臓、胆)	2	-	3	外			
個別	一種	67	2,3-エポキシ-1-プロパノール	556-52-5	1		Y	2	1		2						1B	2	2(中枢神経系、肝臓)	2	-	3	外			
個別	一種	68	1,2-エポキシプロパン	75-56-9	1		Y	2	1	2							2	2	-	2	-	3	外		特定標的臓器(反	
個別	一種	69	2,3-エポキシプロピル=フェニルエーテル	122-60-1	1			2		2							2	外	1(呼吸器、肝臓)	2	-	3	3			
個別	一種	70	エマメクチン安息香酸塩	155569-91-8	1	農薬			3				1				外	外	1(神経系)	2	-	1	1			
個別	一種	71	塩化第二鉄	7705-	1			1					2				外	2	-	-	-	2	2			

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種別	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン破壊物質等区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目	
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)			
個別	一種	72	塩化パラフィン (炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限)	85535-84-8	1		Y	2							1	2	外	外	外	-	1	1			
個別	一種	73	1-オクタノール	111-87-5	1		Y		1							2	-	2	-	-	2	外			
個別	一種	74	パラ-オクチルフェノール	1806-26-4	1		*								1		-	-	2	-	1	1			
群	特定一種	75	カドミウム及びその化合物	7440-43-9				1	2	1	3						1A	2	1(腎臓、肺、血流)	2	-	-	4		
個別	一種	76	イプシロン-カプロラクタム	105-60-2	1				1								外	外	1(呼吸器)	外	-	外	外	生殖細胞変異原性なし	
個別	一種	77	カルシウムシアナミド	156-62-7	1	農薬及びその他の用途									2		外	外	-	-	2	2			
個別	一種	78	2,4-キシレノール	105-67-9	1										2		-	-	2(腎臓、神経系)	-	-	2	外		
個別	一種	79	2,6-キシレノール	576-26-1	1										2		-	-	1(腎臓、肝臓、膵)	-	-	3	外		
群	一種	80	キシレン	1330-20-7	1		Y	Y							1		外	外	1(呼吸器、神経系)	1B	-	2	外		
個別	一種	81	キノリン	91-22-5	1				1						2		2	2	2(肝臓、眼(網膜))	-	-	3	3		
群	一種	82	銀及びその水溶性化合物	-	1	農薬及びその他の用途					1				1		-	-	1	2	-	1	1		
個別	一種	83	クメン	98-82-8	1										2		外	外	1(中枢神経系)	-	-	2	2		
個別	一種	84	グリオキサール	107-22-2	1				1		2						外	外	1(呼吸器)	-	-	3	外	生殖細胞変異原性なし	
個別	一種	85	グルタルアルデヒド	111-30-8	1				1		2	1	1				外	外	1(気道)	外	1	1	外	生殖細胞変異原性なし	
群	一種	86	クレゾール	1319-77-3	1		Y	Y							2		外	外	1(心血管系、血液系、腎臓、中枢神経)	-	-	2	2		
群	一種	87	クロム及び三価クロム化合物	-	1				1	3					1	1	外	2	-	-	1	-	-	特定標的臓器(反)	
群	特定一種	88	六価クロム化合物	-	1		*		1	1	3	2	1	2	1	1	1A	1B	1	1B	1	1	1		
群	一種	89	クロロアニリン	-	1		Y	Y	2	1	3						2	2	1, 2	2	-	1	1		

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種類	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果								GHS分類結果*3				PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目		
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)			呼吸器感受性	生態毒性(急性)
個別	一種	90	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-	1912-24-9	1	農薬				2				1	外	外	2(心臓、脾臓)	外	-	1	1		
個別	一種	91	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-	21725-46-2	1	農薬			1					1	外	外	2(腎臓、心臓)	外	-	1	1		
個別	一種	92	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトルロキシ)ベンジル]ピ	129558-76-5	1	農薬			3						外	外	1(肝臓、脾臓、生殖器)、	2	-	外	4		
個別	一種	93	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)	51218-45-2	1	農薬			2					1	外	外	-	外	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし
個別	特定一種	94	クロロエチレン	75-01-4	1		Y	1	1	1		3			1A	2	1(肝臓、神経系、呼吸)	2	-	3	3		
個別	一種	95	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-	79622-59-6	1	農薬*			3					1	外	外	2(肝臓、消化管)	外	-	1	1		
個別	一種	96	1-[[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサラン	119446-68-3	1	農薬			3					1	外	外	-	外	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンザン	611-19-8	1									1	-	外	1(胃、呼吸器系、造血)	-	-	1	1		
個別	一種	98	クロロ酢酸	79-11-8	1			1	3					1	外	-	2(呼吸器、心臓、肝臓)	2	-	1	外		生殖細胞変異原性なし
個別	一種	99	クロロ酢酸エチル	105-39-5	1									2	-	-	-	-	-	2	外		
個別	一種	100	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(2-プロボキシエチル)	51218-49-6	1	農薬	Y							1	外	外	-	外	-	1	1		
個別	一種	101	2-クロロ-2',6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトア	15972-60-8	1	農薬			2		3			1	-	外	2(肝臓)	外	-	1	1		
個別	一種	102	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン	97-00-7	1			1						1	-	2	1(血液系)、2(神経)	-	-	1	1		
個別	一種	103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	75-68-3	1	オゾン層破壊物質	Y							1	-	外	-	外	-	3	3	O3	
個別	一種	104	クロロジフルオロメタン	75-45-6	1	オゾン層破壊物質	Y							1	外	外	-	1B	-	-	-	O3	
個別	一種	105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	2837-89-0	1	オゾン層破壊物質								1	-	外	-	-	-	-	-	O3	

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/ 個別	政令 番号	物質名	CAS番号	製造・ 輸入 量*1	農薬・ オゾン 層破壊 物質等 の区分 2	環境 検出 実績*	PRTR選定時の有害性結果							GHS分類結果*3					PRTR有害性 とGHS分類結 果の比較	不一致の 項目		
							発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器 (反復)			呼吸器感作性	生態毒性 (急性)
個別	一種	106	クロロトリフルオ ロエタン	-	1	オゾン層破壊物質							1	外	-	-	-	-	-	-	O3	
個別	一種	107	クロロトリフルオ ロメタン	75-72-9	1	オゾン層破壊物質							1	-	-	-	-	-	-	-	O3	
個別	一種	108	(RS)-2-(4-クロ ロ-オルト-トリル オキシ)プロピオ	7085- 19-0 93-65-2	1	農薬			2					未	未	未	未	未	未	未	未	未
個別	一種	109	オルト-クロロトル エン	95-49-8	1								1	-	外	2(腎 臓、中 枢神経 系、肝	2	-	1	1		
個別	一種	110	パラ-クロロトル エン	106-43- 4	1								2	-	外	-	1B	-	2	2		
個別	一種	111	2-クロロ-4-ニト ロアニリン	121-87- 9	1								2	-	外	-	-	-	2	2		
個別	一種	112	2-クロロニトロベ ンゼン	88-73-3	1								1	外	2	1(血 液、肝	2	-	1	1		
個別	一種	113	2-クロロ-4,6-ピ ス(エチルアミノ)- 1,3,5-トリアジン	122-34- 9	1	農薬*			2				1	外	外	2(神経 系)	外	-	1	1		
個別	一種	114	(RS)-2-[2-(3- クロロフェニル)- 2,3-エポキシプロ ピル]-2-エチル	133220- 30-1	1	農薬			3					未	未	未	未	未	未	未	未	未
個別	一種	115	4-(2-クロロフェ ニル)-N-シクロ ヘキシル-N-エチ ル-4,5-ジヒドロ- 5-オキソ-1H-テト	158237- 07-1	1	農薬			3					未	未	未	未	未	未	未	未	未
個別	一種	116	(4RS,5RS)-5- (4-クロロフェニ ル)-N-シクロヘ キシル-4-メチル- 2-オキソ-1,3-チ	78587- 05-0	1	農薬							1	外	外	-	外	-	1	1		
個別	一種	117	(RS)-1-パラ-ク ロロフェニル- 4,4-ジメチル-3- (1H-1,2,4-トリア ゾール-1-イルメチル)	107534- 96-3	1	農薬				3	2		2	外	外	2(眼)	2	-	1	1		
個別	一種	118	2-(4-クロロフェ ニル)-2-(1H- 1,2,4-トリアゾール -1-イルメチル)	88671- 89-0	1	農薬					3	2		外	外	2(腎 臓)	2	-	1	1		
個別	一種	119	(RS)-4-(4-クロ ロフェニル)-2- フェニル-2-(1H- 1,2,4-トリアゾール -1-イルメチル)	114369- 43-6	1	農薬						1		2	外	2(肝 臓)	2	-	1	1		
個別	一種	120	オルト-クロロ フェノール	95-57-8	1	*							2	-	外	-	1B	-	2	2		
個別	一種	121	パラ-クロロフェ ノール	106-48- 9	1	*							2	-	-	-	-	-	2	2		
個別	一種	122	2-クロロプロピ オン酸	598-78- 7	1				2					-	-	2(精 巣、中 枢神経	-	-	外	外		

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種別	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃度	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原性	特定標的臓器(反復)	呼吸器感作性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)		
個別	一種	123	3-クロロプロペン	107-05-1	1						3			2	2	外	1(神経系、腎臓、心臓、肝臓)	2	-	3	外			
個別	一種	124	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエ	99485-76-4	1	農薬				3						未	未	未	未	未	未	未	未	
個別	一種	125	クロロベンゼン	108-90-7	1		Y	1	3				1	2	2	1(中枢神経系、末梢神経系、血液系)、2(肝	外	-	1	1				
個別	一種	126	クロロペンタフルオロエタン	76-15-3	1	オゾン層破壊物質	Y						1	-	-	外	-	-	-	-		O3		
個別	一種	127	クロロホルム	67-66-3	1		Y	2	1	3			2	2	2	1(中枢神経系、腎臓、肝臓、呼吸	2	-	2	2				
個別	一種	128	クロロメタン	74-87-3	1		Y	1						外	1B	1(肝臓、腎臓、中枢神経系)	1B	-	外	外				
個別	一種	129	4-クロロ-3-メチルフェノール	59-50-7	1							1		-	外	2(脳、腎臓、肝臓)	-	-	1	外				
個別	一種	130	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸	94-74-6	1	農薬			2					外	-	2(血液系、腎臓、皮膚)	2	-	3	3				
個別	一種	131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	563-47-3	1			2	1				2	-	外	-	-	1	2	2		発がん性、生殖細胞変異		
群	一種	132	コバルト及びその化合物	-	2			2		2	1			2	2	1、2	2	1	1	1				
個別	一種	133	酢酸2-エトキシエチル	111-15-9	1						2			-	外	-	1B	-	3	外				
個別	一種	134	酢酸ビニル	108-05-4	1		Y	2	1	3			2	2	2	2(呼吸器)	外	-	2	外				
個別	一種	135	酢酸2-メトキシエチル	110-49-6	1					2	2			-	外	-	1B	-	3	外		特定標的臓器(反復)なし		
個別	一種	136	サリチルアルデヒド	90-02-8	1								2	-	-	2(肝臓)	-	-	2	外				
個別	一種	137	シアナミド	420-04-2	1	農薬及びその他の用途			1	3				-	2	-	-	-	3	3		特定標的臓器(反復)なし		
個別	一種	138	(RS)-2-シアロ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-2,2	139920-32-4	1	農薬				3				未	未	未	未	未	未	未	未	未		

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/ 個別	種別	政 令 番 号	物質名	CAS番号	製造・ 輸入 量*1	農 薬 オ ゾ ン 層 破 壊 物 質 等 の 区 分	環 境 検 出 実 績 *2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3				PRTR有害性 とGHS分類結 果の比較	不一致の 項目		
								発 がん 性	変 異 原 性	経 口 慢 性 毒 性	吸 入 慢 性 毒 性	作 業 環 境 許 容 濃 度	生 殖 毒 性	感 作 性	生 態 毒 性	オ ゾ ン 層 破 壊 物 質	発 がん 性	生 殖 細 胞 変 異 原 性	特 定 標 的 臓 器 (反 復)	呼 吸 器 感 作 性	生 殖 毒 性 (急 性)			生 態 毒 性 (慢 性)	
個別	一種	139	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラプロモエチ	66841-25-6	1	農薬										1	外	外	2(全身性)	外	-	1	1		
個別	一種	140	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパ	39515-41-8	1	農薬										1	外	外	2(神経系)	2	-	1	1		
個別	一種	141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミダゾール)-3-	57966-95-7	1	農薬										1	外	外	-	-	-	2	2		
個別	一種	142	2,4-ジアミノアニソール	615-05-4	1		2	1									2	2	2(経口・甲状腺)	-	-	-	-		
個別	一種	143	4,4'-ジアミノジフェニルエテル	101-80-4	1		2	1									2	-	2(血液、中枢神経)	-	-	-	-		生殖細胞変異原性なし
群	一種	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	-	1	農薬及びその他の用途	Y		1	3			1				-	-	1	-	-	1	1		
個別	一種	145	2-(ジエチルアミノ)エタノール	100-37-8	1						3						-	外	2(肝臓)	外	-	3	外		
個別	一種	146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリジン-4-イル-2,2,2-トリフルオロエ	29232-93-7	1	農薬								1			外	外	1(神経系)	2	-	-	-		生態毒性なし
個別	一種	147	NN-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	28249-77-6	1	農薬*		1	3					1			外	2	-	外	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	148	NN-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリ	125306-83-4	1	農薬				3					1		外	外	2(消化管)	2	-	1	1		
個別	一種	149	四塩化炭素	56-23-5	1	オゾン層破壊物質	Y	2	2	3				1	1		2	外	1(肝臓、血液、腎臓、呼吸器)	2	-	1	1	O3	
個別	一種	150	1,4-ジオキサソ	123-91-1	1		Y	2	1	3							2	外	1(腎臓、肝臓、中枢神経系)	外	-	外	外		生殖細胞変異原性なし
個別	一種	151	1,3-ジオキサソ	646-06-	1				1								-	2	-	2	-	外	外		
個別	一種	152	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(NN-ジメチルアミ	15263-53-3	1	農薬								1			-	-	-	-	-	1	1		
個別	一種	153	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニ	7696-12-0	1									1			-	外	-	-	-	1	1		

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種類	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目	
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)			
個別	一種	154	シクロヘキシルアミン	108-91-8	1												外	1B	1(血液系、甲状腺、心臓、腎臓、呼吸)	2	-	3	外		
個別	一種	155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	17796-82-6	1									1			-	外	2(肺)	外	-	1	1		
群	一種	156	ジクロロアニン	27134-27-6	2		Y								1		-	-	2	-	-	1	1		
個別	一種	157	1,2-ジクロロエタン	107-06-2	1		Y	2	1	2							2	2	1(神経系、肝臓、甲状腺)、2(腎臓)	外	-	3	外		
個別	一種	158	1,1-ジクロロエチレン	75-35-4	1		*		1	2	3						外	外	1(肝臓)、2(腎臓)	2	-	3	外		生殖細胞変異原性なし
個別	一種	159	シス-1,2-ジクロロエチレン	156-59-2	2		Y		1	3							外	2	2(血液系)	-	-	外	外		
個別	一種	160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101-14-4	1		Y	2	1			1					1B	2	2(血液系、呼吸器、肝臓)	-	-	1	1		
個別	一種	161	ジクロロジフルオロメタン	75-71-8	1	オゾン層破壊物質	Y									1	外	外	1(神経系)	外	外	-	-	O3	
個別	一種	162	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンゼン	23950-58-5	1	農薬	*			2							外	外	2(肝臓、腎臓)	外	-	2	2		
個別	一種	163	ジクロロテトラフルオロエタン	-	1	オゾン層破壊物質	Y									1	外	-	-	-	-	-	-	O3	
個別	一種	164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	306-83-2	1	オゾン層破壊物質	Y									1	-	外	1(肝)	外	-	3	3	O3	
個別	一種	165	2,4-ジクロロトルエン	95-73-8	1		*									2	-	-	2(肝臓、腎臓)	2	-	2	外		
個別	一種	166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン	99-54-7	1				1							1	-	外	1(血液系、肝臓、腎臓)、2(腎臓)	2	-	2	2		生殖細胞変異原性なし
個別	一種	167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン	89-61-2	1		*		1							1	-	-	1(血液系)、2(神経系、肝臓)	2	-	1	1		生殖細胞変異原性なし
個別	一種	168	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリジン-4-カルボ	36734-19-7	1	農薬									1		2	外	2(造血系)	2	-	1	1		
個別	一種	169	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジ	330-54-1	1	農薬				3					1		外	外	2(血液)	外	-	1	1		

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種類	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果							GHS分類結果*3				PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目						
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原			特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)		
個別	一種	170	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル	112281-77-3	1	農薬				3							2	外	1(肝臓)	2	-	-	-			
個別	一種	171	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-	60207-90-1	1	農薬							1				外	外	-	2	-	1	1			
個別	一種	172	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル	153197-14-9	1	農薬				3							未	未	未	未	未	未	未	未	未	
個別	一種	173	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ピニル-1,2-オキサゾ	50471-44-8	5		Y			3							2	外	2(肝臓、腎臓、副腎)	1B	-	1	1			
個別	一種	174	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿	330-55-2	1	農薬				2		2	1				-	外	2(血液系)	外	-	1	1		生殖毒性なし	
個別	一種	175	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸	94-75-7	1	農薬	*		2	3			1				外	外	2(肝)	2	-	1	1		発がん性なし	
個別	一種	176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン	1717-00-6	1	オゾン層破壊物質	Y							1			-	外	-	2	-	3	3	O3		
個別	一種	177	ジクロロフルオロメタン	75-43-4	1	オゾン層破壊物質									1		-	-	1(肝臓)	2	-	-	-	O3		
個別	一種	178	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5	1		*			2				2			外	外	1(腎臓、肝臓、血液系)、2(呼吸器)	2	-	3	3			
個別	一種	179	1,3-ジクロロプロペン	542-75-6	1	農薬	Y	2	1	2	3		1				2	外	2(胃)	外	-	1	1		生殖細胞変異原性	
個別	一種	180	3,3'-ジクロロベンジジン	91-94-1	1		Y	2	1				1				2	2	-	-	-	1	1			
群	一種	181	ジクロロベンゼン	-	1		Y	1	3				1				2	2	1, 2	1B	-	1	1			
個別	一種	182	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピリミジン-2-イル]エチル	71561-11-0	1	農薬				3			1				外	外	1(膵臓)	外	-	1	1			
個別	一種	183	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピリミジン-2-イル	58011-68-0	1	農薬				3							外	-	2(生殖器官)	外	-	1	1			
個別	一種	184	2,6-ジクロロベンゾニトリル	1194-65-6	1	農薬							2				外	外	2(肝臓)	外	-	2	2			

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種類	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感受性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)		
個別	一種	185	ジクロロペンタフルオロプロパン	-	1	オゾン層破壊物質	Y								1	-	-	-	-	-	-	-	O3	
個別	一種	186	ジクロロメタン	75-09-2	1		Y	2	1	2					2	2	外	1(中枢神経系、肝臓)	-	-	2	2		生殖細胞変異原性なし
個別	一種	187	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキ	3347-22-6	1	農薬				3					1	外	外	2(血液系)	外	-	1	1		
個別	一種	188	NN-ジシクロヘキシルアミン	101-83-7	1										1	-	-	2(神経系)	2	-	2	2		
個別	一種	189	NN-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド	4979-32-2	1		*								1	-	外	2(腎臓、副腎、胸腺、中枢神経)	-	-	外	4		生態毒性なし
個別	一種	190	ジシクロペンタジエン	77-73-6	1										2	-	-	1(腎臓)、2(循環器、肝臓)	外	-	2	2		
個別	一種	191	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	50512-35-1	1	農薬	Y			3	3				2	外	外	-	外	-	2	2		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	192	ジチオリン酸O-エチル-S-S-ジフェニル	17109-49-8	1	農薬				3					1	-	-	1(肝臓、腎臓、副腎)	-	-	1	1		
個別	一種	193	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチ	298-04-4	1	農薬	Y			1	2				1	外	外	1(神経系)	2	-	1	1		
個別	一種	194	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾキソリン	2310-17-0	1	農薬				3					1	-	-	1(神経系)	-	-	1	1		
個別	一種	195	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル	34643-46-4	1	農薬				3					1	外	外	-	外	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	196	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジア	950-37-8	1	農薬	Y			2					1	外	外	1(肝臓)	2	-	1	1		
個別	一種	197	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル	121-75-5	1	農薬					3				1	外	外	外	外	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	198	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイ	60-51-5	1	農薬				2					2	外	外	2(神経系)	外	-	2	2		
個別	一種	199	ジナトリウム=2,2'-ピニレンビス[5-(4-ホルホリノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルア	16090-02-1	1										2	-	-	-	-	-	外	外	x	生態毒性なし

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種別	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3				PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目			
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃度	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原性	特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)			生態毒性(慢性)		
群	一種	200	ジニトロトルエン	25321-14-6	1		Y	2	1	3			3	3	1		2	外	1(心血管系、血液系、神経系、肝臓、腎臓)	2	-	-	-			生殖細胞変異原性、生態毒性なし
個別	一種	201	2,4-ジニトロフェノール	51-28-5	1				1						1		-	2	1(心血管系、血液系、視覚器、神経系、腎臓、肝臓)	2	-	1	1			
個別	一種	202	ジピニルベンゼン	1321-74-0	1				1						2		2	2	2(肝臓、腎臓、胸臓)	2	-	2	2			
個別	一種	203	ジフェニルアミン	122-39-4	1										1		外	-	1(心血管系、血液系、膀胱)	2	-	1	1			
個別	一種	204	ジフェニルエテル	101-84-8	1										1		-	-	-	-	-	2	2			
個別	一種	205	1,3-ジフェニルグアニジン	102-06-7	1										2		-	外	-	2	-	2	2			
個別	一種	206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-2-ベンゾイロ	55285-14-8	1	農薬				3					1		外	外	2(血液系)	外	-	1	1			
個別	一種	207	2,6-ジ-タ-シャリブチル-4-クレゾール	128-37-0	1		Y								1		外	外	2(肺、肝臓、甲状腺)	外	外	1	1			
個別	一種	208	2,4-ジ-タ-シャリブチルフェノール	96-76-4	1										2		-	-	2(腎臓)	-	-	1	1			
個別	一種	209	ジプロモクロロメタン	124-48-1	5		Y		1						1		外	2	2(肝臓、腎臓)	外	-	2	2			
個別	一種	210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド	10222-01-2	1										1		-	-	2(全身毒性)	-	-	1	1			
個別	一種	211	ジプロモテトラフルオロエタン	-	1	オゾン層破壊物質	Y									1	-	-	-	-	-	-	-	O3		
個別	一種	212	(RS)-OS-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート	30560-19-1	1	農薬				2					2		外	外	2(神経系)	2	-	2	2			
個別	一種	213	N,N-ジメチルアセトアミド	127-19-5	1										2		外	外	1(肝臓)	1B	-	外	外			
個別	一種	214	2,4-ジメチルアニリン	95-68-1	1										2		外	-	1(血液系、肝臓)	-	-	2	2			
個別	一種	215	2,6-ジメチルアニリン	87-62-7	1		*	2									2	外	2(血液系、腎臓)	2	-	3	外			

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/ 個別	種類	政令 番号	物質名	CAS番号	製造・ 輸入 量*1	農薬・ オゾン 層破壊 物質等 の区分	環境 検出 実績* 2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性 とGHS分類結 果の比較	不一致の 項目
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器 (反復)	呼吸器感受性	生態毒性 (急性)	生態毒性 (慢性)		
個別	一種	216	NN-ジメチルアニリン	121-69-7	1									2	外	-	1(血液、脾臓、肝臓)	-	-	2	2			
個別	一種	217	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン	31895-21-3	1	農薬								1	外	外	2(神経系)	外	-	1	1			
個別	一種	218	ジメチルアミン	124-40-3	1					3	3				外	外	1(呼吸器系)	-	-	2	外			
個別	一種	219	ジメチルジスルフィド	624-92-0	1						3		1		-	外	1(呼吸器、嗅覚器)、2(血液)	2	-	2	2			
群	一種	220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶液	-	1								1		-	-	2	-	-	1	1			
個別	一種	221	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロ	82560-54-1	1	農薬							1		外	外	-	外	-	1	1			
個別	一種	222	NN-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシプロ	62850-32-2	1	農薬			1				1		外	2(肝臓)	外	-	1	1				
個別	一種	223	NN-ジメチルデシルアミン	112-18-5	1								1		-	外	-	2	-	1	1			
個別	一種	224	NN-ジメチルデシルアミン=N-オキシド	1643-20-5	1		Y	Y					1		-	-	-	-	-	1	1			
個別	一種	225	ジメチル=2,2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホ	52-68-6	1	農薬				3	3		1		外	外	-	2	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし	
個別	一種	226	1,1-ジメチルヒドラジン	57-14-7	1				2	1		1	1		2	1B	1(肝臓、神経系、血液)	2	-	2	2			
個別	一種	227	1,1'-ジメチル-4,4'-ビビリジニウム=ジクロロヒド	1910-42-5	1	農薬				3					外	外	2(肺)	外	-	1	1			
個別	一種	228	3,3'-ジメチルピフェニル-4,4'-ジイル=ジメチルジア	91-97-4	1					1					-	-	-	-	-	-	-	x	生殖細胞変異原性なし	
個別	一種	229	ジメチル=4,4'-(オルト-フェニレン)ビス(3-チオアロ	23564-05-8	1	農薬							2		外	外	2(甲状腺)	外	-	2	2			
個別	一種	230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N-フェニル-パラ-フェ	793-24-8	1		Y	Y					1		-	外	2(血液系)	外	-	1	1			
個別	一種	231	3,3'-ジメチルベンジジン	119-93-7	1		*		2	1			2		2	2	-	-	-	2	2			
個別	一種	232	NN-ジメチルホルムアミド	68-12-2	1		Y	Y		1			2		外	2(肝臓)	1B	-	外	外				
個別	一種	233	2-[(ジメチルホスフィノチオイル)チオ]-2-フェニル酢酸エチル	2597-03-7	1	農薬				3			1		外	外	2(血液系、肝臓)	2	-	1	1			
個別	一種	234	臭素	7726-95-6	1								1		-	-	1(呼吸器系、神経系、内	-	-	1	1			

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種類	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果							GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目				
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定の臓器(反復)			呼吸器感作性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)	
群	一種	235	臭素酸の水溶性塩	-	1			2	2							2	2	-	-	-	-			特定標的臓器(反)	
個別	一種	236	3,5-ジヨド-4-オクタノイルオキシベンゾトリル	3861-47-0	1	農薬						1				外	外	-	外	-	1	1			
群	一種	237	水銀及びその化合物	-	2		Y	2	1	1	1	1				外	2	1	1A	-	1	1			発がん性なし
個別	一種	238	水素化テルフェニル	61788-32-7	1						3					-	外	2(肝臓)	外	-	-	-			
群	一種	239	有機スズ化合物	-	1		Y					2		1		外	外	1	外	-	1	1			
個別	一種	240	スチレン	100-42-5	1		Y	2	1	3				2		2	2	1(呼吸器、神経系、血液系)	1B	-	2	外			
個別	一種	241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム	4016-24-4	1									2		-	-	2(消化器系)	-	-	2	2			
群	一種	242	セレン及びその化合物	-	1		Y	2	2		2			1		外	2	1	2	-	1	1			発がん性なし
群	特定一種	243	タイオキシソ類	-	5		Y	1	1	1						-	2	1	1B	-	1	1			
個別	一種	244	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チア	533-74-4	1	農薬								1		外	外	2(肝臓)	2	-	1	1			
個別	一種	245	チオ尿素	62-56-6	1			2	1			3		2		2	外	1(甲状腺)	2	-	2	2			生殖細胞変異原性なし
個別	一種	246	チオフェノール	108-98-5	1						2			1		-	-	1(腎臓)	2	-	1	1			
個別	一種	247	チオリン酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチルS	77458-01-6	1	農薬				2						-	-	-	-	-	-	-	x		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	248	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジ	333-41-5	1	農薬	*			2		1		1		外	-	2(腎臓、神経系、肝臓)	外	-	1	1			
個別	一種	249	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリミジ	2921-88-2	1	農薬	Y			2		2		1		外	外	1(神経系、副腎)、2(眼)	外	-	1	1			
個別	一種	250	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソ	18854-01-8	1	農薬	Y			2				1		外	外	-	外	-	1	1			特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	251	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロ	122-14-5	1	農薬	Y			2		3		1		外	外	1(神経系)	外	外	1	1			
個別	一種	252	チオリン酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチ	55-38-9	1	農薬	Y			2		2		1		外	外	1(神経系)	2	-	1	1			
個別	一種	253	チオリン酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチ	41198-08-7	1	農薬					3			1		外	外	-	外	-	1	1			特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	254	チオリン酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル	26087-47-8	1	農薬	Y			2				1		外	外	-	外	-	1	1			特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	255	デカブプロモジフェニルエ-テル	1163-19-5	1		Y	1	3*	**						外	2	2(肝臓、腎臓)	外	-	外	外			

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種類	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目	
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感受性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)			
個別	一種	256	デカン酸	334-48-5	1										2		-	-	外	-	-	3	3	x	
群	一種	257	デシラルコ-ル	-	1										1		-	-	-	2	-	1	1		
個別	一種	258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ	100-97-0	1										1		-	外	1(呼吸器、腎臓)	2	1	外	外		
個別	一種	259	テトラエチルチウラムジスルフィド	97-77-8	1										1		外	-	1(神経系、肝臓、甲状腺、中脳)	2	-	1	1		
個別	一種	260	テトラクロロイソフタロニトリル	1897-45-6	1	農薬*		2		3					1		2	外	-	2	-	1	1		特定標的臓器(反)
個別	一種	261	4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン	27355-22-2	1	農薬*									1		外	外	外	外	-	1	1		
個別	一種	262	テトラクロロエチレン	127-18-4	1		Y	2		2					1		1B	外	1(神経系、肝臓、呼吸器、腎臓)	2	-	1	1		
個別	一種	263	テトラクロロジフルオロエタン	-	1	オゾン層破壊物質									1		-	外	-	-	-	-	-	O3	
個別	一種	264	2,3,5,6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノン	118-75-2	1					1					2		-	外	2(中枢神経系、消化器)	-	-	2	2		生殖細胞変異原性なし
個別	一種	265	テトラヒドロメチル無水フタル酸	11070-44-3	1						1	1	2				-	-	-	-	1	3	3		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	266	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルペンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-	79538-32-2	1	農薬									3		外	外	-	外	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	267	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-	59669-26-0	1	農薬									1		外	外	2(腎臓)	2	-	1	1		
個別	一種	268	テトラメチルチウラムジスルフィド	137-26-8	1	農薬*				1	2				1		外	1B	1(甲状腺)、2(神経系)	2	-	1	1		
個別	一種	269	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	505-32-8	1										1		-	外	外	2	-	1	1		
個別	一種	270	テレフタル酸	100-21-0	1		Y Y										-	外	1(呼吸器)、2(膀胱)	2	-	外	外		
個別	一種	271	テレフタル酸ジメチル	120-61-6	1		Y								2		-	外	1(神経系、血液系、呼吸器系、肝臓)	外	-	2	外		生殖細胞変異原性なし
群	一種	272	銅水溶性塩(錯塩を除く)	-	1	農薬				1					1		-	2	1、2	2	-	1	1		

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種類	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目		
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)				
個別	一種	273	1-ドデカノール	112-53-8	1										2		-	外	-	-	-	1	1			
個別	一種	274	タ-シャリ-ドデカノチオール	25103-58-6	1										1		-	-	2(肝臓)	-	-	1	1			
個別	一種	275	ドデシル硫酸ナトリウム	151-21-3	1										2		-	外	2(腎臓)	-	-	1	外			
個別	一種	276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	112-57-2	1										1		-	外	-	-	-	1	1			
個別	一種	277	トリエチルアミン	121-44-8	1										3		外	-	1(中枢神経系)	-	-	2	2			
個別	一種	278	トリエチレンテトラミン	112-24-3	1										2		-	外	-	-	-	3	3	x	生殖細胞変異原性なし	
個別	一種	279	1,1,1-トリクロロエタン	71-55-6	1	オゾン層破壊物質	Y								1		外	外	1(中枢神経系、肝臓、心臓)	2	-	2	2		O3	
個別	一種	280	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5	1		Y	1	2								2	外	1(神経系、消化管、腎臓、呼吸器)	-	-	3	外		生殖細胞変異原性なし	
個別	一種	281	トリクロロエチレン	79-01-6	1		Y	2	1	2							1B	2	1(中枢神経系)	1B	外	2	2			
個別	一種	282	トリクロロ酢酸	76-03-9	2		Y			3							2	2	外	2	-	外	外		特定標的臓器(反復)なし	
個別	一種	283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン	108-77-0	1												-	外	1(呼吸器、肝臓、脾臓、血液系、腎臓)	2	-	外	外			
個別	一種	284	トリクロロトリフルオロエタン	-	1	オゾン層破壊物質	Y								2	1	外	外	1(中枢神経系、肝臓)	外	-	2	2		O3	
個別	一種	285	トリクロロニトロメタン	76-06-2	1	農薬及びその他の用途	*								2		外	-	1(呼吸器、中枢神経系)	-	-	1	1			
個別	一種	286	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキ	55335-06-3	1	農薬									1		外	外	2(腎臓)	外	-	2	2			
個別	一種	287	2,4,6-トリクロロフェノール	88-06-2	5		Y	2	1						1		2	-	外	-	-	1	外		生殖細胞変異原性なし	
個別	一種	288	トリクロロフルオロメタン	75-69-4	1	オゾン層破壊物質	Y									1	外	-	外	2	-	-	-		O3	

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/ 個別	種別	政令 番号	物質名	CAS番号	製造・ 輸入 量*1	農薬・ オゾン 層破壊 物質等 の区分	環境 検出 実績* 2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性 とGHS分類結 果の比較	不一致の 項目		
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器 (反復)	呼吸器感作性	生態毒性 (急性)	生態毒性 (慢性)				
個別	一種	289	1,2,3-トリクロロプロパン	96-18-4	2		Y	2										1B	外	1(肝臓、呼吸器、血液)	1B	-	2	2		
群	一種	290	トリクロロベンゼン	12002-48-1	1		Y			3					1			外	外	2	-	-	1	1		
個別	一種	291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6	2451-62-9	1								1					-	1B	-	-	1	外	外		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	292	トリブチルアミン	102-82-9	1										2			-	-	2(中枢神経系)	-	-	2	2		
個別	一種	293	アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-N,N-ジプロピ	1582-09-8	1	農薬	Y			3						1		外	外	-	外	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	294	2,4,6-トリプロモフェノール	118-79-6	1		Y								1			-	外	2(肝臓、腎臓)	2	-	1	1		
個別	一種	295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール	3452-97-9	1										2			-	-	2(肝臓、腎臓)	2	-	2	2		
個別	一種	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	95-63-6	1		Y								2			-	外	2(中枢神経系、肺)	-	-	2	2		
個別	一種	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	108-67-8	1		Y								2			-	外	-	-	-	2	2		
群	一種	298	トリレンジイソシアネート	26471-62-5	1			2	1	1	1	1	1	1	1	1		2	外	1(呼吸器)、2(肝臓)	-	1	1	1		生殖細胞変異原性なし
群	一種	299	トルイジン	-	1		Y	2	1			3			1			1B	外	1(血液系)	2	-	1	1		生殖細胞変異原性なし
個別	一種	300	トルエン	108-88-3	1		Y		1			3			2			外	外	1(中枢神経系、腎臓、肝臓)	1A	-	2	外		生殖細胞変異原性なし
群	一種	301	トルエンジアミン	-	1		Y	2	1	3					2			2	外	1, 2	2	-	2	2		生殖細胞変異原性
個別	一種	302	ナフタレン	91-20-3	1			2			2				1			2	外	1(血液、眼、鼻)	外	-	1	1		
個別	一種	303	1,5-ナフタレンジイソシア	3173-72-6	1										1			外	-	2(呼吸器)	-	1	-	-		
個別	一種	304	鉛	7439-92-1	1		Y	2		2	1	2						2	2	1(造血系、腎臓、中枢神経系、末梢神経系、心)	1A	-	-	-		
群	特定一種	305	鉛化合物	-	1		Y	2	1			1	1	1	1			2	2	1	1A	-	1	1		
個別	一種	306	二アクリル酸ヘキサメチレン	13048-33-4	1										1			-	-	-	-	-	1	1		
個別	一種	307	二塩化酸化ジルコニウム	7699-43-6	1				1									外	2	-	-	-	3	3		
個別	一種	308	ニッケル	7440-02-0	1		*	2		3	3	3		1				2	-	1(呼吸器)	-	1	-	4		

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/ 個別	政令 番号	物質名	CAS番号	製造・ 輸入 量*1	農薬・ オゾン 破壊 物質 等 の 区 分	環 境 検 出 実 績 * 2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性 とGHS分類結 果の比較	不一致の 項目		
							発 がん 性	変 異 原 性	経 口 慢 性 毒 性	吸 入 慢 性 毒 性	作 業 環 境 許 容 濃 度	生 殖 毒 性	感 作 性	生 態 毒 性	オ ゾ ン 層 破 壊 物 質	発 がん 性	生 殖 細 胞 変 異 原 性	特 定 標 的 臓 器 (反 復)	呼 吸 器 感 作 性	生 態 毒 性 (急 性)	生 態 毒 性 (慢 性)				
群	特定 一種	309 ニッケル化合物	-	1		Y	1	1	1	1	2	1	1			1A	2	1(腎 臓、呼 吸器)	2	1	1	1			
個別	一種	310 ニトリロ三酢酸	139-13-9	2		Y	2	1						2		2	1B	2(腎臓)	外	-	3	3			
個別	一種	311 オルト-ニトロアニソール	91-23-6	1			2	1								2	2	2(血 液、肝 臓、脾 臓、肺)	外	-	3	外			
個別	一種	312 オルト-ニトロアニリン	88-74-4	1				1								-	外	-	2	-	2	外		生殖細胞 変異原性 なし	
個別	一種	313 ニトログリセリン	55-63-0	1									2			-	外	1(心 血管系)	2	-	2	2			
個別	一種	314 パラ-ニトロクロロベンゼン	100-00-5	1		*		1	2		2			2	2	2	2	1(血 液、精 巣)	2	-	2	2			
個別	一種	315 オルト-ニトロトルエン	88-72-2	1							3	2				外	外	1(血 液)、 2(肝臓)	2	-	2	2			
個別	一種	316 ニトロベンゼン	98-95-3	1		Y	2		2	3	3					2	外	1(神 経系、 血液系、 肝臓、 甲状腺、 呼吸器、 精巣、)	2	-	2	2			
個別	一種	317 ニトロメタン	75-52-5	1			2									2	外	2(肝 臓、血 液、呼 吸器)	-	-	3	3			
個別	一種	318 二硫化炭素	75-15-0	1				1	3	3	3	2				-	2	1(中 枢神 経系、 心 血管 系、 腎 臓)	1B	-	2	2			
個別	一種	319 1-ノナノール	143-08-8	2		Y						2				-	-	2(眼)	-	-	2	2			
個別	一種	320 ノニルフェノール	25154-52-3	1		Y					3	1				-	外	2(腎臓)	1B	-	1	1			
群	一種	321 バナジウム化合物	-	1			2	1	2		2	3	2			2	1B	1	2	-	2	2			
個別	一種	322 5'-[NN-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニル)アミン	3618-72-2	1				1								-	-	-	-	-	-	-	-	×	生殖細胞 変異原性 なし
個別	一種	323 2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	1014-70-6	5	農薬	Y							1			外	外	2(消 化管、 肝 臓、精 巣、腎 臓)	外	-	1	1			
個別	一種	324 1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	101-90-6	1			2	1								2	2	外	-	-	-	-			
個別	一種	325 ビス(8-キノリナト)銅	10380-28-6	1	農薬	*			3				1			外	外	-	外	-	1	外		特定標的 臓器(反 復)なし	

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種類	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目		
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)	呼吸器感作性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)				
個別	一種	326	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン	74115-24-5	1	農薬												外	外	2(肝臓、血液系)	-	-	外	外		
個別	一種	327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	782-74-1	1									1				-	-	-	-	-	1	1		
個別	一種	328	ビス(NN-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	137-30-4	1	農薬			1	3					1		外	1B	1(肝臓)、2(血液系、副腎、神経系、腎臓)	2	-	1	1			
個別	一種	329	ビス(NN-ジメチルジチオカルバミン酸)NN-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)	64440-88-6	1	農薬								1			外	外	-	外	-	1	1			
個別	一種	330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)-ペルオキシド	80-43-3	1									1			-	-	1(鼻粘膜)	-	-	1	1			
個別	一種	331	S,S-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジ	95465-99-9	1	農薬				2					1		外	外	1(神経系)、2(全身)	外	-	1	1			
群	特定一種	332	砒素及びその無機化合物	-	1		Y	1	1	2					2		1A	2	1	1A	-	3	3			
個別	一種	333	ヒドラジン	302-01-2	1		Y	2	1	1	1				1		2	2	1(肝臓、呼吸器、腎臓)	2	-	1	1			
個別	一種	334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	99-76-3	1										2		-	外	-	-	-	3	3	x		
個別	一種	335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	103-90-2	1										2		外	2	1(肝臓、腎臓、血液系)、2(甲状腺)	-	-	2	2			
個別	一種	336	ヒドロキノン	123-31-9	1		Y	1							1		2	1B	1(呼吸器、血液系)、2(中枢神経系、肝臓)	1B	-	1	外			
個別	一種	337	4-ビニル-1-シクロヘキセン	100-40-3	1			2									2	-	1(血液系)、2(腎臓)	2	-	2	2			
個別	一種	338	2-ビニルピリジン	100-69-6	1		Y	1									-	-	2(神経系、呼吸器)	-	-	2	2		生殖細胞変異原性なし	
個別	一種	339	N-ビニル-2-ピロリドン	88-12-0	1					3	2						2	外	1(気道、肝臓、血液系)	-	-	3	外			
個別	一種	340	ピフェニル	92-52-4	1				1						3		外	外	1(肝臓、神経系、呼吸器)	外	-	1	外		生殖細胞変異原性なし	
個別	一種	341	ピペラジン	110-85-0	1									1			-	-	1(神経系、呼吸器)	-	1	3	外			

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/ 個別	種類	政 令 番 号	物質名	CAS番号	製造・ 輸入 量*1	農 薬・ オゾ ン層 破壊 物質 等 の 区 分	環 境 検 出 実 績 * 2	PRTR選定時の有害性結果							GHS分類結果*3					PRTR有害性 とGHS分類結 果の比較	不一致の 項目					
								発 がん 性	変 異 原 性	経 口 慢 性 毒 性	吸 入 慢 性 毒 性	作 業 環 境 許 容 濃 度	生 殖 毒 性	感 作 性	生 態 毒 性	オ ゾ ン 層 破 壊 物 質	発 がん 性	生 殖 細 胞 変 異 原 性	特 定 標 的 臓 器 (反 復)			呼 吸 器 感 作 性	生 殖 毒 性 (急 性)	生 態 毒 性 (慢 性)		
個別	一種	342	ピリジン	110-86-1	1		Y							3		1		2	外	1(肝臓、腎臓、神経系)、 2(血液)	2	-	1	外		
個別	一種	343	ピロカテコル	120-80-9	1			2	1							2		2	2	1(腎臓)、 2(造血系、肝臓)	2	-	2	外		
個別	一種	344	フェニルオキシラン	96-09-3	1			2	1							2		1B	2	2(肝臓)	2	-	2	外		
個別	一種	345	フェニルヒドラジン	100-63-0	1			2	1				2		1			2	2	1(血液)	-	-	1	外		
個別	一種	346	2-フェニルフェノール	90-43-7	1		Y		1						1			外	外	外	外	-	1	外		生殖細胞 変異原性 なし
個別	一種	347	N-フェニルマレミド	941-69-5	1				1									-	-	-	-	-	-	-	×	生殖細胞 変異原性 なし
群	一種	348	フェニレンジアミン	-	1				1				2		1			2	2	1、2	2	1	1	1		
個別	一種	349	フェノール	108-95-2	1		Y		1						2			外	1B	1(心血管系、肝臓、消化管、血液系、腎臓、脾臓)	1B	-	2	外		
個別	一種	350	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカル	52645-53-1	1	農薬									1			外	外	-	外	-	1	1		
個別	特定 一種	351	1,3-ブタジエン	106-99-0	1			1	1	3	3							1A	1B	1(卵巣)、 2(血液系、心臓、肝臓、骨)	-	-	-	-		
個別	一種	352	フタル酸ジアリル	131-17-9	1				1						1			-	1B	2(肝臓)	-	-	1	外		
個別	一種	353	フタル酸ジエチル	84-66-2	1										2			外	-	外	外	-	2	外		
個別	一種	354	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	84-74-2	1		Y						2		1			外	外	1(呼吸器)、 2(精巣、肝臓)	2	-	1	外		
個別	一種	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117-81-7	1		Y		2	2			2		1			2	外	2(精巣、肝臓)	1B	-	外	4		生態毒性 なし
個別	一種	356	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル	85-68-7	1		Y		1						2			外	2	-	1B	-	1	1		
個別	一種	357	2-タ-シャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-	69327-76-0	1	農薬				3					1			外	外	2(血液系、肝臓、腎臓、甲状腺)	外	-	1	1		

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種別	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)		
個別	一種	358	N-タ-シャリ-ブチル-N-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベン	112410-23-8	1	農薬									2	外	外	2(血液系、肝臓)	外	-	1	1		
個別	一種	359	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエーテル	2426-08-6	1				1							2	2	1(呼吸器)	-	-	-	-		
個別	一種	360	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]ホルバリン酸塩	17804-35-2	1	農薬			1			2	1		外	1B	2(肝臓)	1B	-	1	1			
個別	一種	361	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロ	122008-85-9	1	農薬			3				2		外	外	2(肝臓)	外	-	1	1			
個別	一種	362	1-タ-シャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)	80060-09-9	1	農薬			3				1		-	外	2(腎臓)	外	-	1	1			
個別	一種	363	5-タ-シャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-4-オキソ	19666-30-9	1	農薬			3				1		-	-	2(血液系、肝臓)	2	-	1	1			
個別	一種	364	タ-シャリ-ブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ)-4-ピラゾリル]メチリデン]アミノ	134098-61-6	1	農薬			3				1		外	外	2(血液系、肝臓、腎臓)	外	-	1	1			
個別	一種	365	ブチルヒドロキシアニソール	25013-16-5	1			2					1		2	外	-	2	-	2	2			
個別	一種	366	タ-シャリ-ブチル=ヒドロペルオキシド	75-91-2	1				1				2		-	2	1(腎臓)、2(血液系)	外	-	2	2			
個別	一種	367	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール	89-72-5	1								2		-	-	-	-	-	2	2			
個別	一種	368	4-タ-シャリ-ブチルフェノール	98-54-4	1		Y						2		-	外	1(肝臓、甲)	-	-	2	2			
個別	一種	369	2-(4-タ-シャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキサリル-2-プロピニル	2312-35-8	1	農薬			3				1		外	外	2(血液系)	外	-	1	1			
個別	一種	370	2-タ-シャリ-ブチル-5-(4-タ-シャリ-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ	96489-71-3	1	農薬			3				1		外	外	-	外	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし	
個別	一種	371	N-(4-タ-シャリ-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピ	119168-77-3	1	農薬			3				1		-	外	2(肝臓)	2	-	1	1			
個別	一種	372	N-(タ-シャリ-ブチル)-2-ベンゾキアゾールスル	95-31-8	1		*						1		-	外	2(腎臓、血液系)	外	-	1	1			
個別	一種	373	2-タ-シャリ-ブチル-5-メチルフェ	88-60-8	1								2		-	外	2(肝臓)	2	-	2	2			

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/ 個別	種類	政令 番号	物質名	CAS番号	製造・ 輸入 量*1	農薬・ オゾン 層破壊 物質等 の区分	環境 検出 実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性 とGHS分類結 果の比較	不一致の 項目				
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器 (反復)	呼吸器感作性	生態毒性 (急性)	生態毒性 (慢性)						
群	一種	374	ふっ化水素及びその水溶性塩	-	1				1	3		2							-	2	1, 2	2	-	3	3			
個別	一種	375	2-ブテナール	4170-30-3	1		Y		1	3	2			1				2	1B	外	-	-	1	1			特定標的臓器(反復)	
個別	一種	376	N-プトキシメチル-2-クロロ-2'6'-ジエチルアセトアミド	23184-66-9	1	農薬	*			3								未	未	未	未	未	未	未			未	
個別	一種	377	フラン	110-00-9	1			2										2	2	1(肝臓、腎臓、呼吸器系)、2	-	-	3	外				
個別	一種	378	NN-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の錯体	12071-83-9	1	農薬				3				1				外	外	-	2	-	1	1			特定標的臓器(反復)なし	
個別	一種	379	2-プロピル-1-オール	107-19-7	1						3			2				-	2	1(肝臓、腎臓)	-	-	2	外				
個別	一種	380	プロモクロロジフルオロメタン	353-59-3	1	オゾン層破壊物質	Y							1				-	-	-	-	-	-	-			O3	
個別	一種	381	プロモジフルオロメタン	75-27-4	5		Y	2	1					2				2	外	2(肝臓、腎臓、甲状腺)	外	-	3	3			生殖細胞変異原性なし	
個別	一種	382	プロモトリフルオロメタン	75-63-8	1	オゾン層破壊物質	Y							1				-	-	外	-	-	外	外			O3	
個別	一種	383	5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン	314-40-9	1	農薬								1				2	外	外	外	-	1	1				
個別	一種	384	1-プロモプロパン	106-94-5	1		Y					2						-	外	1(中枢神経系)	2	-	3	3				
個別	特定一種	385	2-プロモプロパン	75-26-3	1		*				3	1						-	外	1(精巣、卵巣、血管)	1A	-	3	外				
個別	一種	386	プロモメタン	74-83-9	1	農薬・オゾン層破壊物質	Y		1	1				1	1			外	外	1(神経系、心臓、精巣)	2	-	1	1			O3	
個別	一種	387	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタリル	13356-08-6	1	農薬								1				外	外	-	外	-	1	1				
個別	一種	388	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,2a-ベンゾジオキサリン	115-29-7	1	農薬				3		2			1			外	外	1(腎臓)、2(肝臓)	外	-	1	1				
個別	一種	389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド	112-02-7	1									1				-	-	-	-	-	1	1				
個別	一種	390	ヘキサメチレンジアミン	124-09-4	1						3*	**						-	外	1(呼吸器、肝臓)、2(血液系)	2	-	3	外				
個別	一種	391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	822-06-0	1					1	1			1				-	外	1(呼吸器)	外	1	外	外				

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/ 個別	種類	政令 番号	物質名	CAS番号	製造・ 輸入 量*1	農薬・ オゾン 層破壊 物質等 の区分	環境 検出 実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性 とGHS分類結 果の比較	不一致の 項目		
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定の臓器 (反復)	呼吸器感作性	生態毒性 (急性)	生態毒性 (慢性)				
個別	一種	392	ナルマル-ヘキサ ン	110-54- 3	1		Y Y					3						-	外	1(中枢 神経 系、末 梢神経)	2	-	2	外		
個別	一種	393	ベタナフト-ル	135-19- 3	1		Y						2					-	外	1(腎 臓)	外	-	2	外		
群	特定 一種	394	ベリリウム及びそ の化合物	-	4		Y Y	1	1	1	1	1	1	1	1			1A	-	1	-	1	-	4		生態毒性 なし
群	一種	395	ペルオキシ二硫酸 の水溶性塩	-	1		Y						1					-	-	2	-	1	3	外		
個別	一種	396	ペルフルオロ(オ クタン-1-スルホ ン酸)	1763- 23-1	5		Y Y							2				-	外	-	1B	-	2	2		
個別	特定 一種	397	ベンジリジジ=トリ クロリド	98-07-7	1		Y	1	1									1B	2	1(吸入 暴露: 肝臓、 腎臓、 甲状腺、 血	2	-	3	外		
個別	一種	398	ベンジル=クロリド	100-44- 7	1		Y	2	1									2	外	1(神経 系、呼 吸器)、 2(心 臓、肝	2	-	1	外		生殖細胞 変異原性 なし
個別	一種	399	ベンズアルデヒド	100-52- 7	1		Y							2				外	-	1(神経 系)	-	-	2	外		
個別	特定 一種	400	ベンゼン	71-43-2	1		Y Y	1	1	2	2	2		2				1A	2	1(中枢 神経 系、造	2	-	2	2		
個別	一種	401	1,2,4-ベンゼント リカルボン酸1,2- 無水物	552-30- 7	1		Y				2	1						-	-	1(呼吸 器、血 液系)	-	1	外	外		
個別	一種	402	2-(2-ベンゾチア ゾリルオキシ)-N- メチルアセトアミ ン	73250- 68-7	1	農薬	Y			3				1				-	-	2(血液 系、腎 臓)	2	-	1	1		
個別	一種	403	ベンゾフェノン	119-61- 9	1		Y							2				2	外	2(肝 臓、腎 臓、血 液系)	外	-	2	2		
個別	一種	404	ペンタクロロフェ ノール	87-86-5	3		Y Y	2	1		3			1				2	外	1(血液 系、神 経系、 呼吸 器、心 臓、肝	1B	-	1	1		
群	一種	405	ほう素化合物	-	1		Y Y				1							-	-	1, 2	-	-	3	3		
個別	一種	406	ポリ塩化ビフェニ ル	1336- 36-3	5		Y Y	2	1		1			1				1B	外	1(肝 臓、皮 膚、魚	1A	-	1	1		
群	一種	407	ポリ(オキシエチレ ン)=アルキルエ テル(アルキル基 の炭素数が12か ら15までのもの及	-	1		Y							1				-	外	-	外	-	1	1		
群	一種	408	ポリ(オキシエチレ ン)=オクチルフェ ニルエテル	9036- 19-5	1		Y							2				-	-	-	-	-	1	1		

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/ 個別	種類	政令 番号	物質名	CAS番号	製造・ 輸入 量*1	農薬・ オゾン 破壊 物質 等 の 区 分	環 境 検 出 実 績 * 2	PRTR選定時の有害性結果							GHS分類結果*3					PRTR有害性 とGHS分類結 果の比較	不一致の 項目		
								発 がん 性	変 異 原 性	経 口 慢 性 毒 性	吸 入 慢 性 毒 性	作 業 環 境 許 容 濃 度	生 殖 毒 性	感 作 性	生 態 毒 性	オ ゾ ン 層 破 壊 物 質	発 がん 性	生 殖 細 胞 変 異 原 性 (反 復)	特 定 標 的 臓 器			呼 吸 器 感 作 性	生 態 毒 性 (急 性)
個別	一種	409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエチル硫酸エステル	9004-82-4	1							2		-	-	-	-	-	2	2			
個別	一種	410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエチル	9016-45-9	1		Y					1		-	外	2(肝臓、心血管系)	2	-	1	1			
個別	特定 一種	411	ホルムアルデヒド	50-00-0	1		Y	1	1	2		1	2	1A	2	1(呼吸器、中枢神経)	-	1	2	外			
群	一種	412	マンガン及びその化合物	-	1		Y			1	2	1		外	-	1	1B	-	-	4		生態毒性 なし	
個別	一種	413	無水フタル酸	85-44-9	1							1		外	-	1(呼吸器)	2	1	3	外			
個別	一種	414	無水マレイン酸	108-31-6	1							1		外	外	1(呼吸器、血液系)、 2(腎臓、肝臓)	外	1	3	外			
個別	一種	415	メタクリル酸	79-41-4	1		Y			2*	3*				-	-	1(神経系、肝臓、腎臓、副腎)	-	-	3	外		
個別	一種	416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	688-84-6	1		Y					2		-	-	-	2	-	2	2			
個別	一種	417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	106-91-2	1			1				2		-	2	1(神経系、心血管系、肝臓、腎臓)	2	-	2	外			
個別	一種	418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2867-47-2	1							2		-	外	-	2	-	2	外			
個別	一種	419	メタクリル酸ナルマル-ブチル	97-88-1	1							2		-	外	2(脾臓)	2	-	2	外			
個別	一種	420	メタクリル酸メチル	80-62-6	1		Y				1			外	外	1(呼吸器、中枢神経)	2	1	3	外			
個別	一種	421	4-メチリデンオキサセタン-2-オン	674-82-8	1							2		-	-	-	-	-	2	外			
個別	一種	422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン=4,6-ジメチル-2-ピリミジン-5-イルドロン	89269-64-7	1	農薬						2		-	外	-	外	-	2	2			
個別	一種	423	メチルアミン	74-89-5	1			1						-	1B	2(呼吸器系、肝臓)	-	-	外	外			
個別	一種	424	メチル=イソチオシアネート	556-61-6	1	農薬						1		-	-	2(唾液腺、呼吸器、神経系)	-	-	1	1			
個別	一種	425	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル	2631-40-5	1	農薬			3			1		外	-	1(血液系、肝臓)、 2(腎臓)	外	-	1	1			
個別	一種	426	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル	1563-66-2	1	農薬 及び その 他の 用途		1	2	2		1		外	2	1(神経系)、 2(精巣)	外	-	1	1			

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/ 個別	種類	政 令 番 号	物質名	CAS番号	製造・ 輸入 量*1	農 薬 ・ オ ゾ ン 層 破 壊 物 質 等 の 区 分	環 境 検 出 実 績 * 2	PRTR選定時の有害性結果								GHS分類結果*3				PRTR有害性 とGHS分類結 果の比較	不一致の 項目						
								発 がん 性	変 異 原 性	経 口 慢 性 毒 性	吸 入 慢 性 毒 性	作 業 環 境 許 容 濃 度	生 殖 毒 性	感 作 性	生 態 毒 性	オ ゾ ン 層 破 壊 物 質	発 がん 性	生 殖 細 胞 変 異 原 性	特 定 標 的 臓 器 (反 復)			生 殖 毒 性	呼 吸 器 感 作 性	生 態 毒 性 (急 性)	生 態 毒 性 (慢 性)		
個別	一種	427	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル	63-25-2	1	農薬*							3				1	外	外	2(神経系)	外	-	1	外			
個別	一種	428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル	3766-81-2	1	農薬*							3				1	外	外	外	外	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし	
個別	一種	429	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチル	100784-20-1	1	農薬							3					外	外	-	外	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし	
個別	一種	430	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデン[1,2-E]	173584-44-6	1	農薬							3					未	未	未	未	未	未	未	未	未	
個別	一種	431	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]	131860-33-8	1	農薬										1		-	外	-	-	-	1	1			
個別	一種	432	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベンタ-1,4-ジエン	33089-61-1	1	農薬							3			1		外	外	2(中枢神経系、肝臓、血液系、精	外	-	1	1			
個別	一種	433	N-メチルジチオカルバミン酸	144-54-7	1	農薬										1		外	外	2(肝臓)	外	-	1	1			
個別	一種	434	メチル-N,N'-ジメチル-N'[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-モオ	23135-22-0	1	農薬							3			1		外	外	1(全身性、神経系)	外	-	1	1			
個別	一種	435	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシ)フェニル]	136191-64-5	1	農薬							3					外	外	-	外	-	3	3	×	特定標的臓器(反復)なし	
個別	一種	436	アルファ-メチルスチレン	98-83-9	1		Y	Y					1			2		-	2	1(中枢神経系)、2(腎臓、肝	2	-	2	2			
個別	一種	437	3-メチルチオプロパナール	3268-49-3	1								1			1		-	外	2(肝臓、中	-	-	1	外		生殖細胞変異原性なし	
群	一種	438	メチルナフタレン	1321-94-4	1		Y	Y						3		2		-	-	2	-	-	2	2			
個別	一種	439	3-メチルピリジン	108-99-6	1											2		-	外	1(肝臓)	-	-	3	3			
個別	一種	440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド	80-15-9	1											2		-	外	-	-	-	2	2			

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/ 個別	種別	政令 番号	物質名	CAS番号	製造・ 輸入 量*1	農薬・ オゾン 層破壊 物質等 の区分	環境 検出 実績*2	PRTR選定時の有害性結果							GHS分類結果*3				PRTR有害性 とGHS分類結 果の比較	不一致の 項目			
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃度	生殖毒性	感受性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原性			特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)
個別	一種	441	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	88-85-7	1	失効農薬			2			2	1		外	-	1(肝臓、腎臓、神経系、精巣、子宮)	2	-	1	1		
個別	一種	442	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンゼン	55814-41-0	1	農薬							2		外	外	外	外	外	2	2		
個別	一種	443	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアザイ	16752-77-5	1	農薬						1			外	外	2(神経系、血液)	外	-	1	1		
個別	一種	444	メチル= (E)-メトキシミノ-[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチル]-	141517-21-7	1	農薬						1			外	外	2(肝臓)	外	-	1	1		
個別	一種	445	メチル= (E)-メトキシミノ[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]	143390-89-0	1	農薬						1			2	外	-	外	-	1	1		
個別	一種	446	4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9	1				2	1	3		2	1	2	2	1(肝臓、心臓)、 2(甲状腺、腎臓)	2	-	1	1		
個別	一種	447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	5124-30-1	1							1		2	-	-	-	-	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	101-68-8	1					1	1	1			外	外	1(呼吸器)	外	1	-	-		
個別	一種	449	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカル	13684-63-4	1	農薬						1			外	外	2(血液系)	外	-	1	1		
個別	一種	450	N-(6-メトキシ-2-ピリジリル)-N'-メチルチオカルバミン酸O-3-タ-シャリ-	88678-67-5	1	農薬			3				1		-	外	-	外	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	451	2-メトキシ-5-メチルアニリン	120-71-8	2		Y	2	1						2	外	外	-	-	-	-		生殖細胞変異原性なし
個別	一種	452	2-メルカプトベンゾチアゾール	149-30-4	1							1			2	外	-	2	-	1	1		
群	一種	453	モリブデン及びその化合物	-	1		Y	1	3						-	-	-	-	-	-	-	x	生殖細胞変異原性 特定
個別	一種	454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	95-32-9	1							1			-	-	外	-	-	1	1		
個別	一種	455	モルホリン	110-91-8	1			1	3						外	2	1(呼吸器系)	-	-	3	3		
個別	一種	456	りん化アルミニウム	20859-73-8	1	農薬			2				1		-	-	-	-	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし
個別	一種	457	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロピ	62-73-7	1	農薬	*	2	1	1	2		1		外	外	2(神経系、肝臓)	外	-	1	1		発がん性なし

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果							GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目				
							発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃度	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原性(反復)	特定標的臓器			呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)	
個別	一種	458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	78-42-2	2		Y						2		-	外	-	-	-	-	x	生態毒性なし		
個別	一種	459	りん酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8	1		Y	1							外	1B	1(神経系)、2(腎臓)	2	-	3	3			
個別	一種	460	りん酸トリトリル	1330-78-5	1		Y		3			1			-	-	1(神経系)、2(副腎)	1B	-	1	外			
個別	一種	461	りん酸トリフェニル	115-86-6	1							1			外	-	外	外	-	1	1			
個別	一種	462	りん酸トリ-ノルマル-ブチル	126-73-8	1		Y						2		-	外	2(精巣、膀胱、神経)	外	-	2	2			
個別	二種	1	アセトアミド	60-35-5	2			2							2	外	-	-	-	外	外			
個別	二種	2	パラ-アニシジン	104-94-9	2					2		1			外	-	1(血液)	-	-	1	外			
個別	二種	3	5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-イミダゾール	181587-01-9	2	農薬			3						未	未	未	未	未	未	未	未	未	
個別	二種	4	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール	61-82-5	2		*	2	3	3	3	2			外	外	1(甲状腺)、2(肝臓)	2	-	2	2		発がん性なし	
個別	二種	5	3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド	6375-47-9	2				1						-	-	-	-	-	-	x	生殖細胞変異原性		
個別	二種	6	4-アリル-1,2-ジメトキシベンゼン	93-15-2	2							2			1B	外	2(肝臓、胃、血液系、副腎)	-	-	3	外			
個別	二種	7	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物)	68955-20-4	2							2			-	-	外	-	-	2	外			
個別	二種	8	ウレタン	51-79-6	2			2	1						2	1B	-	2	-	外	外			
個別	二種	9	N-エチルアニリン	103-69-5	2				3*			2			-	-	1(血液系)	-	-	2	2			
個別	二種	10	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,2,5-トリアジン	834-12-8	2	失効農薬						2			外	外	-	外	-	1	1			
個別	二種	11	エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバレー	13684-56-5	2	農薬			3			2			-	-	2(血液系)	-	-	2	2			
個別	二種	12	N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1,2-オキサゾール-5-イル]-6-ジメチルピペ	82558-50-7	2	農薬		1							外	2	-	2	-	外	外			
個別	二種	13	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-キアジア	2593-15-9	2	農薬						1			-	外	2(肝臓)	外	-	1	1			
個別	二種	14	1,2-エポキシ-3-(トリルオキシ)ブ	26447-14-3	2							2			-	-	-	-	-	2	2			

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種別	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果							GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目					
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容量濃	生殖毒性	感受性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)			呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)		
個別	二種	15	4,4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドrazilド	80-51-3	2						2		1			-	外	-	外	-	2	2		特定標的臓器(反復)なし		
個別	二種	16	クロロアセトアルデヒド	107-20-0	2											2	-	-	-	-	-	-		生殖細胞変異原性		
個別	二種	17	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-	116714-46-6	2	農薬										未	未	未	未	未	未	未		未		
個別	二種	18	(1'S-トランス)-7-クロロ-2,4,6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2	126-07-8	2						2					2	1B	2(肝臓、皮膚)	1B	-	-	-				
個別	二種	19	1-クロロナフタレン	90-13-1	2									1		-	-	2(皮膚)	-	-	1	1				
個別	二種	20	酢酸ベンジル	140-11-4	2									2		外	外	1(腎臓)、2(鼻粘)	-	-	2	外				
個別	二種	21	サフロ-ル	94-59-7	2						2					2	2	2(肝臓、骨格筋)	-	-	-	-				
個別	二種	22	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-2-メチル-	66230-04-4	2	農薬							1			-	外	2(神経系)	外	-	1	1				
個別	二種	23	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジ	68359-37-5	2	農薬								1		外	-	1(神経系)	2	-	1	1				
個別	二種	24	トランス-1,2-ジクロロエチレン	156-60-5	2		Y							3		-	外	2(呼吸器)	-	-	外	外				
個別	二種	25	ジクロロ酢酸	79-43-6	2			2	1					3		2	2	1(神経系)、2(肝臓、腎臓)	2	-	外	外				
個別	二種	26	1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロ	83121-18-0	2	農薬								3		外	外	1(肝臓)	外	-	1	1				
個別	二種	27	1,3-ジクロロ-5,5-ジメチルイミダゾリン-2,4-ジ	118-52-5	2										1		-	-	-	-	-	1	1			
個別	二種	28	2-[4-(2,4-ジクロロ-メタ-トルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル	82692-44-2	2	農薬									1		-	-	2(血液系)	-	-	1	1			
個別	二種	29	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン	611-06-3	5		Y							1		2	-	2(肝臓、腎臓)	2	-	2	2			生殖細胞変異原性なし	
個別	二種	30	2,2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロ	56-75-7	2			2	1							1B	1B	1(骨髄、神経系、消化器)	2	-	外	外				

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種別	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3				PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目		
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)			生態毒性(慢性)	
個別	二種	31	N-(2,3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサンカル	126833-17-8	2	農薬									2	外	外	-	外	-	2	2			
個別	二種	32	2,4'-ジクロロ-アルファ-(5-ピリミジニル)ベンズヒド	60168-88-9	2	農薬				3			3		2	外	外	2(肝臓、腎臓、副腎)	2	-	2	2			
個別	二種	33	2-(2,4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)	79983-71-4	2	農薬				3						外	外	2(肝臓、副腎)	外	-	-	-			
個別	二種	34	2,4-ジクロロフェノール	120-83-2	2	*	2							2	外	外	外	外	-	2	2			発がん性なし	
個別	二種	35	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸	120-36-5	2	農薬				3						2	外	-	1B	-	1	1			特定標的臓器(反復)なし
個別	二種	36	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	96-23-1	2					3						-	外	1(肝臓、腎臓、血液系)、2(呼吸	-	-	外	外			
個別	二種	37	(RS)-1-[2,5-ジクロロ-4-(1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-	103055-07-8	2	農薬				3						外	外	2(肝臓神経系)	2	-	-	-			
個別	二種	38	3,3'-ジクロロベンジジン二塩酸塩	612-83-9	2		2							2	2	2	-	-	-	-	1	1			
個別	二種	39	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ピフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ	1937-37-7	2		2					3				-	-	2(膀胱、肝臓)	2	-	外	外			発がん性なし
個別	二種	40	ジナトリウム=8-[3,3'-ジメチル-4'-[4-[(パラートリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ]-1,1'-ピフェニル-4-イルア	6459-94-5	2		2									2	-	2(肝臓、リンパ系、脾臓)	-	-	-	-			
個別	二種	41	2,4-ジニトロアニリン	97-02-9	2									2	-	外	2(造血系)	2	-	2	2				
群	二種	42	ジニトロナフタレン	27478-34-8	2			1								-	-	-	-	-	-	-	×		生殖細胞変異原性なし
個別	二種	43	メタ-ジニトロベンゼン	99-65-0	2					3*		3				-	-	1(血液系)	2	-	1	1			
個別	二種	44	2,3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1H)-ピリミジノン	51-52-5	2		2									2	-	1(甲状腺、血液系、肝臓、心血管	2	-	-	-			

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種別	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目		
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)				
個別	二種	45	1,2-ジプロモエタン	106-93-4	2		*	2	1	1	2							1B	2	2(呼吸器、肝臓、腎臓)	2	-	3	外		
個別	二種	46	1,4-ジプロモブタン	110-52-1	2				1									-	-	-	-	-	-	-	x	生殖細胞変異原性なし
個別	二種	47	2,3-ジプロモ-1-プロパノール	96-13-9	2			2										2	外	2(消化器系、腎臓、肝臓)	-	-	3	3		
個別	二種	48	1,3-ジプロモプロパン	109-64-8	2				1				2					-	-	2(血液系、肝臓)	-	-	2	2		生殖細胞変異原性なし
個別	二種	49	ジベンジルエテル	103-50-4	2							1						-	-	-	-	-	1	1		
個別	二種	50	2,3-ジメチルアニリン	87-59-2	2							1						2	-	2(血液、肝臓、腎臓、胆嚢)	-	-	-	-		
個別	二種	51	[4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル](フェニル)メチリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエ	569-64-2	2						3	1						-	外	2(血液)	-	-	1	1		生殖毒性なし
個別	二種	52	ジメチルカルバモイル=クロリド	79-44-7	2			2	1		1							1B	2	1(肝臓)、2(呼吸器)	-	-	-	-		
個別	二種	53	O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-ホスホ	3761-41-9	2	農薬						1						-	-	-	-	-	1	1		
個別	二種	54	臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る)	-	2			2										2	外	1(肝臓、甲状腺、腎臓、神経)	2	-	-	-		
個別	二種	55	2-(1,3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール	148-79-8	2							1						-	-	2(腎臓、甲状腺)	1B	-	1	1		
個別	二種	56	チオアセトアミド	62-55-5	2			2	1									2	2	1(肝臓)	-	-	-	-		
個別	二種	57	2-(チオシアナートメチルチオ)-1,3-ベンゾチア	21564-17-0	2							1						-	外	2(胃)	2	-	1	1		
個別	二種	58	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-	119-12-0	3	失効農薬	Y				3	1						外	-	1(神経系)	外	-	1	1		
個別	二種	59	チオリン酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジリル-O-	5598-13-0	2	農薬				3		1						外	外	-	外	-	1	1		特定標的臓器(反復)なし
個別	二種	60	1,1,2,2-テトラクロロエタン	79-34-5	2				1		3	2						外	2	1(神経系、肝臓)	-	-	2	外		

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種別	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果										GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目			
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)	呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)					
個別	二種	61	テトラナトリウム=3,3'-[(3,3'-ジメトキシ-4,4'-ビスフェニレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキ	2429-74-5	2			2	1									2	2	外	-	-	-	-			
個別	二種	62	テトラプロモタン	558-13-4	2						3							-	-	1(肝臓)、 2(呼吸器)	-	-	-	-			
個別	二種	63	オルト-テルフェニル	84-15-1	2								1					-	-	-	-	-	1	1			
個別	二種	64	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン	72-43-5	5		Y		3				1					外	外	2(肝臓、神経系、内分泌系)	2	-	1	1			
個別	二種	65	トリス(NN-ジメチルジチオカルバマート)銜	14484-64-1	2				3				1					外	-	2(甲状腺、神経系)	2	-	1	1			
個別	二種	66	トリプロモタン	75-25-2	2			2	1	3	3		2					2	2	1(肝臓)、 2(腎臓、甲状腺)	2	-	2	2			
個別	二種	67	ナトリウム=3-[[N-[4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[N-エチル-N-[(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ]フェニル]メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-イル]デ	1694-09-3	2			2											2	-	-	-	-	-	-		
個別	二種	68	ナトリウム=1,1'-ピフェニル-2-オラート	132-27-4	2			2					2					2	外	-	-	-	2	外			
個別	二種	69	メタ-ニトロアニリン	99-09-2	2				1										2	2(肝臓、血液系)	2	-	3	3			
個別	二種	70	N-ニトロソジフェニルアミン	86-30-6	2		*						1					2	外	2(呼吸器、肝臓、腎臓)	-	-	2	2			
個別	二種	71	メタ-ニトロトルエン	99-08-1	2								2					外	外	2(免疫系)	2	-	2	2			
個別	二種	72	パラ-ニトロフェノール	100-02-7	2								2					-	外	1(血液系)、 2(肝臓)	外	-	2	外			
個別	二種	73	パリゴルスカイト	12174-11-7	2			2										2	-	1(呼吸器系)	-	-	-	-			
個別	二種	74	3,3'-ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1,3-ジヒドロイソベンゾフラン-4,	77-09-8	2			2										2	2	1(腸)	1B	-	-	-			
個別	二種	75	4,4'-ビピリジル	553-26-4	2								2					-	-	2(腎臓)	-	-	-	-		生態毒性なし	

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種別	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果							GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目				
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感作性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)			呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)	
個別	二種	76	1-(4-ピフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-4-イル)エチル	55179-31-2	2	農薬				3				2	外	外	-	2	-	2	2			特定標的臓器(反復)なし	
個別	二種	77	パラ-フェネチン	156-43-4	2		Y			1				2	-	2	1(血液系)	2	-	2	2				
個別	二種	78	フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7	2								2	-	-	-	1B	-	外	外				生態毒性なし	
個別	二種	79	1,3-プロパンスル	1120-	2			2	1						2	2	-	-	-	-	-				
個別	二種	80	N-プロピル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール-4-カルボキサ	67747-09-5	2	農薬				3			2	外	外	2(肝臓)	2	-	2	2					
個別	二種	81	3-プロモ-1-プロペン	106-95-6	2					1					-	外	-	-	-	-	-	x		生殖細胞変異原性	
個別	二種	82	ヘキサクロロエタン	67-72-1	2			2				3		1	2	-	2(腎臓、神)	外	-	1	1				
個別	二種	83	ヘキサクロロシクロペンタジエン	77-47-4	2					3	1		1	外	外	1(呼吸器)、2(腎臓)	外	-	1	1					
個別	二種	84	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ[2,2,1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボ	115-28-6	2			2							2	-	外	-	-	外	外				
個別	二種	85	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムブロミド	57-09-0	2					1					-	2	-	2	-	1	1				
個別	二種	86	5-ベンジル-3-フリルメチル-(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ	10453-86-8	2								1		-	-	2(中枢神経系)	2	-	1	1				
個別	二種	87	パラ-ベンゾキノ	106-51-4	2								1	外	外	-	-	-	-	1	1				
個別	二種	88	ペンタクロロニトロベンゼン	82-68-8	5	失効農薬	Y			3		3		1	外	外	2(肝臓)	外	-	1	1				
個別	二種	89	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	3825-26-1	2							1			2	-	1(肝臓、内分泌系)	外	-	-	-				
個別	二種	90	N-メチルアニリン	100-61-8	2		*					3		2	-	-	1(血液系)	-	-	2	2				
個別	二種	91	6-メチル-1,3-ジチオ[4,5-b]キノキサリン-2-オ	2439-01-2	2	農薬					3			1	外	外	-	外	-	1	1				特定標的臓器(反復)なし
個別	二種	92	2-メチル-5-ニトロアニリン	99-55-8	2							3			2	-	1(肝臓)	-	-	3	3				
個別	二種	93	メチルヒドラジン	60-34-4	2					1		1		2	2	外	1(血液、肝臓、腎臓、呼吸器)	2	-	2	2			生殖細胞変異原性なし	

物質リスト-1：現行PRTRとGHS分類結果の比較

群/個別	種別	政令番号	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	農薬・オゾン層破壊物質等の区分	環境検出実績*2	PRTR選定時の有害性結果							GHS分類結果*3					PRTR有害性とGHS分類結果の比較	不一致の項目				
								発がん性	変異原性	経口慢性毒性	吸入慢性毒性	作業環境許容濃	生殖毒性	感受性	生態毒性	オゾン層破壊物	発がん性	生殖細胞変異原	特定標的臓器(反復)			呼吸器感受性	生態毒性(急性)	生態毒性(慢性)	
個別	二種	94	2-メチル-1,1'-ピフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-	82657-04-3	2	農薬							1				外	外	1(神経系)	外	-	1	1		
個別	二種	95	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート	10605-21-7	2				1					2	1		外	1B	2(肝臓)	1B	-	1	1		
個別	二種	96	4,4'-メチレンビス(NN-ジメチルアニリン)	101-61-1	2		2										2	-	-	-	-	-	-		
個別	二種	97	4,4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサミン)	6864-37-5	2										2		-	-	1(腎臓)、2(呼吸器、肝臓、血液系、	外	-	2	2		
個別	二種	98	硫酸ヒドラジン	10034-93-2	2				1								2	2	1(肝臓、副腎)、2(腎臓、血液	-	-	-	-		
個別	二種	99	りん酸(2-エチルヘキシル)ジフェ	1241-94-7	2									1		-	外	2(肝臓、甲	-	-	-	1	1		
個別	二種	100	りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル	2528-36-1	2									3	1	-	外	2(肝臓、膀胱、卵	-	-	-	1	1		

*1: 製造輸入量 1=100トン以上(農薬は10トン以上)、2=1トン以上100トン未満(農薬は1トン以上10トン未満)、3=1トン未満、4=0トン、5=不明(何れも平成17年度)

*2: 環境検出実績 化学物質環境実態調査、公共用水域水質測定、有害大気汚染物質モニタリング調査等の各モニタリング調査において、過去10年間(平成8~17年度)の検出結果に基づき、以下の区分付けを行った。
YY: 複数地点検出、Y: 単地点検出、*: 検出下限以下

*3: GHS分類結果 外=区分外、未=未実施(未公開)、- 分類対象外または分類できない。国による分類結果 <http://www.safe.nite.go.jp/ghs/list.html> を使用。

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (μg/L)				底質 (μg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (μ)				大気 (ng/m³)																	
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲		検出頻度		検出範囲		検出頻度		検出範囲		検出頻度		検出範囲														
													検体	地点	回数	限值	検体	地点	回数	限值	検体	地点	回数	限值	検体	地点	回数	限值	検体	地点	回数	限值									
一種	27	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5	41394052	1																																					
一種	28	アリルアルコール	107186	1																																					
一種	29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン	106923	1	*	*	*	0	0	0	0	2004	0/21	0/7	-	(0.23)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
一種	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限)	1322981			YY	YY	0	0	0	0	2003	9/27	3/9	0.32 ~ 28	(0.2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	31	アンチモン及びその化合物	7440360			YY	*	*	YY	0	0	1975	0/100	0/20	-	(10.00 ~ 0)	0/95	0/19	-	(1,000 ~ 10,000)	魚 8/75	6/15	100 ~ 480	(100 ~ 1,000)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	32	アントラセン	120127	2	YY	YY	*	YY	Y	0	0	1999	0/36	0/12	-	(0.013)	39/39	13/13	0.0017 ~ 0.13	(0.001 ~ 1)	魚 2/36	1/12	0.00061 ~ 0.0007	(0.000 ~ 54)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定一種	33	石綿	1332214	5	YY																																				
一種	34	3-イソシアナトメチル-3,5,5-トリメチルシクロヘキシル=イソシアネート	4098719	1																																					
一種	35	イソブチルアルデヒド	78842	1																																					
一種	36	イソプレン	78795	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15/15	5/5	88 ~ 1,300	(12)									
一種	37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	80057	1	YY	YY	YY	0	0	0	0	2005	26/30	9/10	0.0027 ~ 1.04	(0.002)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	38	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール	4162452	1	*	*	*	*	0	0	0	2005	0/15	0/5	-	(0.020)	0/27	0/9	-	(0.011)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	39	N-イソプロピルアミノホスホン酸O-エチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)	22224926	1																																					
一種	40	イソプロピル=2-(4-メキシピフェニル-3-イル)ヒド	1.5E+08	1																																					
一種	41	3'-イソプロピキシ-2-トリフルオロメチルベンズアミド	66332965	1																																					
一種	42	2-イミダゾリジンチオン	96457	1		*	*	*	0	0	0	1983	0/33	0/11	-	(0.8 ~ 40)	0/33	0/11	-	(0.02 ~)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	43	1,1'-[イミノジ(オクタメチレン)]ジグアニジン	13516273	1																																					
一種	44	インジウム及びその化合物		1																																					
一種	45	エタンチオール	75081	1																																					

物質リスト-2: エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況						測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)														
						統合版	水質	底質	生物	大気	その他		検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値											
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点													
一種	46	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート	76578148	1																																			
一種	47	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタ-トリル)=セカンダリ-ブチルホスホルアミドチオアレート	36335678	1																																			
一種	48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホノチオ	2104645	1	*	*	0	0	0	*	0	1993	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0/54	0/18	-	(50)		
一種	49	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン	40487421	1																																			
一種	50	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アザピン-1-カルボチオ	2212671	1		Y	Y	Y	*	*	0	1992	1/42	1/14	0.077	(0.02)	1/42	1/14	0.003	(0.002)	魚	0/14	-	(0.006)	0/49	0/16	-	(10)											
一種	51	2-エチルヘキサノ酸	149575	1																																			
一種	52	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシカルボニル)アミル]チオアレート	83130012	1																																			
一種	53	エチルベンゼン	100414	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1999	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45/45	15/15	89 ~	(33)							
一種	54	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキシ-3-チアゾリジン-2-イル)ホスホノチオアレート	98886443	1																																			
一種	55	エチレンイミン	151564	1																																			
特定	56	エチレンオキシド	75218	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1996	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42/51	15/17	30 ~	(25)								
一種	57	エチレングリコ-ルモノエチルエ-テル	110805	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24/38	9/13	2.3 ~	(2.3)								
一種	58	エチレングリコ-ルモノメチルエ-テル	109864	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8/43	5/15	6.7 ~	(6.1)									
一種	59	エチレンジアミン	107153	1		Y	*	Y	0	0	0	1987	0/87	0/29	-	(0.4)	1/84	1/28	0.087	(0.078)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	60	エチレンジアミン四酢酸	60004	1	YY	YY	YY	0	0	0	0	2005	24/24	8/8	2.2 ~	(0.033)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	61	NN-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン	12427382	1	*																																		
一種	62	NN-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとNN-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物	8018017	1	*																																		
一種	63	1,1'-エチレン-2,2'-ビピリジニウム=ジプロミド	85007	1																																			
一種	64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエ-テル	80844071	1																																			

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m ³)								
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出下限値	検出頻度		検出下限値	検出頻度		検出下限値	検出頻度		検出下限値								
													検体	地点		検体	地点		検体	地点		検体	地点									
一種	65	エビクロロヒドリン	106898	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2002	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7/10	4/5	1.0 ~	(0.14)	
一種	66	1,2-エポキシブタン	106887	1																												
一種	67	2,3-エポキシ-1-プロパノール	556525	1	Y	Y	*	Y	0	0	0	2005	0/15	0/5	-	(0.0087)	2/18	1/6	0.036	(0.024)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	68	1,2-エポキシプロパン	75569	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1996	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30/46	12/16	16 ~	(16)
一種	69	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル	122601	1		*	*	*	0	0	0	1984	0/24	0/8	-	(0.1 ~ 0.6)	0/24	0/8	-	(0.006 ~)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	70	エマメクチン安息香酸塩	1.56E+08	1																												
一種	71	塩化第二鉄	7705080	1																												
一種	72	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る)	85535848	1	YY	YY	0	0	YY	0	0	2005	0	0	0	0	0	0	0	0	魚	魚	魚	(0.000	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	73	1-オクタノール	111875	1	YY	YY	YY	YY	YY	0	0	2002	24/51	8/17	0.002 ~	(0.002)	31/49	11/17	0.000	(0.000	魚	魚	魚	(0.000	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	74	パラ-オクチルフェノール	1806264	1	*	*	*	0	0	0	0	2005	0/12	0/4	-	(0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特定	75	カドミウム及びその化合物		1	Y																											
一種	76	イブシロン-カプロラクタム	105602	1		YY	*	*	Y	YY	0	1991	0/30	0/10	-	(0.2)	0/30	0/10	-	(0.027)	魚	魚	魚	(0.01	7/51	3/17	120 ~	(100)				
一種	77	カルシウムシアナミド	156627	1																												
一種	78	2,4-キシレノール	105679	1		*	*	*	0	0	0	1982	0/33	0/11	-	(0.04 ~ 0.5)	0/33	0/11	-	(0.000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	79	2,6-キシレノール	576261	1																												
一種	80	キシレン	108383		YY	YY	YY	YY	YY	0	0	1986	15/126	8/43	0.04 ~ 1.2	(0.03)	33/118	16/40	0.000	(0.000	魚	魚	魚	(0.000	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	81	キノリン	91225	1		Y	*	Y	*	0	0	1991	0/36	0/12	-	((0.1)	2/39	1/13	0.006	(0.005	魚	魚	魚	(0.003)	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	82	銀及びその水溶性化合物		1																												
一種	83	クメン	98828	1		YY	YY	YY	YY	0	0	1986	8/135	5/46	0.09 ~ 0.44	(0.03)	6/111	5/37	0.000	(0.000	魚	魚	魚	(0.000	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	84	グリオキサール	107222	1		YY	YY	YY	0	0	0	1980	20/33	7/11	1 ~ 6	(1 ~ 2)	29/33	10/11	0.06 ~ 2.8	(0.005 ~)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	85	グルタルアルデヒド	111308	1																												
一種	86	クレゾール	106445		YY	YY	Y	YY	0	0	0	1996	1/33	1/11	0.67	(0.4)	9/27	3/9	0.028	(0.028)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	87	クロム及び三価クロム化合物		1																												
特定	88	六価クロム化合物		1	*																											
一種	89	クロロアニリン	95512		YY	YY	*	YY	0	0	0	1998	0/144	0/48	-	(0.09)	17/133	7/45	0.005	(0.005)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況						測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)			
						統合版	水質	底質	生物	大気	その他		検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点		
一種	90	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-	1912249	1		*	*	*	0	0	0	1991	0/57	0/19	-	(0.13)	0/51	0/17	-	(0.027)	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	91	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオノ-	21725462	1																								
一種	92	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール-	1.3E+08	1																								
一種	93	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド	51218452	1																								
特定一種	94	クロロエチレン	75014	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1998		0				0						31/36	12/13	16 ~ 1,300	(14)	
一種	95	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファ-トリクロロ-2,6-ジ-	79622596	1	*	*	*	0	0	0	0	2004	0/45	0/15	-	(0.0092)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	96	1-[[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサラン-2-イル]メチル]エ-	1.19E+08	1																								
一種	97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン	611198	1																								
一種	98	クロロ酢酸	79118	1		Y	Y	Y	0	0	0	1984	1/21	1/7	0.64	(0.2 ~ 1)	3/21	1/7	0.0016 ~ 0.003	(0.001 ~ 0.01)	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	99	クロロ酢酸エチル	105395	1																								
一種	100	2-クロロ-2'6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセ-	51218496	1	YY	YY	YY	0	*	0	0	2005	29/36	4/4	0.0053 ~ 1.75	(0.003 ~ 5)	0	0	0	0	魚	0/5	-	(0.001 ~ 1)	0	0	0	0
一種	101	2-クロロ-2'6'-ジエチル-N-(メトキシメチル)アセトアニリ-	15972608	1																								
一種	102	1-クロロ-2,4-ジニトロベン-	97007	1	*	*	*	0	0	0	0	2003	0/114	0/38	-	(0.01)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン	75683	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60/60	20/20	54 ~ 1,100	(3)	
一種	104	クロロジフルオロメタン	75456	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	57/57	19/19	550 ~ 4,500	(6)	
一種	105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン	2837890	1																								
一種	106	クロロトリフルオロエタン		1																								
一種	107	クロロトリフルオロメタン	75729	1																								
一種	108	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン	7085190 93652	1																								

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)				
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点		
一種	109	オルト-クロロトルエン	95498	1		YY	*	*	0	YY	0	1989	0/66	0/22	-	(0.3)	0/66	0/22	-	(0.011)	0	0	0	0	2/21	2/7	13.4 ~ 15	(10)
一種	110	パラ-クロロトルエン	106434	1		*	*	*	0	*	0	1989	0/66	0/22	-	(0.5)	0/66	0/22	-	(0.011)	0	0	0	0	0/24	0/8	-	(30)
一種	111	2-クロロ-4-ニトロアニリン	121879	1																								
一種	112	2-クロロニトロベンゼン	88733	1		Y	*	*	*	Y	0	1991	0/156	0/52	-	(0.3)	0/162	0/54	-	(0.023)	魚 0/138	0/46	-	(0.007 5)	3/54	1/18	14 ~ 45	(7)
一種	113	2-クロロ-4,6-ビス(エチル アミノ)-1,3,5-トリアジン	122349	1	*	*	*	*	0	0	0	1991	0/57	0/19	-	(0.2)	0/54	0/18	-	(0.048)	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	114	(RS)-2-[2-(3-クロロフェ ニル)-2,3-エポキシプロピ ル]-2-エチルイソタン	1.33E+08	1																								
一種	115	4-(2-クロロフェニル)-N- シクロヘキシル-N-エチル- 4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H- イミダゾール-1-カルボキサ	1.58E+08	1																								
一種	116	(4RS,5RS)-5-(4-クロロ フェニル)-N-シクロヘキシ ル-4-メチル-2-オキソ- 1,3-イソキサジン-3-カルボ	78587050	1																								
一種	117	(RS)-1-パラ-クロロフェニ ル-4,4-ジメチル-3-(1H- 1,2,4-トリアゾール-1-イルメ チル)ペンタン-2-オール	1.08E+08	1																								
一種	118	2-(4-クロロフェニル)-2- (1H-1,2,4-トリアゾール-1- イルメチル)ヘキサニトリ	88671890	1																								
一種	119	(RS)-4-(4-クロロフェニ ル)-2-フェニル-2-(1H- 1,2,4-トリアゾール-1-イルメ	1.14E+08	1																								
一種	120	オルト-クロロフェノール	95578	1	*	*	*	*	0	0	0	1996	0/33	0/11	-	(0.05)	0/33	0/11	-	(0.009)	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	121	パラ-クロロフェノール	106489	1	*	*	*	*	0	0	0	1996	0/33	0/11	-	(0.05)	0/33	0/11	-	(0.009)	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	122	2-クロロプロピオン酸	598787	1																								
一種	123	3-クロロプロペン	107051	1		*	*	0	0	0	0	1977	0/6	0/2	-	(5)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	124	1-(2-クロロベンジル)-3- (1-メチル-1-フェニルエチ ル)プロパン	99485764	1																								
一種	125	クロロベンゼン	108907	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1998	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24/32	10/11	20 ~	(20)	
一種	126	クロロペンタフルオロエタン	76153	1	YY																							
一種	127	クロロホルム	67663	1	Y	YY	0	0	0	YY	0	1983	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	88/10 8	12/12	10 ~ 2,200	(10 ~ 100)	
一種	128	クロロメタン	74873	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	48/48	16/16	750 ~ 16,000	(12)	
一種	129	4-クロロ-3-メチルフェノ ール	59507	1		*	*	*	0	0	0	1984	0/24	0/8	-	(0.025 ~0.1)	0/24	0/8	-	(0.001 5~	0	0	0	0	0	0	0	0

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量実績*1	環境検出実績*2	検出状況						測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)					
						統合版	水質	底質	生物	大気	その他		検出頻度		検出下 限度	検出頻度		検出下 限度	検出頻度		検出下 限度	検出頻度		検出下 限度	検出頻度		検出下 限度			
													検体	地点		検体	地点		検体	地点		検体	地点							
一種	130	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸	94746	1																										
一種	131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン	563473	1		*	*	*	0	0	0	1980	0/30	0/10	-	(1~20)	0/30	0/10	-	(0.0001~)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	132	コバルト及びその化合物		2																										
一種	133	酢酸2-エトキシエチル	111159	1		*	*	*	0	0	0	1995	0/33	0/11	-	(0.05)	0/33	0/11	-	(0.003)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	134	酢酸ビニル	108054	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8/42	5/14	120~5500	(120)			
一種	135	酢酸2-メトキシエチル	110496	1		*	*	*	0	0	0	1986	0/30	0/10	-	(0.7)	0/30	0/10	-	(0.2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	136	サリチルアルデヒド	90028	1																										
一種	137	シアナミド	420042	1																										
一種	138	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルプロピルアミン	1.4E+08	1																										
一種	139	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル= (1R,3S)-2,2-ジメチル-3-(1,2,2,2-テトラフルオロエチル)-2-プロピルアミン	66841256	1																										
一種	140	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=2,2,3,3-テトラメチルシクロプロパン	39515418	1																										
一種	141	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エトキシベンジル	57966957	1																										
一種	142	2,4-ジアミノアソール	615054	1																										
一種	143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル	101804	1																										
一種	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く)		1	Y																									
一種	145	2-(ジエチルアミノ)エタノー	100378	1																										
一種	146	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O,O-ジメチルホスホロキオアート	29232937	1																										
一種	147	NN-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル	28249776	1	*	Y	*	Y	*	Y	0	1992	0/165	0/55	-	(0.2)	3/165	1/55	0.062	(0.044)	魚	0/50	-	(0.014)	1/46	1/15	8.4	(3)		
一種	148	NN-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニル)スルホニル-1H-1,2,4-トリアゾール-1-	1.25E+08	1																										
一種	149	四塩化炭素	56235	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1983	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108/108	12/12	19~950	(2.5~30)			
一種	150	1,4-ジオキサソ	123911	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	22/34	9/12	15~1200	(6.8)			
一種	151	1,3-ジオキサソ	646060	1																										
一種	152	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(NN-ジメチルアミノ)-プロ	15263533	1																										

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入手*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m ³)																	
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値													
						検体	地点	圏	限値	検体		地点	圏	限値	検体	地点	圏	限値	検体	地点	圏	限値	検体	地点	圏	限値	検体	地点	圏	限値											
一種	153	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシイミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロピ-1-ニル)シクロオキサジ-	7696120	1																																					
一種	154	シクロヘキサリルアミン	108918	1		YY	YY	YY	0	0	0	1982	8/15	3/5	0.06 ~ 0.18	(0.06 ~ 0.5)	6/15	2/5	0.005 ~	(0.004 ~)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	155	N-(シクロヘキサリルチオ)フタルイミド	17796826	1																																					
一種	156	ジクロロアニリン	95761		YY	YY	*	YY	0	0	0	1998	0/39	0/13	-	(0.09)	4/39	2/13	0.012 ~	(0.01)	0	0					0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	157	1,2-ジクロロエタン	107062	1	YY	YY	YY	YY	0	YY	0	1988	66/141	25/47	0.02 ~ 3.4	(0.02)	5/126	3/42	0.000 ~ 0.002	(0.000 ~ 5)	0	0	0	0	0	0	0	0	39/68	8/12	45 ~ 2,200	(40)									
一種	158	1,1-ジクロロエチレン	75354	1	*	*	*	*	0	0	0	1979	0/21	0/7	-	(0.028 ~ 0.3)	0/21	0/7	-	(0.000 ~ 3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
一種	159	シス-1,2-ジクロロエチレン	156592	2	YY	YY	YY	Y	0	0	0	1987	24/66	8/22	0.005 ~ 0.54	(0.005)	1/69	1/23	0.000 ~ 0.33	(0.000 ~ 2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン	101144	1	YY	YY	*	YY	0	0	0	2005	0/18	0/6	-	(0.030)	7/21	3/7	0.008 ~	(0.007)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	161	ジクロロジフルオロメタン	75718	1	YY	Y	0	0	0	Y	0	1976	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45/115	1/3	310 ~ 3,300	(250 ~ 1,000)								
一種	162	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズア	23950585	1	*																																				
一種	163	ジクロロテトラフルオロエタ		1	YY																																				
一種	164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン	306832	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10/27	5/10	3 ~ 320	(3)							
一種	165	2,4-ジクロロトルエン	95738	1	*	*	*	*	0	0	0	1997	0/36	0/12	-	(0.4)	0/33	0/11	-	(0.009)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベン	99547	1		*	*	*	0	0	0	1981	0/21	0/7	-	(0.02)	0/21	0/7	-	(0.001)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベン	89612	1	*	*	*	*	0	0	0	2003	0/72	0/24	-	(0.05)	0/60	0/20	-	(0.002)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	168	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキソイミダゾリン-1-カルボ	36734197	1																																					
一種	169	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素	330541	1																																					
一種	170	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル	1.12E+08	1																																					

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)					
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点			
一種	191	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル	50512351	1	YY	YY	YY	0	*	0	0	2005	73/81	9/9	0.006 (0.006 5~1.8 2)	0	0	0	0	魚	0/5	-	(0.001 0)	0	0	0	0		
一種	192	ジチオリン酸O-エチル-S-ジフェニル	17109498	1		*	*	*	0	0	0	1993	0/51	0/17	-	(0.64)	0/51	0/17	-	(0.1)	0	0	0	0	0	0	0		
一種	193	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)	298044	1	Y	Y	*	0	Y	0	0	2005	0/54	0/6	-	(0.030)	0	0	0	0	魚	1/9	1/3	0.0012 (0.001 0)	0	0	0	0	
一種	194	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリ	2310170	1		*	*	*	*	*	0	1993	0/54	0/18	-	(0.1)	0/54	0/18	-	(0.05)	魚	0/18	-	(0.035)	0/24	0/8	-	(9)	
一種	195	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-ブ	34643464	1																									
一種	196	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イ	950378	1	Y	Y	Y	0	*	0	0	2005	2/54	1/6	0.023 ~ 0.040	(0.015)	0	0	0	0	魚	0/9	0/3	-	(0.001 2)	0	0	0	0
一種	197	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボ	121755	1		*	*	*	*	*	0	1993	0/51	0/17	-	(0.06)	0/51	0/17	-	(0.06)	魚	0/17	-	(0.069)	0/54	0/18	-	(25)	
一種	198	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイ	60515	1		*	*	*	*	0	0	1993	0/30	0/10	-	(0.1)	0/30	0/10	-	(0.71)	魚	0/10	-	(4.0)	0	0	0	0	
一種	199	ジナトリウム=2,2'-ピニレンビス[5-(4-ホルリノ-6-ア	16090021	1		YY	*	YY	0	0	0	1982	0/45	0/15	-	(0.6~ 2)	13/45	5/15	0.04~ 0.2 ~ 0.12)	(0.05 ~ 0.12)	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	200	ジニトロトルエン	121142		YY	YY	0	0	0	YY	0	2002	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	201	2,4-ジニトロフェノール	51285	1		YY	YY	0	0	0	0	2003	11/11 4	5/38	0.019 ~ 0.54	(0.019)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	202	ジピニルベンゼン	1321740	1																									
一種	203	ジフェニルアミン	122394	1		YY	Y	YY	Y	0	0	1990	3/81	1/27	0.4~ 1.2	(0.2)	12/63	4/21	0.006 3~0.2	(0.005)	魚	1/24	0.03	(0.02)	0	0	0	0	
一種	204	ジフェニルエ-テル	101848	1		*	*	*	*	0	0	1976	0/88	0/4	-	(0.6~ 5)	0/28	0/3	-	(0.1~ 0.74)	魚	0/2	-	(0.15 ~ 0.74)	0	0	0	0	
一種	205	1,3-ジフェニルグアニジン	102067	1		*	*	*	0	0	0	1978	0/42	0/14	-	(2~ 50)	0/42	0/14	-	(0.1~ 0.5)	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	206	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒ	55285148	1																									
一種	207	2,6-ジ-タ-シャリ-ブチル-4-	128370	1	YY	YY	YY	YY	0	0	0	2001	26/15 6	10/52	0.060 ~ 1.6	0.050	36/15 9	15/53	0.006 (0.006 8~ 4)	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	208	2,4-ジ-タ-シャリ-ブチル	96764	1																									
一種	209	ジプロモクロロメタン	124481	5	YY	YY	0	0	0	YY	0	1983	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	82/10 8	12/12	0.08~ 3.5	(0.03 ~ 0.5)	
一種	210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセ	10222012	1																									

物質リスト-2: エコ調査結果の調査

				検出状況							測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µg)				大気 (ng/m³)				
種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点		
一種	211	ジプロモテトラフルオロエタ		1	YY																							
一種	212	(RS)-O,S-ジメチル=アセチルホスホルリアミドチオアート	30560191	1		*	*	*	*	0	0	1993	0/30	0/10	-	(0.2)	0/30	0/10	-	(0.02)	魚	0/10	-	(0.01)	0	0	0	0
一種	213	NN-ジメチルアセトアミド	127195	1																								
一種	214	2,4-ジメチルアニリン	95681	1		*	*	*	0	0	0	1977	0/6	0/2	-	(1-5)	0/6	0/2	-	(0.25-1)	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	215	2,6-ジメチルアニリン	87627	1	*	*	*	0	0	0	0	2005	0/12	0/4	-	(0.021)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	216	NN-ジメチルアニリン	121697	1		Y	*	Y	*	Y	0	1990	0/69	0/23	-	(0.03)	3/63	1/21	0.014	(0.01)	魚	0/69	-	(0.002)	1/36	1/12	380	(100)
一種	217	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリ	31895213	1																								
一種	218	ジメチルアミン	124403	1		*	0	0	0	*	0	1991	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	219	ジメチルジスルフィド	624920	1																								
一種	220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩		1																								
一種	221	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピル]アミン	82560541	1																								
一種	222	NN-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル	62850322	1																								
一種	223	NN-ジメチルデシラミン	112185	1																								
一種	224	NN-ジメチルドデシラミン=N-オキシド	1643205	1	YY	YY	YY	0	0	0	0	2004	9/123	4/41	0.003	(0.003)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	225	ジメチル=2,2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホ	52686	1		*	*	*	*	0	0	1993	0/33	0/11	-	(0.2)	0/33	0/11	-	(0.008)	魚	0/33	-	(0.004)	0	0	0	0
一種	226	1,1-ジメチルヒドラジン	57147	1																								
一種	227	1,1'-ジメチル-4,4'-ピペリジニウム=ジクロリド	1910425	1																								
一種	228	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル=ジイソシアネート	91974	1																								
一種	229	ジメチル=4,4'-(オルト-フェニル)ビス(3-チオアロ	23564058	1																								
一種	230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N-フェニル-パラ-フェニル	793248	1	YY	YY	*	0	0	YY	0	2005	0/12	0/4	-	(0.00045)	0	0	0	0	0	0	0	0	15/39	8/13	0.02-0.35	(0.02)
一種	231	3,3'-ジメチルベンジジン	119937	1	*	*	*	*	0	0	0	1977	0/6	0/2	-	(0.02)	0/3	0/1	-	(0.002)	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	232	NN-ジメチルホルムアミド	68122	1	YY	*	*	*	0	0	0	1978	0/24	0/8	-	(10-50)	0/24	0/8	-	(0.1-0.3)	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	233	2-[(ジメチルホスフィニル)チオ]フェニル	2597037	1		*	*	*	*	*	0	1988	0/72	0/24	-	(0.1)	0/72	0/24	-	(0.051)	魚	0/72	-	(0.003)	0/72	0/12	-	(20)
一種	234	臭素	7726956	1																								
一種	235	臭素酸の水溶性塩		1																								

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入手続き*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)					
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点			
一種	236	3,5-ジブト-4-オクタノイル オキシベンゾニトリル	3861470	1																									
一種	237	水銀及びその化合物		2	YY																								
一種	238	水素化テルフェニル	61788327	1		*	*	*	0	0	0	1977	0/15	0/5	-	(10 ~ 20)	0/15	0/5	-	(0.5 ~ 2)	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	239	有機スズ化合物	595904		YY	YY	*	YY	YY	0	0	1997	0/159	0/53	-	(0.05)	9/126	5/42	0.006 0 ~ 0.50	(0.005 8)	魚 7/144	4/46	0.0009 8 ~ 0.0053	(0.000 88)	0	0	0	0	
一種	240	ステレン	100425	1	YY	*	*	*	0	0	0	1977	0/3	0/1	-	(2)	0/3	0/1	-	(0.006)	0	0	0	0	0	0	0		
一種	241	2-スルホヘキサデカン酸- 1-メチルエステルナトリウム	4016244	1																									
一種	242	セレン及びその化合物	7782492		Y	YY	YY	YY	YY	0	0	1974	12/60	4/12	0.06 ~ 0.17	(0.1 ~ 40)	36/60	8/12	0.02 ~ 0.190	(1.3)	魚 20/20 貝 20/20	魚 4/4 貝 4/4	魚 0.14 ~ 0.87 貝	0	0	0	0		
特定 一種	243	ダイオキシン類		5	YY																								
一種	244	2-チオキソ-3,5-ジメチルテ トラヒドロ-2H-1,3,5-チアジ	533744	1																									
一種	245	チオ尿素	62566	1		*	*	*	0	0	0	1977	0/6	0/4	-	(1.1 ~ 400)	0/6	0/4	-	(0.055 ~1)	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	246	チオフェノール	108985	1																									
一種	247	チオりん酸O-1-(4-クロロ フェニル)-4-ピラゾリル- O-エチル-S-プロピル	77458016	1																									
一種	248	チオりん酸O,O-ジエチル- O-(2-イソプロピル-6-メチ ル-4-ピリミジール)	333415	1	*	*	0	0	0	*	0	1993	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0/51	0/17	-	(12)
一種	249	チオりん酸O,O-ジエチル- O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリ	2921882	1	Y	Y	0	0	Y	*	0	2003	0	0	0	0	0	0	0	0	魚 1/27	1/9	0.010	(0.003)	0/21	0/7	-	(2)	
一種	250	チオりん酸O,O-ジエチル- O-(5-フェニル-3-イソオ	18854018	1	Y	*	*	0	0	0	0	2005	0/63	0/7	-	(0.022)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	251	チオりん酸O,O-ジメチル-O- (3-メチル-4-ニトロフェニ	122145	1	Y	Y	0	0	0	Y	0	1993	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2/45	1/15	20 ~ 45	(10)
一種	252	チオりん酸O,O-ジメチル-O- (3-メチル-4-メチルチオ	55389	1	YY	YY	YY	0	0	0	0	2005	15/54	2/6	0.010 ~	(0.010)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	253	チオりん酸O-4-プロモ-2- クロロフェニル-O-エチル-	41198087	1																									
一種	254	チオりん酸S-ベンジル- O,O-ジイソプロピル	26087478	1	YY	YY	YY	0	0	0	0	2005	66/72	8/8	0.013 ~1.9	(0.012)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	255	デカプロモジフェニルエテ ル	1163195	1	YY	YY	0	YY	*	0	0	2003	0	0	0	0	6/15	2/5	0.037 ~ 7)	(0.009 7)	魚 0/6	0/2	-	(0.001)	0	0	0	0	
一種	256	デカン酸	334485	1																									

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)													
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値									
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点											
一種	257	デシラルコ-ル	112301			*	*	*	0	0	0	1979	0/27	0/9	-	(5 ~	0/27	0/9	-	(0.3 ~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	258	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3.3.1.1(3,7)]デカン	100970	1		*	*	*	0	0	0	1983	0/30	0/10	-	(50 ~ 5,000)	0/30	0/10	-	(0.3 ~ 14)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	259	テトラエチルチウラムジスル	97778	1		*	*	0	0	0	0	1992	0/30	0/10	-	(2.64)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	260	テトラクロロイソフタロニトリ	1897456	1	*	*	*	0	0	0	0	2001	0/51	0/17	-	(0.010)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	261	4,5,6,7-テトラクロロイソペンゾフラン-1(3H)-オン	27355222	1	*	*	*	0	0	0	0	1996	0/33	0/11	-	(0.05)	0/33	0/11	-	(0.02)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	262	テトラクロロエチレン	127184	1	Y	Y	Y	0	0	0	*	1974	5/60	1/12	3	(0.2 ~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	263	テトラクロロジフルオロエタ		1																																	
一種	264	2,3,5,6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノン	118752	1																																	
一種	265	テトラヒドロメチル無水フタル	11070443	1																																	
一種	266	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンキリゾキ	79538322	1																																	
一種	267	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザペンタデカ-2,12-ジエン-6,10-ジオ	59669260	1																																	
一種	268	テトラメチルチウラムジスル	137268	1	*	*	*	0	0	0	0	1985	0/27	0/9	-	(0.9)	0/27	0/9	-	(0.02)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	269	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール	505328	1																																	
一種	270	テレフタル酸	100210	1	YY	YY	YY	0	0	0	0	2002	3/69	2/23	0.060 ~ 0.12	(0.048)	8/63	4/21	0.010 ~ 6)	(0.008	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	271	テレフタル酸ジメチル	120616	1	Y	Y	Y	0	0	0	0	1975	1/100	1/20	160	(2 ~ 500)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)		1																																	
一種	273	1-ドデカノール	112538	1																																	
一種	274	タ-シャリ-ドデカンチオール	25103586	1																																	
一種	275	ドデシル硫酸ナトリウム	151213	1																																	
一種	276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	112572	1																																	
一種	277	トリエチルアミン	121448	1		YY	Y	YY	0	0	0	1991	3/27	1/9	0.39 ~ 0.56	(0.2)	15/33	5/11	0.012 ~	(0.012)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	278	トリエチレンテトラミン	112243	1	*	*	*	0	0	0	0	2003	0/39	0/13	-	(8)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	279	1,1,1-トリクロロエタン	71556	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	280	1,1,2-トリクロロエタン	79005	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	281	トリクロロエチレン	79016	1	Y	YY	0	0	0	YY	0	1983	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・ 輸入量 *1	環境検出 実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)							
						統合 版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出 回数	検出下 限值	検出頻度		検出 回数	検出下 限值	検出頻度		検出 回数	検出下 限值	検出頻度		検出 回数	検出下 限值			
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点					
一種	282	トリクロロ酢酸	76039	2	YY	*	*	*	0	0	0	1984	0/21	0/7	-	(5)	0/21	0/7	-	(0.02 ~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリア	108770	1																											
一種	284	トリクロロトリフルオロエタン		1	YY																										
一種	285	トリクロロニトロメタン	76062	1	*	*	*	0	0	0	0	2005	0/9	0/1	-	(0.030)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	286	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジ ル)オキシ酢酸	55335063	1																											
一種	287	2,4,6-トリクロロフェノール	88062	5	YY	Y	*	Y	0	0	0	1996	0/33	0/11	-	(0.15)	1/30	1/11	0.012	(0.009)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	288	トリクロロフルオロメタン	75694	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1976	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	90/11	3/3	2~	(2.1)			
一種	289	1,2,3-トリクロロプロパン	96184	2	YY	*	*	*	*	0	0	1976	0/60	0/3	-	(10~ 20)	0/40	0/3	-	(0.2~ 2)	魚 0/10	0/1	-	(2.4)	0	0	0	0	0		
一種	290	トリクロロベンゼン	120821		YY	YY	0	0	0	YY	0	1999	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	39/39	13/13	0.12~ 40	(0.009)			
一種	291	1,3,5-トリス(2,3-エポキシブ ロピル)-1,3,5-トリアジン- 2,4,6-(1H3H5H)-トリオン	2451629	1																											
一種	292	トリブチルアミン	102829	1		*	*	*	0	0	0	1986	0/30	0/10	-	(3)	0/27	0/9	-	(0.08)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	293	アルファ,アルファ,アルファ- トリフルオロ-2,6-ジニトロ- NN,ジプロピル-パラ-トル	1582098	1	YY	YY	YY	0	Y	0	0	2005	8/54	2/6	0.003 1~ 0.004	(0.002 8)	0	0	0	0	魚 1/9	1/3	0.0025	0.0005 8	0	0	0	0	0		
一種	294	2,4,6-トリプロモフェノール	118796	1	YY	YY	YY	0	0	0	0	2005	15/18	5/6	0.001 9~	(0.000 87)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサ	3452979	1																											
一種	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	95636	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1998		0											39/42	13/14	370~ 10,000	(370)			
一種	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	108678	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1998		0											38/38	13/13	90~ 3,200	(40)			
一種	298	トリレンジイソシアネート	26471625	1																											
一種	299	トルイジン	95534	1	YY	YY	*	YY	0	0	0	1998	0/39	0/13	-	(0.08)	7/36	3/12	0.005 4~ 0.007	(0.004 3)	0	0				0					
一種	300	トルエン	108883	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1998		0											42/42	14/14	1,100 ~	(80)			
一種	301	トルエンジアミン	95807	1	YY	YY	*	YY	0	0	0	2005	0/12	0/4	-	(0.005 9)	4/18	2/6	0.000 78~ 0.001	(0.000 78)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	302	ナフタレン	91203	1		*	*	*	0	0	0	1976	0/20	0/1	-	(0.1)	0/20	0/1	-	(0.01)	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	303	1,5-ナフタレンジイラ=ジイ ソシアネート	3173726	1																											
一種	304	鉛	7439921	1	YY																										
特定 一種	305	鉛化合物		1	YY																										
一種	306	二アクリル酸ヘキサメチレン	13048334	1																											

物質リスト-2: エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・ 輸入手続*1	環境検出 実績*2	検出状況					測定年	水質 (μg/L)				底質 (μg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (μ)				大気 (ng/m³)										
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値						
						検体	地点	回数	限値	検体		地点	回数	限値	検体	地点	回数	限値	検体	地点	回数	限値	検体	地点	回数	限値	検体	地点	回数	限値				
一種	307	二塩化酸化ジルコニウム	7699436	1																														
一種	308	ニッケル	7440020	1	*	YY	YY	YY	YY	0	0	1974	17/60	5/12	1~11 (5~13)	59/59	12/12	1.56~0 35	0	魚 21/25 貝 20/25	魚 5/5 貝 7/7	魚 0.037 ~0.24 貝 0.5)	(魚 0.05)	0	0	0	0							
特定 一種	309	ニッケル化合物	7440020	1	YY	YY	YY	YY	YY	0	0	1974	17/60	5/12	1~11 (5~13)	59/59	12/12	1.56~0 35	0	魚 21/25 貝 20/25	魚 5/5 貝 7/7	魚 0.037 ~0.24 貝 0.5)	(魚 0.05)	0	0	0	0							
一種	310	ニトリロ三酢酸	139139	2	YY	Y	Y	*	*	0	0	1994	1/21	1/7	5 (5)	0/21	0/7	- (0.2)	魚 0/6	0/6	- (0.5)	0	0	0	0									
一種	311	オルト-ニトロアニソール	91236	1		YY	YY	Y	*	0	0	1976	3/70	2/4	0.035 ~0.69 ~0.4	1/58	1/4	0.010 (0.001 ~ 0/10	魚 0/1	- (0.002)	0	0	0	0										
一種	312	オルト-ニトロアニリン	88744	1		*	*	*	*	0	0	1990	0/69	0/23	- (0.19)	0/75	0/25	- (0.04)	魚 0/24	- (0.014)	0	0	0	0										
一種	313	ニトログリセリン	55630	1																														
一種	314	パラ-ニトロクロロベンゼン	100005	1	*	YY	*	*	*	YY	0	1991	0/156	0/52	- (0.3)	0/162	0/54	- (0.04)	魚 0/138	0/46	- (0.007 5)	5/54	2/18	3.6~ 110	(3)									
一種	315	オルト-ニトロトルエン	88722	1		Y	*	*	*	Y	0	1991	0/57	0/19	- (0.2)	0/57	0/19	- (0.031)	魚 0/57	0/19	- (0.007 5)	2/54	1/18	130~ 200	(70)									
一種	316	ニトロベンゼン	98953	1	YY	YY	YY	Y	0	YY	0	2002	6/54	2/18	0.12~ 0.23	3/51	1/17	0.001 6~ 0.001	(0.001 4)	0	0	0	0	15/18	5/6	1.4~ 14	(0.7)							
一種	317	ニトロメタン	75525	1		*	*	*	0	0	0	1986	0/27	0/9	- (1)	0/27	0/9	- (0.06)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
一種	318	二硫化炭素	75150	1		YY	0	0	0	YY	0	1992	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5/51	3/17	530~ 1,900	(500)								
一種	319	1-ノナンオール	143088	2	YY	YY	*	Y	0	YY	0	1995	0/33	0/11	- (4)	3/30	1/10	0.304 ~ (0.1)	0	0	0	0	14/18	5/6	8.7~ 81	(6)								
一種	320	ノニルフェノール	25154523	1	YY	YY	YY	0	0	0	0	2005	23/27	9/9	0.020 ~0.48	(0.020)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
一種	321	バナジウム化合物		1																														
一種	322	5'-[NN-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-ブロモ-4,6-ジニトロフェニル)メトキシ]アセチルアミン	3618722	1																														
一種	323	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン	1014706	5	YY	YY	YY	Y	*	0	0	1992	6/78	2/26	0.1~ 0.27	(0.05)	2/78	1/26	0.016 ~ (0.011)	魚 0/75	0/25	- (0.007 8)	0	0	0	0								
一種	324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン	101906	1																														
一種	325	ビス(8-キノリノラト)銅	10380286	1	*																													
一種	326	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン	74115245	1																														
一種	327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン	782741	1																														

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m ³)															
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲		検出頻度		検出範囲		検出頻度		検出範囲		検出頻度		検出範囲												
													検体	地点	回	限值	検体	地点	回	限值	検体	地点	回	限值	検体	地点	回	限值											
一種	328	ビス(NN-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛	137304	1																																			
一種	329	ビス(NN-ジメチルジチオカルバミン酸)NN-エチレンビス(チオカルバモイルチオアミド)	64440886	1																																			
一種	330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニペルオキシド	80433	1																																			
一種	331	S,S-ビス(1-メチルプロピル)ニペルオキシド	95465999	1																																			
特定一種	332	砒素及びその無機化合物		1	YY																																		
一種	333	ヒドラジン	302012	1	YY	YY	*	YY	0	0	0	2005	0/9	0/3	-	(0.0013)	14/17	6/6	0.000	(0.00038~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル	99763	1																																			
一種	335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド	103902	1																																			
一種	336	ヒドロキノン	123319	1	YY	YY	*	YY	0	0	0	1996	0/168	0/56	-	(0.36)	36/164	17/55	0.018	(0.017~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	337	4-ピニル-1-シクロヘキサ	100403	1																																			
一種	338	2-ピニルピリジン	100696	1	Y	Y	0	0	0	Y	0	2004	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	339	N-ピニル-2-ピロリドン	88120	1																																			
一種	340	ピフェニル	92524	1		*	*	*	*	0	0	1976	0/68	0/4	-	(0.2~10)	0/50	0/4	-	(0.05~1.0)	魚	0/20	0/2	-	(0.04~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	341	ピペラジン	110850	1		Y	*	Y	0	0	0	1986	0/30	0/10	-	(30)	1/24	1/8	0.07	(0.03)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	342	ピリジン	110861	1	YY	YY	YY	YY	0	0	0	1998	6/33	2/11	0.29~	(0.1)	6/33	2/11	0.013	(0.009~	0	0				0													
一種	343	ピロカテコール	120809	1																																			
一種	344	フェニルオキシラン	96093	1																																			
一種	345	フェニルヒドラジン	100630	1		*	*	*	0	0	0	1986	0/30	0/10	-	(2)	0/30	0/10	-	(0.2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	346	2-フェニルフェノール	90437	1	Y	Y	*	*	Y	0	0	1999	0/30	0/10	-	(0.008)	0/36	0/12	-	(0.006)	魚	1/11	0.013	(0.003)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	347	N-フェニルマレイミド	941695	1																																			
一種	348	フェニレンジアミン	108452	1		*	*	0	0	0	0	2005	0/12	0/4	-	(0.45)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	349	フェノール	108952	1	YY	YY	YY	0	0	0	0	2003	10/114	6/38	0.028~	(0.028)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	350	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロピニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカル	52645531	1																																			
特定一種	351	1,3-ブタジエン	106990	1		*	*	*	0	0	0	1977	0/6	0/2	-	(0.1~5)	0/6	0/2	-	(0.0005~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	352	フタル酸ジアリル	131179	1		*	*	*	0	0	0	1985	0/27	0/9	-	(0.2)	0/27	0/9	-	(0.02)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	353	フタル酸ジエチル	84662	1		*	*	*	0	0	0	1985	0/27	0/9	-	(0.2)	0/27	0/9	-	(0.02)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	354	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	84742	1	YY	YY	YY	YY	YY	0	0	1996	5/30	3/10	0.2~	(0.2)	7/30	3/10	0.15~	(0.14)	魚	3/10	0.054	(0.04)	13/15	5/5	10~	(10)											

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・ 輸入量 *1	環境検出 実績*2	検出状況						測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m ³)			
						統合 版	水質	底質	生物	大気	その他		検出頻度		検出 範囲	検出 下限	検出頻度		検出 範囲	検出 下限	検出頻度		検出 範囲	検出 下限	検出頻度		検出 範囲	検出 下限
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点		
一種	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	117817	1	YY	YY	YY	YY	YY	0	1996	4/33	2/11	4.3 ~ 6.8	(3.9)	16/33	6/11	0.18 ~ 22	(0.15)	魚 9/27	4/9	0.09 ~ 0.96	(0.026)	11/18	5/6	8 ~ 323	(6)	
一種	356	フタル酸ノルマル-ブチルベンジル	85687	1	YY	YY	*	YY	0	0	2000	0/138	0/46	-	(0.14)	25/138	11/46	32 ~ 134	(28)	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	357	2-タ-シャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チ	69327760	1																								
一種	358	N-タ-シャリ-ブチル-N-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドrazil	1.12E+08	1																								
一種	359	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエ-テル	2426086	1		*	*	*	0	0	1984	0/24	0/8	-	(0.5 ~ 0.7)	0/24	0/8	-	(0.006 ~ ~)	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	360	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン	17804352	1																								
一種	361	ブチル(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート	1.22E+08	1																								
一種	362	1-タ-シャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿	80060099	1																								
一種	363	5-タ-シャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジマゾール(2H)-オ	19666309	1		*	*	*	0	0	1981	0/15	0/5	-	(0.001 ~ 0.2)	0/15	0/5	-	(0.001 ~ 0.02)	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	364	タ-シャリ-ブチル=4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノ]オキシ]メチル]ベ	1.34E+08	1																								
一種	365	ブチルヒドロキシアニソール	25013165	1																								
一種	366	タ-シャリ-ブチル=ヒドロペルオキソ	75912	1																								
一種	367	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール	89725	1																								
一種	368	4-タ-シャリ-ブチルフェノール	98544	1	YY	YY	YY	*	0	0	1997	6/141	2/47	0.1	(0.08)	0/168	0/56	-	(0.04)	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	369	2-(4-タ-シャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット	2312358	1																								
一種	370	2-タ-シャリ-ブチル-5-(4-タ-シャリ-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリ	96489713	1																								

物質リスト-2: エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)												
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲		検出頻度		検出範囲		検出頻度		検出範囲		検出頻度		検出範囲									
													検体	地点	検出度	検出値	検出度	検出値	検出度	検出値	検出度	検出値	検出度	検出値												
一種	371	N-(4-タ-シャリ-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カ	1.19E+08	1																																
一種	372	N-(タ-シャリ-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェン	95318	1	*	*	*	0	0	0	1998	0/39	0/13	-	(0.1)	0/36	0/12	-	(0.0047)	0	0					0	0	0	0							
一種	373	2-タ-シャリ-ブチル-5-メチルフェノール	88608	1																																
一種	374	ふっ化水素及びその水溶性		1																																
一種	375	2-ブテナール	4170303	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1998																								
一種	376	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2,6'-ジエチルアセトアニリド	23184669	1	*	*	*	*	0	0	1994	0/39	0/13	-	(0.02)	0/39	0/13	-	(0.0044)	0	魚	0/13	-	(0.002)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	377	フラン	110009	1																																
一種	378	NN-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合	12071839	1																																
一種	379	2-プロピル-1-オール	107197	1																																
一種	380	ブロモクロロジフルオロメタ	353593	1	YY																															
一種	381	ブロモジクロロメタン	75274	5	YY	YY	0	0	0	YY	0	1983	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	83/93	11/11	0.05~13	(0.04~0.5)		
一種	382	プロモトリフルオロメタン	75638	1	YY																															
一種	383	5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジオ	314409	1																																
一種	384	1-プロモプロパン	106945	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2004	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27/57	11/19	27~	(25)		
特定	385	2-プロモプロパン	75263	1	*	*	0	0	0	*	0	1998		0						0	0					0/39	0/13	-						(170)		
一種	386	ブロモメタン	74839	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2003	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10/12	4/4	33~	(27)			
一種	387	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノ	13356086	1																																
一種	388	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキソ	115297	1		*	*	*	0	0	0	1982	0/39	0/13	-	(-体0.0040~0.025)(-体	0/39	0/13	-	(-体0.00020~0.001)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド	112027	1																																
一種	390	ヘキサメチレンジアミン	124094	1		*	*	*	0	0	0	1987	0/87	0/29	-	(2)	0/87	0/29	-	(0.46)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	391	ヘキサメチレンジイソシア	822060	1																																
一種	392	ルマルル-ヘキサ	110543	1	YY	YY	*	0	0	YY	0	2004	0/60	0/20	-	(0.008)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	52/53	18/18	140~44.000	(90)		
一種	393	ベタナフト-ル	135193	1	Y	Y	*	*	Y	0	0	1999	0/36	0/12	-	(0.009)	0/36	0/12	-	(0.006)	魚	1/11	0.014	(0.005)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定	394	ベリリウム及びその化合物		4	YY																															

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・ 輸入量 実績*1	環境検出 実績*2	検出状況						測定年	水質 (μg/L)				底質 (μg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (μ)				大気 (ng/m ³)						
						統合 版	水質	底質	生物	大気	その他		検出頻度		検出 回数	検出 下限	検出頻度		検出 回数	検出 下限	検出頻度		検出 回数	検出 下限	検出頻度		検出 回数	検出 下限			
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点	検体
一種	395	ベルオキシ二硫酸の水溶性		1																											
一種	396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)	1763231	5	YY	YY	YY	YY	0	0	2005	21/21	7/7	0.000 09~ 0.016	(0.000 05)	21/21	7/7	0.000 026~ 0.000 85	(0.000 0072)	魚 55/57 貝 17/18	魚 19/19 貝 6/6	魚 0.025 ~ 0.0066 貝 0.0000	(0.000 018)	0	0	0	0	0	0		
特定 一種	397	ベンジリジン=トリクロリド	98077	1																											
一種	398	ベンジル=クロリド	100447	1		YY	*	*	0	YY	0	1989	0/63	0/21	-	(0.2)	0/66	0/22	-	(0.01)	0	0	0	0	5/21	2/7	6.4~	(5)			
一種	399	ベンズアルデヒド	100527	1		YY	*	YY	0	0	1984	0/27	0/9	-	(0.5~ 4)	8/27	3/9	0.01~ 0.17 ~0.1)	(0.01 ~0.1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定 一種	400	ベンゼン	71432	1	YY	*	*	*	0	0	1977	0/3	0/1	-	(2)	0/3	0/1	-	(0.004)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物	552307	1																											
一種	402	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリ	73250687	1																											
一種	403	ベンゾフェノン	119619	1		*	*	*	0	0	1981	0/15	0/5	-	(0.1~ 0.2)	0/15	0/5	-	(0.02)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	404	ペンタクロロフェノール	87865	3	YY	YY	*	YY	0	0	1996	0/33	0/11	-	(0.2)	2/33	2/11	0.011 ~	(0.01)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	405	ほう素化合物		1	YY																										
一種	406	ポリ塩化ビフェニル	1336363	5	YY	YY	0	0	0	YY	0	1999	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	45/45	15/15	0.11~ 2.1	(0.003)			
一種	407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエ-テル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る)	9002920	1		YY	YY	0	0	0	-2005	9/15	3/5	0.14~ 1.0	(0.264)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエ-テル	9036195	1																											
一種	409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエ-テル硫酸エステルナ	9004824	1																											
一種	410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニルエ-テル	9016459	1	YY	YY	YY	0	0	0	-2005	9/9	3/3	0.018 ~0.15	(0.044)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
特定 一種	411	ホルムアルデヒド	50000	1	YY	*	*	0	0	0	1975	0/100	0/20	-	(100,0 00 ~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	412	マンガン及びその化合物	7439965	1	YY	YY	YY	YY	0	0	1974	45/60	9/12	2~79	(5)	60/60	12/12	55~ 1,300	0	魚 20/20 貝 20/20	魚 4/4 貝 4/4	魚 0.23~ 1.31 貝 7.4	0	0	0	0	0	0	0		

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・ 輸入量 *1	環境検出 実績*2	検出状況					測定年	水質 (μg/L)				底質 (μg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (μ)				大気 (ng/m ³)															
						統合 版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出 回数	検出下 限值	検出頻度		検出 回数	検出下 限值	検出頻度		検出 回数	検出下 限值	検出頻度		検出 回数	検出下 限值											
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点													
一種	413	無水フタル酸	85449	1																																			
一種	414	無水マレイン酸	108316	1																																			
一種	415	メタクリル酸	79414	1	YY	YY	0	0	YY	0	2002	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6/27	3/9	1.1 ~	0.77
一種	416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	688846	1	Y	Y	*	Y	0	0	0	1999	0/27	0/9	-	(0.027)	1/33	1/11	0.002	(0.000	2	77)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	417	メタクリル酸2,3-エポキシ	106912	1		*	*	*	0	0	0	1986	0/30	0/10	-	(0.3)	0/24	0/8	-	(0.04)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
一種	418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	2867472	1																																			
一種	419	メタクリル酸ノルマル-ブチル	97881	1		*	*	*	0	0	0	1979	0/24	0/8	-	(0.005 ~1)	0/24	0/8	-	(0.000	10		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	420	メタクリル酸メチル	80626	1	Y	Y	0	0	Y	0	1999	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3/18	1/6	28 ~	(5.3)		
一種	421	4-メチリデンオキサタン-2-	674828	1																																			
一種	422	(Z)-2'-メチルアセトフェノン =4,6-ジメチル-2-ピリミジニ	89269647	1																																			
一種	423	メチルアミン	74895	1		YY	*	YY	0	0	0	1986	0/33	0/11	-	2	12/21	4/7	0.046	0.04	~		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	424	メチル=イソチオシアネート	556616	1																																			
一種	425	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル	2631405	1		*	*	*	0	*	0	1988	0/75	0/25	-	(0.3)	0/69	0/23	-	(0.010	3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0/72	0/12	-	(7.0)
一種	426	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[1,2-b]ピラニル	1563662	1	*	*	*	0	0	0	0	2005	0/15	0/5	-	(0.007)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	427	N-メチルカルバミン酸1-ナ	63252	1	*	*	*	0	*	0	0	2005	0/9	0/1	-	(0.014)	0	0	0	0	0	魚	0/3	0/1	-	(0.001)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	428	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル	3766812	1	*	YY	*	*	0	YY	0	1988	0/75	0/25	-	(0.4)	0/69	0/23	-	(0.010	3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4/72	2/12	7.7 ~	(7.0)
一種	429	メチル=3-クロロ-5-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-4-メチルピラニル	1.01E+08	1																																			
一種	430	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデン[1,2-E]	1.74E+08	1																																			
一種	431	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]-2-メトキシアクリレート	1.32E+08	1																																			
一種	432	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザベンター	33089611	1																																			
一種	433	N-メチルジチオカルバミン	144547	1																																			

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)					
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点			
一種	434	メチル-N,N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル)オキシ]-1-チオオキサイミド	23135220	1		*	*	*	*	0	0	1992	0/33	0/11	-	(0.1)	0/33	0/11	-	(0.01)	魚	0/33	0/11	-	(0.005)	0	0	0	0
一種	435	メチル=2-(4,6-ジメチルシ-2-ピリジニルオキシ)-6-[1-(メトキシイミノ)エチル]	1.36E+08	1																									
一種	436	アルファ-メチルステレン	98839	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	2000	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20/26	8/9	1.9 ~ 110	(1.9)	
一種	437	3-メチルチオプロパナール	3268493	1																									
一種	438	メチルナフタレン	90120		YY	YY	0	0	0	YY	0	1998		0				0							29/30	10/10	5.1 ~ 150	(2)	
一種	439	3-メチルピリジン	108996	1		YY	YY	YY	YY	YY	0	1994	6/165	2/55	0.29 ~ 0.74	(0.2)	83/135	37/47	0.001 ~ 2	(0.001)	魚	24/48	0.0020 ~	(0.002)	45/49	16/17	1 ~ 39	(1)	
一種	440	1-メチル-1-フェニルエチルヒドロペルオキシド	80159	1																									
一種	441	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール	88857	1																									
一種	442	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズア	55814410	1																									
一種	443	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイ	16752775	1		*	*	*	*	0	0	1992	0/33	0/11	-	(0.1)	0/33	0/11	-	(0.01)	魚	0/33	0/11	-	(0.005)	0	0	0	0
一種	444	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチル]アミノ]オキシ]メチ	1.42E+08	1																									
一種	445	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート	1.43E+08	1																									
一種	446	4,4'-メチレンジアニリン	101779	1		*	*	*	0	0	0	1985	0/30	0/10	-	(5)	0/24	0/8	-	(1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート	5124301	1																									
一種	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	101688	1																									
一種	449	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバ	13684634	1																									
一種	450	N-(6-メトキシ-2-ピリジニル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-タ-シヤリ-ブチルフェ	88678675	1																									
一種	451	2-メトキシ-5-メチルアニリン	120718	2	YY	YY	YY	*	0	0	0	2005	6/24	4/8	0.037 ~	(0.032)	0/18	0/6	-	(0.006 ~ 0)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	452	2-メルカプトベンゾチアゾール	149304	1		YY	YY	YY	0	0	0	1977	3/12	3/6	0.011 ~	(0.1)	2/12	2/6	0.002 ~ 1	(0.000 ~ 9)	0	0	0	0	0	0	0	0	
一種	453	モリブデン及びその化合物		1	YY																								

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (μg/L)				底質 (μg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (μ)				大気 (ng/m ³)				
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値
													検体	地点	検体	地点	検体	地点	検体	地点	検体	地点	検体	地点				
一種	454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	95329	1																								
一種	455	モルホリン	110918	1		YY	YY	YY	*	*	0	1994	9/48	4/16	0.28 ~ 2.51	(0.28)	25/45	10/15	0.002 ~ 4	(0.002)	魚	0/16	-	(0.03)	0/51	0/17	-	(20)
一種	456	りん化アルミニウム	20859738	1																								
一種	457	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロピニル	62737	1	*	YY	0	0	0	YY	0	1993	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4/51	2/17	10 ~ 13	(10)
一種	458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)	78422	2	YY	YY	*	YY	0	0	0	1999	0/42	0/14	-	(0.19)	12/39	4/13	0.005 ~ 1	(0.005)	0	0	0	0	0	0	0	0
一種	459	りん酸トリス(2-クロロエチル)	115968	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1998		0			0				0	0		24/37	12/15	0.29 ~ 1.4	(0.24)	
一種	460	りん酸トリトリル	1330785	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1998		0			0				0	0		8/46	5/16	1.2 ~	(1)	
一種	461	りん酸トリフェニル	115866	1		*	*	*	*	0	0	1975	0/100	0/20	-	(0.02 ~)	0/100	0/20	-	(0.002 ~)	魚	0/19	-	(0.005 ~)	0	0	0	0
一種	462	りん酸トリ-ノルマル-ブチル	126738	1	YY	YY	0	0	0	YY	0	1998		0	0			0			0	0		29/40	13/15	0.22 ~ 7.5	(0.2)	
二種	1	アセトアミド	60355	2																								
二種	2	パラ-アニジジン	104949	2		*	*	*	*	*	0	1990	0/57	0/19	-	(0.4)	0/54	0/18	-	(0.017)	魚	0/18	-	(0.02)	0/51	0/17	-	(1,500)
二種	3	5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボ	1.82E+08	2																								
二種	4	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール	61825	2	*	*	*	*	0	0	0	1984	0/24	0/8	-	(4)	0/24	0/8	-	(0.005 ~)	0	0	0	0	0	0	0	0
二種	5	3'-アミノ-4'-メトキシアセト	6375479	2																								
二種	6	4-アリル-1,2-ジメトキシベン	93152	2																								
二種	7	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物に限る)	68955204	2																								
二種	8	ウレタン	51796	2																								
二種	9	N-エチルアニリン	103695	2		Y	*	*	*	Y	0	1990	0/54	0/18	-	(0.05)	0/63	0/21	-	(0.05)	魚	0/18	-	(0.004)	1/36	1/12	160	(130)
二種	10	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-	834128	2																								
二種	11	エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート	13684565	2																								
二種	12	N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1,2-オキサゾール-5-イル]-2,6-ジメトキシ	82558507	2																								
二種	13	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール	2593159	2																								
二種	14	1,2-エボキシ-3-(トリルオキシ)プロパン	26447143	2																								

物質リスト-2: エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)							
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値			
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点					
二種	15	4,4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド	80513	2																											
二種	16	クロロアセトアルデヒド	107200	2		*	*	*	0	0	0	1980	0/33	0/11	-	(1.5 ~ 15)	0/33	0/11	-	(0.03 ~ 0.3)	0	0	0	0	0	0	0	0			
二種	17	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-2-(2,6-ジクロロ	1.17E+08	2																											
二種	18	(1'S-トランス)-7-クロロ-2,4,6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2-(3H)-1'-シクロヘキサ-2',5'	126078	2																											
二種	19	1-クロロナフタレン	90131	2		*	*	*	0	0	0	1986	0/33	0/11	-	(0.05)	0/30	0/10	-	(0.003)	0	0	0	0	0	0	0	0			
二種	20	酢酸ベンジル	140114	2																											
二種	21	サフロール	94597	2																											
二種	22	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メ	66230044	2																											
二種	23	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカル	68359375	2																											
二種	24	トランス-1,2-ジクロロエチ	156605	2	Y	YY	0	0	0	YY	0	1987	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19/73	7/12	10 ~	(10)
二種	25	ジクロロ酢酸	79436	2		*	*	*	0	0	0	1984	0/21	0/7	-	(2)	0/21	0/7	-	(0.01 ~	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二種	26	1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素	83121180	2																											
二種	27	1,3-ジクロロ-5,5-ジメチルイミダゾリジン-2,4-ジオン	118525	2																											
二種	28	2-[4-(2,4-ジクロロ-メタトルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチ	82692442	2																											
二種	29	2,4-ジクロロ-1-ニトロベン	611063	5	Y	Y	*	Y	0	0	0	2003	0/72	0/24	-	(0.06)	1/61	1/21	0.006	(0.001	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二種	30	2,2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチ	56757	2																											
二種	31	N-(2,3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサニルボキサミド	1.27E+08	2																											
二種	32	2,4'-ジクロロ-アルファ-(5-ピリミジニル)ベンズヒドリル	60168889	2																											

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・ 輸入量 *1	環境検出 実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)															
						統合 版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出下 限值	検出頻度		検出下 限值	検出頻度		検出下 限值	検出頻度		検出下 限值	検出頻度		検出下 限值												
													検体	地点		検体	地点		検体	地点		検体	地点																
二種	33	2-(2,4-ジクロロフェニル)- 1-(1H-1,2,4-トリアゾール- 1-イル)-2-ヒキサゾール	79983714	2																																			
二種	34	2,4-ジクロロフェノール	120832	2	*	*	*	0	*	0	1996	0/33	0/11	-	(0.07)	0/33	0/11	-	(0.011)	0	0	0	0	0/18	0/6	-	(10)												
二種	35	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェ ノキシ)プロピオン酸	120365	2																																			
二種	36	1,3-ジクロロ-2-プロパノール	96231	2		Y	*	*	0	Y	0	1995	0/33	0/11	-	(2)	0/33	0/11	-	(0.2)	0	0	0	0	1/18	1/6	5	(5)											
二種	37	(RS)-1-[2,5-ジクロロ-4- (1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロ プロポキシ)フェニル]-3- (2,6-ジフルオロベンゾイ ル)	1.03E+08	2																																			
二種	38	3,3'-ジクロロベンジジン二 オキシ	612839	2																																			
二種	39	ジナトリウム=4-アミノ-3- [4'-(2,4-ジアミノフェニルア ゾ)-1,1'-ビフェニル-4-イル アゾ]-5-ヒドロキシ-6- フェニル	1937377	2																																			
二種	40	ジナトリウム=8-[3,3'-ジメチ ル-4'-[4-[(パラトリル) スルホニルオキシ]フェニル アゾ]-1,1'-ビフェニル-4- イルアゾ]-5-ヒドロキシ	6459945	2																																			
二種	41	2,4-ジニトロアニリン	97029	2		Y	*	Y	*	0	0	1990	0/75	0/25	-	(1.7)	1/75	1/25	0.56	(0.19)	魚	0/24	-	(0.078)	0	0	0	0											
二種	42	ジニトロナフタレン	605710	2		*	*	*	0	0	0	1985	0/30	0/10	-	(0.05)	0/30	0/10	-	(0.004)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二種	43	メタ-ジニトロベンゼン	99650	2		*	*	*	*	0	0	1991	0/45	0/15	-	(0.1)	0/48	0/16	-	(0.012)	魚	0/16	-	(0.005)	0	0	0	0											
二種	44	2,3-ジヒドロ-6-プロピル- 2-チオキソ-4(1H)-ピリミジ ン	51525	2																																			
二種	45	1,2-ジプロモエタン	106934	2	*	*	0	0	0	*	0	1998		0										0/39	0/13	-	(71)												
二種	46	1,4-ジプロモブタン	110521	2																																			
二種	47	2,3-ジプロモ-1-プロパノール	96139	2																																			
二種	48	1,3-ジプロモプロパン	109648	2																																			
二種	49	ジベンジルエ-テル	103504	2		YY	Y	YY	0	0	0	1984	3/21	1/7	0.005 ~ 0.007	(0.005 ~ 0.03)	9/21	3/7	0.000 6 ~ 5 0.005 ~	(0.000 ~ 0.005)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二種	50	2,3-ジメチルアニリン	87592	2		*	*	*	*	0	0	1990	0/54	0/18	-	(0.02)	0/54	0/18	-	(0.011)	魚	0/9	-	(0.005)	0/51	0/17	-	(500)											
二種	51	[4-[[4-(ジメチルアミノ) フェニル](フェニル)メチリ デン]シクロヘキサ-2,5-ジ エン-1-イル]ジメチル	569642	2		*	*	*	0	0	0	1985	0/33	0/11	-	(2)	0/27	0/9	-	(0.2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二種	52	ジメチルカルバモイル=クロ ロ	79447	2																																			
二種	53	O,O'-ジメチル-O-(3-メチル -4-メチルスルフィニルフェ ニル)-チオホスフェイト	3761419	2																																			

物質リスト-2: エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況					測定年	水質 (µg/L)				底質 (µg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (µ)				大気 (ng/m³)													
						統合版	水質	底質	生物	大気		その他	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値									
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点											
二種	54	臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る)		2																																	
二種	55	2-(1,3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール	148798	2		*	*	*	0	0	0	1986	0/27	0/9	-	(1)	0/27	0/9	-	(0.2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二種	56	チオアセトアミド	62555	2																																	
二種	57	2-(チオシアナートメチルチオ)-1,3-ベンゾチアゾール	21564170	2																																	
二種	58	チオりん酸O,O'-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジニ	119120	3	Y	Y	Y	*	0	0	0	2004	3/36	1/12	0.004~0.006	(0.003)	0/36	0/12	-	(0.00022)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二種	59	チオりん酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル-QO-ジメチ	5598130	2																																	
二種	60	1,1,2,2-テトラクロロエタン	79345	2		*	*	*	*	0	0	1976	0/60	0/3	-	(1~50)	0/40	0/3	-	(0.05~1.0)	魚0/10	0/1	-	(0.2)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二種	61	テトラナトリウム=3,3'-[(3,3'-ジメトキシ-4,4'-ピフェニレン)ビス(アゾ)]	2429745	2																																	
二種	62	テトラプロモメタン	558134	2		*	*	*	0	0	0	1981	0/15	0/5	-	(0.004~3)	0/15	0/5	-	(0.00078)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二種	63	オルト-テルフェニル	84151	2		Y	*	Y	*	0	0	1976	0/68	0/4	-	(0.004~25)	15/63	1/4	0.00075~19	(0.00019~)	魚0/1	0/1	-	(0.05)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二種	64	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン	72435	5	Y	Y	*	Y	*	0	0	2005	0/126	0/42	-	(0.0020)	1/105	1/35	0.0073	0.0026	魚0/27	0/9	-	(0.0018)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二種	65	トリス(NN-ジメチルジチオカルバメート)鉄	14484641	2																																	
二種	66	トリプロモメタン	75252	2		*	*	*	*	0	0	1976	0/60	0/3	-	(0.2~26)	0/40	0/3	-	(0.005~)	魚0/20	0/2	-	(0.005~)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二種	67	ナトリウム=3-[[N-[4-[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[N-エチル-N-(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ]フェニル]メチレン]-2,5-シクロヘキサジエン-1-	1694093	2																																	
二種	68	ナトリウム=1,1'-ピフェニル-2-オラート	132274	2																																	
二種	69	メタ-ニトロアニリン	99092	2		*	*	*	0	0	0	1978	0/24	0/8	-	(0.3~1)	0/15	0/5	-	(0.01~)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二種	70	N-ニトロソジフェニルアミン	86306	2	*	*	*	0	0	0	2005	0/12	0/4	-	(0.003)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二種	71	メタ-ニトロトルエン	99081	2		*	*	*	*	0	0	1991	0/57	0/19	-	(0.2)	0/57	0/19	-	(0.017)	魚0/19	0/19	-	(0.007)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二種	72	パラ-ニトロフェノール	100027	2		YY	*	*	*	YY	0	1994	0/36	0/12	-	(0.6)	0/36	0/12	-	(0.005)	魚0/12	0/12	-	(0.005)	27/27	9/9	1~71	(1)									

物質リスト-2：エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入量*1	環境検出実績*2	検出状況						測定年	水質 (μg/L)				底質 (μg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (μg)				大気 (ng/m³)																																														
						統合版	水質	底質	生物	大気	その他		検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値																																											
													検体	地点			検体	地点			検体	地点			検体	地点																																													
二種	73	バリゴルスサイト	12174117	2																																																																			
二種	74	3,3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1,3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オン	77098	2																																																																			
二種	75	4,4'-ビピリジル	553264	2																																																																			
二種	76	1-(4-ビフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)	55179312	2																																																																			
二種	77	パラ-フェネチジン	156434	2	Y	Y	Y	*	0	0	0	1998	1/39	1/13	0.36	(0.3)	0/39	0/13	-	(0.02)	0	0			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																			
二種	78	フタル酸ジシクロヘキシル	84617	2		*	*	*	0	0	0	1985	0/27	0/9	-	(0.4)	0/27	0/9	-	(0.05)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																			
二種	79	1,3-プロパンスルトン	1120714	2																																																																			
二種	80	N-プロピル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール-1-カルボ	67747095	2																																																																			
二種	81	3-プロモ-1-プロペン	106956	2																																																																			
二種	82	ヘキサクロロエタン	67721	2		*	*	*	*	0	0	1976	0/60	0/3	-	(0.1 ~ 5)	0/40	0/3	-	(0.01 ~ 0.3)	魚 0/10	0/1	-	(0.3)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																
二種	83	ヘキサクロロシクロペンタジエン	77474	2		*	*	*	0	0	0	1981	0/18	0/6	-	(0.2)	0/18	0/6	-	(0.02 ~ 20)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0																
二種	84	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ[2.2.1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸	115286	2																																																																			
二種	85	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムプロミド	57090	2																																																																			
二種	86	5-ベンジル-3-フリルメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロバ	10453868	2																																																																			
二種	87	パラ-ベンゾキノ	106514	2																																																																			
二種	88	ペンタクロロニトロベンゼン	82688	5	Y	Y	0	*	*	Y	0	2004	0	0	0	0	0/36	0/12	-	(0.013)	魚 0/8	-	(0.001)	1/45	1/15	4.5	(0.3)																																												
二種	89	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム	3825261	2																																																																			
二種	90	N-メチルアニリン	100618	2	*	*	*	*	*	0	0	2005	0/21	0/7	-	(0.012)	0/27	0/9	-	(0.001 2)	魚 0/54	魚 0/18	-	(0.001 4)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0												
二種	91	6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-h]キキサリン-2-オ	2439012	2																																																																			
二種	92	2-メチル-5-ニトロアニリン	99558	2																																																																			
二種	93	メチルヒドラジン	60344	2																																																																			
二種	94	2-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキ	82657043	2																																																																			

物質リスト-2 : エコ調査結果の調査

種別	政令番	物質名	CAS番号	製造・輸入学績*1	環境検出実績*2	検出状況						測定年	水質 (μg/L)				底質 (μg/g-dry)				生物(魚類・貝類・プランクトン(P)) (μ)				大気 (ng/m ³)															
						統合版	水質	底質	生物	大気	その他		検出頻度		検出下限値	検出頻度	検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値	検出頻度		検出範囲	検出下限値														
													検体	地点					検体	地点			検体	地点			検体	地点												
二種	95	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマト	10605217	2																																				
二種	96	4,4'-メチレンビス(NN-ジメチルアニリン)	101611	2		*	*	*	0	0	0	1986	0/30	0/10	-	(2)	0/24	0/8	-	(0.05)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
二種	97	4,4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサンアミン)	6864375	2																																				
二種	98	硫酸ヒドラジン	10034932	2																																				
二種	99	りん酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル	1241947	2																																				
二種	100	りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル	2528361	2																																				

*1: 製造輸入学績 1=100トン以上(農薬は10トン以上)、2=10トン以上100トン未満(農薬は1トン以上10トン未満)、3=10トン未満、4=0トン、5=不明(何れも平成17年度)

*2: 環境検出実績 化学物質環境実態調査(エコ調査)、公共用水域水質測定、有害大気汚染物質モニタリング調査等の各モニタリング調査において、過去10年間(平成8～17年度)の検出結果に基づき、以下の区分付けを行った。

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS			
群	一種	1	亜鉛の水溶性化合物		-					0.1						生活環境に係る物質					劇物	貯蔵					腐食性物質							
群	一種	1	亜鉛の水溶性化合物	硫酸亜鉛	7733-02-0											生活環境に係る物質					劇物	貯蔵												
群	一種	1	亜鉛の水溶性化合物	塩化亜鉛	7646-85-7					0.1						生活環境に係る物質					劇物	貯蔵				腐食性物質								
個別	一種	2	アクリルアミド		79-06-1			0.1		0.1											劇物	貯蔵				毒物類	Y							
個別	一種	3	アクリル酸エチル		140-88-5					0.1												4-1				引火性液体類	Y							
群	一種	4	アクリル酸及びその水溶性塩		-					1											劇物	4-2				腐食性物質	Y							
群	一種	4	アクリル酸及びその水溶性塩	アクリル酸	79-10-7					1											劇物	4-2				腐食性物質	Y							
群	一種	4	アクリル酸及びその水溶性塩	アクリル酸ナトリウム	7446-81-3																													
個別	一種	5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		2439-35-2																	4-2				毒物類								
個別	一種	6	アクリル酸2-ヒドロキシエチル		818-61-1																	4-3				腐食性物質	Y							
個別	一種	7	アクリル酸ノルマル-ブチル		141-32-2					0.1												4-2				引火性液体類	Y							
個別	一種	8	アクリル酸メチル		96-33-3					0.1												4-1				引火性液体類	Y							
個別	一種	9	アクリロニトリル		107-13-1					0.1												劇物	4-1				引火性液体類	Y、危険物						

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS						
個別	一種	10	アクロレイン		107-02-8	二監 (2010年三監指定)				1												劇物	4-1				毒物類	P									
個別	一種	11	アジ化ナトリウム		26628-22-8					1												毒物	5				毒物類										
個別	一種	12	アセトアルデヒド		75-07-0					0.1																引火性液体類											
個別	一種	13	アセトニトリル		75-05-8					1												劇物	4-1				引火性液体類	Z, Y'									
個別	一種	14	アセトンシアニドリン		75-86-5					0.1												劇物	4-3				毒物類	Y									
個別	一種	15	アセナフテン		83-32-9	二監																															
個別	一種	16	2,2'-アソビスイソプロピロニトリル		78-67-1	二監																					可燃性物質類										
個別	一種	17	オルト-アニシジン		90-04-0					0.1																	毒物類										
個別	一種	18	アニリン		62-53-3					0.1												劇物	4-3				毒物類	Y									
個別	一種	19	1-アミノ-9,10-アントラキノ		82-45-1	二監																															
個別	一種	20	2-アミノエタノール		141-43-5					0.1												劇物	4-3				腐食性物質類	Y									
個別	一種	21	5-アミノ-4-クロロ-2-フェニルピリダジン-3(2H)-オン		1698-60-8																																
個別	一種	22	5-アミノ-1-[2,6-ジクロロ-4-(トリフルオロメチル)フェニル]-3-シアノ-4-[(トリフルオロメチル)スルホニル]ピリダジン		120068-37-3	二監																															

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS
個別	一種	23	パラ-アミノフェノール		123-30-8	(2010年三監指定予定)																					毒物類				
個別	一種	24	メタ-アミノフェノール		591-27-5	三監										人の健康に係る有害物質						指定可燃物					毒物類				
個別	一種	25	4-アミノ-6-タ-シャリ-ブチル-3-メチルチオ-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン		21087-64-9				1			登録農薬																			
個別	一種	26	3-アミノ-1-プロペン		107-11-9																毒物	4-1					毒物類		輸送禁止		
個別	一種	27	4-アミノ-3-メチル-6-フェニル-1,2,4-トリアジン-5(4H)-オン		41394-05-2							登録農薬																			
個別	一種	28	アリルアルコール		107-18-6				1												毒物	4-2				毒物類	Y		輸送禁止		
個別	一種	29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン		106-92-3	二監			0.1													4-2				引火性液体類			引火性液体類		
群	一種	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)		-																						Y'				
群	一種	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	デシルベンゼンスルホン酸ナトリ	1322-98-1																						Y'				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
群	一種	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	ウンデシルベンゼンスルホン酸	27636-75-5																											
群	一種	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	ドデシルベンゼンスルホン酸	25155-30-0																						Y'					
群	一種	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	トリデシルベンゼンスルホン酸ナトリ	26248-24-8																											
群	一種	30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(アルキル基の炭素数が10から14までのもの及びその混合物に限る。)	テトラデシルベンゼンスルホン酸	28348-61-0																						Y'					
群	一種	31	アンチモン及びその化合物		-		疾病化学物質			0.1											劇物	貯蔵					毒物類、高圧ガス	毒物類、輸送禁止				
群	一種	31	アンチモン及びその化合物	アンチモ	7440-36-0		疾病化学物質			0.1																	毒物類	毒物類				
群	一種	31	アンチモン及びその化合物	スチピン	7803-52-3					0.1												劇物					高圧ガス	輸送禁止				
群	一種	31	アンチモン及びその化合物	酸化アンチモ	1309-64-4		疾病化学物質			0.1												貯蔵					毒物類					

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/ 個別	種別	政 令 番 号	物質名	群化 合物 にお ける 主な 用途	CAS 番号	化学 物質 審査 規制 法	労働基 準法	労働安 全衛生 法(表 示)	労働安 全衛生 法(変 異原 性)	労働安 全衛生 法(通 知)	労働安 全衛生 法(作 業環 境測 定)	農薬 取締 法	大気 汚染 防止 法	大気 汚染 防止 法(有 害大 気汚 染物 等)	オゾ ン層 保護 法	水質 汚濁 防止 法	水道 法	下水 道法	廃棄 物処 理法	土壌 汚染 対策 法	毒劇 物取 締法	消 防 法	家 庭用 品規 制法	高圧 ガス 保安 法	道 路法	船舶 安全 法	海 洋汚 染防 止法	航空 法	SVH C	PI C	POP S					
個 別	一種	32	アントラセン		120-12-7																	4-3														
個 別	特定 一種	33	石綿		1332-21-4																													有害 性物 質 輸送 禁 止		
個 別	一種	34	3-イソシアナトメチル- 3,5,5-トリメチルシクロヘキ シル=イソシアネート		4098-71-9			疾病化 学物 質、感 作性物 質		0.1												4-3												X 毒物 類 毒物 類		
個 別	一種	35	イソブチルアルデヒド		78-84-2																	4-1												引火 性液 体類 引火 性液 体類		
個 別	一種	36	イソブレン		78-79-5	二監				0.1												4- 特 殊												Y 引火 性液 体類 引火 性液 体類		
個 別	一種	37	4,4'-イソプロピリデンジ フェノール		80-05-7	三監 (201 0年二 監指 定)																														
個 別	一種	38	2,2'-[イソプロピリデンピ ス[(2,6-ジプロモ-4,1-フェ ニレン)オキシ]]ジエタノー ル		4162-45-2																															
個 別	一種	39	N-イソプロピルアミノホス ホン酸O-エチル-O-(3-メチ ル-4-メチルチオフェニル)		22224-92-6	二監				0.1																									生活 環境 に係 る 毒物 類 P 毒物 類	
個 別	一種	40	イソプロピル=2-(4-メトキ シビフェニル-3-イル)ヒド ラジノホルマト		149877-41-8							登録 農薬																								
個 別	一種	41	3'-イソプロポキシ-2-トリ フルオロメチルベンズア ニ		66332-96-5					1		登録 農薬																								
個 別	一種	42	2-イミダゾリジンチオン		96-45-7	二監				0.1																										
個 別	一種	43	1,1'-[イミジ(オクタメチ レン)]ジゲアニジン		13516-27-3							登録 農薬																								劇 物
群 群	一種	44	インジウム及びその化合物		-					0.1																										
群 群	一種	44	インジウム及びその化合物	イン ジウ ム及 びそ の化 合物	-					0.1																										

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	45	エタンチオール		75-08-1	(2010年三監指定)				1			特定物質									4-特殊					引火性液体類	P	引火性液体類			
個別	一種	46	エチル=2-[4-(6-クロロ-2-キノキサリニルオキシ)フェノキシ]プロピオナート		76578-14-8							登録農薬																				
個別	一種	47	O-エチル=O-(6-ニトロ-メタ-トリル)=セカンダリ-ブチルホスホルアミドチオアート		36335-67-8							登録農薬				生活環境に係る物質											引火性液体類		引火性液体類			
個別	一種	48	O-エチル=O-4-ニトロフェニル=フェニルホスホチオアート		2104-64-5	二監、三監	疾病化学物質			0.1		登録農薬				人の健康に係る有害物質、生						毒物					毒物類	PP	毒物類			
個別	一種	49	N-(1-エチルプロピル)-2,6-ジニトロ-3,4-キシリジン		40487-42-1							登録農薬														引火性液体類		引火性液体類				
個別	一種	50	S-エチル=ヘキサヒドロ-1H-アゼピン-1-カルボチオアート		2212-67-1							登録農薬															毒物類		毒物類			
個別	一種	51	2-エチルヘキサン酸		149-57-5				0.1													4-3				Y						
個別	一種	52	エチル=(Z)-3-[N-ベンジル-N-[[メチル(1-メチルチオエチリデンアミノオキシ)カルボニル]アミ]チオ]ア		83130-01-2							登録農薬										劇物										
個別	一種	53	エチルベンゼン		100-41-4				0.1													4-2				引火性液体類	Y、危険物	引火性液体類				
個別	一種	54	O-エチル=S-1-メチルプロピル=(2-オキシ-3-チアゾリジニル)ホスホチオアート		98886-44-3							登録農薬				生活環境に係						劇物					毒物類	PP	毒物類			

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS			
個別	一種	55	エチレンイミン		151-56-4		疾病化学物質	0.1		0.1												4-1					毒物類							
個別	特定一種	56	エチレンオキシド		75-21-8		疾病化学物質	0.1		0.1		登録農薬		優先取組物								劇物	貯蔵			高圧ガス		高圧ガス						
個別	一種	57	エチレングリコ-ルモノエチルエ-テル		110-80-5			0.3		0.1																引火性液体類		引火性液体類						
個別	一種	58	エチレングリコ-ルモノメチルエ-テル		109-86-4		疾病化学物質	0.3		0.1																引火性液体類		引火性液体類						
個別	一種	59	エチレンジアミン		107-15-3		疾病化学物質			0.1																腐食性物質	Y	腐食性物質						
個別	一種	60	エチレンジアミン四酢酸		60-00-4	二監																				毒物類		毒物類						
個別	一種	61	NN'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガン		12427-38-2	(2010年三監指定予)	疾病化学物質					登録農薬		優先取組物												可燃性物質類	P	可燃性物質類						
個別	一種	62	NN'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)マンガンとNN'-エチレンビス(ジチオカルバミン酸)亜鉛の錯化合物		8018-01-7		疾病化学物質					登録農薬		優先取組物		生活環境に係る物質										有害性物質	P							
個別	一種	63	1,1'-エチレン-2,2'-ピピリジニウム=ジプロミド		85-00-7	二監				0.1		登録農薬										劇物				毒物類		毒物類						
個別	一種	64	2-(4-エトキシフェニル)-2-メチルプロピル=3-フェノキシベンジルエ-テル		80844-07-1					1		登録農薬														引火性液体類		引火性液体類						
個別	一種	65	エピクロロヒドリン		106-89-8		疾病化学物質			0.1												劇物	4-2			毒物類	Y、P	毒物類						
個別	一種	66	1,2-エポキシブタン		106-88-7					0.1																引火性液体類	Y	引火性液体類						
個別	一種	67	2,3-エポキシ-1-プロパノール		556-52-5					0.1																毒物類		毒物類						
個別	一種	68	1,2-エポキシプロパン		75-56-9					0.1																引火性液体類	Y	引火性液体類						

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	一種	69	2,3-エポキシプロピルフェニルエテル		122-60-1					0.1												4-3											
個別	一種	70	エマメクテン安息香酸塩		155569-91-8							登録農薬									劇物												
個別	一種	71	塩化第二鉄		7705-08-0					1						生活環境に係										腐食性物質	Z		腐食性物質				
個別	一種	72	塩化パラフィン(炭素数が10から13までのもの及びその混合物に限る)		85535-84-8																												
個別	一種	73	1-オクタノール		111-87-5																	4-3					Z						
個別	一種	74	パラ-オクチルフェノール		1806-26-4	(2010年三監指定予定)																				腐食性物質		腐食性物質					
群	特定一種	75	カドミウム及びその化合物		-	二監、三監	疾病化学物質	0.1		0.1			排出基準、有害物質			人の健康に係る有害物質					劇物					毒物類、酸化性物質類	PP	毒物類、酸化性物質類					
群	特定一種	75	カドミウム及びその化合物	カドミウム	7440-43-9		疾病化学物質	0.1		0.1			排出基準、有害物質			人の健康に係る有害物質																	
群	特定一種	75	カドミウム及びその化合物	カドミウム化合物	-																												
群	特定一種	75	カドミウム及びその化合物	カドミウム及びその化合物	-																												
群	特定一種	75	カドミウム及びその化合物	塩化カドミウム	10108-64-2		疾病化学物質	0.1		0.1						人の健康に係る有害物質					劇物					毒物類	PP	毒物類					

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
群	特定一種	75	カドミウム及びその化合物	硝酸カドミウム	10325-94-7	二監、三監	疾病化学物質	0.1		0.1			排出基準、有害物質			人の健康に係る有害物質					劇物						酸化性物質類					
群	特定一種	75	カドミウム及びその化合物	硫酸カドミウム	10124-36-4		疾病化学物質	0.1		0.1			排出基準、有害物質			人の健康に係る有害物質					劇物						毒物類	PP	毒物類			
群	特定一種	75	カドミウム及びその化合物	酸化カドミウム	1306-19-0		疾病化学物質	0.1		0.1			排出基準、有害物質			人の健康に係る有害物質					劇物	貯蔵					毒物類	PP	毒物類			
個別	一種	76	イブシロン-カプロラクタム		105-60-2					1																	Z					
個別	一種	77	カルシウムシアナミド		156-62-7		疾病化学物質			1			登録農薬														可燃性物		可燃性物質類			
個別	一種	78	2,4-キシレノール		105-67-9																	4-3					毒物類	P	毒物類			
個別	一種	79	2,6-キシレノール		576-26-1	三監																4-3					毒物類		毒物類			
群	一種	80	キシレン		1330-20-7		疾病化学物質	0.3		0.1											劇物	4-2				引火性液体類	Y、危険物	引火性液体類				
群	一種	80	キシレン	キシレン	1330-20-7		疾病化学物質	0.3		0.1											劇物	4-2				引火性液体類	Y、危険物	引火性液体類				
群	一種	80	キシレン	o-キシレン	95-47-6		疾病化学物質	0.3		0.1											劇物	4-2				引火性液体類	Y、危険物	引火性液体類				
群	一種	80	キシレン	m-キシレン	108-38-3		疾病化学物質	0.3		0.1											劇物	4-2				引火性液体類	Y、危険物	引火性液体類				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
群	一種	80	キシレン	p-キシレン	106-42-3		疾病化学物質	0.3		0.1											劇物	4-2					引火性液体類	Y	危険物	引火性液体類			
個別	一種	81	キノリン		91-22-5																劇物	4-3					毒物類			毒物類			
群	一種	82	銀及びその水溶性化合物		-					0.1						人の健康に係る有害物質					劇物	1					酸化性物質類			酸化性物質類			
群	一種	82	銀及びその水溶性化合物	銀	7440-22-4					0.1																							
群	一種	82	銀及びその水溶性化合物	硝酸銀	7761-88-8					0.1						人の健康に係る有害物質					劇物	1					酸化性物質類			酸化性物質類			
群	一種	82	銀及びその水溶性化合物	銀および銀化	-																												
群	一種	82	銀及びその水溶性化合物	銀の水溶性化	-																												
個別	一種	83	クメン		98-82-8					1												4-2				引火性液体類	Y	危険物	引火性液体類				
個別	一種	84	グリオキサール		107-22-2																												
個別	一種	85	グルタルアルデヒド		111-30-8					0.1																毒物類	Y	毒物類					
群	一種	86	クレゾール		1319-77-3		疾病化学物質	1		1						生活環境に係る物質					劇物	4-3				毒物類	Y	毒物類					
群	一種	86	クレゾール	クレゾール	1319-77-3		疾病化学物質	1		1						生活環境に係る物質					劇物	4-3				毒物類	Y	毒物類					

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/ 個別	種別	政 令 番 号	物質名	群化 合物 にお ける 主な 用途	CAS 番号	化学 物質 審査 規制 法	労働基 準法	労働安 全衛生 法(表 示)	労働安 全衛生 法(変 異原 性)	労働安 全衛生 法(通 知)	労働安 全衛生 法(作 業環 境測 定)	農薬 取締 法	大気 汚染 防止 法	大気 汚染 防止 法(有 害大 気汚 染物 防止 法)	オゾ ン層 保護 法	水質 汚濁 防止 法	水道 法	下水 道法	廃棄 物処 理法	土壌 汚染 対策 法	毒劇 物取 締法	消 防 法	家 庭用 品規 制法	高圧 ガス 保安 法	道 路法	船舶 安全 法	海 洋汚 染防 止法	航空 法	SVH C	PI C	POP S	
群	一種	86	クレゾール	p-ク レ ゾ ール	106-44-5			1		1						生活 環境 に係 る物 質					劇 物	4-3					毒物 類	Y	毒物類			
群	一種	86	クレゾール	o-ク レ ゾ ール	95-48-7			1		1						生活 環境 に係 る物 質					劇 物	指定 可燃 物				毒物 類	Y	毒物類				
群	一種	86	クレゾール	m-ク レ ゾ ール	108-39-4			1		1						生活 環境 に係 る物 質					劇 物	指定 可燃 物				毒物 類	Y	毒物類				
群	一種	87	クロム及び三価クロム化合物		-					0.1						生活 環境 に係 る物 質						1				酸化 性物 質類		酸化性 物質類				
群	一種	87	クロム及び三価クロム化合物	クロ ム	7440-47- 3					0.1						生活 環境 に係 る物 質																
群	一種	87	クロム及び三価クロム化合物	硝酸 クロ ム	13548- 38-4					0.1						生活 環境 に係 る物 質						1				酸化 性物 質類		酸化性 物質類				
群	一種	87	クロム及び三価クロム化合物	クロ ム及 び三 価ク ロム	-																											
群	一種	87	クロム及び三価クロム化合物	総ク ロム	-																											

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
群	特定一種	88	六価クロム化合物		-	二監	疾病化学物質	0.1		0.1			排出基準、有害物質	優先取組物質		人の健康に係る有害物質、生活環境					劇物	1、貯蔵					毒物類、酸化性物質類	P、Y	毒物類、酸化性物質類			
群	特定一種	88	六価クロム化合物	クロム酸(無水)	1333-82-0		疾病化学物質	0.1		0.1				優先取組物質		人の健康に係る有害物質、生活環境					劇物	1				酸化性物質類		酸化性物質類				
群	特定一種	88	六価クロム化合物	ニクロム酸ナトリウム	10588-01-9	二監	疾病化学物質	0.1		0.1				優先取組物質		人の健康に係る有害物質、生活環境					劇物	1				毒物類	Y	毒物類				
群	特定一種	88	六価クロム化合物	重クロム酸カリウム	7778-50-9		疾病化学物質			0.1				優先取組物質		人の健康に係る有害物質、生活環境					劇物	1				毒物類		毒物類				
群	特定一種	88	六価クロム化合物	クロム酸鉛	7758-97-6		疾病化学物質	0.1		0.1			排出基準、有害物質	優先取組物質		人の健康に係る有害物質、生活環境					劇物	貯蔵				毒物類	P	毒物類				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/ 個別	種別	政 令 番 号	物質名	群化 合物 にお ける 主な 用途	CAS番号	化学 物質 審査 規制 法	労働基 準法	労働安 全衛生 法(表 示)	労働安 全衛生 法(変 異原 性)	労働安 全衛生 法(通 知)	労働安 全衛生 法(作 業環 境測 定)	農薬 取締 法	大気 汚染 防止 法	大気 汚染 防止 法(有 害大 気汚 染物 質)	オゾ ン層 保護 法	水質 汚濁 防止 法	水道 法	下水 道法	廃棄 物処 理法	土壌 汚染 対策 法	毒劇 物取 締法	消 防 法	家 庭用 品規 制法	高圧 ガス 保安 法	道 路 安 全 法	船 舶 安 全 法	海 洋 汚 染 防 止 法	航 空 法	SVH C	PI C	POP S		
群	特定 一種	88	六価クロム化合物	クロム酸亜鉛	13530-65-9			0.1		0.1				優先取組物質		人の健康に係る有害物質、生活環					劇物												
群	特定 一種	88	六価クロム化合物	クロム酸ストロンチウム	7789-06-2			0.1		0.1				優先取組物質		人の健康に係る有害物質、生活環					劇物	貯蔵				毒物類		毒物類					
群	特定 一種	88	六価クロム化合物	クロム酸カルシウム	13765-19-0			0.1		0.1				優先取組物質		人の健康に係る有害物質、生活環					劇物												
群	特定 一種	88	六価クロム化合物	クロム()化合物	-																												
群	特定 一種	88	六価クロム化合物	六価クロム化合物	-																												
群	特定 一種	88	六価クロム化合物	ある種のクロム化合物	-																												
群	特定 一種	88	六価クロム化合物	クロム()化合物	-																												
群	一 種	89	クロロアニリン		-		二 監、			0.1											劇物	4-3				毒物類		毒物類					

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
群	一種	89	クロロアニリン	o-クロロアニリン	95-51-2	二監、三監															劇物	4-3					毒物類	毒物類				
群	一種	89	クロロアニリン	p-クロロアニリン	106-47-8	二監、三監				0.1																毒物類	毒物類					
群	一種	89	クロロアニリン	m-クロロアニリン	108-42-9	二監、三監																4-3				毒物類	毒物類					
個別	一種	90	2-クロロ-4-エチルアミノ-6-イソプロピルアミノ-1,3,5-トリアジン		1912-24-9	二監、三監				0.1		登録農薬																				
個別	一種	91	2-(4-クロロ-6-エチルアミノ-1,3,5-トリアジン-2-イル)アミノ-2-メチルプロピオニトリル		21725-46-2							登録農薬				人の健康に係る有害物					劇物					毒物類	毒物類					
個別	一種	92	4-クロロ-3-エチル-1-メチル-N-[4-(パラトリルオキシ)ベンジル]ピラゾール		129558-76-5							登録農薬									劇物					毒物類	PP 毒物類					
個別	一種	93	2-クロロ-2'-エチル-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)-6'-メチルアセトアニリド		51218-45-2							登録農薬														引火性液体類	引火性液体類					
個別	特定一種	94	クロロエチレン		75-01-4	二監	疾病化学物質	0.1		0.1															高圧ガス	高圧ガス						
個別	一種	95	3-クロロ-N-(3-クロロ-5-トリフルオロメチル-2-ピリジル)-アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-		79622-59-6							登録農薬																				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	96	1-[[2-[2-クロロ-4-(4-クロロフェノキシ)フェニル]-4-メチル-1,3-ジオキサラン-2-イル]メチル]-4,4-ジヒドロフル		119446-68-3							登録農薬																				
個別	一種	97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン		611-19-8					(2010年三監指定)												4-3										
個別	一種	98	クロロ酢酸		79-11-8																	劇物	貯蔵			腐食性物質	Y	毒物類				
個別	一種	99	クロロ酢酸エチル		105-39-5																	劇物	4-2			毒物類		毒物類				
個別	一種	##	2-クロロ-2'6'-ジエチル-N-(2-プロポキシエチル)アセトアニリド		51218-49-6							登録農薬																				
個別	一種	##	2-クロロ-2'6'-ジエチル-N-(メキシメチル)アセトアニリド		15972-60-8							登録農薬														引火性液体類	X	引火性液体類				
個別	一種	##	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン		97-00-7	二監	疾病化学物質															5			毒物類	P	毒物類					
個別	一種	##	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン		75-68-3																				高圧ガス		高圧ガス					
個別	一種	##	クロロジフルオロメタン		75-45-6				0.1																高圧ガス		高圧ガス					
個別	一種	##	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン		2837-89-0																				高圧ガス		高圧ガス					
個別	一種	##	クロロトリフルオロエタン		-																				高圧ガス		高圧ガス					
個別	一種	##	クロロトリフルオロメタン		75-72-9																				高圧ガス		高圧ガス					

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な用途	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	一種	##	(RS)-2-(4-クロロ-オルト-トリルオキシ)プロピオン		7085-19-0																							毒物類					
個別	一種	##	オルト-クロロトルエン		95-49-8	三監				0.1												4-2					引火性液体類	Y、P					
個別	一種	##	パラ-クロロトルエン		106-43-4																	4-2					引火性液体類	Y					
個別	一種	##	2-クロロ-4-ニトロアニリン		121-87-9																	5					毒物類	P					
個別	一種	##	2-クロロニトロベンゼン		88-73-3																劇物	貯蔵					毒物類	Y'					
個別	一種	##	2-クロロ-4,6-ビス(エチルアミノ)-1,3,5-トリアジン		122-34-9	二監						登録農薬															毒物類						
個別	一種	##	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルインドール		133220-30-1							登録農薬																					
個別	一種	##	4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4,5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド		158237-07-1							登録農薬																					
個別	一種	##	(4RS,5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1,2-チアゾリジン-2-カルボキサミド		78587-05-0							登録農薬																					
個別	一種	##	(RS)-1-パラ-クロロフェニル-4,4-ジメチル-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-2-オン		107534-96-3							登録農薬																					
個別	一種	##	2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサニトリル		88671-89-0							登録農薬									劇物												
個別	一種	##	(RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オン		114369-43-6							登録農薬																					
個別	一種	##	オルト-クロロフェノール		95-57-8	二監				0.1												4-3					毒物類						

物質リスト-3: PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	##	パラ-クロロフェノール		106-48-9	二監、三監				0.1																		毒物類				
個別	一種	##	2-クロロプロピオン酸		598-78-7					1												4-3					腐食性物質	Y	腐食性物質			
個別	一種	##	3-クロロプロペン		107-05-1					0.1												4-1					引火性液体類	Y	引火性液体類			
個別	一種	##	1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチ)		99485-76-4							登録農薬																				
個別	一種	##	クロロベンゼン		108-90-7	三監	疾病化学物質	1		0.1												4-2					引火性液体類	Y	引火性液体類			
個別	一種	##	クロロベンタフルオロエタン		76-15-3					1																	高圧ガス		高圧ガス			
個別	一種	##	クロロホルム		67-66-3	二監(2010年三監指定)	疾病化学物質	1		0.1												劇物	貯蔵				毒物類	Y	毒物類			
個別	一種	##	クロロメタン		74-87-3	二監	疾病化学物質			0.1												劇物	貯蔵				高圧ガス		高圧ガス			
個別	一種	##	4-クロロ-3-メチルフェ		59-50-7																						毒物類		毒物類			
個別	一種	##	(4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸		94-74-6	二監						登録農薬															毒物類		毒物類			
個別	一種	##	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン		563-47-3																	4-1					引火性液体類		引火性液体類			
群	一種	##	コバルト及びその化合物		-		疾病化学物質、感作性物質			0.1																	可燃性物質類、毒物類		輸送禁止、毒物類			

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な用途	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
群	一種	##	コバルト及びその化合物	コバルト	7440-48-4					0.1																	可燃性物質類	輸送禁止				
群	一種	##	コバルト及びその化合物	コバルト及びその化合物	-																											
群	一種	##	コバルト及びその化合物	塩化コバルト()	7646-79-9					0.1																	毒物類	毒物類				
群	一種	##	コバルト及びその化合物	コバルトカルボ	10210-68-1																											
群	一種	##	コバルト及びその化合物	コバルトヒドロカルボ	16842-03-8																											
個別	一種	##	酢酸2-エトキシエチル		111-15-9			0.3		0.1												4-2					引火性液体類	Y	引火性液体類			
個別	一種	##	酢酸ビニル		108-05-4					0.1												4-1				引火性液体類	Y、危険物	引火性液体類				
個別	一種	##	酢酸2-メトキシエチル		110-49-6					0.1												4-2				引火性液体類	Y	引火性液体類				
個別	一種	##	サリチルアルデヒド		90-02-8																											
個別	一種	##	シアナミド		420-04-2					0.1																毒物類	P	毒物類				
個別	一種	##	(RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2,4-ジクロロフェニル)エチル]-3,3-ジメチルブチ		139920-32-4																											

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	一種	##	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=		66841-25-6							登録農薬				人の健康に係る有害物					劇物					毒物類							
個別	一種	##	(RS)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル		39515-41-8							登録農薬				人の健康に係る有害物					劇物					毒物類	PP	毒物類					
個別	一種	##	トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシエチル)-3-エチルシクロプロパンカルボキシル		57966-95-7							登録農薬																					
個別	一種	##	2,4-ジアミノニソール		615-05-4				0.1																								
個別	一種	##	4,4'-ジアミノジフェニルエー		101-80-4				0.1																								
群	一種	##	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)		-		疾病化学物質		1			登録農薬	特定物質			人の健康に係る有害物					毒物	4-1、貯蔵				毒物類	P	毒物類、輸送禁止					
群	一種	##	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	全シアン	-																												
群	一種	##	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	シアン化水素	74-90-8		疾病化学物質		1			登録農薬	特定物質			人の健康に係る有害物					毒物	4-1				毒物類	P	輸送禁止					
群	一種	##	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	シアン化カリウム	151-50-8		疾病化学物質	1		1		登録農薬				人の健康に係る有害物					毒物	貯蔵				毒物類	P	毒物類					
群	一種	##	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	シアン化ナトリウム	143-33-9		疾病化学物質	1		0.1		登録農薬				人の健康に係る有害物					毒物	貯蔵				毒物類	P	毒物類					
個別	一種	##	2-(ジエチルアミノ)エタノール		100-37-8	二監				1																腐食性物質	Y	腐食性物質					
個別	一種	##	O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O,O-ジメチル=ホスホロキオア		29232-93-7							登録農薬														引火性液体類		引火性液体類					

物質リスト-3 : PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	##	NN-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル		28249-77-6							登録農薬				人の健康に係る有害物質																
個別	一種	##	NN-ジエチル-3-(2,4,6-トリメチルフェニルスルホニル)-1H-1,2,4-トリアゾール-1-カルボキサミド		125306-83-4							登録農薬																				
個別	一種	##	四塩化炭素		56-23-5	二特	疾病化学物質	1		0.1						人の健康に係る有害物質					劇物	貯蔵				毒物類	Y, P	毒物類				
個別	一種	##	1,4-ジオキサン		123-91-1	二監	疾病化学物質	1		0.1												4-1				引火性液体類	Y	引火性液体類				
個別	一種	##	1,3-ジオキソラン		646-06-0					0.1												4-1				引火性液体類		引火性液体類				
個別	一種	##	1,3-ジカルバモイルチオ-2-(NN-ジメチルアミノ)-プロパン		15263-53-3	(2010年三監指定)						登録農薬									劇物											
個別	一種	##	シクロヘキサ-1-エン-1,2-ジカルボキシミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-ニル)シクロプロパ		7696-12-0																											
個別	一種	##	シクロヘキシルアミン		108-91-8					0.1											劇物	4-2				腐食性物質	Y	腐食性物質				
個別	一種	##	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド		17796-82-6																											
群	一種	##	ジクロロアニリン		27134-																					毒物類	P	毒物類				
群	一種	##	ジクロロアニリン	2,5-ジクロロアニリン	95-82-9																					毒物類	P	毒物類				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
群	一種	##	ジクロロアニリン	3,4-ジクロロアニリン	95-76-1																											
群	一種	##	ジクロロアニリン	3,5-ジクロロアニリン	626-43-7																											
個別	一種	##	1,2-ジクロロエタン		107-06-2	二監	疾病化学物質	1		0.1				優先取組物質		人の健康に係る有害物質						4-1					引火性液体類	Y、危険物	引火性液体類			
個別	一種	##	1,1-ジクロロエチレン		75-35-4	二監										人の健康に係る有害物質						4-特殊					引火性液体類		引火性液体類			
個別	一種	##	シス-1,2-ジクロロエチレン		156-59-2	二監	疾病化学物質	1		0.1						人の健康に係る有害物質						4-1					引火性液体類		引火性液体類			
個別	一種	##	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン		101-14-4	二監		0.1		0.1																						
個別	一種	##	ジクロロジフルオロメタン		75-71-8					1																	高圧ガス		高圧ガス			
個別	一種	##	3,5-ジクロロ-N-(1,1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド		23950-58-5							登録農薬																				
個別	一種	##	ジクロロテトラフルオロエタン		-					1																	高圧ガス		高圧ガス			
個別	一種	##	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン		306-83-2					1																						
個別	一種	##	2,4-ジクロロトルエン		95-73-8	二監																4-3										
個別	一種	##	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン		99-54-7																											
個別	一種	##	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン		89-61-2	二監	(2010年三監指定)																									

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な用途	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	一種	##	3-(3,5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2,4-ジオキサゾリン-1-カル		36734-19-7							登録農薬																					
個別	一種	##	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1,1-ジメチル尿素		330-54-1				1			登録農薬																					
個別	一種	##	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)プロピル-1,1,2,2-テトラフルオロ		112281-77-3							登録農薬																					
個別	一種	##	(2RS,4RS)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオキサラン-2-イルメチル]-1H-1,2,4-トリアゾール及び(2RS,4SR)-1-[2-(2,4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1,3-ジオ		60207-90-1							登録農薬																					
個別	一種	##	3-[1-(3,5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3,4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1,2-オキサジン		153197-14-9							登録農薬																					
個別	一種	##	(RS)-3-(3,5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ピニル-1,3-オキサゾリン		50471-44-8																												
個別	一種	##	3-(3,4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素		330-55-2							登録農薬																					
個別	一種	##	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸		94-75-7				0.1			登録農薬														毒物類	毒物類						
個別	一種	##	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン		1717-00-6																												
個別	一種	##	ジクロロフルオロメタン		75-43-4				0.1																	高圧ガス	高圧ガス						
個別	一種	##	1,2-ジクロロプロパン		78-87-5	二監			0.1													4-1				引火性液体類	Y	引火性液体類					

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	一種	##	1,3-ジクロロプロベン		542-75-6	二監 (2010年三監指定)				0.1		登録農薬				人の健康に係る有害物質						4-2					引火性液体類	X					
個別	一種	##	3,3'-ジクロロベンジジン		91-94-1	二監		1		0.1																							
群	一種	##	ジクロロベンゼン		-	二監、三監	疾病化学物質	1		1												4-2、指定可燃					毒物類、有害性物質	X、P					
群	一種	##	ジクロロベンゼン	o-ジクロロベンゼン	95-50-1	二監、三監	疾病化学物質	1		1												4-2				毒物類	X						
群	一種	##	ジクロロベンゼン	m-ジクロロベンゼン	541-73-1																	4-2				毒物類	X、P						
群	一種	##	ジクロロベンゼン	p-ジクロロベンゼン	106-46-7	二監、三監	疾病化学物質			0.1												指定可燃物				有害性物質	X、P						
個別	一種	##	2-[4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン		71561-11-0							登録農薬																					
個別	一種	##	4-(2,4-ジクロロベンゾイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート		58011-68-0							登録農薬																					
個別	一種	##	2,6-ジクロロベンゾニトリル		1194-65-6	二監						登録農薬				人の健康に係る有害物質																	
個	一種	##	ジクロロベンタフルオロブ		-																												

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	##	ジクロロメタン		75-09-2	二監 (2010年三監指定)				0.1				優先取組物質		人の健康に係る有害物質											毒物類	Y	毒物類			
個別	一種	##	2,3-ジシアノ-1,4-ジチアアントラキノン		3347-22-6	二監 (2010年三監指定)						登録農薬				人の健康に係る有害物質																
個別	一種	##	NN-ジシクロヘキシルアミン		101-83-7																	4-3				腐食性物質		腐食性物質				
個別	一種	##	NN-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		4979-32-2	一監、二監 (2010年三監指定)																										
個別	一種	##	ジシクロペンタジエン		77-73-6					1												4-2				引火性液体類	X	引火性液体類				
個別	一種	##	1,3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル		50512-35-1					1		登録農薬														引火性液体類		引火性液体類				
個別	一種	##	ジチオリン酸O-エチル-S-S-ジフェニル		17109-49-8		疾病化学物質					登録農薬				生活環境に係る物質					劇物					毒物類	PP	毒物類				
個別	一種	##	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)		298-04-4					0.1		登録農薬				生活環境に係る物質					劇物					毒物類	P	毒物類				
個別	一種	##	ジチオリン酸O,O-ジエチル-S-[(6-クロロ-2,3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル)メチル]		2310-17-0							登録農薬									劇物					毒物類	PP	毒物類				
個別	一種	##	ジチオリン酸O-2,4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル		34643-46-4							登録農薬				生活環境に係る物質										引火性液体類		引火性液体類				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/ 個別	種別	政 令 番 号	物質名	群化 合物 にお ける 主な 用途	CAS番号	化学 物質 審査 規制 法	労働基 準法	労働安 全衛生 法(表 示)	労働安 全衛生 法(変 異原 性)	労働安 全衛生 法(通 知)	労働安 全衛生 法(作 業環 境測 定)	農薬 取締 法	大気 汚染 防止 法	大気 汚染 防止 法(有 害大 気汚 染物 類)	オゾ ン層 保護 法	水質 汚濁 防止 法	水道 法	下水 道法	廃棄 物処 理法	土壌 汚染 対策 法	毒劇 物取 締法	消 防 法	家 庭用 品規 制法	高圧 ガス 保安 法	道 路法	船 舶安 全法	海 洋汚 染防 止法	航空 法	SVH C	PI C	POP S				
個別	一種	##	ジチオリン酸S-(2,3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1,3,4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O,O-ジメチル		950-37-8							登録 農薬				生活 環境 に係 る物 質																			
個別	一種	##	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-1,2-ビス(エトキシカルボニル)エチル		121-75-5				0.1			登録 農薬				生活 環境 に係 る物 質					毒 物					毒物 類	P	毒物類							
個別	一種	##	ジチオリン酸O,O-ジメチル-S-[(N-メチルカルバモイル)メチル]		60-51-5							登録 農薬				生活 環境 に係 る物 質					劇 物	4-1				毒物 類	PP	毒物類							
個別	一種	##	ジナトリウム=2,2'-ピニレンビス[5-(4-ホルホルノ-6-アニリノ-1,3,5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホニル]		16090-02-1																														
群	一種	##	ジニトロトルエン		25321-14-6				0.1												劇 物	5				毒物 類	X	輸送禁 止							
群	一種	##	ジニトロトルエン	ジニ トロ トル エン	25321-14-6				0.1													5				毒物 類	X	輸送禁 止							
群	一種	##	ジニトロトルエン	2,3-ジ ニト ロト ルエ ン	602-01-7																	5				毒物 類	X	輸送禁 止							
群	一種	##	ジニトロトルエン	2,4-ジ ニト ロト ルエ ン	121-14-2				0.1													劇 物	5			毒物 類	Y	毒物類							
群	一種	##	ジニトロトルエン	2,5-ジ ニト ロト ルエ ン	619-15-8																	5				毒物 類	X	輸送禁 止							

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主なCAS番号	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
群	一種	##	ジニトロトルエン	2,6-ジニトロトルエン	606-20-2	二監、三監																5				毒物類	X	輸送禁止				
群	一種	##	ジニトロトルエン	3,4-ジニトロトルエン	610-39-9	二監、三監																5				毒物類	X	輸送禁止				
個別	一種	##	2,4-ジニトロフェノール		51-28-5	二監、三監	疾病化学物質														毒物	5				火薬類	P	輸送禁止				
個別	一種	##	ジビニルベンゼン		1321-74-0					0.1												4-2										
個別	一種	##	ジフェニルアミン		122-39-4	三監				0.1												指定可燃物				毒物類	Y'	毒物類				
個別	一種	##	ジフェニルエテル		101-84-8					1												4-3				X						
個別	一種	##	1,3-ジフェニルグアニジン		102-06-7	二監																										
個別	一種	##	N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル		55285-14-8							登録農薬									劇物					毒物類		毒物類				
個別	一種	##	2,6-ジ-タ-シャリ-ブチル-4-クレゾール		128-37-0					0.1																						
個別	一種	##	2,4-ジ-タ-シャリ-ブチルフェノール		96-76-4	二監																指定可				腐食性物質		腐食性物質				
個別	一種	##	ジプロモクロロメタン		124-48-1																					毒物		毒物類				
個別	一種	##	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド		10222-01-2		(2010年三監指定)										人の健康に係る					劇物										
個別	一種	##	ジプロモテトラフルオロエタ		-																											
個別	一種	##	(RS)-OS-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート		30560-19-1							登録農薬																				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	##	NN-ジメチルアセトアミド		127-19-5					0.1												4-2					Y					
個別	一種	##	2,4-ジメチルアニリン		95-68-1					0.1												4-3				毒物類	毒物類					
個別	一種	##	2,6-ジメチルアニリン		87-62-7	二監				0.1												4-3				毒物類	毒物類					
個別	一種	##	NN-ジメチルアニリン		121-69-7					1												4-3				毒物類	毒物類					
個別	一種	##	5-ジメチルアミノ-1,2,3-トリチアン		31895-21-3							登録農薬														毒物類	毒物類					
個別	一種	##	ジメチルアミン		124-40-3					0.1												4-1			高圧ガス	Y	高圧ガス					
個別	一種	##	ジメチルジスルフィド		624-92-0	三監				0.1												4-1				引火性液体類	Y	引火性液体類				
群	一種	##	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩		-					0.1																腐食性物質		腐食性物質				
群	一種	##	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	ジメチルジチオカルバミン酸	137-29-1					0.1																						
群	一種	##	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩	ジメチルジチオカルバミン酸	128-04-1																					腐食性物質		腐食性物質				
個別	一種	##	2,2-ジメチル-2,3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピル]プロピルアミン		82560-54-1							登録農薬														毒物類		毒物類				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/ 個別	種別	政令 番号	物質名	群化 合物に おける 主な 物質	CAS番号	化学 物質 審査 規制法	労働基 準法	労働安 全衛生 法(表 示)	労働安 全衛生 法(変 異原 性)	労働安 全衛生 法(通 知)	労働安 全衛生 法(作 業環 境測 定)	農薬 取締 法	大気 汚染 防止 法	大気 汚染 防止 法(有 害大 気汚 染物 の防 止)	オゾ ン層 保護 法	水質 汚濁 防止 法	水道 法	下水 道法	廃棄 物処 理法	土壌 汚染 対策 法	毒劇 物取 締法	消防 法	家庭 用品 規制 法	高圧 ガス 保安 法	道路 安全 法	船舶 安全 法	海洋 汚染 防止 法	航空法	SVH C	PI C	POP S	
群	一種	##	臭素酸の水溶性塩	臭素酸カリウム	7758-01-2																1							酸化性物質類				
群	一種	##	臭素酸の水溶性塩	臭素酸塩	-																											
個別	一種	##	3,5-ジヨド-4-オクタニルオキシベンゾニトリル		3861-47-0							登録農薬				人の健康に係る有害物						劇物										
群	一種	##	水銀及びその化合物		-			疾病化学物質	0.3		0.1					人の健康に係る有害物						毒物	貯蔵				毒物類	PP	毒物類			
群	一種	##	水銀及びその化合物	水銀	7439-97-6			疾病化学物質	0.3		0.1					人の健康に係る有害物						毒物	貯蔵			腐食性物質	腐食性物質					
群	一種	##	水銀及びその化合物	水銀及びその化合物	-																											
群	一種	##	水銀及びその化合物	塩化水銀(Ⅱ)	7487-94-7			疾病化学物質	0.3		0.1					人の健康に係る有害物						毒物	貯蔵			毒物類	PP	毒物類				
群	一種	##	水銀及びその化合物	塩化メチル水銀	115-09-3			疾病化学物質	0.3		0.1					人の健康に係る有害物						毒物	貯蔵			毒物類	PP	毒物類				
群	一種	##	水銀及びその化合物	メチル水銀	22967-92-6			疾病化学物質	0.3		0.1					人の健康に係る有害物						毒物	貯蔵			毒物類	PP	毒物類				
群	一種	##	水銀及びその化合物	アルキル	-																											

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
群	一種	##	水銀及びその化合物	水銀蒸気	7439-97-6		疾病化学物質	0.3		0.1				優先取組物質		人の健康に係る有害物質						貯蔵					腐食性物質		腐食性物質			
群	一種	##	水銀及びその化合物	総水	-																											
群	一種	##	水銀及びその化合物	無機水銀	-																											
個別群	一種	##	水素化テルフェニル		61788-32-7																	4-3				有害性物	PP					
群	一種	##	有機スズ化合物		-		疾病化学物質			0.1											劇物	4-2、4-3、4-4				毒物類	PP	毒物類				
群	一種	##	有機スズ化合物	有機スズ化合物	-																											
群	一種	##	有機スズ化合物	ジブチルスズジ脂肪族モノカルボン酸(C2-3)塩'ジブチル	77-58-7		疾病化学物質			0.1												4-4				毒物類	PP	毒物類				
群	一種	##	有機スズ化合物	テトラ-n-オクチル	3590-84-9					0.1																						
群	一種	##	有機スズ化合物	テトラフェニルスズ	595-90-4	一監				0.1																						

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/ 個別	種別	政 令 番 号	物質名	群化 合物 にお ける 主な 用途	CAS番号	化学 物質 審査 規制 法	労働基 準法	労働安 全衛生 法(表 示)	労働安 全衛生 法(変 異原 性)	労働安 全衛生 法(通 知)	労働安 全衛生 法(作 業環 境測 定)	農薬 取締 法	大気 汚染 防止 法	大気 汚染 防止 法(有 害大 気汚 染物 の防 止)	オゾ ン層 保護 法	水質 汚濁 防止 法	水道 法	下水 道法	廃 棄物 処 理 法	土壌 汚染 対策 法	毒 劇物 取締 法	消 防 法	家 庭用 品規 制法	高圧 ガス 保安 法	道 路法	船舶 安全 法	海 洋汚 染防 止法	航空法	SVH C	PI C	POP S				
群	一種	##	有機スズ化合物	水酸化トリフェニルスズ	668-34-8					0.1																									
群	一種	##	有機スズ化合物	二塩化ジブチルスズ	683-18-1					0.1																									
群	一種	##	有機スズ化合物	トリブチルスズ	688-73-3			疾病化学物質			0.1										劇物	4-2				毒物類	PP	毒物類							
群	一種	##	有機スズ化合物	塩化トリブチルスズ	1461-22-9	二特		疾病化学物質			0.1										劇物	4-3				毒物類	PP	毒物類							
群	一種	##	有機スズ化合物	テトラブチルスズ	1461-25-2						0.1																								
群	一種	##	有機スズ化合物	シクロヘキサスズ	13121-70-5						1										劇物					毒物類	PP	毒物類							
群	一種	##	有機スズ化合物	トリブチルスズオキサイド	56-35-9	一特		疾病化学物質			0.1										劇物	4-3				毒物類	PP	毒物類							
群	一種	##	有機スズ化合物	モノメチルスズトリソクチル	57583-34-3						0.1																								

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
群	一種	##	有機スズ化合物	二塩化ジオクチルスズ	3542-36-7					0.1																						
個別	一種	##	スチレン		100-42-5		疾病化学物質	0.3		0.1												4-2				引火性液体類	Y、危険	引火性液体類				
個別群	一種	##	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム		4016-24-4																											
群	一種	##	セレン及びその化合物		-		疾病化学物質			0.1						人の健康に係る有害物					毒物	貯蔵				毒物類、高圧ガス	毒物類、輸送禁止					
群	一種	##	セレン及びその化合物	セレン	7782-49-2		疾病化学物質			0.1						人の健康に係る有害物					毒物	貯蔵										
群	一種	##	セレン及びその化合物	セレン化硫黄	7446-34-6		疾病化学物質			0.1						人の健康に係る有害物					毒物					毒物類	毒物類					
群	一種	##	セレン及びその化合物	亜セレン酸ナトリウム	10102-18-8		疾病化学物質			0.1						人の健康に係る有害物					毒物					毒物類	毒物類					
群	一種	##	セレン及びその化合物	六フッ化セレン	7783-79-1		疾病化学物質			0.1						人の健康に係る有害物					毒物					高圧ガス	輸送禁止					
群	特定一種	##	ダイオキシン類		-					0.1																						

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主なCAS番号	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
群	特定一種	##	ダイオキシン類	2,3,7,8-テトラクロロジベンゾ-p-ジ	1746-01-6					0.1																							
個別	一種	##	2-チオキソ-3,5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1,3,5-チアジアジン		533-74-4	(2010年三監指定予定)						登録農薬									劇物					毒物類	毒物類						
個別	一種	##	チオ尿素		62-56-6	二監(2010年三監指定予定)				0.1																毒物類	毒物類						
個別	一種	##	チオフェノール		108-98-5					0.1											毒物	4-2				毒物類	輸送禁止						
個別	一種	##	チオりん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル		77458-01-6							登録農薬				生活環境に係る物質					劇物					毒物類	P	毒物類					
個別	一種	##	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリジニル)		333-41-5	二監、三監	疾病化学物質			0.1		登録農薬				生活環境に係る物質					劇物					毒物類	PP	毒物類					
個別	一種	##	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジニル)		2921-88-2	二監、三監				1		登録農薬				生活環境に係る物質					劇物					毒物類	PP	毒物類					
個別	一種	##	チオりん酸O,O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソキサゾリル)		18854-01-8							登録農薬				生活環境に係る物質					劇物					毒物類	PP	毒物類					

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	一種	##	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル)		122-14-5	二監(2010年三監指定)				1		登録農薬				生活環境に係る物質						5					毒物類						
個別	一種	##	チオりん酸O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル)		55-38-9					0.1		登録農薬				生活環境に係る物質					劇物						毒物類	PP	毒物類				
個別	一種	##	チオりん酸O-4-プロモ-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル		41198-08-7							登録農薬				生活環境に係る物質											毒物類	P	毒物類				
個別	一種	##	チオりん酸S-ベンジル-O,O-ジイソプロピル		26087-47-8							登録農薬				生活環境に係る物質											引火性液体類		引火性液体類				
個別	一種	##	デカブロモジフェニルエチル		1163-19-5	二監																											
個別	一種	##	デカン酸		334-48-5																						X						
群	一種	##	デシラルコ-ル		-																						Y						
群	一種	##	デシラルコ-ル	n-デシラルコ-ル	112-30-1																						Y						
群	一種	##	デシラルコ-ル	イソデシラルコ-ル	25339-17-7																												
個別	一種	##	1,3,5,7-テトラアザトリシクロ[3,3,1,1(3,7)]デカン		100-97-0																						Z	可燃性物質類					
個別	一種	##	テトラエチルチウラムジス		97-77-8					0.1																							
個別	一種	##	テトラクロロイソフタロニトリル		1897-45-6	二監(2010年三監指定)						登録農薬				人の健康に係る有害物質																	

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な用途	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	##	4,5,6,7-テトラクロロイソベンゾフラン-1(3H)-オン		27355-22-2					1		登録農薬																				
個別	一種	##	テトラクロロエチレン		127-18-4	二特	疾病化学物質	0.1		0.1			指定物質	優先取組物質		人の健康に係る有害物質										毒物類	Y,P	毒物類				
個別	一種	##	テトラクロロジフルオロエタ		-					1																						
個別	一種	##	2,3,5,6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ		118-75-2																											
個別	一種	##	テトラヒドロメチル無水フタル酸		11070-44-3																											
個別	一種	##	2,3,5,6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル=(Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチルクロロプロパンカ		79538-32-2							登録農薬									毒物					毒物類		毒物類				
個別	一種	##	3,7,9,13-テトラメチル-5,11-ジオキサ-2,8,14-トリチア-4,7,9,12-テトラアザベンタジエン-2,12-ジエン		59669-26-0							登録農薬									劇物					毒物類		毒物類				
個別	一種	##	テトラメチルチウラムジスルフィド		137-26-8					0.1		登録農薬																				
個別	一種	##	3,7,11,15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール		505-32-8																	4-3										
個別	一種	##	テレフタル酸		100-21-0					0.1																						
個別	一種	##	テレフタル酸ジメチル		120-61-6																						Y'					
群	一種	##	銅水溶性塩(錯塩を除く。)		-					0.1											劇物	貯蔵				腐食性物質	PP	腐食性物質				
群	一種	##	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	硫酸銅・5水和物	7758-99-8					0.1						生活環境に係る物質					劇物											

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農業取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS
群	一種	##	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	硫酸銅(無水)	7758-98-7					0.1						生活環境に係る物質					劇物	貯蔵					PP				
群	一種	##	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	塩化銅	7447-39-4					0.1						生活環境に係る物質					劇物	貯蔵				腐食性物質	PP	腐食性物質			
個別	一種	##	1-ドデカノール		112-53-8																	4-3					Y				
個別	一種	##	タ-シャリ-ドデカンチオール		25103-58-6																	4-3				毒物類		毒物類			
個別	一種	##	ドデシル硫酸ナトリウム		151-21-3																										
個別	一種	##	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン		112-57-2																劇物	4-3				腐食性物質	Y	腐食性物質			
個別	一種	##	トリエチルアミン		121-44-8					1												4-1				引火性液体類	Y	引火性液体類			
個別	一種	##	トリエチレンテトラミン		112-24-3																	4-3				腐食性物質	Y	腐食性物質			
個別	一種	##	1,1,1-トリクロロエタン		71-55-6		疾病化学物質	1		0.1						人の健康に係る有害物質										腐食性物質	Y	毒物類			
個別	一種	##	1,1,2-トリクロロエタン		79-00-5	二監	疾病化学物質			0.1						人の健康に係る有害物質											Y				
個別	一種	##	トリクロロエチレン		79-01-6	二特	疾病化学物質	0.1		0.1			指定物質	優先取組物質		人の健康に係る有害物質										毒物類	Y	毒物類			
個別	一種	##	トリクロロ酢酸		76-03-9					0.1											劇物					腐食性物質		腐食性物質			
個別	一種	##	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン		108-77-0	二監																				腐食性物質		腐食性物質			
個別	一種	##	トリクロロトリフルオロエタ		-																										

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS
個別	一種	##	トリクロロニトロメタン		76-06-2	二監 (2010年三監指定)	疾病化学物質			1		登録農薬									劇物	貯蔵				毒物類		輸送禁止			
個別	一種	##	(3,5,6-トリクロロ-2-ピリジル)オキシ酢酸		55335-06-3							登録農薬														引火性液体類		引火性液体類			
個別	一種	##	2,4,6-トリクロロフェノール		88-06-2																					毒物類		毒物類			
個別	一種	##	トリクロロフルオロメタン		75-69-4				0.1																	高圧ガス		高圧ガス			
個別	一種	##	1,2,3-トリクロロプロパン		96-18-4				0.1													4-3				毒物類	Y	毒物類			
群	一種	##	トリクロロベンゼン		12002-48-1		疾病化学物質		1													4-3				毒物類	X, P	毒物類			
群	一種	##	トリクロロベンゼン	トリクロロベン	12002-48-1		疾病化学物質															4-3				毒物類	P	毒物類			
群	一種	##	トリクロロベンゼン	1,2,4-トリクロロベン	120-82-1				1													4-3				毒物類	X, P	毒物類			
個別	一種	##	1,3,5-トリス(2,3-エポキシプロピル)-1,3,5-トリアジン-2,4,6(1H,3H,5H)-トリオン		2451-62-9	二監			0.1																	毒物類		毒物類			
個別	一種	##	トリブチルアミン		102-82-9																	4-3				毒物類		毒物類			
個別	一種	##	アルファ,アルファ,アルファ-トリフルオロ-2,6-ジニトロ-NN-ジプロピル-パラ-トルイジン		1582-09-8	二監、三監						登録農薬										4-2				引火性液体類		引火性液体類			
個別	一種	##	2,4,6-トリプロモフェノール		118-79-6																					毒物類		毒物類			
個別	一種	##	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール		3452-97-9																	4-3									
個別	一種	##	1,2,4-トリメチルベンゼン		95-63-6				1													4-2				引火性液体類		引火性液体類			

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS
個別	一種	##	1,3,5-トリメチルベンゼン		108-67-8					1												4-2					引火性液体類				
群	一種	##	トリレンジイソシアネート		26471-62-5		疾病化学物質	1		0.1												4-3				毒物類	Y	毒物類			
群	一種	##	トリレンジイソシアネート	メチル-1,3-フェニレン=ジイソシアネート	26471-62-5		疾病化学物質	1		0.1												4-3				毒物類	Y	毒物類			
群	一種	##	トリレンジイソシアネート	2,4-トリレンジイソシアネート	584-84-9		疾病化学物質	1		0.1												4-3				毒物類	Y	毒物類			
群	一種	##	トルイジン		-	二監、三監	疾病化学物質			0.1											劇物	4-3				毒物類	Y	毒物類			
群	一種	##	トルイジン	o-トルイジン	95-53-4	二監、三監	疾病化学物質			0.1											劇物	4-3				毒物類	Y	毒物類			
群	一種	##	トルイジン	m-トルイジン	108-44-1	二監	疾病化学物質			0.1											劇物					毒物類		毒物類			
群	一種	##	トルイジン	p-トルイジン	106-49-0	二監、三監	疾病化学物質			0.1											劇物					毒物類		毒物類			
個別	一種	##	トルエン		108-88-3		疾病化学物質	0.3		0.1											劇物	4-1				引火性液体類	Y、危険物	引火性液体類			
群	一種	##	トルエンジアミン		-	二監				0.1											劇物					毒物類	Y	毒物類			

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な用途	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS			
群	一種	##	トルエンジアミン	2,4-トルエンジアミン	95-80-7	二監				0.1											劇物						毒物類	Y	毒物類					
群	一種	##	トルエンジアミン	ジアミノトルエン	25376-45-8																劇物						Y							
群	一種	##	トルエンジアミン	2,6-ジアミノトルエン	823-40-5																劇物						Y							
個別	一種	##	ナフタレン		91-20-3					0.1												指定可燃					X	可燃性物質類						
個別	一種	##	1,5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート		3173-72-6		疾病化学物質 感																			毒物類		毒物類						
個別	一種	##	鉛		7439-92-1		疾病化学物質	0.1		0.1			排出基準、有害物質			人の健康に係る有害物質																		
群	特定一種	##	鉛化合物		-		疾病化学物質	すべて		0.1			排出基準、有害物質			人の健康に係る有害物質					毒物、特定毒物	4-2、1					毒物類、酸化性物質類	X、P	毒物類、酸化性物質類					
群	特定一種	##	鉛化合物	鉛化合物	-																													
群	特定一種	##	鉛化合物	四メチル鉛	75-74-1		疾病化学物質	すべて		0.1			排出基準、有害物質			人の健康に係る有害物質					毒物、特定毒物	4-2					毒物類	X、P	毒物類					
群	特定一種	##	鉛化合物	四エチル鉛	78-00-2		疾病化学物質	すべて		0.1			排出基準、有害物質			人の健康に係る有害物質					毒物、特定毒物	4-2					毒物類	X、P	毒物類					

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS
群	特定一種	##	鉛化合物	硝酸鉛	10099-74-8		疾病化学物質	0.1		0.1			排出基準、有害物質			人の健康に係る有害物質					劇物	1				酸化性物質類	P	酸化性物質類			
群	特定一種	##	鉛化合物	酢酸鉛	301-04-2		疾病化学物質	0.1		0.1			排出基準、有害物質			人の健康に係る有害物質					劇物					毒物類	P	毒物類			
個	一種	##	二アクリル酸ヘキサメチレ		13048-																	4-3									
個	一種	##	二塩化酸化ジルコニウム		7699-43-					0.1																					
個	一種	##	ニッケル		7440-02-0					0.1																可燃性物質類		可燃性物質類			
群	特定一種	##	ニッケル化合物		-		疾病化学物質	0.1		0.1			特定物質	優先取組物質							毒物	4-1、指定可燃				毒物類	PP	毒物類、輸送禁止			
群	特定一種	##	ニッケル化合物	ニッケル化合物(金属を除く)	-																										
群	特定一種	##	ニッケル化合物	水溶性ニッケル無機化合物(他に収録され	-																										

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/ 個別	種別	政令 番号	物質名	群化 合物 にお ける 主な 用途	CAS番号	化学 物質 審査 規制 法	労働基 準法	労働安 全衛生 法(表 示)	労働安 全衛生 法(変 異原 性)	労働安 全衛生 法(通 知)	労働安 全衛生 法(作 業環 境測 定)	農薬 取締 法	大気 汚染 防止 法	大気 汚染 防止 法(有 害大 気汚 染物 の防 止)	オゾ ン層 保護 法	水質 汚濁 防止 法	水道 法	下水 道法	廃棄 物処 理法	土壌 汚染 対策 法	毒劇 物取 締法	消 防 法	家 庭用 品規 制法	高圧 ガス 保安 法	道 路法	船 舶安 全法	海 洋汚 染防 止法	航空 法	SVH C	PI C	POP S			
群	特定 一種	##	ニッケル化合物	不溶 性ニ ッケ ル無 機化 合物 (他 に収 録さ れ	-																													
群	特定 一種	##	ニッケル化合物	硫酸 ニッケ ル	7786-81- 4					0.1				優 先取 組物 質																				
群	特定 一種	##	ニッケル化合物	酢酸 ニッケ ル	6018-89- 9					0.1				優 先取 組物 質								指 定可 燃物												
群	特定 一種	##	ニッケル化合物	硫化 ニッケ ル	16812- 54-7					0.1				優 先取 組物 質																				
群	特定 一種	##	ニッケル化合物	二硫 化三 ニッケ ル	12035- 72-2					0.1				優 先取 組物 質																				
群	特定 一種	##	ニッケル化合物	塩化 ニッケ ル	7718-54- 9					0.1				優 先取 組物 質												毒物 類		毒物類						
群	特定 一種	##	ニッケル化合物	ニッケ ルカ ルボ ン酸 塩	13463- 39-3			疾 病化 学物 質	0.1		0.1		特 定物 質	優 先取 組物 質							毒 物	4-1				毒物 類	PP	輸送禁 止						
群	特定 一種	##	ニッケル化合物	酸化 ニッケ ル	1313-99- 1					0.1				優 先取 組物 質																				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
群	特定一種	##	ニッケル化合物	二酸化ニッケル	12035-36-8					0.1				優先取組物質																		
群	特定一種	##	ニッケル化合物	三酸化ニッケル	1314-06-3					0.1				優先取組物質																		
個別	一種	##	ニトリロ三酢酸		139-13-9	二監				0.1																						
個別	一種	##	オルト-ニトロアニソール		91-23-6					0.1												4-3				毒物類	毒物類					
個別	一種	##	オルト-ニトロアニリン		88-74-4																					毒物類	毒物類					
個別	一種	##	ニトログリセリン		55-63-0		疾病化学物質	すべて		すべて												5				火薬類	輸送禁止					
個別	一種	##	パラ-ニトロクロロベンゼン		100-00-5	二監	疾病化学物質	1		0.1																毒物類	毒物類					
個別	一種	##	オルト-ニトロトルエン		88-72-2					0.1												4-3				毒物類	Y' 毒物類					
個別	一種	##	ニトロベンゼン		98-95-3	二監	疾病化学物質			0.1												劇物	4-3			毒物類	Y 毒物類					
個別	一種	##	ニトロメタン		75-52-5					0.1												5				引火性液体類	引火性液体類					
個別	一種	##	二硫化炭素		75-15-0	二監	疾病化学物質	0.3		0.1			特定物質									劇物	4-特殊			引火性液体類	Y 輸送禁止					

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	一種	##	1-ノナノール		143-08-8																	4-3											
個別	一種	##	ノニルフェノール		25154-52-3	三監																4-3				腐食性物質	X	腐食性物質					
群	一種	##	バナジウム化合物		-		疾病化学物質	0.1		0.1												劇物	貯蔵			毒物類		毒物類					
群	一種	##	バナジウム化合物	五酸化バナジウム	1314-62-1		疾病化学物質	0.1		0.1												劇物	貯蔵			毒物類		毒物類					
群	一種	##	バナジウム化合物	メタバナジン酸アンモニウム	7803-55-6		疾病化学物質																			毒物類		毒物類					
個別	一種	##	5'-[NN-ビス(2-アセチルオキシエチル)アミノ]-2'-(2-プロモ-4,6-ジニトロフェニルアゾ)-4'-メトキシアセチル		3618-72-2	二監																											
個別	一種	##	2,4-ビス(エチルアミノ)-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン		1014-70-6							登録農薬																					
個別	一種	##	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン		101-90-6					0.1												4-3											
個別	一種	##	ビス(8-キノロラト)銅		10380-28-6					0.1		登録農薬																					
個別	一種	##	3,6-ビス(2-クロロフェニル)-1,2,4,5-テトラジン		74115-24-5							登録農薬																					
個別	一種	##	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン		782-74-1	三監																											

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	##	ビス(NN-ジメチルジチオカルバミン酸)亜鉛		137-30-4	二監(2010年三監指定予定)						登録農薬				生活環境に係る物質																
個別	一種	##	ビス(NN-ジメチルジチオカルバミン酸)NN-エチレンビス(チオカルバモイルチオ亜鉛)		64440-88-6	(2010年三監指定予定)						登録農薬				生活環境に係る物質																
個別	一種	##	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)=ペルオキシド		80-43-3	二監、二監																5				酸化性物質類	酸化性物質類					
個別	一種	##	SS-ビス(1-メチルプロピル)=O-エチル=ホスホロジ		95465-99-9							登録農薬																				
群	特定一種	##	砒素及びその無機化合物		-		疾病化学物質	0.1		0.1			排出基準、有害物質	優先取組物質		人の健康に係る有害物質										毒物類、高圧ガス	P	毒物類、輸送禁止				
群	特定一種	##	砒素及びその無機化合物	無機砒素化合物	-																											
群	特定一種	##	砒素及びその無機化合物	砒素及び砒素	-																											
群	特定一種	##	砒素及びその無機化合物	砒素及びその無機	-																											
群	特定一種	##	砒素及びその無機化合物	砒素	7440-38-2		疾病化学物質			0.1				優先取組物質		人の健康に係る有害物質										毒物類	毒物類					
群	特定一種	##	砒素及びその無機化合物	三酸化砒素	1327-53-3		疾病化学物質	0.1		0.1				優先取組物質		人の健康に係る有害物質										毒物類	毒物類					

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
群	特定一種	##	砒素及びその無機化合物	酸化砒素(V)	1303-28-2		疾病化学物質			0.1			排出基準、有害物質	優先取組物質		人の健康に係る有害物質																	
群	特定一種	##	砒素及びその無機化合物	砒酸水素鉛	7784-40-9		疾病化学物質			0.1			排出基準、有害物質	優先取組物質		人の健康に係る有害物質											P	毒物類					
群	特定一種	##	砒素及びその無機化合物	砒酸鉛	3687-31-8		疾病化学物質			0.1			排出基準、有害物質	優先取組物質		人の健康に係る有害物質											P	毒物類					
群	特定一種	##	砒素及びその無機化合物	アルシン	7784-42-1		疾病化学物質			0.1				優先取組物質		人の健康に係る有害物質						毒物	貯蔵				高圧ガス	輸送禁止					
個別	一種	##	ヒドラジン		302-01-2		二監、三監 疾病化学物質			0.1												毒物	4-3				腐食性物質	腐食性物質					
個別	一種	##	4-ヒドロキシ安息香酸メチル		99-76-3																												
個別	一種	##	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド		103-90-2																												
個別	一種	##	ヒドロキノ		123-31-9					0.1																							
個別	一種	##	4-ビニル-1-シクロヘキセン		100-40-3		二監			0.1																	引火性液体類	引火性液体類					
個別	一種	##	2-ビニルピリジン		100-69-6		二監																				毒物類	毒物類					
個別	一種	##	N-ビニル-2-ピロリドン		88-12-0																						毒物類	毒物類					

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS
個別	一種	##	ビフェニル		92-52-4					1																	X				
個別	一種	##	ピペラジン		110-85-0	二監																									
個別	一種	##	ピリジン		110-86-1		疾病化学物質			0.1			特定物質									4-1				引火性液体類	Y	引火性液体類			
個別	一種	##	ピロカテコール		120-80-9					0.1																毒物類		毒物類			
個別	一種	##	フェニルオキシラン		96-09-3					0.1												4-3									
個別	一種	##	フェニルヒドラジン		100-63-0					0.1												4-3				毒物類		毒物類			
個別	一種	##	2-フェニルフェノール		90-43-7		疾病化学物質、感作性物																								
群	一種	##	N-フェニルマレイミド		941-69-5																					毒物		毒物類			
群	一種	##	フェニレンジアミン		-	二監	疾病化学物質			0.1											劇物	貯蔵				毒物類		毒物類			
群	一種	##	フェニレンジアミン	o-フェニレンジアミン	95-54-5	二監	疾病化学物質			0.1											劇物	貯蔵				毒物類		毒物類			
群	一種	##	フェニレンジアミン	p-フェニレンジアミン	106-50-3		疾病化学物質			0.1											劇物					毒物類		毒物類			
群	一種	##	フェニレンジアミン	m-フェニレンジアミン	108-45-2	二監				0.1											劇物	貯蔵				毒物類		毒物類			
個別	一種	##	フェノール		108-95-2		疾病化学物質	0.1		0.1			特定物質			生活環境に係る物					劇物	指定可燃				毒物類	Y	毒物類			

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS					
個別	一種	##	3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2,2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート		52645-53-1	三監						登録農薬															毒物類									
個別	特定一種	##	1,3-ブタジエン		106-99-0	二監		0.3		0.1				優先取組物質												高圧ガス		高圧ガス								
個別	一種	##	フタル酸ジアリル		131-17-9																	4-3														
個別	一種	##	フタル酸ジエチル		84-66-2					0.1												4-3				Y										
個別	一種	##	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル		84-74-2					0.1												4-3				有害性物質	X									
個別	一種	##	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)		117-81-7					0.1												4-4				X										
個別	一種	##	フタル酸ノルマル-ブチル=ベンジル		85-68-7																	4-4				有害性物質	X									
個別	一種	##	2-タ-シャリ-ブチルイミノ-3-イソプロピル-5-フェニルテトラヒドロ-4H-1,3,5-チアジアジン-4-オン		69327-76-0					1			登録農薬																							
個別	一種	##	N-タ-シャリ-ブチル-N-(4-エチルベンゾイル)-3,5-ジメチルベンゾヒドラジド		112410-23-8								登録農薬																							
個別	一種	##	ノルマル-ブチル-2,3-エポキシプロピルエ-テル		2426-08-6					0.1												4-2				引火性液体類		引火性液体類								
個別	一種	##	N-[1-(N-ノルマル-ブチルカルバモイル)-1H-2-ベンゾイミダゾリル]カルバミン酸メチル		17804-35-2					0.1			登録農薬																							
個別	一種	##	ブチル=(R)-2-[4-(4-シアノ-2-フルオロフェノキシ)フェノキシ]プロピオナート		122008-85-9								登録農薬																							

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	##	1-タ-シャリ-ブチル-3-(2,6-ジイソプロピル-4-フェノキシフェニル)チオ尿素		80060-09-9							登録農薬																				
個別	一種	##	5-タ-シャリ-ブチル-3-(2,4-ジクロロ-5-イソプロポキシフェニル)-1,3,4-オキサジアゾール-2(2H)-オン		19666-30-9							登録農薬																				
個別	一種	##	4-タ-シャリ-ブチル-4-[[[(1,3-ジメチル-5-フェノキシ-4-ピラゾリル)メチリデン]アミノオキシ]メチル]ベンゾアミド		134098-61-6							登録農薬									劇物											
個別	一種	##	ブチルヒドロキシアニソール		25013-75-91-2	二監																5				酸化性物質類	酸化性物質類					
個別	一種	##	オルト-セカンダリ-ブチルフェノール		89-72-5	二監			1													4-3			腐食性物質	腐食性物質						
個別	一種	##	4-タ-シャリ-ブチルフェノール		98-54-4	二監	疾病化学物質感																			腐食性物質	腐食性物質					
個別	一種	##	2-(4-タ-シャリ-ブチルフェノキシ)シクロヘキシル=2-プロピニル=スルフィット		2312-35-8							登録農薬														引火性液体類	引火性液体類					
個別	一種	##	2-タ-シャリ-ブチル-5-(4-タ-シャリ-ブチルベンジルチオ)-4-クロロ-3(2H)-ピリダジノン		96489-71-3							登録農薬										劇物										
個別	一種	##	N-(4-タ-シャリ-ブチルベンジル)-4-クロロ-3-エチル-1-メチルピラゾール-5-カルボキサミド		119168-77-3							登録農薬										劇物										

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	一種	##	N-(タ-シャリ-ブチル)-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド		95-31-8	(2010年三監指定予定)																											
個別	一種	##	2-タ-シャリ-ブチル-5-メチルフェノール		88-60-8	二監、三監															劇物	4-3				腐食性物質	腐食性物質						
群	一種	##	ふっ化水素及びその水溶性塩		-		疾病化学物質	1		0.1			特定物質			人の健康に係る有害物質					毒物	貯蔵				腐食性物質、毒物類	腐食性物質、毒物類						
群	一種	##	ふっ化水素及びその水溶性塩	フッ化水素(フッ化水素酸)	7664-39-3		疾病化学物質	1		0.1			特定物質			人の健康に係る有害物質					毒物	貯蔵				腐食性物質	腐食性物質						
群	一種	##	ふっ化水素及びその水溶性塩	硅弗化水素酸(ヘキサフルオロ)	16961-83-4		疾病化学物質			0.1			排出基準、有害物質			人の健康に係る有害物質					劇物	貯蔵				腐食性物質	腐食性物質	Y					
群	一種	##	ふっ化水素及びその水溶性塩	フッ化ナトリウム	7681-49-4					0.1						人の健康に係る有害物質										毒物類	毒物類						
個別	一種	##	2-ブテナール		4170-30-3					0.1												4-1				毒物類	Y、P 毒物類						
個別	一種	##	N-ブトキシメチル-2-クロロ-2'6'-ジエチルアセトアニリン		23184-66-9							登録農薬										4-3				引火性液体類	引火性液体類						
個別	一種	##	フラン		110-00-9																	4-特殊				引火性液体類	引火性液体類						
個別	一種	##	NN-プロピレンビス(ジチオカルバミン酸)と亜鉛の重合物		12071-83-9							登録農薬				生活環境に係る物質																	

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	##	2-プロピン-1-オール		107-19-7					1												4-2					毒物類		毒物類			
個別	一種	##	ブロモクロロジフルオロメタン		353-59-3																					高圧ガス		高圧ガス				
個別	一種	##	プロモジクロロメタン		75-27-4					0.1																毒物類		毒物類				
個別	一種	##	プロモトリフルオロメタン		75-63-8					1																高圧ガス		高圧ガス				
個別	一種	##	5-プロモ-3-セカンダリ-ブチル-6-メチル-1,2,3,4-テトラヒドロピリミジン-2,4-ジ		314-40-9					0.1		登録農薬																				
個別	一種	##	1-プロモプロパン		106-94-5																	4-1					引火性液体類		引火性液体類			
個別	特定一種	##	2-プロモプロパン		75-26-3					0.1												4-1					引火性液体類		引火性液体類			
個別	一種	##	プロモメタン		74-83-9	二監(2010年三監指定)	疾病化学物質	1		0.1		登録農薬														高圧ガス		輸送禁止				
個別	一種	##	ヘキサキス(2-メチル-2-フェニルプロピル)ジスタノキサン		13356-08-6					0.1		登録農薬																				
個別	一種	##	6,7,8,9,10,10-ヘキサクロロ-1,5,5a,6,9,9a-ヘキサヒドロ-6,9-メタノ-2,4,3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド		115-29-7		疾病化学物質			1		登録農薬														毒物類	PP	毒物類				
個別	一種	##	ヘキサデシルトリメチルアンモニウムクロリド		112-02-7																											

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農業取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	##	ヘキサメチレンジアミン		124-09-4					0.1											劇物	指定可燃物					腐食性物質	Y	腐食性物質			
個別	一種	##	ヘキサメチレン=ジイソシアネート		822-06-0		疾病化学物質、感作性物質			0.1											劇物	4-3				毒物類	Y	毒物類				
個別	一種	##	ノルマル-ヘキサン		110-54-3		疾病化学物質	1		0.1												4-1				引火性液体類	Y、危険	引火性液体類				
群	一種	##	ベタナフト-ル		135-19-3																劇											
群	特定一種	##	ベリリウム及びその化合物		-		疾病化学物質	0.1		0.1				優先取組物質												毒物類		毒物類				
群	特定一種	##	ベリリウム及びその化合物	ベリリウム及びその	-																											
群	特定一種	##	ベリリウム及びその化合物	ベリリウム	7440-41-7		疾病化学物質	0.1		0.1																毒物類		毒物類				
群	特定一種	##	ベリリウム及びその化合物	硫酸ベリリウム	13510-49-1		疾病化学物質	0.1		0.1				優先取組物質												毒物類		毒物類				
群	一種	##	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩		-					0.1												1				酸化性物質類		酸化性物質類				
群	一種	##	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	ペルオキシ二硫酸	7727-54-0					0.1																酸化性物質類		酸化性物質類				
群	一種	##	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	ペルオキシ二硫酸	7727-21-1					0.1												1				酸化性物質類		酸化性物質類				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS				
個別	一種	##	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)		1763-23-1	二監																													
個別	特定一種	##	ベンジリジン=トリクロリド		98-07-7			0.1		0.1												4-3													
個別	一種	##	ベンジル=クロリド		100-44-7					0.1												4-2					毒物類	Y'							
個別	一種	##	ベンズアルデヒド		100-52-7																	4-2													
個別	特定一種	##	ベンゼン		71-43-2		疾病化学物質	0.1		0.1				特定物質、指定物質	優先取組物質								4-1				引火性液体類	Y、危険物							
個別	一種	##	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水物		552-30-7		疾病化学物質、感作性物質			0.1																									
個別	一種	##	2-(2-ベンゾチアゾリルオキシ)-N-メチルアセトアニリド		73250-68-7								登録農薬																						
個別	一種	##	ベンゾフェノン		119-61-9																														
個別	一種	##	ペンタクロロフェノール		87-86-5	二監、三監	疾病化学物質	0.3		0.1																	毒物類	PP							
群	一種	##	ほう素化合物		-		疾病化学物質			1												3、貯蔵					可燃性物質類、高圧ガス								
群	一種	##	ほう素化合物	ペンタボロン	19624-22-7					1												3					可燃性物質類								

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS
群	一種	##	ほう素化合物	デカボラン	17702-41-9					1						人の健康に係る有害物質											可燃性物質類	可燃性物質類			
群	一種	##	ほう素化合物	三フッ化ほう素	7637-07-2		疾病化学物質			1						人の健康に係る有害物質					毒物	貯蔵				高圧ガス		輸送禁止			
個別	一種	##	ポリ塩化ビフェニル		1336-36-3	一特	疾病化学物質	0.1		0.1						人の健康に係る有害物質										有害物質	PP	有害性物質			
群	一種	##	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエ-テル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)		-																										
群	一種	##	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエ-テル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエ-テル	9002-92-0																										
群	一種	##	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエ-テル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエ-テル	27306-79-2																										
群	一種	##	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニルエ-テル		9036-19-5	三監																									

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/ 個別	種別	政 令 番 号	物質名	群化 合物 にお ける 主な 用途	CAS番号	化学 物質 審査 規制 法	労働基 準法	労働安 全衛生 法(表 示)	労働安 全衛生 法(変 異原 性)	労働安 全衛生 法(通 知)	労働安 全衛生 法(作 業環 境測 定)	農薬 取締 法	大気 汚染 防止 法	大気 汚染 防止 法(有 害大 気汚 染物 の防 止)	オゾ ン層 保護 法	水質 汚濁 防止 法	水道 法	下水 道法	廃棄 物処 理法	土壌 汚染 対策 法	毒劇 物取 締法	消 防 法	家 庭用 品規 制法	高圧 ガス 保安 法	道 路法	船 舶安 全法	海 洋汚 染防 止法	航空 法	SVH C	PI C	POP S			
群	一種	##	ポリ(オキシエチレン)=オク チルフェニルエ-テル	ポリ (オキ シエチ レン)=4 -オク チル フェ	9002-93- 1	三監																												
個別	一種	##	ポリ(オキシエチレン)=ドデ シルエ-テル硫酸エステルナ		9004-82- 4																													
個別	一種	##	ポリ(オキシエチレン)=ノニ ルフェニルエ-テル		9016-45- 9	三監																					Y'							
個別	特定 一種	##	ホルムアルデヒド		50-00-0		疾病化 学物質	0.1		0.1			特定 物質	優 先取 組物 質							劇 物	指 定可 燃物				腐食 性物 質	Y	引火性 液体類						
群	一種	##	マンガン及びその化合物		-		疾病化 学物質			1				優 先取 組物 質		生活 環境 に係 る物 質										毒物 類	X	毒物類						
群	一種	##	マンガン及びその化合物	マンガ ン	7439-96- 5		疾病化 学物質			1				優 先取 組物 質		生活 環境 に係 る物 質																		
群	一種	##	マンガン及びその化合物	マンガ ン及 び無 機化	-																													
群	一種	##	マンガン及びその化合物	ジクロ ロベ ンタジ =エチ ルトリ カル ボニ	12079- 65-1		疾病化 学物質			1				優 先取 組物 質		生活 環境 に係 る物 質										毒物 類		毒物類						

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主なCAS番号	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
群	一種	##	マンガン及びその化合物	トリカルボニル[(1,2,3,4,5-)-1-メチル-2,4-シクロペンタ	12108-13-3		疾病化学物質			1						優先取組物質											X	毒物類				
個別	一種	##	無水フタル酸		85-44-9		疾病化学物質			0.1																	腐食性物質	Y	腐食性物質			
個別	一種	##	無水マレイン酸		108-31-6		疾病化学物質			0.1																	腐食性物質	Y	腐食性物質			
個別	一種	##	メタクリル酸		79-41-4					1											劇物	4-3					腐食性物質	Y	腐食性物質			
個別	一種	##	メタクリル酸2-エチルヘキシル		688-84-6																	4-3										
個別	一種	##	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル		106-91-2																	4-3					毒物類		毒物類			
個別	一種	##	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル		2867-47-2																	4-2					毒物類		毒物類			
個別	一種	##	メタクリル酸ノルマル-ブチル		97-88-1																	4-2					引火性液体類	Z	引火性液体類			
個別	一種	##	メタクリル酸メチル		80-62-6		疾病化学物質、感作性物質			0.1												4-1					引火性液体類	Y	引火性液体類			
個別	一種	##	4-メチリデンオキセタン-2-オン		674-82-8																	4-2					毒物類		輸送禁止			
個別	一種	##	(Z)-2'-メチルアセトフェン=4,6-ジメチル-2-ピリミジニルヒドラゾン		89269-64-7							登録農薬									劇物											

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な用途	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	一種	##	メチルアミン		74-89-5					0.1											劇物	4-1				高圧ガス	Y	高圧ガス					
個別	一種	##	メチルイソチオシアネート		556-61-6	二監						登録農薬									劇物	4-2				毒物類		引火性液体類					
個別	一種	##	N-メチルカルバミン酸2-イソプロピルフェニル		2631-40-5	二監 (2010年三監指定)						登録農薬									劇物					毒物類	P	毒物類					
個別	一種	##	N-メチルカルバミン酸2,3-ジヒドロ-2,2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル		1563-66-2	二監、三監				1		登録農薬														毒物類	PP	毒物類					
個別	一種	##	N-メチルカルバミン酸1-ナフチル		63-25-2					1		登録農薬										劇物					毒物類	P	毒物類				
個別	一種	##	N-メチルカルバミン酸2-セカンダリ-ブチルフェニル		3766-81-2	二監、三監	疾病化学物質			1		登録農薬										劇物											
個別	一種	##	メチル=3-クロロ-5-(4-ジメトキシ-2-ピリミジニルカルバモイルスルファモイル)-1-メチルピラゾール-4-カルボキシニル		100784-20-1							登録農薬										劇物											
個別	一種	##	メチル=(S)-7-クロロ-2,3,4a,5-テトラヒドロ-2-[メトキシカルボニル(4-トリフルオロメトキシフェニル)カルバモイル]インデン[1,2-b]ピリジン		173584-44-6							登録農薬																					
個別	一種	##	メチル=(E)-2-[2-[6-(2-シアノフェノキシ)ピリミジン-4-イルオキシ]フェニル]メトキシアクリレート		131860-33-8							登録農薬										劇物											人の健康に係る
個別	一種	##	3-メチル-1,5-ジ(2,4-キシリル)-1,3,5-トリアザペンタ-1,4-ジエン		33089-61-1							登録農薬															引火性液体類		引火性液体類				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	##	N-メチルジチオカルバミン酸		144-54-7	(2010年三監指定予定)						登録農薬																				
個別	一種	##	メチル-N,N'-ジメチル-N-[(メチルカルバモイル) オキシ]-1-チオオキサミド		23135-22-0							登録農薬									毒物					毒物類	P	毒物類				
個別	一種	##	メチル=2-(4,6-ジメトキシ-2-ピリミジニルオキシ)-6-[1-(メトキシミノ)エチル]ベンゾアート		136191-64-5							登録農薬																				
個別	一種	##	アルファ-メチルスチレン		98-83-9	三監(2010年二監指定)				0.1												4-2				引火性液体類	Y	引火性液体類				
個別	一種	##	3-メチルチオプロパナール		3268-49-3	(2010年二監指定)																4-2				毒物類	Y	毒物類				
群	一種	##	メチルナフタレン		1321-94-																	4-3					X					
群	一種	##	メチルナフタレン	1-メチルナフタ	90-12-0																	4-3					X					
群	一種	##	メチルナフタレン	2-メチルナフタ	91-57-6																	指定可					X					
個別	一種	##	3-メチルピリジン		108-99-6																	4-2				引火性液体類	Z	引火性液体類				
個別	一種	##	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペルオキシド		80-15-9																	5				酸化性物質類		酸化性物質類				
個別	一種	##	2-(1-メチルプロピル)-4,6-ジニトロフェノール		88-85-7	二監						失効農薬														毒物類	P	毒物類				
個別	一種	##	2-メチル-N-[3-(1-メチルエトキシ)フェニル]ベンズ		55814-41-0				1			登録農薬																				
個別	一種	##	S-メチル-N-(メチルカルバモイルオキシ)チオアセトイ		16752-77-5		疾病化学物質		1			登録農薬														毒物類	P	毒物類				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS	
個別	一種	##	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-[[[(E)-1-[3-(トリフルオロメチル)フェニル]エチリデン]アミノ]オキシ]メチル]フェニル]アセタート		141517-21-7							登録農薬																				
個別	一種	##	メチル=(E)-メトキシイミノ-[2-(オルト-トリルオキシメチル)フェニル]アセタート		143390-89-0							登録農薬																				
個別	一種	##	4,4'-メチレンジアニリン		101-77-9	二監	疾病化学物質、感作性物質			0.1																毒物類	P	毒物類				
個別	一種	##	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジイソシアネート		5124-30-1	(2010年三監指定予定)	疾病化学物質、感作性物質			0.1																腐食性物質		腐食性物質				
個別	一種	##	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート		101-68-8	(2010年二監指定予定)	疾病化学物質			0.1																Y'						
個別	一種	##	3-メトキシカルボニルアミノフェニル=3'-メチルカルバ		13684-63-4							登録農薬																				
個別	一種	##	N-(6-メトキシ-2-ピリジル)-N-メチルチオカルバミン酸O-3-タ-シャリ-ブチルフェニル		88678-67-5							登録農薬																				
個別	一種	##	2-メトキシ-5-メチルアニリン		120-71-8	二監				0.1																						
群	一種	##	2-メルカプトベンゾチア		149-30-4																	2					可燃性物質類		可燃性物質類			
群	一種	##	モリブデン及びその化合物	モリブデン	7439-98-7					1												2				可燃性物質類		可燃性物質類				

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な用途	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
群	一種	##	モリブデン及びその化合物	モリブデン及びその化合物	-																												
個別	一種	##	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール		95-32-9																												
個別	一種	##	モルホリン		110-91-8				1													4-2				引火性液体類	Y						
個別	一種	##	りん化アルミニウム		20859-73-8							登録農薬									毒物、特定劇物	貯蔵				毒物類							
個別	一種	##	りん酸ジメチル=2,2-ジクロロビニル		62-73-7	二監、三監	疾病化学物質			0.1		登録農薬													毒物類	P							
個別	一種	##	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)		78-42-2																	4-4											
個別	一種	##	りん酸トリス(2-クロロエチル)		115-96-8	二監																4-4											
個別	一種	##	りん酸トリトリル		1330-78-5																	4-4				毒物類							
個別	一種	##	りん酸トリフェニル		115-86-6					1																有害性物							
個別	一種	##	りん酸トリ-ノルマル-ブチル		126-73-8	二監				1												4-3				Y							
個別	二種	1	アセトアミド		60-35-5					0.1																							
個別	二種	2	パラ-アニシジン		104-94-9		感作性物質			1																毒物類							

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	二種	3	5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ-4-トリフルオロメチルフェニル)-4-エチルスルフィニル-1H-ピラゾール-3-カルボニール		181587-01-9							登録農薬																					
個別	二種	4	3-アミノ-1H-1,2,4-トリアゾール		61-82-5				0.1																								
個別	二種	5	3'-アミノ-4'-メトキシアセトアニリド		6375-47-9																												
個別	二種	6	4-アリル-1,2-ジメチルベンゼン		93-15-2																	4-3											
個別	二種	7	アルキル硫酸エステルナトリウム(アルキル基の炭素数が16から18までのもの及びその混合物に限る)		68955-20-4																												
個別	二種	8	ウレタン		51-79-6				0.1																								
個別	二種	9	N-エチルアニリン		103-69-5		二監														劇物	4-3				毒物類	毒物類						
個別	二種	10	2-エチルアミノ-4-イソプロピルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン		834-12-8		二監					失効農薬														引火性液体類	引火性液体類						
個別	二種	11	エチル=3-フェニルカルバモイルオキシカルバニラート		13684-56-5							登録農薬																					
個別	二種	12	N-[3-(1-エチル-1-メチルプロピル)-1,2-オキサゾール-5-イル]-2,6-ジメチルピラゾール		82558-50-7							登録農薬																					
個別	二種	13	5-エトキシ-3-トリクロロメチル-1,2,4-チアジアゾール		2593-15-9							登録農薬															引火性液体類	引火性液体類					
個別	二種	14	1,2-エポキシ-3-(トリルオキシ)プロパン		26447-14-3																												
個別	二種	15	4,4'-オキシビスベンゼンスルホニルヒドラジド		80-51-3		二監		1													5				可燃性物質類	可燃性物質類						
個別	二種	16	クロロアセトアルデヒド		107-20-0				0.1													毒物	4-2			毒物類	毒物類						

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS				
個別	二種	17	(RS)-1-[3-クロロ-4-(1,1,2-トリフルオロ-2-トリフルオロメトキシエトキシ)フェニル]-3-(2,6-ジフルオロフェニル)プロピルアミン		116714-46-6							登録農薬																							
個別	二種	18	(1'S-トランス)-7-クロロ-2,4,6-トリメトキシ-6'-メチルスピロ[ベンゾフラン-2-(3H)-1',3'-ジクロロ-5,5'-ジメチル]プロピルアミン		126-07-8																														
個別	二種	19	1-クロロナフタレン		90-13-1																	4-3													
個別	二種	20	酢酸ベンジル		140-11-4				1													4-3					Y								
個別	二種	21	サフロール		94-59-7																	4-3													
個別	二種	22	(S)-アルファ-シアノ-3-フェノキシベンジル=(S)-2-(4-クロロフェニル)-3-メチルプロピルアミン		66230-04-4							登録農薬				人の健康に係る有害物質					劇物						毒物類	毒物類							
個別	二種	23	アルファ-シアノ-4-フルオロ-3-フェノキシベンジル=3-(2,2-ジクロロビニル)-2-ジメチルジクロロプロピルアミン		68359-37-5							登録農薬				人の健康に係る有害物質											毒物類	毒物類							
個別	二種	24	トランス-1,2-ジクロロエチレン		156-60-5	二監	疾病化学物質	1		0.1												4-1				引火性液体類	引火性液体類								
個別	二種	25	ジクロロ酢酸		79-43-6																	4-3				腐食性物質	腐食性物質								
個別	二種	26	1-(3,5-ジクロロ-2,4-ジフルオロフェニル)-3-(2,6-ジフルオロベンゾイル)尿素		83121-18-0							登録農薬																							
個別	二種	27	1,3-ジクロロ-5,5-ジメチルイミダゾリジン-2,4-ジオン		118-52-5					1																									
個別	二種	28	2-[4-(2,4-ジクロロ-メタトルオイル)-1,3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]-4-メチルアセトフェノン		82692-44-2								登録農薬																						
個別	二種	29	2,4-ジクロロ-1-ニトロベンゼン		611-06-3	二監																													
個別	二種	30	2,2-ジクロロ-N-[2-ヒドロキシ-1-(ヒドロキシメチル)-2-(4-ニトロフェニル)エチル]アセトアミド		56-75-7																														

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な用途	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS			
個別	二種	31	N-(2,3-ジクロロ-4-ヒドロキシフェニル)-1-メチルシクロヘキサノール		126833-17-8							登録農薬																						
個別	二種	32	2,4'-ジクロロ-アルファ-(5-ピリミジニル)ベンズヒドリン		60168-88-9							登録農薬																						
個別	二種	33	2-(2,4-ジクロロフェニル)-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)-2-ヘキサノール		79983-71-4							登録農薬																						
個別	二種	34	2,4-ジクロロフェノール		120-83-2																					毒物類	Y	毒物類						
個別	二種	35	(RS)-2-(2,4-ジクロロフェノキシ)プロピオン酸		120-36-5							登録農薬																						
個別	二種	36	1,3-ジクロロ-2-プロパノール		96-23-1																	4-3				毒物類		毒物類						
個別	二種	37	(RS)-1-[2,5-ジクロロ-4-(1,1,2,3,3,3-ヘキサフルオロプロポキシ)フェニル]-2-(2,6-ジフルオロベンゾイル)エチン		103055-07-8							登録農薬																						
個別	二種	38	3,3'-ジクロロベンジジン		612-83-9			1	0.1																									
個別	二種	39	ジナトリウム=4-アミノ-3-[4'-(2,4-ジアミノフェニルアゾ)-1,1'-ピフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-アミノ-2,7-ナフタレン		1937-37-7		二監																											
個別	二種	40	ジナトリウム=8-[3,3'-ジメチル-4'-[4-(パラトリル)スルホニルオキシ]フェニルアゾ]-1,1'-ピフェニル-4-イルアゾ]-5-ヒドロキシ-6-アミノ-2,7-ナフタレン		6459-94-5					0.1																								
個別	二種	41	2,4-ジニトロアニリン		97-02-9																					毒物類		毒物類						
群	二種	42	ジニトロナフタレン		27478-01-0																	5				毒物類		毒物類						
群	二種	42	ジニトロナフタレン	1,5-ジニトロナフタレン	605-71-0																													
群	二種	42	ジニトロナフタレン	1,8-ジニトロナフタレン	602-38-0																	5				毒物類		毒物類						

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	二種	43	メタ-ジニトロベンゼン		99-65-0	二監	疾病化学物質			0.1												5					毒物類						
個別	二種	44	2,3-ジヒドロ-6-プロピル-2-チオキソ-4(1H)-ピリミジン		51-52-5	二監																											
個別	二種	45	1,2-ジプロモエタン		106-93-4					0.1											劇物					毒物類	Y	毒物類					
個別	二種	46	1,4-ジプロモブタン		110-52-1		(2010年二監指定予定)															4-3											
個別	二種	47	2,3-ジプロモ-1-プロパ		96-13-9																	4-3											
個別	二種	48	1,3-ジプロモプロパン		109-64-8	二監																4-2				引火性液体類		引火性液体類					
個別	二種	49	ジベンジルエ-テル		103-50-4	三監																4-3											
個別	二種	50	2,3-ジメチルアニリン		87-59-2	二監	疾病化学物質			0.1												4-3				毒物類		毒物類					
個別	二種	51	[4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル](フェニル)メチリデン]シクロヘキサ-2,5-ジエン-1-イルゲン]ジメチル		569-64-2																												
個別	二種	52	ジメチルカルバモイル=クロリド		79-44-7					0.1												4-2				腐食性物質		腐食性物質					
個別	二種	53	O,O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルスルフィニルフェニル)-チオホスフェイ		3761-41-9							登録農薬				生活環境に係					劇物					引火性液体類		引火性液体類					
個別	二種	54	臭素化ビフェニル(臭素数が2から5までのもの及びその混合物に限る)		-	一監				0.1																有害性物質		有害性物質					
個別	二種	55	2-(1,3-チアゾール-4-イル)-1H-ベンゾイミダゾール		148-79-8																												
個別	二種	56	チオアセトアミド		62-55-5	二監																											
個別	二種	57	2-(チオシアナートメチルチオ)-1,3-ベンゾチアゾール		21564-17-0	二監																											
個別	二種	58	チオリン酸O,O-ジエチル-O-(6-オキソ-1-フェニル-1,6-ジヒドロ-3-ピリダジンル)		119-12-0	三監				1		失効農薬				生活環境に係る物質										引火性液体類		引火性液体類					

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な物質	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS			
個別	二種	59	チオりん酸O-3,5,6-トリクロロ-2-ビリジル-O,O-ジメチル		5598-13-0							登録農薬				生活環境に係る物										引火性液体類	引火性液体類							
個別	二種	60	1,1,2,2-テトラクロロエタン		79-34-5	二監	疾病化学物質	1		1																毒物類	Y,P	毒物類						
個別	二種	61	テトラナトリウム=3,3'-[(3,3'-ジメトキシ-4,4'-ピフェニレン)ビス(アゾ)]ビス(5-アミノ-4-ヒドロキシ-2-ナフトール)ジメチル		2429-74-5	二監				0.1																								
個別	二種	62	テトラプロモメタン		558-13-4					1																毒物類	P	毒物類						
個別	二種	63	オルト-テルフェニル		84-15-1					1																								
個別	二種	64	1,1,1-トリクロロ-2,2-ビス(4-メトキシフェニル)エタン		72-43-5					0.1																								
個別	二種	65	トリス(NN-ジメチルジチオカルバメート)鉄		14484-64-1					0.1																								
個別	二種	66	トリプロモメタン		75-25-2	二監、二監				0.1																毒物類	P	毒物類						
個別	二種	67	ナトリウム=3-[[N-[4-[[4-(ジメチルアミノ)フェニル][4-[N-エチル-N-[(3-スルホナトフェニル)メチル]アミノ]フェニル]メチレン]-2,5-シクロヘキサジ		1694-09-3	二監				0.1																								
個別	二種	68	ナトリウム=1,1'-ビフェニル-2-オラート		132-27-4																													
個別	二種	69	メタ-ニトロアニリン		99-09-2	二監																				毒物類		毒物類						
個別	二種	70	N-ニトロソジフェニルアミン		86-30-6	三監																												
個別	二種	71	メタ-ニトロトルエン		99-08-1					0.1												4-3				毒物類		毒物類						
個別	二種	72	パラ-ニトロフェノール		100-02-7	三監																5				毒物類		毒物類						
個別	二種	73	パリゴルスカイト		12174-																													

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な用途	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	二種	74	3,3-ビス(4-ヒドロキシフェニル)-1,3-ジヒドロイソベンゾフラン-1-オン		77-09-8																												
個別	二種	75	4,4'-ビピリジル		553-26-4																												
個別	二種	76	1-(4-ピフェニルオキシ)-3,3-ジメチル-1-(1H-1,2,4-トリアゾール-1-イル)エタン		55179-31-2							登録農薬																					
個別	二種	77	パラ-フェネチジン		156-43-4	二監	疾病化学物質															4-3				毒物類	毒物類						
個別	二種	78	フタル酸ジシクロヘキシル		84-61-7																												
個別	二種	79	1,3-プロパンスルトン		1120-71-4				0.1																	毒物類	毒物類						
個別	二種	80	N-プロピル-N-[2-(2,4,6-トリクロロフェノキシ)エチル]イミダゾール-1-カルボ		67747-09-5							登録農薬																					
個別	二種	81	3-プロモ-1-プロペン		106-95-6																		4-1			引火性液体類	P	引火性液体類					
個別	二種	82	ヘキサクロロエタン		67-72-1				0.1																								
個別	二種	83	ヘキサクロロシクロペンタジエン		77-47-4				0.1													毒物				毒物類	輸送禁止						
個別	二種	84	1,4,5,6,7,7-ヘキサクロロピシクロ[2,2,1]-5-ヘプテン-2,3-ジカルボン酸		115-28-6	二監			0.1																								
個別	二種	85	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム=プロミド		57-09-0	三監																				腐食性物質	腐食性物質						
個別	二種	86	5-ベンジル-3-フリルメチル=(1RS)-シス-トランス-2,2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシ		10453-86-8																												
個別	二種	87	パラ-ベンゾキノン		106-51-4				1																	毒物類	毒物類						
個別	二種	88	ペンタクロロニトロベンゼン		82-68-8				0.1			失効農薬														引火性液体類	引火性液体類						

物質リスト-3：PRTR指定物質の法規制調査

群/個別	種別	政令番号	物質名	群化合物における主な用途	CAS番号	化学物質審査規制法	労働基準法	労働安全衛生法(表示)	労働安全衛生法(変異原性)	労働安全衛生法(通知)	労働安全衛生法(作業環境測定)	農薬取締法	大気汚染防止法	大気汚染防止法(有害大気汚染物質)	オゾン層保護法	水質汚濁防止法	水道法	下水道法	廃棄物処理法	土壌汚染対策法	毒劇物取締法	消防法	家庭用品規制法	高圧ガス保安法	道路法	船舶安全法	海洋汚染防止法	航空法	SVHC	PIC	POPS		
個別	二種	89	ペンタデカフルオロオクタン酸アンモニウム		3825-26-1					0.1																							
個別	二種	90	N-メチルアニリン		100-61-8	二監				1											劇物	4-3				毒物類		毒物類					
個別	二種	91	6-メチル-1,3-ジチオロ[4,5-b]キノキサリン-2-オン		2439-01-2	二監 (2010年三監指定)						登録農薬														毒物類 P		毒物類					
個別	二種	92	2-メチル-5-ニトロアニリン		99-55-8																					毒物類		毒物類					
個別	二種	93	メチルヒドラジン		60-34-4	二監 (2010年三監指定)				0.1																毒物類 毒物類		輸送禁止					
個別	二種	94	2-メチル-1,1'-ビフェニル-3-イルメチル(=Z)-3-(2-クロロ-3,3,3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2,2-ジメチル-1,1'-ビフェニル		82657-04-3	二監						登録農薬									劇物					毒物類		毒物類					
個別	二種	95	メチル=ベンゾイミダゾール-2-イルカルバマート		10605-21-7																					有害性物質		有害性物質					
個別	二種	96	4,4'-メチレンビス(NN-ジメチルアニリン)		101-61-1	二監																											
個別	二種	97	4,4'-メチレンビス(2-メチルシクロヘキサミン)		6864-37-5	二監																				腐食性物質		腐食性物質					
個別	二種	98	硫酸ヒドラジン		10034-																	5											
個別	二種	99	りん酸(2-エチルヘキシル)ジフェニル		1241-94-7																	4-4											
個別	二種	##	りん酸ジ-ノルマル-ブチル=フェニル		2528-36-1					1																							

物質リスト4-3：低リスク物質（ヒト健康：吸入経路）

新施行令対象物質		CAS番号	NEDO 評価 *1	環境省 (環境) 総合 評価 *2	環境省 (室内) 総合 評価 *2	NEDO初期リスク評価					環境省リスク評価					H20見直し時有害 性選定根拠
種-号 番号	物質名称					無毒性量等 (mg/kg/day)	予測最大暴露量 (一般環境大気) (μ g/kg/day)	MOE	不確実 係数種	MOE/UF	無毒性量等 (mg/m ³)	予測最大 暴露濃度 (環境経由) (μ g/m ³)	MOE	予測最大 暴露濃度 (室内暴露) (μ g/m ³)	MOE	
1-008	アクリル酸メチル	96-33-3			NA	7.2	0.12	60000	1000	60	0.88	<0.0006	>150,000	-	-	変異原1、生態2
1-013	アセトニトリル	75-05-8			NA	50	0.44	110000	500	220	3.0	1.1	270	-	-	変異原1
1-028	アリルアルコール	107-18-6			NA	1.87	0.021	89000	500	178	0.098	0.053	180	-	-	生態1
1-053	エチルベンゼン	100-41-4				19	14	1400	1000	1.4	120	6.9	1700	70	170	発がん2、生態2
1-056	エチレンオキシド	75-21-8			NA	2.4	0.26	9200	100	92	0.43	0.38	1100	-	-	発がん1、変異原1、吸入3、作業環境3
1-057	エチレングリコールモノエチルエーテル	110-80-5			NA	27	0.052	520000	500	1040	9.3	0.36	2600	-	-	生殖2
1-058	エチレングリコールモノメチルエーテル	109-86-4			NA	6.2	0.0096	650000	500	1300	2.3	0.033	7000	-	-	生殖2、変異原1、作業環境2
1-076	イブシロン-カプロラクタム	105-60-2			NA	9.3	0.052	180000	500	360	0.43	0.25	170	-	-	変異原1
-		75-00-3			NA	3600	0.11	33000000	500	66000	1000	0.37	270000	-	-	前回見直しにおいて除外済み
1-109	オルト-クロロトルエン	95-49-8			NA	360	0.048	7500000	10000	750	25	<0.01	>250,000	-	-	生態1
1-134	酢酸ビニル	108-05-4			NA	24	0.28	86000	100	860	31	2.9	1100	-	-	発がん2、変異原1、吸入3、生態2
1-158	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	75-35-4				13	0.72	18000	100	180	1.8	0.029	6200	<0.05	>3,600	変異原1、経口2、吸入3
2-024	トランス-1,2-ジクロロエチレン	156-60-5			NA	140	0.015	9300000	5000	1860	1.9	0.058	3300	-	-	経口3
1-316	ニトロベンゼン	98-95-3			NA	0.66	0.028	24000	1000	24	1.2	0.11	11000	-	-	発がん2、生殖3、吸入2、作業環境
1-398	ベンジル=クロリド(別名塩化ベンジル)	100-44-7			NA	24	0.001	24000000	1000	24000	1.1	0.0081	1400	-	-	発がん2、変異原1、生態2
1-420	メタクリル酸メチル	80-62-6			NA	13.8	0.032	430000	100	4300	18	0.087	21000	-	-	感受性1
1-436	アルファ-メチルスチレン	98-83-9			NA	110	0.096	1100000	5000	220	0.64	0.053	1200	-	-	変異原1、生態2

*1:NEDO判定 =低リスク物質と判定

*2:環境省評価 =低リスク物質と判定

前回の見直しでPRTR指定物質から除外された物質

物質リスト4-2：低リスク物質（ヒト健康：経口経路）

新施行令対象物質		CAS番号	NEDO 評価 *1	環境省 評価 *2	NEDO初期リスク評価				環境省リスク評価				H20見直し時有害 性選定根拠		
種-号 番号	物質名称				無毒性量等 (mg/kg/day)	予測最大 暴露量 (µg/kg/day)	MOE	不確実係 数積	MOE/UF	無毒性量等 (mg/kg/day)	予測最大 暴露量 (飲料水等) (µg/kg/day)	MOE		予測最大 暴露量 (地下水、水道水、 食物、魚類等) (µg/kg/day)	MOE
1-008	アクリル酸メチル	96-33-3			5	0.0002	25000000	500	50000	0.5	-	-	0.0004	130,000	変異原1、生態2
-		103-23-1			170	1.2	140000	500	280	28	1.1	2,500	1.1	2,500	なし 除外
1-028	アリルアルコール	107-18-6			6.2	0.0071	870000	500	1740	0.48	-	-	<0.012	>4,000	生態1
1-037	4, 4' - イソプロピリデンジフェノール (別名ビスフェノールA)	80-05-7			5	0.4	13000	500	26	0.5	-	-	0.09	560	生殖3、生態2
1-057	エチレングリコールモノエチルエーテル	110-80-5			78	0.018	4300000	500	8600	46	-	-	<0.036	>130,000	生殖2
1-059	エチレンジアミン	107-15-3			9	0.0061	1500000	100	15000	9.0	-	-	<0.2	>4,500	感作性1、生態2
1-060	エチレンジアミン四酢酸	60-00-4			190	75	2500	100	25	190	-	-	2.5 ~ 11	1,700 ~ 7,600	変異原1、生態2
1-076	イブシロン - カプロラクタム	105-60-2			25	2.6	9600	500	19.2	50	-	-	3.2	1,600	変異原1
1-080	キシレン	-			180	2.1	86000	100	860	180	< 2.0	> 9,000	-	-	生態1
1-084	グリオキサール	107-22-2			40	0.0072	5600000	1000	5600	4	-	-	<4	>100	変異原1、作業環 境2
1-085	グルタルアルデヒド	111-30-8			6	0.0072	830000	5000	166	0.4	-	-	<0.012	>3,300	変異原1、作業環 境2、感作性1、生 態1
1-086	クレゾール	-			50	0.012	4200000	500	8400	2.1	-	-	<0.0012	>180,000	生態2
1-089	クロロアニリン(統合)	106-47-8			1.1	0.0064	170000	1000	170	0.14	-	-	<0.0008	>3,500	発がん2、変異原 1、経口3、生態1
1-109	オルト - クロトルエン	95-49-8			20	0	-	-	-	2	-	-	<0.012	>17,000	生態1
1-125	クロロベンゼン	108-90-7			43	0.00078	55000000	5000	11000	43	< 0.21	> 20,000	-	-	変異原1、経口3、 生態1
1-133	酢酸2 - エトキシエチル(別名エチレ ングリコールモノエチルエーテルアセ テート)	111-15-9			357	0.0013	270000000	1000	270000	500	-	-	<0.002	>25,000,000	生殖2
1-154	シクロヘキシルアミン	108-91-8			41	2.2	19000	500	38	15	-	-	4	380	変異原1
1-157	1, 2 - ジクロロエタン	107-06-2			37.5	0.028	1300000	500	2600	5.8	<0.024	>24,000	<0.17	>3,400	発がん2、変異原 1、経口2
1-158	1, 1 - ジクロロエチレン(別名塩化ビ ニリデン)	75-35-4			9	0.33	27000	1000	27	0.9	< 0.10	> 900	-	-	変異原1、経口2、 吸入3
2-024	トランス - 1, 2 - ジクロロエチレン	156-60-5			17	0.2	85000	500	170	1.7	<0.16	>1,100	0.92	180	経口3
1-167	1, 4 - ジクロロ - 2 - ニトロベンゼン	89-61-2			10	0.0064	1600000	1000	1600	1	-	-	<0.0004	>250,000	変異原1、生態1

物質リスト4-2：低リスク物質（ヒト健康：経口経路）

新施行令対象物質		CAS番号	NEDO 評価 *1	環境省 評価 *2	NEDO初期リスク評価					環境省リスク評価					H20見直し時有害 性選定根拠
種-号 番号	物質名称				無毒性量等 (mg/kg/day)	予測最大 暴露量 (μ g/kg/day)	MOE	不確実係 数積	MOE/UF	無毒性量等 (mg/kg/day)	予測最大 暴露量 (飲料水等) (μ g/kg/day)	MOE	予測最大 暴露量 (地下水、水道水、 食物、魚類等) (μ g/kg/day)	MOE	
1-178	1, 2 - ジクロロプロパン	78-87-5			71	0.022	3200000	5000	640	0.71	-	-	<0.28	>250	経口2、生態2
1-181	ジクロロベンゼン(統合)	95-50-1			21	0.02	1100000	5000	220	43	< 0.042	> 100,000	-	-	変異原1、生態1
1-181		106-46-7			7.1	2.4	3000	100	30	7.1	3.6	200	-	-	発がん2、変異原 1、経口3、生態1
1-203	ジフェニルアミン	122-39-4			7.5	0.2	38000	100	380	7.5	-	-	<2.0	>380	生態1
1-240	スチレン	100-42-5			86	0.2	430000	1000	430	140	< 0.40	> 35,000	-	-	発がん2、変異原 1、経口3、生態2
1-297	1, 3, 5 - トリメチルベンゼン	108-67-8			200	0.021	9500000	500	19000	14	-	-	-	-	生態2
1-301	トルエンジアミン	25376-45-8			4	0.0016	2500000	1000	2500	0.32	-	-	<0.0008	>8,000	発がん2、変異原 1、経口2、生態2
1-336	ヒドロキノン	123-31-9			14	0.084	170000	500	340	1.5	-	-	<0.014	>11,000	変異原1、生態1
1-354	フタル酸ジ - ノルマル - ブチル	84-74-2			176	4	44000	500	88	50	1.2	4,200	-	-	生殖2、生態1
1-356	フタル酸ノルマル - ブチル = ベンジ ル	85-68-7			120	0.14	860000	1000	860	2	-	-	0.0058 ~ 0.4	490 ~ 34,000	生殖2、変異原1、 生態1
1-398	ベンジル = クロリド(別名塩化ベンジ ル)	100-44-7			6.4	0.0022	2900000	200	14500	6.4	-	-	<0.004	>16,000	発がん2、変異原 1、生態2
1-436	アルファ - メチルスチレン	98-83-9			40	0.0019	21000000	1000	21000	4	-	-	<0.0004	>1,000,000	変異原1、生態2
1-446	4, 4' - メチレンジアニリン	101-77-9			9	0.0015	6000000	1000	6000	0.9	-	-	<0.0024	>7,500	発がん2、変異原 1、経口3、作業環 境2、生態1
1-459	りん酸トリス(2 - クロロエチル)	115-96-8			16	0.11	150000	500	300	16	< 0.21	> 7,600	-	-	変異原1
1-462	りん酸トリ - ノルマル - ブチル	126-73-8			15	0.02	750000	500	1500	8.9	-	-	0.0004 ~ 0.03	0,000 ~ 2,200,000	生態2
2-078	フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7			15.9	0.2	80,000	500	160	1.6	-	-	<0.4	>400	生態2

*1: NEDO判定 = 低リスク物質と判定

*2: 環境省評価 = 低リスク物質と判定 = MOEは得られていないが、排出量や推定濃度の予測より低リスクと評価

低リスクと評価された以外のエンドポイント(暴露経路)で有害性基準を満たさない

物質リスト-4-1：低リスク物質（生態毒性）

新施行令対象物質		CAS番号	NEDO 判定*1	環境省 評価 *2	NEDO初期リスク評価					環境省初期リスク評価					H20見直し時有害性 選定根拠
種-号 番号	物質名称				NOEC (mg/L)	PEC (µg/L)	MOE	UF積	MOE/UF	PNEC (µg/L)	PEC淡水 (µg/L)	PEC/PNEC比 淡水	PEC海水 (µg/L)	PEC/PNEC比 海水	
1-002	アクリルアミド	79-06-1			2.04	0.55	3,700	50	74	41	0.083	0.002	<0.05	<0.001	発がん2、生殖3、変異原1、経口1、作業環境2
1-003	アクリル酸エチル	140-88-5			0.19	0.03	9,500	50	190	9.6	0.03	0.0031	0.01	0.001	発がん2、変異原1、生態2
1-008	アクリル酸メチル	96-33-3			0.36	0.005	72,000	50	1440	3.6	0.01	0.003	<0.01	<0.003	変異原1、生態2
1-009	アクリロニトリル	107-13-1			0.34	0.2	1,700	20	85	7.6	0.24	0.03	0.39	0.05	発がん2、変異原1、経口3、吸入2、作業環境3、生態2
1-012	アセトアルデヒド	75-07-0			27.4	0.46	60,000	1000	60	370	<1	<0.003	<1	<0.003	発がん2、変異原1、生態2
1-013	アセトニトリル	75-05-8			300	1.5	200,000	50	4000	7100	<3	<0.0004	<3	<0.0004	変異原1
1-028	アリルアルコール	107-18-6			0.32	0.15	2,100	1,000	2	3.2	<0.3	<0.094	<0.3	<0.094	生態1
1-036	イソプレン	78-79-5			0.402	0.005	80,000	50	1600	43	<0.5	<0.01	<1	<0.02	発がん2
1-053	エチルベンゼン	100-41-4			1	0.75	1,300	100	13	26	<0.03	<0.001	1.1	0.04	発がん2、生態2
1-056	エチレンオキシド	75-21-8			84	2.1	40,000	1,000	40	84	<0.049	<0.0006	<0.049	<0.0006	発がん1、変異原1、吸入3、作業環境3
1-057	エチレングリコールモノエチル	110-80-5			1,892	0.45	4,200,000	1,000	4,200	>900	<0.9	<0.001	<0.9	<0.001	生殖2
1-073	1-オクタノール	111-87-5			0.75	0.17	4,400	1,000	4	10	0.54	0.05	0.017	0.002	変異原1、生態2
1-076	イブシロン-カプロラクタム	105-60-2			820	65	13,000	1,000	13	1000	<0.2	<0.0002	<0.2	<0.0002	変異原1
1-079	2,6-キシレノール	576-26-1			0.5	0.0025	200,000	1,000	200	5.4	0.093	0.02	<0.005	<0.0009	生態2
1-084	グリオキサール	107-22-2			86	0.36	240,000	1,000	240	230	1.5	0.007	<0.3	<0.001	変異原1、作業環境2
1-086	クレゾール	-(3種)			0.52	0.045	12,000	100	120	8.4	0.21	0.03	<0.03	<0.004	生態2
1-128	クロロメタン(別名塩化メチル)	74-87-3			200	0.0093	22,000,000	1,000	22,000	550	0.15	0.0003	0.02	0.00004	変異原1
1-133	酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)	111-15-9			41	0.025	1,600,000	100	16000	410	<0.05	<0.0001	0.05	0.0001	生殖2
1-134	酢酸ビニル	108-05-4			0.317	0.025	13,000	50	260	14	0.11	0.008	<0.05	<0.004	発がん2、変異原1、吸入3、生態2
1-149	四塩化炭素	56-23-5			0.375	1	380	10	38	35	0.5	0.01	0.5	0.01	発がん2、経口2、吸入3、生態1、オゾン1
1-150	1,4-ジオキサン	123-91-1			580	2.9	200,000	10	20000	58000	88	0.002	4.4	0.00008	発がん2、変異原1、経口3
1-154	シクロヘキシルアミン	108-91-8			1.6	4.4	360	50	7.2	16	0.22	0.01	<0.01	<0.0006	変異原1

物質リスト-4-1：低リスク物質（生態毒性）

新施行令対象物質		CAS番号	NEDO 判定*1	環境省 評価 *2	NEDO初期リスク評価					環境省初期リスク評価					H20見直し時有害性 選定根拠
種-号 番号	物質名称				NOEC (mg/L)	PEC (µg/L)	MOE	UF積	MOE/UF	PNEC (µg/L)	PEC淡水 (µg/L)	PEC/PNEC比 淡水	PEC海水 (µg/L)	PEC/PNEC比 海水	
1-158	1,1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)	75-35-4			11.6	2	5,800	1,000	6	79	<5	<0.06	<5	<0.06	変異原1、経口2、吸入3
2-024	トランス-1,2-ジクロロエチ	156-60-5			220	2	110,000	1,000	110	220	<5	<0.02	<4	<0.02	経口3
1-160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジア ミノジフェニルメタン	101-14-4			0.0375	0.034	1,100	50	22	0.095	<0.03	<0.3	<0.03	<0.3	発がん2、変異原1、 作業環境1、生態2
1-167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベ	89-61-2			1.8	0.005	360,000	200	1800	10	<0.01	<0.001	<0.01	<0.001	変異原1、生態1
1-178	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5			0.96	3	320	10	32	96	<6	<0.06	<6	<0.06	経口2、生態2
1-181	ジクロロベンゼン(統合)	106-46-7			0.216	0.25	860	50	17.2	10	0.094	0.01	0.11	0.01	発がん2、変異原1、 経口3、生態1
1-186	ジクロロメタン(別名塩化メチ レン)	75-09-2			13.2	6	2,200	200	11	830	61	0.07	3	0.004	発がん2、変異原1、 経口2、生態2
1-232	N,N-ジメチルホルムアミド	68-12-2			940	0.93	1,000,000	50	20000	71,000	0.1	0.000001	0.07	0.000001	生殖2、変異原1
1-240	スチレン	100-42-5			0.28	0.4	700	100	7	9.1	<0.01	<0.0011	0.02	0.0022	発がん2、変異原1、 経口3、生態2
1-270	テレフタル酸	100-21-0			19	35	540	50	10.8	190	0.049	0.0003	0.068	0.0004	吸入2
1-280	1,1,2-トリクロロエタン	79-00-5			3	1.2	2,500	10	250	60	2.2	0.04	<1.3	<0.02	変異原1、経口2
1-299	トルイジン(統合)	106-49-0			0.0111	0.002	5,600	10	560	0.11	<0.006	<0.05	<0.006	<0.05	変異原1、作業環境 3、生態1
1-301	トルエンジアミン	25376-45- 8			0.52	0.01	52,000	10	5200	52	0.23	0.004	<0.02	<0.0004	発がん2、変異原1、 経口2、生態2
1-314	パラ-ニトロクロロベンゼン	100-00-5			0.19	0.0012	160,000	100	1600	3.2	<0.3	<0.09	<0.3	<0.09	変異原1、経口2、作 業環境2、生態2
1-316	ニトロベンゼン	98-95-3			2.6	0.005	520,000	50	10400	26	<0.037	<0.001	0.48	0.02	発がん2、生殖3、吸 入2、作業環境3
1-318	二硫化炭素	75-15-0			2.1	0.35	6,000	1,000	6	21	1.1	0.05	1.2	0.06	生殖3、変異原1、吸 入3、作業環境3、生 態2
1-354	フタル酸ジ-ノルマル-ブチル	84-74-2			0.1	0.3	330	10	33	4	<0.3	<0.08	<0.3	<0.08	生殖2、生態1
1-398	ベンジル=クロリド(別名塩化ベ ンジル)	100-44-7			0.14	0.025	5,600	1,000	6	1	0.05	0.05	<0.05	<0.05	発がん2、変異原1、 生態2
1-436	アルファ-メチルスチレン	98-83-9			0.396	0.005	79,000	50	1580	3	<0.01	<0.003	<0.01	<0.003	変異原1、生態2
1-439	3-メチルピリジン	108-99-6			1	0.025	40,000	50	800	10	0.15	0.02	<0.05	<0.005	生態2

物質リスト-4-1：低リスク物質（生態毒性）

新施行令対象物質		CAS番号	NEDO判定*1	環境省評価*2	NEDO初期リスク評価					環境省初期リスク評価					H2O見直し時有害性選定根拠
種-号番号	物質名称				NOEC (mg/L)	PEC (μg/L)	MOE	UF積	MOE/UF	PNEC (μg/L)	PEC淡水 (μg/L)	PEC/PNEC比 淡水	PEC海水 (μg/L)	PEC/PNEC比 海水	
1-446	4,4'-メチレンジアニリン	101-77-9			0.00525	0.02	260	50	5.2	0.053	<0.04	<0.8	<0.04	<0.8	発がん2、変異原1、経口3、作業環境2、生態1
1-459	リン酸トリス(2-クロロエチル)	115-96-8			10	0.092	110,000	50	2200	100	0.7	0.007	1.1	0.01	変異原1
-		25155-23-1			0.17	0.005	34,000	100	340	1.7	<0.01	<0.006	<0.01	<0.006	前回見直しにおいて除外済み
1-462	リン酸トリ-ノルマル-ブチル	126-73-8			0.82	1.5	550	10	55	21	0.24	0.01	0.03	0.001	生態2
2-078	フタル酸ジシクロヘキシル	84-61-7			0.0358	0.05	720	100	7.2	1.8	<0.1	<0.06	<0.1	<0.06	生態2

*1:NEDO判定 =低リスク物質と判定

*2:環境省評価 × = =低リスクと評価 =低リスクと結論することはできないが、現時点で優先的に情報を収集する必要が無い物質
 低リスクと評価された以外のエンドポイント(暴露経路)で有害性基準を満たさない
 前回の見直しでPRTR指定物質からすでに除外された物質

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

専門家へのヒアリング項目

専門家へのヒアリング項目

本調査における化管法指定物質の選定基準の改定案（素案）について、ご意見をお聞かせ下さい。

ご参考までに、記入例を斜体で記載しています。

御氏名： _____

御所属： _____

1. GHS 分類基準による化管法指定物質の選定について（資料全般について）

	主な理由
基本的に賛成	
基本的に反対	<ul style="list-style-type: none">・ <i>GHS 分類基準にない現行の化管法物質選定基準(水質/大気環境基準や in vitro データの利用)も利用すべき)</i>
更なる検討を要する	<ul style="list-style-type: none">・ <i>GHS 分類基準の一部修正が必要。</i>
その他	

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

専門家へのヒアリング項目

2. 有害性データの情報源と優先順位について（関連資料：資料-6）

	主な理由
リストに追加 / 削除すべき情報源	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒト健康 1-x、 2-x、 生態毒性 3-x は削除すべき ・ 1-xx は Priority2 とすべき ・ xxx を Priority-1 に追加すべき
更なる検討が必要	
その他	

3. 環境での存在に関する基準（関連資料：資料-7、物質リスト-2）

	主な理由
今回の改定案に概ね賛成	
更なる検討を要する	<ul style="list-style-type: none"> ・ 更なる定量的な判断基準の設定が必要 ・ 有害性の程度との組み合わせによる判断が望ましい ・ 化審法での評価結果を積極的に利用すべき
現行の基準の修正は必要ない	
その他	

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

専門家へのヒアリング項目

4. 有害性の項目別の選定基準（素案）について（関連資料：資料-3、資料-4、資料-5、物質リスト-1）

	指摘事項
発がん性	<ul style="list-style-type: none"> ・ GHS 区分 2 は化管法物質選定に利用しない方が良い
生殖細胞変異原性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化管法では生殖細胞変異原性を優先的に評価（分類）する必要は無い。 ・ 現行基準通り、強度（複数）の in vitro 陽性データによる分類（選定）も行うべき ・ GHS 区分 2 は化管法物質選定に利用しないほうが良い
特定標的臓器毒性(反復暴露)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準値（用量）/ ガイダンス値が適切でない。 ・ NOAEL で分類する場合、LOAEL の 1/2、1/3、1/5 が適切である。 ・ 分類に使用する試験期間は、28 日 / 90 日 / 1 年以上とするべき。 ・ 作業環境/水域・大気環境基準や農薬 ADI 積極的に利用するべき。
生殖毒性	<ul style="list-style-type: none"> ・ GHS 区分 2 は化管法物質選定に利用しない方が良い。 ・ GHS 基準の授乳による影響が明らかな場合、化管法物質選定にも利用するべき
呼吸器感作性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発がん性と同様に、有害性データが入手できなくても、ACGIH や日本産業衛生学会での分類があれば選定するべき

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

専門家へのヒアリング項目

生態毒性	<ul style="list-style-type: none"> ・ GHS の急性毒性分類も化管法物質選定に利用すべき。 ・ 慢性区分 2 は化管法物質選定に用いる必要は無い。
オゾン層破壊物質	
その他	

5. その他の課題（関連資料：資料-8、資料-9、資料-10）

	主な指摘事項
国内法規制状況による選定基準について	<ul style="list-style-type: none"> ・ ^{xxx} 規制法で指定された物質は化管法で指定（管理）する必要は無い。
初期リスク評価結果による選定基準について	<ul style="list-style-type: none"> ・ MOE/UF が 1,000 以上と評価された物質は化管法指定物質から除外すべき。 ・ 簡易的なリスク評価手法を（開発）採用し、化管法指定物質の選定にリスク評価の結果を積極的に利用すべき。
天然物・付随的生成物の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none"> ・ 天然物・付随的生成物の場合、製造・輸入実績がない物質は化管法で指定する必要は無い
構造異性体、群化合物	<ul style="list-style-type: none"> ・ 化審法番号 / CAS 番号で物質を指定すべき。

化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

専門家へのヒアリング項目

難分解性物質	<ul style="list-style-type: none">・ 難分解性物質は、独自の有害性・暴露の基準を追加すべき。・ 難分解性物質の場合、製造・輸入量等の閾値をより厳しいものとするべき。
--------	--

6. 化管法物質選定フロー

項目	主な指摘事項
更なる検討を要する	
今回の案に概ね賛成	
その他	

7. その他の指摘事項

項目	主な指摘事項

ご協力ありがとうございました。

化管法物質選定基準（素案）

化管法指定物質の選定基準の改定案（素案）

資料-1～10 に示した調査結果より、化管法指定物質の選定基準の改定案(素案)を示す。

1. 有害性の項目¹

有害性の判断に係る項目を以下の通りとする。

発がん性、 生殖細胞変異原性、 特定標的臓器毒性（反復投与）、 生殖毒性、
呼吸器感受性、 生態毒性、 オゾン層破壊物質

2. 特定第一種指定化学物質に該当する有害性（修正なし）

発がん性：ヒトに対して発がん性あり（GHS区分1A）

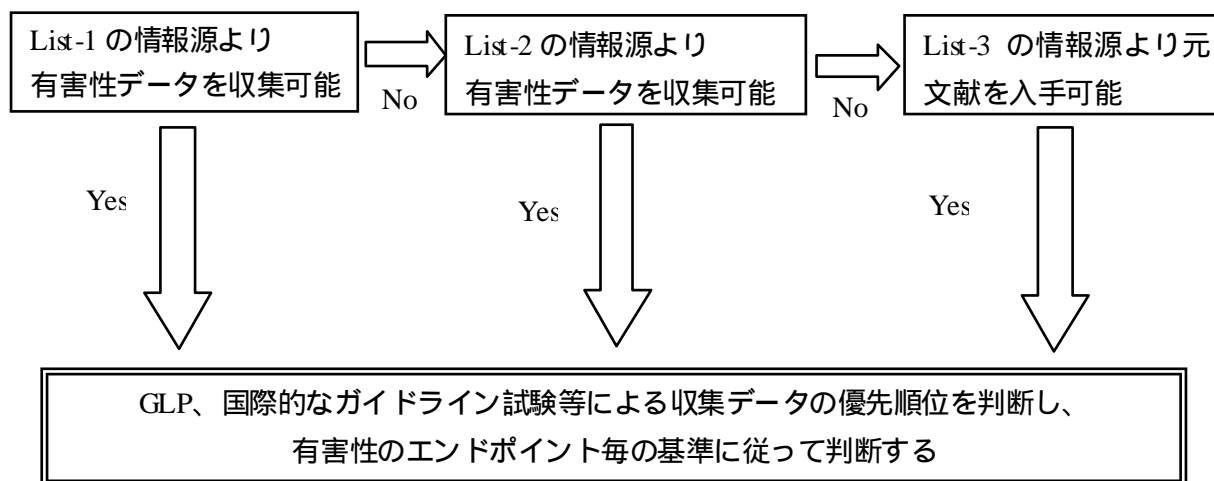
生殖細胞変異原性：ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発（GHS区分1A）

生殖毒性：ヒトの生殖能力を害する、またはヒトに対する発生毒性を引き起こす（GHS
区分1A）

3. 有害性情報の収集フローと情報源²

3.1 有害性データの収集フロー

ヒト健康有害性、環境有害性共に、以下のフローにより有害性データの収集を行う。なお、以下のフローにより有害性データを入手できない場合、判定（分類）できないとする。



¹ 有害性の用語を GHS における用語に統一

² 「政府向け GHS 分類ガイダンス」におけるフローおよび情報源と統一

化管法指定物質選定基準の改定のための基礎的検討

化管法物質選定基準（素案）

3.2 有害性データの情報源

以下に示した情報源より有害性データの収集を行う。

有害性データの収集・整理のための情報源-1（ヒト健康有害性）

List-1		
1-1	機関	機関（独）製品評価技術基盤機構（NITE）
	情報源名	化学物質の初期リスク評価書
1-2	機関	厚生労働省
	情報源名	試験報告「化学物質毒性試験報告」化学物質点検推進連絡協議会
1-3	機関	厚生労働省
	情報源名	労働安全衛生法第28条第3項の規定に基づく健康障害を防止するための指針に関する公示
1-4	機関	日本バイオアッセイ研究センター
	情報源名	厚生労働省委託がん原性試験結果
1-5	機関	環境省環境リスク評価室
	情報源名	化学物質の環境リスク評価（第1巻～第6巻）
1-6	機関	日本産業衛生学会（JSOH）
	情報源名	許容濃度提案理由書および許容濃度等の勧告（毎年発行）
1-7	機関	OECD
	情報源名	SIDS レポート（SIDS）
1-8	機関	WHO/IPCS
	情報源名	環境保健クライテリア（EHC）（2008/9 現在、No.1～No.237）
1-9	機関	WHO/IPCS
	情報源名	国際簡潔評価文書（CICAD） （Concise International Chemical Assessment Documents）
1-10	機関	WHO 国際がん研究機関（IARC）
	情報源名	IARC Monographs Programme on the Evaluation of Carcinogenic Risk to Humans（IARC Monographs）
1-11	機関	FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）
	情報源名	FAO/WHO Joint Expert Committee on Food Additives - Monographs（JECFA モノグラフ（食品添加物等））（JECFA Monographs）
1-12	機関	FAO/WHO 合同残留農薬専門家会議（JMPR）
	情報源名	FAO/WHO Joint Meeting on Pesticide Residues - Monographs of toxicological evaluations（JMPR モノグラフ（残留農薬））（JMPR Monographs）
1-13	機関	EU European Chemicals Bureau（ECB：欧州化学品局）
	情報源名	EU リスク評価書（EU Risk Assessment Report：EU RAR） （2008/9 現在 1巻～91巻）
1-14	機関	European Center of Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals（ECETOC）
	情報源名	Technical Report シリーズおよび JACC Report シリーズ
1-15	機関	米国産業衛生専門家会議（ACGIH）
	情報源名	ACGIH Documentation of the threshold limit values for chemical substances（化学物質許容濃度文書）（7th edition, 2001）（2008 supplement, 2008）および“TLVs and BEIs”（ACGIH、毎年発行）
1-16	機関	米国 EPA
	情報源名	Integrated Risk Information System（IRIS）
1-17	機関	米国国家毒性プログラム（NTP）
	情報源名	NTP Database Search Home Page: Report on Carcinogens（11th, 2005）

化管法指定物質選定基準の改定のための基礎的検討

化管法物質選定基準（素案）

有害性データの収集・整理のための情報源-1（ヒト健康有害性）

		発がん性テクニカルレポート
1-18	機関	米国毒性物質疾病登録局（ATSDR）
	情報源名	Toxicological Profile
1-19	機関	カナダ環境省/保健省
	情報源名	Assessment Report Environment Canada：Priority Substance Assessment Reports（優先物質評価報告書）
1-20	機関	Australia NICNAS
	情報源名	Priority Existing Chemical Assessment Reports
1-21	機関	ドイツ学術振興会(DFG)
	情報源名	MAK Collection for Occupational Health and Safety, MAK Values Documentations
1-22	機関	Patty's Toxicology (5th edition, 2001) (Patty)
	情報源名	E. Bingham, B. Cohrssen, C.H. Powell (Eds), John Wiley & Sons, Inc.全9巻
List-2		
2-1	機関	EU
	情報源名	EU 第7次修正指令 Annex（EU Annex I） （最新版：委員会指令第29次適応化指令）：Annex 1 の分類結果
2-2	機関	EU European Chemicals Bureau (ECB：欧州化学品局)
	情報源名	International Uniform Chemical Information Database (IUCLID) IUCLID CD-ROM (Update 版 Edition 2 - 2000)
2-3	機関	米国国立医学図書館（NLM）
	情報源名	Hazardous Substance Data Bank（HSDB）
2-4	機関	German Chemical Society-Advisory Committee on Existing Chemicals of Environmental Relevance
	情報源名	BUA Report（BUA）
2-5	情報源名	Dreisbach's Handbook of Poisoning (DHP, 13th edition, 2002)
2-6	機関	農林水産省消費技術安全センター
	情報源名	農薬抄録および評価書
2-7	機関	農薬工業会
	情報源名	農薬安全性情報（公開情報一覧）
2-8	機関	内閣府食品安全委員会
	情報源名	食品健康影響評価
2-9	機関	厚生労働省
	情報源名	既存添加物の安全性の見直しに関する調査研究
List-3		
3-1	文献データベース	<ul style="list-style-type: none"> • Pub-Med/NLM • NLM TOXNET (TOXLINE) • JICST 科学技術(医学)文献ファイル (JOIS オンライン検索)
3-2	化学物質に関する総合情報データベース	<ul style="list-style-type: none"> • (独)製品評価技術基盤機構「化学物質総合情報提供システム」(CHRIP) • ドイツ労働安全研究所(BIA)「GESTIS-database on hazardous substances」 • 環境省「化学物質ファクトシート」 • (独)国立環境研究所「WebKis-Plus 化学物質データベース」(WebKis-Plus) • (独)産業技術総合研究所「詳細リスク評価書」 • (財)化学物質評価研究機構(CERI)「化学物質安全性(ハザード)データ集」 • Hazardous Substance Fact Sheet (New Jersey Department of Health and Senior Services) • 「Sittig's Handbook of Toxic and Hazardous Chemicals and Carcinogens

化管法指定物質選定基準の改定のための基礎的検討

化管法物質選定基準（素案）

有害性データの収集・整理のための情報源-1（ヒト健康有害性）

		(4 th edition,2002)」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 米国国立労働安全衛生研究所（NIOSH）「RTECS [Registry of Toxic Effects of Chemical Substances] ・ WHO/IPCS 「ICSC カード（International Chemical Safety Cards）」（ICSC）
3-3	EU 分類	

有害性データの収集・整理のための情報源-2（水生環境有害性）

List-1		
1-1	機関	環境省
	情報源名	化学物質の生態影響試験について
1-2	機関	環境省環境リスク評価室
	情報源名	化学物質の初期リスク評価書
1-3	機関	(独)製品評価技術基盤機構（NITE）
	情報源名	化学物質の初期リスク評価書
1-4	機関	OECD
	情報源名	SIDS レポート（SIDS）
1-5	機関	WHO/IPCS
	情報源名	環境保健クライテリア（EHC）
1-6	機関	WHO/IPCS
	情報源名	国際簡潔評価文書（CICAD）
1-7	機関	EU European Chemicals Bureau (ECB：欧州化学品局)
	情報源名	EU リスク評価書（EU Risk Assessment Report：EU RAR）
1-8	機関	カナダ環境省/保健省
	情報源名	Assessment Report Environment Canada：Priority Substance Assessment Reports（優先物質評価報告書）
1-9	機関	Australia NICNAS
	情報源名	Priority Existing Chemical Assessment Reports
1-10	機関	European Center of Ecotoxicology and Toxicology of Chemicals(ECETOC)
	情報源名	Technical Report シリーズ・TR91(Aquatic Hazard Assessment)
1-11	機関	WHO/FAO
	情報源名	Pesticide Data Sheets（PDSs）
List-2		
2-1	機関	AQUIRE
	情報源名	Aquatic Toxicity Information Retrieval（AQUIRE）
2-2	機関	EU European Chemicals Bureau (ECB：欧州化学品局)
	情報源名	International Uniform Chemical Information Database (IUCLID)
2-3	機関	米国国立医学図書館（NLM）
	情報源名	Hazardous Substance Data Bank（HSDB）
2-4	機関	EU European Chemicals Bureau (ECB：欧州化学品局)
	情報源名	The N-CLASS Database on Environmental Hazard Classification（N-Class）
2-5	機関	German Chemical Society-Advisory Committee on Existing Chemicals of Environmental Relevance
	情報源名	BUA Report（BUA）
2-6	機関	
	情報源名	
List-3		
3-1	文献データ	・ Pub-Med/NLM

化管法指定物質選定基準の改定のための基礎的検討

化管法物質選定基準（素案）

有害性データの収集・整理のための情報源-2（水生環境有害性）

	ベース	<ul style="list-style-type: none"> ・ NLM TOXNET (TOXLINE) ・ JICST 科学技術(医学)文献ファイル (JOIS オンライン検索)
3-2	化学物質に関する総合情報データベース	<ul style="list-style-type: none"> ・ (独)製品評価技術基盤機構「化学物質総合情報提供システム」(CHRIP) ・ ドイツ労働安全研究所 (BIA) 「GESTIS-database on hazardous substances」 ・ 環境省「化学物質ファクトシート」 ・ (独)国立環境研究所「WebKis-Plus 化学物質データベース」(WebKis-Plus) ・ (独)産業技術総合研究所「詳細リスク評価書」 ・ (財)化学物質評価研究機構(CERI)「化学物質安全性(ハザード)データ集」 ・ Hazardous Substance Fact Sheet (New Jersey Department of Health and Senior Services) ・ 「Sittig's Handbook of Toxic and Hazardous Chemicals and Carcinogens (4th edition,2002)」 ・ 米国国立労働安全衛生研究所 (NIOSH)「RTECS [Registry of Toxic Effects of Chemical Substances] WHO/IPCS「ICSC カード (International Chemical Safety Cards)」(ICSC)
3-3	EU 分類	

化管法物質選定基準（素案）

4. 環境での存在に関する判断基準

<p>第一種指定化学物質</p>	<p>1年間の製造輸入量が100トン以上、特定第一種指定物質化学物質および農薬は10トン以上、オゾン層破壊物質は累積製造輸入量が10トン以上、 又は <u>有害性データと一般環境中での推計濃度またはヒトへの推計暴露量を考慮し、一定以上のヒトまたは環境生物へのリスクを生じる懸念がある物質。化審法での暴露評価結果を考慮しつつ、製造・輸入量、用途、物理化学的性状を総合的に用いて判断する。</u>³</p>
<p>第二種指定化学物質</p>	<p>1年間の製造輸入量が1トン以上、 又は <u>有害性データと一般環境中での推計濃度またはヒトへの推計暴露量を考慮し、現時点ではリスクの懸念は少ないが、将来的に製造・輸入量の増加や用途の変更が生じた場合、一定以上のヒトまたは環境生物へのリスクを生じる可能性がある物質。化審法での暴露評価結果を考慮しつつ、現在および将来における製造・輸入量や用途の変化、さらに物理化学的性状を総合的に用いて判断する。</u>³</p>

5. 有害性の項目別の選定基準

5.1 発がん性

<p>クラス1 (特定第一種指定化学物質)</p>	<p>GHS区分1A: 人に対する発がん性が知られている物質: 主として人での証拠による</p>
<p>クラス2 (第一種または第二種指定化学物質)</p>	<p>GHS区分1B: 人に対しておそらく発がん性がある物質: 主として動物での証拠による GHS区分2⁴: 人に対する発がん性が疑われる物質</p>

³ エコ調査や水域・大気での環境基準値による調査結果の活用方法、さらに具体的かつ定量的な暴露評価の方法と基準については、更なる検討及び専門家の意見を反映させる必要がある。

⁴ GHS区分2による化管法物質選定については、要検討。

化管法物質選定基準（素案）

5.2 生殖細胞変異原性⁵

クラス 1 (特定第一種指定化学物質)	GHS 区分 1A: ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発することが知られている化学物質：主に人の疫学的調査による陽性が明らかな物質
クラス 2 (第一種または第二種指定化学物質)	GHS 区分 1B: ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発すると見なされるべき化学物質 GHS 区分 2 ⁶ : ヒト生殖細胞に遺伝的突然変異を誘発する可能性がある化学物質

5.3 特定標的臓器毒性（反復投与）⁷

クラス 1 ⁸	<p>GHS 区分 1: 人に重大な毒性を示した物質、または実験動物での試験の証拠に基づいて反復ばく露によって人に重大な毒性を示す可能性があると考えられる物質</p> <p>化管法物質選定のための独自の基準（ガイダンス）値</p> <p>経口投与 LO(A)EL: 10mg/kg/day 以下、 信頼性のある LO(A)EL が入手できない場合、 NO(A)EL: 1mg/kg/day 以下⁹</p> <p>吸入暴露 LO(A)EL: 50ppm/6h/day 以下（気体） 0.2mg/L/6h/day 以下（蒸気） 0.02mg/L/6h/day 以下（粉塵、ミスト、ヒューム） 信頼性のある LO(A)EL が入手できない場合、 NO(A)EL: 5ppm/6h/day 以下（気体） 0.02mg/L/6h/day 以下（蒸気） 0.002mg/L/6h/day 以下（粉塵、ミスト、ヒューム）</p> <p>原則として 1 年間 / 90 日¹⁰（吸入暴露の場合、6h/day）のデータを用いることとし、1 年間 / 90 日に満たない暴露（投与）期間のデータは補正した値を用いる。</p>
--------------------	--

⁵ *in vitro* データのみによる判断は含めていない

⁶ GHS 区分 2 による化管法物質選定については、要検討。

⁷ ここでの基準（ガイダンス）値は GHS 区分 1 に分類するためのガイダンス値とした。水質基準 / 作業環境基準については、化管法物質選定時に信頼性がある根拠データ（数値）を利用する必要があることから、記載する必要は無いと判断した。

⁸ 現行基準ではクラス 1～3 に細分されているが、ここでは一つのクラスに統一した。

⁹ GHS では NOAEL によるガイダンス値を定めていないため、経口 / 吸入暴露共、LOAEL の 1/10 としたが、安全サイドの観点からは、1/2 または 1/3 等が適当であるかもしれない。要検討である。

¹⁰ 化管法物質選定に利用できる投与期間については、要検討課題である。

化管法指定物質選定基準の改定のための基礎的検討

化管法物質選定基準（素案）

5.4 生殖毒性

クラス 1 (特定第一種指定化学物質)	GHS 区分 1A: 人に対して生殖毒性があることが知られている、あるいはあると考えられる物質（主に人での証拠による。）
クラス 2 (第一種または第二種指定化学物質)	GHS 区分 1B: 人に対して生殖毒性があると考えられる物質（主に動物実験の結果による証拠） GHS 区分 2 ¹¹ : 人に対する生殖毒性が疑われる物質（区分 1A または 1B に分類するには十分なデータが無い場合）

5.5 呼吸器感作性

クラス 1	呼吸器感作性区分 1: ヒトまたは動物実験の結果より、呼吸器感作性を示すと判断される物質 区分 1A: ヒトまたは動物実験の結果より、高頻度の感作性を示す物質 区分 1B: ヒトまたは動物実験の結果より、中程度の頻度で感作性を示す物質
-------	---

5.6 生態毒性¹²

クラス 1	GHS 慢性区分 1 または 2 ¹³ 信頼性がある慢性（長期）試験データが利用可能な場合：NOEC ≤ 1mg/L かつ急速分解性なしの物質 又は 慢性（長期）試験データが利用できない（または 1-2 生物種のみ慢性データ有）場合：L(E)C50 ≤ 10mg/L かつ急速分解性なしの物質
-------	--

5.7 オゾン層破壊物質

クラス 1	GHS 区分 1: モントリオール議定書の何れかの ANNEX にリストされた物質
-------	---

¹¹ GHS 区分 2 による化管法物質選定については、要検討。

¹² 現行基準ではクラス 1~2 に細分されているが、ここでは一つのクラスに統一した。

¹³ GHS 慢性区分 2 による化管法物質選定については、要検討。

化管法指定物質選定基準の改定のための基礎的検討

化管法物質選定基準（素案）

6. その他の検討課題

以下にその他の検討課題を示した。

6.1 国内法規制状況を用いた化管法指定物質の選定基準

基準（案）	・ xxx 取締法 / 規制法指定物質の化管法指定物質からの除外（例：農薬取締法、オゾン層保護法等）の検討
-------	---

6.2 初期リスク評価結果を活用した化管法指定物質の選定

基準（案）	・ （初期）リスク評価結果において低リスクと判定され、一定以上のマージン（例えば、MOE/UF が 1,000 以上、PEC/PNEC が 0.01 以下）を有すると評価され ¹⁴ 、その他の有害性が選定基準に該当しない物質の化管法指定物質からの除外の検討
-------	---

6.3 「天然物・付随的生成物」の化管法による取扱い

基準（案）	Option-1：化管法指定物質に含めない（除外する） Option-2：国の推計による排出量の把握方法・排出量管理方法の検討
-------	--

6.4 構造異性体、xxx 化合物等の群化合物による物質指定

基準（案）	Option-1：現状通り Option-2：CAS 番号による物質指定の見直し Option-3：官報公示整理番号（化審法・安衛法）による物質指定の見直し
-------	--

6.5 難分解性の性状を有する物質の化管法での適正管理

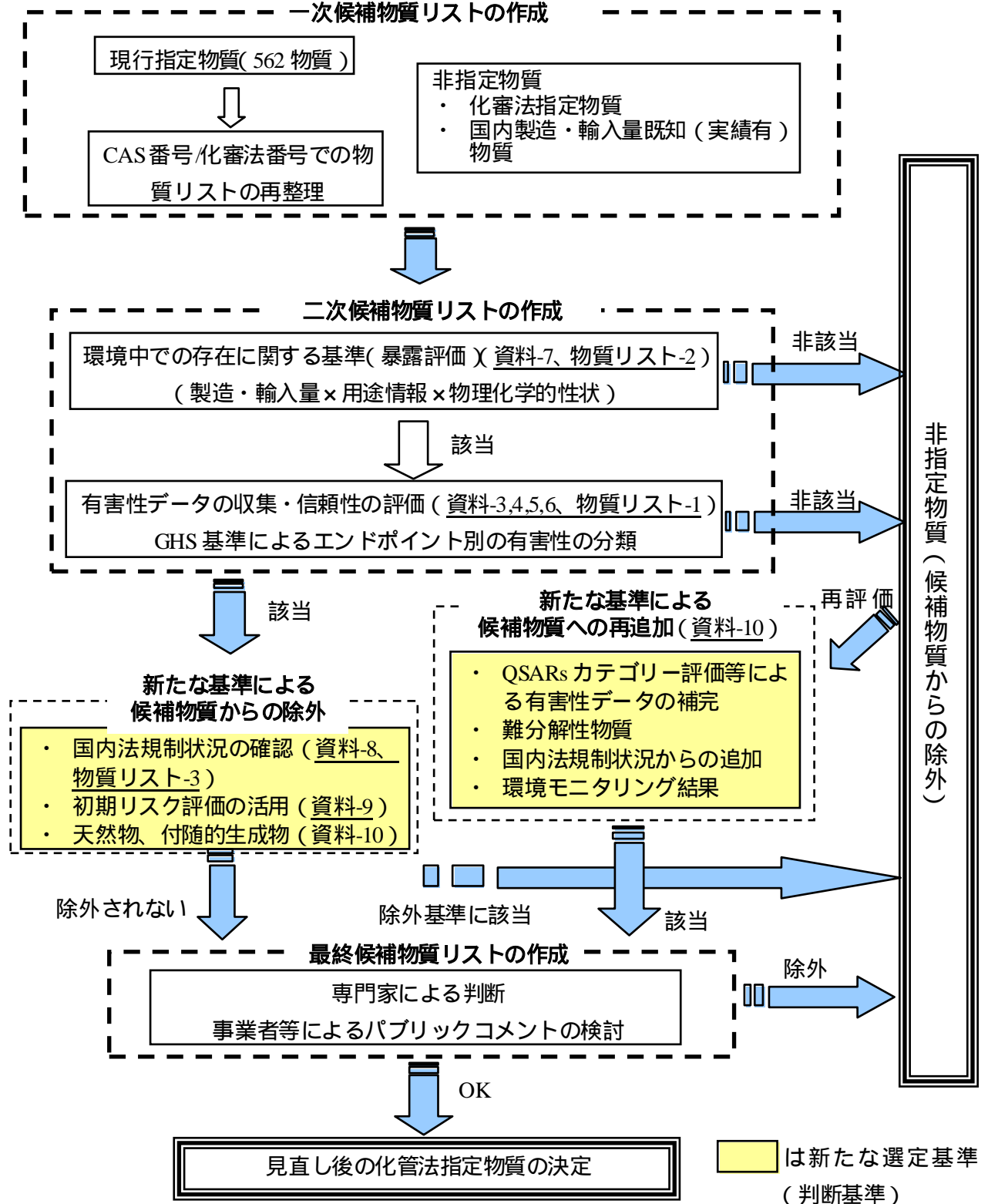
基準（案）	Option-1：現状通り（特別な考慮なし） Option-2：難分解性物質に対する新たな選定基準：難分解性物質の判定基準、難分解性物質に対する別の製造輸入量、環境での存在等の基準（例えば、製造輸入量 1 トン / 年以上）、有害性基準の検討
-------	--

¹⁴ 具体的かつ定量的なマージンの基準値は今後の課題である。

化管法物質選定フロー（案）

化管法指定物質の選定作業フロー（案）

今回の化管法指定物質の選定作業のための作業フロー（案）を示す。



化管法指定物質選定基準の改正のための基礎的検討

化管法物質選定フロー（案）

（参考）前回の化管法指定物質の見直し

見直し後の化管法対象物質数の概況

